ディスクロージャー誌

Report Sumisei 2011

平成22年度決算のご報告

［CSRレポート統合版］

あなたの未来を強くする

住友生命

あなたの未来を強くする

一日一日を安らかに生きること。
人が願うのはそのことです。
愛する家族や、信頼する友人とともに、
めぐり来る日々を、すこやかに、あかるく生きる。
ただ、そのことなのです。
でも、生きていればいろいろあります。
雨がふる日もあれば、風が吹く日もあります。

そんな時、人を支えられるのは、
やっぱり、あなたと同じ人間だと思うのです。
人が何を考え、何を求め、どうありたいと願うか。
その心を見つめる力を持つ、人間だと思うのです。
そして、それこそが、私たちの仕事にとって、
もっとも大切なことであり、それを磨くことが、
私たちの仕事の品質を高めるただひとつの道である。
そう信じるのです。
安心は、もっと、もっと前進できる。
何よりも、あなたの未来を強くしたいと願う、
私たち住友生命です。

あなたの未来を強くする

住友生命

CONTENTS

1 経営基本方針 2

・社長メッセージ
・新コーポレートブランド
・東日本大震災への対応

2 平成22年度の業績 11

・販売実績
・収益の状況
・ストック・健全性の状況
・資産運用の状況（一般勘定）

3 住友生命のCSR 19

・特集
・お客さま満足の向上
・ビジネスパートナーとの共生
・従業員の働きがい
・豊かな社会づくり
・地球環境の保護

4 CSRを支える経営体制 57

・コーポレートガバナンス
・経営管理体制
・内部統制システムの整備
・コンプライアンスへの取組み
・個人情報保護への取組み
・リスク管理体制
・積極的なディスクロージャー

5 データ編 73

・平成22年度決算の概況
・データ編

6 組織の概要 175

・組織の概要
・各種索引

経営の要旨

一．我社の事業は共存共栄相互扶助の理念に基いて
その強固隆盛を図り社会公共の福祉に貢献することを期する

二．我社の事業は信用を重んじ確実を旨とする

三．我社の事業は時勢の変遷事態の緩急を計り弛張興替するも
冷静克く進取不屈の精神を堅持し大局を誤ることなきを期する

CSR経営方針

**住友生命は保険事業の健全な運営とその発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。**

この理念のもと、誠実な業務遂行・健全な財務基盤を通じ、お客さまをはじめとした
各ステークホルダーに最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

■ お客さまへ

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

■ ビジネスパートナーへ

ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

■ 従業員へ

従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

■ 社会へ

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

■ 地球環境へ

健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

※CSR＝Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任

住友生命ブランドビジョン

「理想の会社を創ろう」。この創業の決意から住友生命は生まれました。
それから百年の時を超えて、住友生命は「住友」の信頼と「お客さまの人生を守る」という使命感をもって、歩みを続けてきました。
その間、世の中は大きく変わりました。しかし、私たちは「伝統と革新」の志をもって、その時代、時代にあった「理想の会社」の姿を追い求めてきました。
今また、時代は大きく動いています。世の中には漠然とした不安感が広がっています。
こういう時こそ住友生命の出番です。生命保険は人々が人生の不安を解消し、自信と希望をもって、「力強く」未来に進むための大きな「力」になるものだからです。
だから、私たちはもう一度、将来に向かって新しい「理想の会社」づくりを始めます。
新しい「理想の会社」の姿とは、住友生命の強みである「伝統と革新」の志を発揮して、保険の「新しい」を次々と実現し、心を込めて真っ先にお客さまにお届けしていく会社です。
「新しい」とは単なる思い付きや目新しさではありません。
お客さまの強い未来につながる「本物の価値」、そして社会にとって真に価値ある「新しいスタンダード」づくりを担うこと。
これは百年を超える歩みの中で、大手生保の枠を越えて挑戦すること、革新することを続けてきた住友生命だからこそできることです。

**お客さまの「未来を強くする」ために、
私たちは4つの「先進の価値」を実現していきます。**

- “いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング＆サービス
- “強く生きる”ための商品開発で業界をリードする
- 一歩先行く“感動品質”のお客さま対応
- “健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する進化するサポートプログラム

これは、住友生命がお客さまにとって、そして社会にとってもっと魅力ある会社となるための、そして、職員がこの仕事に携わっていることに一層誇りを持てる会社になるための挑戦でもあります。
合言葉は「あなたの未来を強くする」。
私たちはこの新しい挑戦を始めます。

住友生命の概要

【正式名称】 住友生命保険相互会社
SUMITOMO LIFE INSURANCE COMPANY
【創　　業】 明治40年（1907年）5月
【本社所在地】 本　　社：〒540-8512
大阪府大阪市中央区城見1-4-35
TEL.（06）6937-1435
東京本社：〒104-8430
東京都中央区築地7-18-24
TEL.（03）5550-1100
〈ホームページ〉http://www.sumitomolife.co.jp
【取締役社長】 佐藤義雄
【従業員数】 42,366名（職員9,790名、営業職員32,576名）
【営業拠点数】* 支社73、支部1,679
【資産状況】 総資産　23兆7,368億円
【負債状況】 保険契約準備金　21兆5,983億円
（うち責任準備金21兆1,477億円）
【資本状況】 基金　4,390億円
（基金償却積立金を含む）
【収支状況】 保険料等収入　3兆30億円
（平成22年4月～平成23年3月）
保険金等支払金　1兆9,990億円
（平成22年4月～平成23年3月）
【保有契約年換算保険料】 個人保険　1兆4,563億円
個人年金保険　7,277億円
【保有契約高】 個人保険　109兆1,259億円
個人年金保険　13兆2,982億円
団体保険　32兆5,640億円
団体年金保険　2兆4,302億円
（平成23年3月31日現在）

*上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を9店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。

本社

東京本社

※本冊子は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※「REPORT SUMISEI」と「CSRレポート」を統合しました。
ディスクロージャー誌「REPORT SUMISEI」では、これまで、経営基本方針や業績全般に加え、様々な経営課題への取組みやCSR活動の実績等について幅広くご報告してきました。
「REPORT SUMISEI 2011」発行にあたっては、当社の事業活動をより多面的かつ総合的にご理解いただくために、CSR活動に関わる考え方やPDCA等をご報告すべく別に発行していた「CSRレポート」を包含した統合レポートとして作成することとしました。
統合後についても、引き続き、ステークホルダーの皆さまとの重要なコミュニケーションツールの一つと位置付け、さらなる情報開示の充実に努めていきたいと考えています。

平成22年度決算の概況

＜直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標＞（単位：百万円）

項　目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収益	3,732,220	3,289,813	3,604,842	4,026,050	3,647,344
経常利益	129,137	109,207	103,738	155,786	155,321
基礎利益	302,809	238,153	148,562	386,817	265,230
当期純剰余	80,002	89,965	106,408	108,616	110,322
基金の総額（注1）	319,000	369,000	369,000	369,000	439,000
総資産	23,286,436	23,382,567	22,609,749	23,018,316	23,736,871
うち特別勘定資産	2,669,759	2,741,745	2,612,125	3,276,905	3,087,203
責任準備金残高	19,753,746	19,672,951	19,287,447	20,369,636	21,147,790
貸付金残高	4,186,203	4,057,938	3,869,177	3,443,887	3,171,361
有価証券残高	16,281,024	16,024,737	15,792,810	17,116,912	18,068,631
ソルベンシー・マージン比率	1,068.6%	1,030.7%	837.2%	955.1%	1,002.2% (636.5%)(注2)
剰余金処分対象額に占める社員配当準備金等の積立割合（注3）	99.5%	99.8%	77.5%	99.9%	97.0%
従業員数	45,834名	43,434名	44,546名	45,281名	42,366名
社員数（契約者数）（注4）	7,555,359名	7,409,345名	7,255,703名	7,155,151名	7,046,316名
保有契約高（注5）	187,264,892	178,834,952	170,884,334	162,918,990	154,988,290
個人保険	140,737,192	132,342,906	124,088,951	116,114,618	109,125,950
個人年金保険	12,158,021	12,608,431	12,892,684	13,320,273	13,298,245
団体保険	34,369,677	33,883,614	33,902,697	33,484,098	32,564,094
団体年金保険保有契約高（注6）	2,912,318	2,674,058	2,451,770	2,528,329	2,430,296

（注1）基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。
（注2）平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。
（注3）剰余金処分対象額に占める社員配当準備金等の積立割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合です。
（注4）相互会社における社員とは、保険契約者のことです（剰余金の分配のない保険にのみご加入の契約者を除く）。
（注5）保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払い開始後契約の責任準備金を合計したものです。
（注6）団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。

Message

―― メッセージ ――

「お客さまに信頼・支持される会社」を目指して

ご　挨　拶

平素より住友生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

平成22年度決算の状況を掲載したディスクロージャー誌「REPORT SUMISEI 2011」を作成いたしました。業績全般のご報告に加え、経営課題への取組み等についてご紹介しておりますので、是非ご覧いただきたく存じます。

平成22年度の事業概況

東日本大震災への対応

当社では、未曾有の災害となった東日本大震災への対応を最優先課題として取り組みました。お客さまへの迅速な対応という点では、約款上、地震・津波等を原因とした災害死亡保険金等については金額を削減したり支払わない場合があると規定されておりますが、今回はこれに該当しないことが確認できたことから、お客さまにご安心いただくため、全額お支払いすることを地震翌日に公表いたしました。また、専用のフリーダイヤルを開設し、日曜日、祝日もお客さまからのご相談を承る体制をいち早く整えました。さらに保険料払込猶予期間の延長、保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い、契約者貸付利率の減免等を実施しております。

また、被災地のお客さまの安否確認とアフターフォローを実施していくため、現地の営業職員による電話・訪問活動やコールセンターからの電話によるコンタクトを推進しております。さらに、現地でのサービス体制を強化するため、本社や子会社等から応援者を派遣するなどの支援を実施するとともに、本社内において復興支援を迅速に実施するための態勢を構築するなど、被災地におけるサービス活動等の正常化に向けた取組みを加速させております。このほか、今般の大震災で被災された方々への支援として義援金やタオル等の救援物資をお届けいたしました。

事業の経過

3ヵ年計画「スミセイ新世紀ビジョン」の最終年度にあたる平成22年度は、引き続き営業面・サービス面等、経営全般にわたる一層の品質向上と新たな成長路線の確立に向けた取組みを推進してまいりました。

保険販売面の取組みでは、介護保障・医療保障分野を中心に、お客さまとそのご家族のニーズに応じた最適な保障をお届けする観点から、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実に取り組みました。この面

では、営業職員によるお客さま総訪問活動を継続するとともに、定期的なコンタクトによる従来以上にきめ細かいサービスを提供するため、お客さまへの訪問結果をより詳細に一元管理できる新たなシステムの導入を行いました。また、優秀な営業職員の育成と保険契約の継続率の向上を目指した業務運営のもと、営業適性の高い人材の採用や指導・教育体制の充実に取り組みました。さらに、営業職員の評価体系をはじめとする制度面についても、お客さまへのサービス活動をより高く評価する体系の導入や、新人の教育カリキュラムの抜本的な見直し等を行いました。

金融機関や日本郵政グループ各社を通じた保険販売については、各代理店への研修の充実等により商品面・コンプライアンス面でのサポート体制を強化してまいりました。また、子会社の「いずみライフデザイナーズ株式会社」を通じて展開している来店型保険ショップ事業についても、店舗数の増加等を通じて事業の拡大を図ってまいりました。一方で、保険ショップ等を通じて保険販売を行う子会社「メディケア生命保険株式会社」では平成22年4月よりシンプルな医療保険の販売を開始いたしました。

事業の成果

こうした取組みの結果、個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は前年度末比で増加し、解約・失効の年換算保険料や継続率は引き続き改善しております。

本業の収益性を示す基礎利益は、変額年金について、法令の定めに基づき標準責任準備金の追加積立てを行った影響を除けば、昨年並みの水準を確保しております。この基礎利益を元に内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っており、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、1002.2%（前年度末比47.1ポイント増）と行政監督上の基準である200%を十分上回る水準を確保しております。また、平成24年3月期末の決算から適用される新基準で算出したソルベンシー・マージン比率においても636.5%を確保しております。

今後の経営戦略

当社は平成23年度より、お客さまとご家族の人生を守り、支えていく決意を「あなたの未来を強くする」というメッセージに託した新たなコーポレートブランドをスタートさせました。その核となる「住友生命ブランドビジョン」では、お客さまの「未来を強くする」ために4つの「先進の価値」を実現していくことを掲げております。

このブランドビジョンを全役職員で共有し、お客さまの立場に立った対応を全社で徹底するとともに、広告・宣伝、各種資料、ホームページも含めたあらゆるお客さまとの接点で新ブランドの浸透を図ってまいる所存です。

この4つの「先進の価値」を実現していくために、平成23年度からの3年間で取り組むべき事項をまとめた新たな中期経営計画「スミセイ中期プログラム」を策定いたしました。本計画のスタートに際しては、大震災への対応を最優先課題と位置づけ、被災地での万全のお客さま対応と被災地の支社・営業拠点の早急な復興に全力で取り組んでまいります。また、販売面・サービス面の一層の充実を図るため、新商品「Wステージ」をはじめとする介護保障・医療保障分野や貯蓄分野の魅力ある商品を提供していくとともに、質の高いコンサルティングとサービスや保険事業に関連したサポートプログラムを継続的にお届けする体制を強化いたします。さらに、その要となる営業職員のレベルアップに向けて優秀人材の採用と指導・育成の更なる充実に努めてまいります。このほか、金融機関等での窓口販売等によるマルチチャネル化や、海外市場等の成長分野への取組みを強化するとともに、引き続き、経営全般の一層の品質向上に取り組んでまいります。

新たなコーポレートブランドのもと、住友生命がお客さまや社会にとってより魅力のある会社になることができるよう、本中期経営計画を着実に遂行してまいる所存です。今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成23年7月
取締役社長
佐藤義雄

Brand

―― 新コーポレートブランド ――

「新しいブランド戦略は単なるイメージ戦略ではありません。ブランドビジョンの『4つの先進の価値』を実現するために、サービス・営業のあり方、そして職員の意識・行動を変える企業変革プロジェクトです」

なぜ今、ブランド戦略なのか

現在、超高齢社会の到来やお客さまニーズの多様化、新規参入拡大による競争激化など生命保険会社を取り巻く環境は、急激なスピードで変化しております。

変化こそ大きなチャンスであるという考えの下、当社はこれまでも、介護・医療・年金などの成長分野への取組みを強化し、同時に、専業営業職員体制の改革に挑んでまいりました。こうした動きを一層加速させ、**「お客さまから選ばれる生命保険会社」となるために、その象徴として新しいブランドを打ち出すことといたしました。**

これまで取り組んできた方向性を踏まえつつ、それぞれの取組みの徹底度合いとスピードを格段に進化させる。その決意をこのブランドでお約束するとともに、真の「お客さま中心主義」を行動レベルで徹底していくための取組みを推進してまいります。

ブランド戦略の骨格

ブランド戦略の骨格

KPI：Key Performance Indicator

今回のブランド戦略は、お客さまと長期に亘る強い関係を構築する「顧客ロイヤルティマーケティング」、あらゆる接点において統一的な価値イメージをお伝えしていく「アウターブランディング」、宣言した価値を実現していくために当社の役職員一人ひとりがブランド理念を共有し、真のお客さま中心主義を具現化していく「インナーブランディング」、そして、この3つの取組みを継続的にレベルアップさせていくためのPDCAサイクルである「ブランドマネジメント」が一体となった企業変革プロジェクトです。

その中でも、顧客ロイヤルティマーケティングとそれを可能とするためのインナーブランディングを最重要課題として位置づけており、**当社の価値イメージ形成の担い手である職員一人ひとりの意識と行動をブランド戦略の名の下で変えていくことが、このプロジェクトの大きな狙いです。**

ブランドビジョンにかかげる4つの先進の価値

このブランド戦略においては、お客さまからご支持いただくために、**お客さまの未来を強くする「4つの先進の価値」を実現していくことをお約束しております。**

当社の役職員全員がこれらの価値をお客さまの前で実現することで、住友生命ならではの価値を実感していただく。そのようなお客さま対応を徹底し続けることができれば、お客さまの支持を高めていくことができると考えております。

この4つの先進価値に込めた想いをお客さまへのメッセージとして表したのが、**「あなたの未来を強くする」**というキャッチフレーズです。一人ひとりのお客さまの不安に真正面から向き合って、お客さまとご家族の人生を守り、支える。つまり「未来を強くする」。この生命保険の原点をしっかりと果たしてまいりたいと存じます。新しいブランドの下で、このメッセージを堂々と胸をはってお客さまに伝えることができる会社を目指してまいる所存です。

東日本大震災への対応

このたびの地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

主なお客さま対応等

当社では、地震発生直後に危機対策本部を立ち上げ、保険金等のお支払いをはじめとするお客さまへの対応を迅速に行うとともに、被災地のお客さまの安否確認を兼ねたきめ細かいアフターフォロー等に取り組んでまいりました。

災害関係特約の保険金等全額支払い

災害関係特約については、約款上、地震・津波等を原因とした災害死亡保険金等を削減したり支払わない場合があると規定されておりますが、今回はこれに該当しないことが確認できたことから、お客さまにご安心いただくため、全額お支払いすることを地震翌日に公表いたしました。

保険料払込猶予期間の延長

災害救助法が適用となる地域（東京都を除く）で保険料をお払込み中のご契約について、保険料のお払込みが困難な場合でも、ご契約が有効に継続するよう最長で平成24年1月4日まで払込猶予期間を延長するお取扱いをしております。また、延長後の猶予期間までに猶予した保険料全額のお払込みが困難な場合には、原則として、平成24年1月より継続して保険料をお払い込みいただくことにより、保険料の払込期日を平成24年10月31日までとするお取扱いもいたします。

保険金、給付金、契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い

手続きに必要な書類の一部省略など、迅速なお支払いに資する取扱いを実施しております。

契約者貸付利率の減免

災害救助法が適用となる地域（東京都を除く）のご契約について、1契約あたり最大100万円（ただし解約返戻金の一定割合以内）を限度に平成23年6月30日までに受け付けた契約者貸付に対して、平成23年12月31日までの間、契約者貸付の利率を減免しております。

契約者貸付等における保険契約の失効に関する特別取扱い

災害救助法が適用となる地域（東京都を除く）のご契約のうち、契約者貸付等が行われており、貸付金等の元利合計額が解約返戻金額を超えることによって失効するご契約について、お客さまのお申し出により、最長で平成24年1月4日までご契約を有効に継続することとしております。

専用フリーダイヤルの設置

専用フリーダイヤルを設置し、平日だけでなく土日祝日も含め被災状況に応じたきめ細かい対応を実施しております。

休日に臨時開設したコールセンター

お客さまへの周知

マスコミリリース、当社ホームページトップ画面での掲載のほか、3月13日（日）以降、全国紙5紙および地方紙17紙にお見舞い広告を掲載しました。また3月17日（木）以降、テレビコマーシャルにおいてもお見舞いおよび震災にかかる特別取扱いをお知らせしました。

お見舞い活動

被災地域の各支社では、お見舞い用タオル持参（総数50万本）のほか、生命保険協会および国内全生損保の連絡先を記載したチラシを避難所等に持参するなどして、被災された方に幅広く情報提供を行いました。

本社職員による支援物品の発送

義援金の寄贈

被災された方々への支援として、日本赤十字社や被災地の地方新聞社に義援金を寄贈（新聞社は寄託）しました。

日本赤十字社への義援金寄贈

迅速・適切な保険金等のお支払いに向けた取組み

お客さま安否確認

地震発生直後から、岩手県・宮城県・福島県が契約者住所となっている全契約について、お客さまの安否確認活動を実施しております。お客さまの状況・ニーズを的確に把握するために現地の「営業職員による確認」をベースとしつつ、営業職員自身が被災し、活動が困難な場合等は、本社から電話による確認を実施しました。また、一定時点で確認がとれていないご契約を抽出し、全件にダイレクトメールを発信し、ダイレクトメールに返信がない場合は、さらに本社から全件電話によるコンタクトを行い、漏れのない、重層的な確認を実施しました。

お客さまの安否情報を管理するためのシステム対応

お客さまの安否情報を管理するためのシステム開発を行い、被災地域のお客さま情報を一元管理することで迅速・適切な保険金等のお支払いにも役立てております。

なお、加入していた生命保険会社が分からず保険金の請求を行うことが困難なご遺族等には、生命保険協会が設置する災害地域生保契約照会制度（生命保険協会から各生命保険会社に契約有無の調査依頼を行う制度）を案内しております。

警察発表情報等の利用

迅速なお支払いのため、お客さまからのご請求を待つだけでなく、警察発表等による被災者の情報と当社の保有契約を照合し、お客さまがお亡くなりになったことが判明した場合には、ご遺族への十分な配慮を行いながら、お客さまにお手続きのご案内を行っております。

被災地への職員派遣

こうしたサービス体制を強化するために、現地に応援者を派遣するなどの支援も実施しております。

がれき撤去の様子

節電への取組み

震災の影響によって夏期に予想される全国的な電力供給不足を踏まえ、平成23年7月～9月の間、土曜日出勤・平日の輪番休業*を行うとともに、東京本社ビルにてフロアごとの輪番休業を実施するほか、全社を挙げて照明照度の引下げ・調整、空調の運転調整、クールビズの期間拡大など各種の節電対策に取り組んでおります。

*全国のご来店窓口は通常どおり平日の営業

震災復興支援活動　～こどもたちの未来のために～

未来を担うこどもたちに少しでも勇気や希望を届けたいという想いから、以下の取組みを新たに行うこととしました。

＜第35回　こども絵画コンクール「ボクの、ワタシの、未来賞」新設＞

今年で35回目を迎える「こども絵画コンクール」*において、本年は震災で特に被害の大きかった地域7県のこどもたちを対象として、「ボクの、ワタシの、未来賞」を新設し、受賞作品をフランス国立ルーヴル美術館に展示します。

また、通常の審査員に加えて、当社イメージキャラクターの相葉雅紀さん、北川景子さん、当社社長の佐藤義雄が特別審査員として審査に参加します。

第35回 こども絵画コンクール

*内容はP.54を参照ください

＜被災したこどもやそのご家族のための支援活動を行う団体等への支援＞

「未来を築く子育てプロジェクト」3事業*のうち、「子育て支援活動の表彰」の枠組みをベースに、1団体につき20万円、56団体への助成を行いました。

*内容はP.52を参照ください

●「全国縦断チャリティコンサート」や「いずみホール」をはじめとした音楽分野での社会貢献活動で培ったノウハウを活かして被災された皆さまの心のケアを目的とした応援ライブ等も展開していく予定です。

住友生命グループ行動憲章

私たち住友生命グループ（住友生命およびその子会社）は、保険事業およびその関連事業の健全な運営と発展を通じて豊かで明るい長寿社会の実現に貢献します。

この理念のもと、住友生命グループ各社および役職員が高い倫理観を持って実践していく指針として「住友生命グループ行動憲章」を定めてこれを遵守し、お客さまや社会から最も信頼・支持され、持続的・安定的に成長する会社を目指します。

1. 基本姿勢

a. お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業およびその関連事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適なサービスを提供します。また、保険契約の内容や重要事項について正確で分かりやすい説明を行います。

b. 代理店や取引先などのビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

c. 従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組み、自由闊達でチャレンジ意欲にあふれる組織風土を大切にします。

d. 社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

e. 健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

2. 経営の健全性・透明性

常に社会環境の変化を踏まえながら、お客さまの声をはじめとする社内外からのご意見・ご要望を事業活動に積極的に反映するとともに、企業情報を適切に開示して、経営の健全性および透明性の向上に努めます。

3. コンプライアンスおよびリスク管理

a. 法令や社内規定を遵守し、社会規範も踏まえた公正かつ誠実な事業活動を遂行します。

b. 法令や社内規定に違反する行為が行われたこと、または行われようとしていることを知った場合は、所属長もしくは本社の担当部門または本社の通報窓口に報告します。

c. リスクに対する感度を高め、その発見および未然防止ならびに適切な対応に努めます。

4. 情報の厳正管理

業務上知り得たお客さま情報をはじめとする重要情報は、業務遂行に必要かつ定められた目的の範囲内で適切に取り扱い、退職後も含め、社外に漏洩しないよう厳正に管理します。

5. 利益相反による弊害防止

住友生命グループとお客さまの間、またお客さま同士の間などの利益相反によって、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、努めます。また、住友生命グループの役職員として、自己または第三者の利益のために、お客さまおよび住友生命グループに損害を与える行為や信用を損なうような行為は行いません。

6. 人権の尊重・良好な職場環境の確保

人権を尊重し、不当な差別は行いません。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、職場環境を悪化させるような行為は行いません。なお、職場でこうした行為が行われていることを知った場合は、迅速かつ適切に対処します。

7. 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

8. 教育・研鑽

より高度で適切なサービスや情報を積極的に提供できるよう、教育・研鑽により知識およびマナーの向上に努めます。

9. 健全な社会生活

公共性の高い事業に携わっていることを自覚し、健全な社会生活を維持するよう努めます。また、住友生命グループの信用を損なうような行為は厳につつしみます。

平成22年度の業績

安定した収益力と
十分な健全性によって、
さらなる信頼の獲得を
目指します。

販売実績 …… 12
収益の状況 …… 13
ストック・健全性の状況 …… 15
資産運用の状況（一般勘定） …… 18

販売実績

個人マーケット分野の状況（個人保険＋個人年金保険）

P.141へ

■保有契約年換算保険料

2兆1,841億円

平成22年度末の個人保険＋個人年金保険合計の保有契約年換算保険料は、2兆1,841億円(前年度末比1.4%の増加)となりました。

なお、生前給付保障＋医療保障等は、4,999億円（前年度末比1.7%の増加）と着実に増加しております。

● 保有契約年換算保険料

（注）平成19年度より利率変動型積立終身保険の年換算保険料は、保険ファンド部分における一時投入保険料・積立金引出しについても計上しています。

P.141へ

■新契約（新契約＋転換純増）年換算保険料

1,786億円

平成22年度の個人保険＋個人年金保険合計の新契約年換算保険料は、1,786億円（前年度比22.8%の減少）となりました。

うち、生前給付保障＋医療保障等は、438億円（前年度比9.7%の減少）となりました。

● 新契約年換算保険料

（注）平成19年度より利率変動型積立終身保険の年換算保険料は、保険ファンド部分における一時投入保険料・積立金引出しについても計上しています。

■解約＋失効契約年換算保険料

979億円

平成22年度の解約＋失効契約年換算保険料は、アフターサービスの一層の充実に取り組んだこと等により、979億円（前年度比7.5%の改善）となりました。

● 解約＋失効契約年換算保険料

（注）平成19年度より利率変動型積立終身保険の年換算保険料は、保険ファンド部分における一時投入保険料・積立金引出しについても計上しています。

お役に立った保険金・給付金

P.131へ

1兆3,263億円

平成22年度にお支払いした保険金・給付金等の額は右図に記載のとおりです。

● お役に立った保険金・給付金

保険金・年金・給付金支払総額 ・・・・・・・ 1兆3,263億円

（前年度比△4.5%、623億円減）

収益の状況

基礎利益

P.101へ

2,652億円

平成22年度の基礎利益は逆ざや(746億円)を吸収した上で2,652億円となりました。前年度比減少となったのは、変額年金保険について、年度末時点の相場が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を333億円繰り入れたこと(前年度は836億円の戻入であり、基礎利益に△1,170億円の影響)等によるものです。この影響を除いた実質的な収益水準は、東日本大震災の影響があったものの、グラフのとおり安定的に推移しています。

● 基礎利益の推移

※折線グラフは、変額年金保険に係る標準責任準備金の繰入額・戻入額を除いた実質的な収益水準を表しています。

● 経常利益等の状況(基礎利益の状況)　(単位:億円)

	21年度	22年度
基礎利益(A)	3,868	2,652
うち保険料等収入	30,637	30,030
利息及び配当金等収入	4,796	4,874
うち保険金等支払金	20,054	19,990
変額年金保険に係る標準責任準備金繰入(△は戻入)	△836	333
事業費	3,815	3,744
キャピタル損益(B)	△1,436	△631
臨時損益(C)	△873	△467
経常利益(D=A+B+C)	1,557	1,553
特別利益(E)	11	96
特別損失	△275	△316
税引前当期純剰余	1,293	1,332
法人税及び住民税(F)	5	104
法人税等調整額	202	125
当期純剰余(G=D+E−F)	1,086	1,103

(ご参考)基礎利益の内訳(三利源)　(単位:億円)

区　分	21年度	22年度
基礎利益	3,868	2,652
保険関係差益	4,774	3,398
うち死差益	3,640	3,304
うち費差益	573	811
逆ざや額	△906	△746

経常利益

P.101へ

1,553億円

基礎利益(A)にキャピタル損益(B)、臨時損益(C)を加えた経常利益(D)は1,553億円となりました。

当期純剰余

P.88へ

1,103億円

経常利益(D)に、特別利益・特別損失(E)を加え、法人税及び住民税、法人税等調整額(F)を控除した当期純剰余(G)は1,103億円となりました。

逆ざやへの対応

平成22年度の逆ざやは746億円(前年度比160億円改善)ですが、当社はこの逆ざやを埋め合わせた上で、2,652億円の基礎利益を確保しております。

なお、「逆ざや」や「長寿化の進展」に対応し、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度決算より、毎年新たに年金支払いを開始する個人年金保険契約については、原則として、年金開始時点での標準基礎率*を適用し、責任準備金を積み増すこととしております。この積み増しには、平均予定利率を低下させ、逆ざやを改善させる効果があります。

＊平成8年大蔵省告示第48号に定める予定死亡率・予定利率

● 逆ざや額の算出方法

逆ざや額	=	(基礎利益上の運用収支等利回り *1	−	平均予定利率 *2)	×	一般勘定責任準備金 *3
746億円		2.56%		3.00%		17兆0,700億円

＊1. 基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
＊2. 予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
＊3. 危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の方式で算出。
(期始責任準備金+期末責任準備金−予定利息)× 1/2

● 個人年金保険契約での責任準備金積み増しのイメージ図(予定利率5%の契約のケース)

平成22年度決算に基づく社員配当金について

P.81へ

ご契約者さまへの社員配当金については、単年度および将来の収益の状況・内部留保の水準等を踏まえ安定的に還元を行うこと、内部留保によるリスク対応力強化とご契約者さまへの還元の充実についてのバランスをとること等を基本的な考え方としています。

上記の考え方に基づき、平成22年度決算に基づく社員配当率は以下のとおりとしています。

1.個人保険、個人年金保険

○配当率は据置きとしました。

2.団体保険

○配当率は据置きとしました。

3.団体年金保険

<新企業年金保険、厚生年金基金保険および確定給付企業年金保険(02)等>

○配当率は、予定利率0.75%または1.25%(解約控除あり)に対する責任準備金に対して0.41%としました。

<拠出型企業年金保険(02)>

○配当率は、予定利率1.25%に対する責任準備金に対して0.14%としました。

(注)新単位口別利率設定特約部分の責任準備金は含みません。

ストック・健全性の状況

ソルベンシー・マージン比率の状況

P.119へ

平成22年度末のソルベンシー・マージン比率は1,002.2%と引き続き健全とされる200%を十分に上回りました。

法令改正に伴い、平成23年度末より保険会社のソルベンシー・マージン比率の計算基準が厳格化されますが、当該変更を平成22年度末に適用した場合も636.5%と、十分な水準を維持しております。

1,002.2%（新基準　636.5%）

【ご参考】実質資産負債差額の状況

ソルベンシー・マージン比率のほかに、監督当局が生命保険会社の健全性を判断する指標として実質資産負債差額があります。当社の場合、実質資産負債差額は、1兆9,377億円と十分な水準を確保しています。

(注)ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。「早期是正措置」は、監督当局がソルベンシー・マージン比率等を用いて必要な措置命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していくことを目的としたものです。

● ソルベンシー・マージン比率の推移

※ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

区　分	ソルベンシー・マージン比率	命令内容
非対象区分	200%以上	なし
第1区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第2区分	0%以上 100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 ①保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ②配当の禁止またはその額の抑制 ③新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法の変更 等
第3区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

内部留保

平成22年度末においては、危険準備金や価格変動準備金などの内部留保を878億円積み増し、残高は9,854億円となりました。

9,854億円

● 内部留保の推移

(単位:億円)

区　分	21年度末	22年度末	前年度末比
内部留保	8,976	9,854	878
(負債の部)			
危険準備金	2,565	2,860	295
価格変動準備金	1,426	1,614	188
(純資産の部)			
価格変動積立金	1,650	1,650	−
基金償却準備金＋基金償却積立金	3,335	3,730	395

※純資産の部は剰余金処分後の金額を表示しています。

格付の状況

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまに、財務の健全性等を客観的に判断いただく材料の一つとして、格付会社から格付を取得しております。今後も格付の維持・更なる向上を目指してまいります。

● 格付取得状況（平成23年6月末現在）

格付投資情報センター（R&I）
保険金支払能力格付　**A**
【Aの定義】
保険金支払能力は高く、部分的に優れた要素がある。

日本格付研究所（JCR）
保険金支払能力格付　**A**
【Aの定義】
債務履行の確実性は高い。

ムーディーズ（Moody's）
保険財務格付　**A2**
【Aの定義】
財務安定性が良好である保険会社に対する格付。しかし、将来のある時点において、支払能力に影響を及ぼしうる要因がある。

フィッチ・レーティングス（Fitch）
保険会社財務格付　**A−**
【Aの定義】
支払能力が高い。支払の中断・停止の可能性は低く、保険契約者債務やその他の契約債務を遅滞なく履行する能力は高い。しかし、事業環境・経済環境の変化によって受ける影響は、上位格付の場合よりも大きくなり得る。

スタンダード&プアーズ（S&P）
保険財務力格付　**A−**
【Aの定義】
保険契約債務を履行する能力は強いが、上位2つの格付に比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。

※格付は独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払に関する確実性をアルファベットと記号などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報に基づき決定されます。なお、格付は格付会社の意見であり、保険金の支払などについて格付会社が保証するものではありません。
※格付は経済環境等の変化により、将来変化する可能性があります。
※上記格付の定義は各格付会社が公表しているものです。
※同一等級内での相対的な位置付けを示すため、格付の後に「+」または「−」の記号が付加されることがあります。（ムーディーズは格付に、「1」「2」「3」という数字記号を付加しています。「1」が最上位、「3」が最下位を示します。）

基金の総額

P.130へ

4,390億円

当社は財産的基礎の一層の充実を図るため、これまで継続的に基金を募集してまいりました。平成22年度末現在の基金の総額（基金＋基金償却積立金）は4,390億円となっています。なお、平成23年度に1,000億円の基金募集を予定しており、これにより基金の総額は5,390億円となる予定です。

また、将来の基金償却に備えて、当社は毎年の剰余金処分でP.130に掲載のように基金償却準備金を計画的に積み立て、基金償却時に基金償却積立金に振り替えるようにしています。

● 基金の総額の推移

平成22年度の基金募集が証券化部門の最優秀賞を受賞

平成22年8月に証券化手法を活用した基金募集（700億円）が、アジアマネー誌の2010年「ディール オブ ザ イヤー」（証券化商品部門／日本）およびファイナンスアジア誌の2010年「ジャパンアワーズ」（証券化商品部門）を受賞しました。

責任準備金

P.126へ

21兆1,477億円

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は平成22年度末で21兆1,477億円（前年度末比3.8%増）となりました。なお、健全性の一層の向上を図る観点から、平成18年度から新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加して積み立てております。

総資産

P.86へ

23兆7,368億円

平成22年度末の総資産は、当年度中に7,185億円増加し、23兆7,368億円となりました。

有価証券残高（一般勘定）

P.110へ

15兆1,419億円

有価証券投資については、公社債等の円金利資産中心で運用しています。

● 有価証券残高の内訳（一般勘定）

（単位：億円、%）

区　分	21年度末		22年度末	
	金　額	比　率	金　額	比　率
公社債	80,603	57.6	93,902	62.0
株式	13,209	9.4	11,121	7.3
外国証券	45,870	32.8	46,004	30.4
公社債	39,904	28.5	40,384	26.7
うち外貨建	17,838	12.7	21,869	14.4
株式等	5,966	4.3	5,619	3.7
その他の証券	330	0.2	391	0.3
合計	140,014	100.0	151,419	100.0

不良債権の状況

P.118へ

平成22年度においても、厳格な自己査定に基づき、適切な償却・引当を進めた結果、リスク管理債権は絶対額・貸付金残高に対する比率ともに引き続き極めて低い水準となっております。

● 貸付金残高

（単位：億円）

区　分	21年度末	22年度末	前年度末比
貸付金残高	34,438	31,713	△2,725

● リスク管理債権の状況

（単位：億円）

区　分	21年度末	22年度末	前年度末比
破綻先債権額　①	17	0	△17
延滞債権額　②	93	69	△23
3カ月以上延滞債権額　③	－	0	0
貸付条件緩和債権額　④	－	3	3
合計（①＋②＋③＋④）（貸付金残高に対する比率）	110（0.32%）	73（0.23%）	△37

エンベディッド・バリュー

平成22年度末のエンベディッド・バリューは、平成21年度末から7億円減少し、1兆9,695億円となりました。

1兆9,695億円

● エンベディッド・バリューの推移

エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリューは、計算基準日の修正純資産に、保有契約が将来生み出す収益の現在価値(保有契約価値)を加えることにより計算されます。

現行の法定会計では契約販売時に初期コストを認識し、その後の契約期間を通じて徐々に収益の認識を行います。このような期間損益構造によって、販売業績が良かった場合に、その期間の損益が悪化するといったことが生じます。そのため、会計上の業績から保険会社の実態評価を行うことは必ずしも容易であるとは言えません。一方、エンベディッド・バリューは過去の収益の実績に加え、保有契約が将来生み出す収益も評価に加えるため、上記のような法定会計で不足する情報を補うことができる一つの指標と考えております。

当社のエンベディッド・バリューは、欧州の大手保険会社のCFO(Chief Financial Officer:最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが制定したヨーロピアン・エンベディッド・バリュー(以下「EEV」)原則およびガイダンスに準拠したEEVです。

修正純資産	計算基準日における純資産価値を表す尺度であり、保有している資産・負債を時価評価し純資産を計算した上で、負債のうち内部留保的性格をもつ項目(危険準備金、価格変動準備金など)を加える調整などを行い計算されます。
保有契約価値	保有契約から将来生じる収益を、計算基準日における現在価値に換算したものです。
新契約価値	当年度の新契約から将来生じる収益の現在価値です。

● 平成22年度末のEEVと新契約価値

(単位:億円)

		22年度末
EEV		19,695
	修正純資産	8,612
	保有契約価値	11,082

	22年度
新契約価値	1,567

主要な前提条件

エンベディッド・バリュー計算上の主要な前提条件は以下のとおりです。

経済前提	確実性等価将来収益現価の計算においては、当社の保有資産および市場の流動性を考慮し、リスク・フリー・レートとして評価日時点の国債利回りを使用しました。
非経済前提	保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金などのキャッシュ・フローは、保険種類別に、直近までの経験値および期待される将来の実績を勘案したベスト・エスティメイト前提で予測しております。

前提条件を変更した場合の影響(感応度)

前提条件を変更した場合のエンベディッド・バリューへの影響額は以下のとおりです。

(単位:億円)

前提条件	EEV	変化額
平成22年度末EEV	19,695	−
感応度 1:リスク・フリー・レート50bp上昇	21,870	2,175
感応度 2:リスク・フリー・レート50bp低下	17,021	△2,674
感応度 3:株式・不動産価値10%下落	18,129	△1,566
感応度 4:事業費率(維持費)10%減少	20,444	748
感応度 5:解約失効率10%減少	21,136	1,441
感応度 6:保険事故発生率(死亡保険)5%低下	21,353	1,658
感応度 7:保険事故発生率(年金保険)5%低下	19,673	△21
感応度 8:必要資本を法定最低水準に変更	20,598	903
感応度 9:株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	19,586	△108
感応度10:金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	19,321	△373

独立した第三者機関によるレビュー

エンベディッド・バリューの適正性・妥当性を確保するため、当社は独立した第三者機関にレビューを委託し、評価方法・前提について意見を受けています。

資産運用の状況（一般勘定）

運用環境

平成22年度の日本経済は、世界的な景気の減速や円高の影響により、景気は停滞局面となりました。年明け以降、世界経済の回復に伴い、日本経済にも回復の兆しが見られましたが、3月11日に発生した東日本大震災の影響により、今後の生産・輸出の大幅な落ち込みなどが見込まれ、景気の先行きは不透明な状況となりました。

国内市場

国内金利

国内金利（新発10年国債利回り）は、低下しました。年度前半は、世界的な景気の減速や欧州周辺国の財政不安を受けて、安全資産への逃避から主要国の金利は大きく低下し、国内金利は10月に一時0.8%台まで低下しました。その後は米国の追加金融緩和策による景気回復期待や国内経済指標の改善を受けて上昇基調に転じました。その後、東日本大震災を受けて、景気の先行き不透明感による金利低下要因と、国債増発に伴う財政悪化懸念による金利上昇要因でもみ合う展開となりました。

新発10年国債利回り
平成22年3月末　1.390% → 平成23年3月末　1.250%

国内株式

国内株式（日経平均株価）は、下落しました。年度前半は、世界的な景気の減速への警戒感が高まり、下落基調となりました。その後、米国の追加金融緩和策の発表を受けて米国景気の回復期待が強まったことや、国内企業の業績改善を背景として、上昇に転じました。しかし、東日本大震災の発生を受け、株価は大きく下落して年度末を迎えました。

日経平均
平成22年3月末 11,089.94円 → 平成23年3月末 9,755.10円
TOPIX
平成22年3月末 978.81ポイント → 平成23年3月末 869.38ポイント

海外市場

米国金利

米国金利（10年国債利回り）は、低下しました。年度前半は、米国景気の先行き懸念や、追加金融緩和策に対する期待の高まりを受けて、金利は大きく低下しました。その後は、米国景気の回復期待が高まり、米国株式相場が堅調に維持したことを受けて、上昇基調に転じました。

米国10年国債利回り
平成22年3月末　3.828% → 平成23年3月末　3.470%

米国株式

米国株式（NYダウ）は、上昇しました。年度前半は、欧州周辺国の財政不安を発端とする金融危機への懸念により相場が下落しました。その後は、追加金融緩和策への期待を背景とした株式市場への資金流入や、主要企業の好決算や経済指標の改善を背景に、ほぼ一本調子で上昇しました。

NYダウ
平成22年3月末 10,856.63ドル → 平成23年3月末 12,319.73ドル
ナスダック
平成22年3月末 2,397.96ポイント → 平成23年3月末 2,781.07ポイント

外国為替市場

為替相場（ドル／円）は、円高が進行しました。米国景気の先行き不透明感や米国追加金融緩和策による内外金利差の縮小に加え、リスク回避通貨として円が買われる傾向が強まり、円高ドル安が進行しました。9月中旬に日本政府が円売り単独介入を行ったものの効果は一時的で、3月の中東・北アフリカの政情不安や東日本大震災を背景として円高が進み、一時76円台の史上最高値を更新しました。その後、G7諸国による円売り協調介入が行われ、83円台まで戻して年度末を迎えました。

ドル／円
平成22年3月末　93.04円 → 平成23年3月末　83.15円
ユーロ／円
平成22年3月末　124.92円 → 平成23年3月末　117.57円

運用方針

資産負債の総合的な管理（ALM）の枠組みのもと、生命保険という長期にわたる負債の特性に応じて長期の公社債や貸付金等の円金利資産を中核的な資産として運用することで、金利リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保することを基本方針としています。更に、許容されるリスクの範囲内で外国公社債等への投資を行うことで収益の向上を図ります。

運用状況

上記の資産運用の基本方針に基づいて、引き続き公社債などの円金利資産を中心とした資産運用に取り組みました。なお、東日本大震災により、株価の下落や一時的な円高の進行などがありましたが、運用に与える影響は限定的でした。

- 国内公社債については長期債や超長期債を中心とした投資を継続しました。
- 国内株式については、相場動向を注視しながら、先物やオプションを活用したヘッジを行うとともにポートフォリオの銘柄入替え等を機動的に行いました。また、相場上昇局面を捉えて一部売却を行いました。
- 外国証券については、円高リスクを考慮して、外国公社債の元本の為替リスクに対してフルヘッジを継続しつつ、外国公社債へ投資を行いました。
- 国内企業向け貸付については、信用リスクを慎重に判断した上で優良企業向けに実行しました。
- 不動産については、市況が低迷する中、保有物件の収益力向上に努めるとともに、収益性の低い物件を売却しました。

住友生命のCSR

保険事業の健全な運営と
その発展を通じて、
豊かで明るい長寿社会の
実現に貢献してまいります。

特集 …… 20
お客さま満足の向上 …… 26
ビジネスパートナーとの共生 …… 48
従業員の働きがい …… 50
豊かな社会づくり …… 52
地球環境の保護 …… 56

住友生命のCSR
特集

“強く生きる”ための

住友生命は、「あなたの未来を強くする」というブランドビジョンの下、真にお客さまのお役に立ち、長い人生を守り抜くという保険本来の使命をしっかりと果たしていくことをコンセプトに、スミセイの新終身保険「Wステージ 未来デザイン」を発売しました。

豊かで明るい長寿社会とともにある保険へ

少子高齢化の進展により、私たちの生活を取り巻く外部環境は大きく変化してきています。そうした中で、住友生命は最適な生活保障を提供する生命保険業としてお客さまの声に耳を傾け、より良い商品、サービスの提供に努めてきました。

今や日本は世界有数の長寿国となり、平均寿命は男性79.6歳、女性86.4歳＊となっています。一方、人口構造の変化という観点では、老年人口（65歳～）は増加の一途をたどっているものの、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少し続けており、「世代間での扶助」を原則とする社会保障制度では、現役世代の負担が今後ますます大きくなっていく（今は「現役世代3人で高齢者1人」を支える計算ですが、2055年には「現役世代1.3人で高齢者1人」を支える計算になる）見通しです。こうした点からも、老後生活への「自助努力」の必要性が高まっていることがうかがえます。

また、高齢になるにつれて、認知症などの「要介護認定者」数も急激に増加していくことから、安心して老後生活を送るための準備を早い時期から始めることが重要になってきています。

＊(資料)厚生労働省 平成21年「簡易生命表」から

「今」と「未来」を支える保険

このような外部環境認識も踏まえつつ、「生命保険の本業を通じて、お客さまの人生において、どこよりもお客さまのお役に立てる会社であり続けたい。」－住友生命はそうした想いから、主力商品を10年ぶりにリニューアルし、平成23年3月、スミセイの新終身保険「Wステージ 未来デザイン」を発売しました。

■ Wステージ 未来デザイン

「Wステージ 未来デザイン」の特長は、「すぐ近くの未来」も「すこし先の未来」も無駄なく、合理的な保障をお届けできることです。「ご家族の生活を守ること」を主眼とす

現役世代1.3人で高齢者1人を支える社会の到来

出典:平成22年版「高齢社会白書　第1章　高齢化の状況　第1節　高齢化の状況」

高齢者人口と要介護認定率

出典:厚生労働省　平成22年5月31日「第25回 社会保障審議会介護保険部会資料」

先進的な商品のご提供

る生活責任世代における万一や介護時の収入保障(「すぐ近くの未来」)については、本商品発売に合わせて改定を行った特約部分から必要保障額の推移に合致した保障を提供する一方、新終身保険(主契約)部分はその間の保障を抑え、将来の老後保障(「すこし先の未来」)を重点保障する形としました。主契約・特約の役割をより明確化したことで、保険料負担の軽減を図りながら、必要なときに必要な保障を確保できるようにしています。さらに、認知症などの老齢介護に備えるべく、指定日に、その一部を「介護終身保障」へ診査なしで移行できる仕組みを導入し、特約部分と合わせて一生涯切れ目のない介護保障を準備できるようにしているのも大きなポイントです。

お客さまのライフサイクルに合わせて過不足のない保障準備ができる「Wステージ 未来デザイン」は、まさに"未来を強く生きる"ための新しい総合保障保険のカタチです。

「Wステージ 未来デザイン」のしくみ図

■ きちんと未来

「Wステージ」のラインアップに若年層向けプランとして「きちんと未来」も用意しました。死亡保障を抑えて、ニーズの高い「医療保障」、「介護保障」などを中心にお手ごろな保険料で加入いただけます。もちろん、将来のライフサイクルの変化に合わせて、保障を見直すことも可能です。

お客さまの声を生かした新先進医療特約

公的医療保険導入前の最新の医療技術である先進医療は治療費の全額が患者さんの自己負担となります。当社では、平成19年4月より「先進医療特約」を販売していますが、公的医療保険制度の動向やお客さまの声を踏まえ、更なるレベルアップを実施しました。

一点目は特約改定による給付内容の充実です。具体的には、①支払限度額を従前の通算500万円から2000万円へ引き上げるとともに、先進医療にかかわる技術料と同額の給付金をお支払いするようにしたこと、②技術料の10%を上乗せでお支払いする「先進医療保障充実給付金」を新設したことです。過去のお支払事例を分析したところ、高額な医療技術ほど、患者さんが遠方で治療を受けられており、治療費に上乗せでお支払いすることで、交通費や宿泊費などの経済的負担への対応も万全となります。

二点目はサービス面の向上です。これまでは、お客さまが医療機関に支払った治療費の領収証をもって、給付金をご請求いただいていましたが、治療費の請求書でもご請求いただけるようにしました。これにより、高額な治療費をお客さまに一旦立替払いしていただく必要がなくなりますので、利便性も向上します。

お客さまから信頼・支持される会社を目指して

生命保険商品は、ご加入いただいてから長期にわたりご契約が継続します。お客さまのライフステージに合わせた最適な商品を提供し続けるため、専門知識をもった職員がきめ細かなアフターフォローを通じ、お客さまとの信頼関係の構築に努めています。また、今年度より継続的なコンサルティング・サービスをより充実させる取組みとして「スミセイ未来応援活動」も展開しています。

さらに、「お客さまの声」を経営に活かすため、部門横断的な課題を検討する「CS向上委員会」や、社外の有識者(消費者問題専門家や弁護士等)をお招きし、助言をいただく「CS向上アドバイザー会議」等を設置し活発な議論を行っています。

今後も、豊かな長寿社会を実現するために、真にお客さまのお役に立てる商品・サービスのご提供を通じて、お客さまから信頼・支持される会社を目指していきます。

商品開発担当者の声

「Wステージ 未来デザイン」は、当社にこれまでなかった新しいタイプの保険商品であり、開発にあたっての苦労も数多くあります。でも、「この商品は必ずお客さまを支える商品になる。」という強い信念を持って開発を進めました。これからも介護と医療を軸に、「スミセイでよかった」と多くのお客さまに心から思っていただける保険商品をお届けできるよう弛まぬ努力をしていきたいと思います。

商品開発室 **奥下高英**

住友生命のCSR
特集

■職員座談会

一人ひとりが伸びやか

住友生命ではこれまで、職員がいきいきと、伸びやかに働ける職場づくりを目指し、さまざまな制度整備などに力を入れてきました。今後、さらに働きやすい環境を実現するためには、何が必要なのか。育児休暇などの制度利用経験を持つ職員が集い、CSR推進室長とともに語り合いました。

制度の整備とともに、利用しやすい環境づくりを

―― 育児休暇などの制度利用について、まず皆さんご自身の体験を振り返っていただきたいと思います。

昼間：3歳の子どもがいて、現在2人目を妊娠中です。これまで産前産後休暇（以下、産休）、育児休職（以下、育休）、育児時間制度を利用しましたが、どれも所属では私が初めてのケースでした。「いいのかな」という思いもありましたが、現実問題として制度の利用なしでは保育園の送迎にも間に合わない。制度があって大変助かっています。

「もっとあるといいな」と思うのは、産休、育休中の人が家族とともに参加できるようなイベントですね。子どもを職場の方に知ってもらえると、復帰する不安な気持ちが軽減されます。

大野：私は2人目が生まれたとき、まだ幼稚園児だった上の子の面倒を見るため、2週間の育休を取得しました。上司からも勧めてはいただいたのですが、正直なところ「大丈夫かな」という思いはありました。復帰したときに仕事があるのかな、と（笑）。

でも、おかげで上の子との絆は非常に強まりましたし、家事を毎日やったことで、普段の妻の大変さにわずかながら思いが及ぶようになったことも収穫です。

金丸：私は2人の子どもがいるのですが、下の子を地元の保育園に預けて、育児時間や時間短縮措置を利用しています。大野さんがおっしゃるように、男性も育休を取ることで、家事や育児の大変さがわかる面もあると思うので、可能な限りどんどん取得してほしいと思いますね。

金谷：私は昨年育休を取得して、子どもが7ヶ月のときに仕事に復帰しました。いま子どもは会社の近くの保育園に預けています。仕事と家庭を両立できているのは、周りの人たち―家族や職場の方たちの温かい理解と協力があるからだと思っています。本当にありがたいなと感謝しています。

井口：私は15年前、結婚と同時に一度住友生命を退社しました。当時はまだ結婚・出産を経て仕事を続けている女性は少なく、仕事と家庭の両立ができるか自信がなかったのです。

ただ、その後他の会社で働いてみると、住友生命は制度が非常に整っていたと感じて。働くならやはりそういう会社でと思い、7年前に住友生命に再入社しました。一度退職した職員でも住友生命での経験を活かして復帰できる「ジョブ・カムバック制度」は、職員が自分らしく働くための良い制度だと思います。

山下：そうですね。さまざまなスキルを持ったベテラン人材は会社にとっての財産だとい

東京事業部
アチーヴ光支部
金丸愛依子
・平成16年入社
・平成20年2月～21年2月に産休・育休を取得
・育児時間を利用中

町田支社
アスロード大和支部
金谷綾希子
・平成20年入社
・平成21年6月～9月に産休を取得
・平成22年1月～2月に育休を取得

調査広報部
大野勝
・平成9年入社
・平成20年9月に育児特別休暇を取得

に働く職場づくりに向けて

う意識がようやく定着してきたことで生まれた制度だと考えています。

皆さんが利用されたのは主に出産・育児関連の制度ですが、今後は、子育て世代だけではなくもっと幅広い層への支援が必要であり、親や家族の介護という面での支援にも力を入れていかなくてはならないと感じています。介護というのは、出産・育児と違って突然始まり、いつ終わるかわからない難しさがあります。制度の整備とともに、職員の間に理解を広げ、利用しやすい環境をつくる必要がありますね。

周囲の理解を得ながら、メリハリある仕事を

――ワーク・ライフ・バランスを向上させるため、タイムマネジメントの面で心がけていることは。

金丸：1日の時間は限られているので、今日やるべきことをしっかり意識することですね。毎朝、まずは仕事の優先順位をつけて予定を立てます。可能な限りそれに沿って動くようにしていますね。

井口：私は、業務の繁閑に合わせて、週に1回の「残業デー」を前もって決めていて、その日は夫に早く帰ってきてもらっています。普段は早く帰らせていただく分、その日は思い切り残業をするという形でメリハリをつけていますね。

金谷：自分のチームのタイムスケジュールを週単位で決めて、チームの運営をしています。業務の締め切りも基本的に1週間早めに設定しています。それによって前倒しで仕事ができて、チームのメンバーとしっかり話をする時間も取りやすくなる。ただ、私の仕事スタイルを押しつける形になってはいけませんから、「みんなと一緒に仕事がしたいからこそ協力してほしいんだ」ということを常に伝えるようにしています。

大野：育休取得前にも妻が入院したことがあり、1日おきに早帰りをしていた時期があるのですが、それ以来、動いている案件を一つひとつ、どれをいつまでにどう組み立てるかを常に意識して仕事をするようになりました。また、早く帰る分周囲には負担をかけますから、自分の置かれている状況をきちんと説明して、理解を得ることが大切だと感じましたね。

昼間：私も出社時点で1日の業務の予定を立てています。でも、時にはスムーズに業務が進まないこともあります。家庭の都合上、業務が終わるまで残業をするということが難しいので、「間に合わないかもしれない」と思ったときには、迷惑をかけないよう早めに周囲にサポートをお願いするようにしています。そのために、抱えている仕事についてはもちろん、子どもの体調が悪いといった生活面の情報もできるだけオープンにしていますね。

自分の子どもに、社会に「誇れる会社」に

――最後に、今後、住友生命はどんな会社になってほしいと思いますか。そしてそのために必要だと感じることは？

昼間：後輩の20代の職員たちには、制度を利用してぜひ仕事を続けてもらいたいですね。そのために、私も自分の経験を伝えていきたいし、育児が一段落したら今度はサポートする側に回るなど、いい循環をつくっていきたいと思います。

井口：小さな子どもがいる、介護をしなければならないなど、一人ひとりの家庭環境はさまざまですが、お互いを尊重し助け合って働ける職場にしたいですね。1人の職員がさまざまな職務をこなせて、休んだ職員の代わりになれる「多能職」制度の導入なども考えていいのでは、と思います。

金丸：私も、今より制度を利用できる職場環境になってほしいなと思いますし、そうなれると信じています。また、そうした情報を、社内だけでなくこれから入社を考えている人に今以上に発信していければ、「働きやすい職場」と思っていただけて、より良いのかなと。

大野：そうして、住友生命はワーク・ライフ・バランスの先進企業だというイメージが広がっていけば、多くの人に「働きたい」と思ってもらえて、一緒に頑張れる仲間が増えますよね。そのために、管理職の方には、制度の利用者が「いい制度だよ」と周囲に宣伝できるような雰囲気作りをお願いしたいと思います。そして、自分の子どもや社会に対して誇れる会社にしていきたい。

金谷：私も、目指したいのは、自分の娘に「いい会社だよ」と自慢できる会社ですね。娘がいつか「お母さんの会社で働きたい」と言ってくれれば一番うれしい。

そのためには、私たち自身にも権利を主張するだけでなく義務を果たすという視点も必要だと思います。会社に良い制度を用意してもらったら、それに恩返しできるだけの良い仕事をする。そうして会社と職員とのWin-Winの関係を目指すべきではないでしょうか。

山下：職員がいきいきと誇りを持って働ける環境は、会社にとって不可欠です。職員が満足して一生懸命働く、その結果、会社としても満足できる成果が出せる。つまりは今言っていただいたように、職員と会社とのWin-Winの関係をつくっていくことが重要だと、皆さん方の話を聞いて改めて実感しました。本日はありがとうございました。

育児時間
1日1時間の育児時間を子どもが3歳まで取得可能。

時間短縮措置
妊娠中から小学校卒業まで、事務職は6時間勤務が可能、営業職は最長2時間短縮可能。

ジョブ・カムバック制度
（総合・業務・一般職員対象）
結婚・出産・育児はもちろんのこと、それ以外の理由で一旦退職した場合でも、住友生命での経験を活かして職員として復帰することができる制度。

収納サービス室
昼間英恵
・平成13年入社
・平成20年5月～21年4月に産休・育休を取得
・育児時間を利用中

千葉支社
井口千恵子
・平成6年入社
・一旦退職後、平成16年に再入社

CSR推進室長
山下和幸

住友生命のCSR
特集

「地球環境保護」に

サンゴ礁保全プロジェクト

生物多様性保全への関心が高まる中、住友生命では、事業活動に関係の深い「生命」を守る取組みとして、平成20年1月より、「サンゴ礁保全プロジェクト」に取り組んでいます。沖縄県石垣島とフィジー共和国の2地域でサンゴ礁保全活動を展開するNGO団体の支援を通じて、持続可能な地域づくりのモデルを世界に発信していくことを目指しています。

石垣島　しらほサンゴ村

豊かな生命を育む、石垣島のサンゴ礁。中でも白保の海は、世界最大級と言われるアオサンゴの大群落を擁する世界的にも貴重な自然が残る場所です。WWFジャパンは、サンゴ礁の調査や保全活動、地元小学校の環境学習の支援や、エコツーリズム、地域特産品の開発などに取り組んでいます。

たくさんの魚の棲家となっている白保のサンゴ礁　©WWFジャパン

フィジー共和国　ビチレブ島

ビチレブ島南西部の沿岸に広がるコーラルコースト（サンゴ礁の海岸）は、リゾート開発や住民の破壊等により、サンゴ礁が大きな被害を受けました。（公財）オイスカは、サンゴであふれる海を取り戻すため、サンゴの育苗・植え付けや、地元住民の環境啓発、サンゴ礁のモニタリング調査などに取り組んでいます。

ビチレブ島の子どもたち　©オイスカ

支援団体の声

島の人々もサンゴ礁の生き物たちも元気になる、そんなご支援に感謝しています!!

WWFジャパンでは、世界最大級のアオサンゴ群落で知られる石垣島白保において、地域の人々が中心となって取り組むサンゴ礁保全の仕組みづくりを行っています。

住友生命様には平成20年から助成いただき、地域団体と連携して、サンゴ礁の大敵である農地からの赤土流出を防ぐためにグリーンベルト植栽（月桃の植え付け）を行うとともに、農家の経済的な負担を軽減するために月桃の商品化も進めています。今後は、サンゴ礁保全と持続的な地域づくりを担うNPO法人を設立する予定です。

今後とも住友生命様のご支援を何卒宜しくお願い申し上げます!

WWFサンゴ礁保護研究センター・センター長
上村 真仁（かみむら まさひと）

右端が上村氏

スミセイ環境方針

住友生命は、地球環境保護への取組みを重要な経営課題の一つであると考え、平成18年に「スミセイ環境方針」を制定しました。この方針を環境に対する具体的行動の指針とし、全社的な取組みを推進しています。

スミセイ環境方針

住友生命は地球環境の維持・保全が我々が目指す「豊かで明るい長寿社会の実現」に必要不可欠であると考えています。

当社事業の公共性や社会への責任を踏まえ「健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響に配慮し、その保護に積極的に取り組む」ことをCSR経営方針に定め、日々の活動において以下の方針に従い、着実かつ持続可能な地球環境保護活動へ取り組みます。

1. 地球環境保護の大切さ、および事業活動の環境への負荷を十分に認識し、事業活動を通じた地球環境保護を推進します。
2. オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクル、ならびに消耗品・什器・備品等のグリーン購入を推進します。
3. 役職員一人ひとりの環境啓発に努め、その地球環境保護活動を支援するとともに、環境面での社会貢献に積極的に取り組みます。

取り組む

職員による環境ボランティア

「スミセイ環境方針」の制定を契機として、職員によるボランティア活動においても、「環境保全」をテーマとしたものに重点的に取り組んでいます。

全国の住友生命職員が、地域の清掃活動や森林の間伐、植林活動などに積極的に参加しています。

今後も、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を実践していきます。

●主な活動（平成22年度）

環境活動数　**37**活動
参加者数　のべ**3,476**名

釧路支社
・春採公園清掃活動

北見支社
・小町川桜並木保全活動

青森支社
・平和公園清掃活動

浜松支社
・ウェルカメクリーン作戦

沼津支社
・千本浜海岸清掃活動

京阪支社
・京阪支社周辺清掃活動

奈良支社
・クリーンアップならキャンペーン

本社・近郊支社
・竹林保全活動

岡山支社
・岡山市内清掃活動

武蔵野支社
・三鷹駅周辺清掃活動

埼玉中央支社
・埼玉中央支社周辺清掃活動

越谷支社
・越谷市内清掃活動

栃木支社
・日光キスゲの補植

東京本社・近郊支社
・横沢入里山保全活動

福岡総支社
・ラブアース・クリーンアップ（海岸清掃）

佐賀支社
・佐賀インターナショナルバルーンフェスタ清掃ボランティア

長崎支社
・長崎くんち開催地域周辺清掃活動

大分支社
・大分支社周辺清掃活動

宮崎支社
・アカウミガメ上陸地清掃活動

新居浜支社
・新居浜市民一斉清掃活動

沖縄支社
・ごみ拾い運動

※上記活動は、他団体等が主催する活動への参加も含みます。

お客さま満足の向上

お客さまからの信頼をあらゆる活動の起点とし、保険事業の健全な運営を通じて、一人ひとりに最適な生活保障サービスを提供します。

住友生命の仕事の原点は「お客さまの人生を守ること」にあります。人生の不安を解消し、未来に「安心」をお届けする―住友生命は、その使命感を持って、お客さまニーズに合った最適な保障のご提案、真にお客さまのお役に立つ商品開発、迅速で誠実なお客さま対応などの取組みを進めています。

お客さまの声を経営に活かす取組み

「お客さまの声」を把握し、経営に活かす取組み態勢

当社では全職員一人ひとりがより一層のお客さま志向に立って「お客さまの声」をうかがい、その声を活かして商品・サービスの開発や業務の改善を行うとともに、お客さまと接する際、より一層信頼・満足いただけるよう努めています。そうした取組みの積み重ねによってお客さま満足の向上に取り組んでいます。

当社に寄せられる苦情を含めた広範な「お客さまの声」については、本社において集約したうえで、関連する業務を所管する部門との間で情報連携および共有化を行い、対応策・改善策を検討しています。苦情を一元管理している「お客さま満足推進部」においても、「お客さまの声」の集約・分析に基づいた部門横断的・全社的課題に関する取組みの推進を図っています。

また、部門横断的な組織である「CS向上委員会」（経営政策会議の諮問機関）において改善策の検討等を行うとともに、経営層へ審議結果・対応結果を報告し、必要な対策を講じています。この「CS向上委員会」の諮問機関として、平成20年3月から消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を設置しており、よりお客さまの視点に立った施策を策定・実行しています。

※CS＝Customer Satisfaction：顧客満足

*保険金等のお支払に関しては別途、相談窓口を設けています。

CS向上アドバイザー会議

お客さま満足の一層の向上を図るため、消費者問題に詳しい有識者（消費者問題専門家、弁護士等）を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」にて、当社のお客さま満足の向上に関する諸施策等に関して意見をいただいています。

社外有識者の助言を積極的に取り入れ、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発を継続していくことでお客さま満足の向上を目指してまいります。

社外委員（敬称略）
片山登志子（弁護士・特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長）
伊藤恭一　（埼玉県消費者団体連絡会代表幹事・事務局長）
多胡秀人　（アビームコンサルティング株式会社顧問）
長田三紀　（特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長）

＜CS向上アドバイザー会議での意見を取り入れ、これまで改善した主な取組み事例＞

■新契約検討時に、ご契約内容をより一層ご理解いただくための取組み
◆「設計書（契約概要）」の改訂◆
・お客さまが一人で読んでも読みやすく、内容が理解できる「流れのある設計書」という観点で改訂。

■ご契約内容を継続してご確認いただくための取組み
◆総合通知「スミセイ安心だより」の改訂◆
・見やすさ、わかりやすさ向上のために情報量やデザイン・構成の見直し、「ご請求チェックシート」の作成・同封を実施。

■よりわかりやすい手続き実現のための取組み
◆主契約保険料払込終了時のご案内の改訂◆
・払込終了後の保障プランの選択肢や、今後の手続き方法がよりわかりやすくなるよう、ページ構成・レイアウト等の変更を実施。

◆給付金等の請求書類の改訂◆
・請求書類の説明文の見直し、記入いただく箇所のカラー化、記入見本の改訂等を実施。

「お客さまの声」を把握する取組み

「お客さま中心主義の実現」には、「お客さまの声」をうかがい、お客さまが何を求めているのか把握することが重要だと考えています。当社では、様々な方法・ルートで「お客さまの声」を把握することに努めています。

お客さまから寄せられる声（苦情、お褒め・ご満足）

■お客さまの声（苦情）
日々の業務の中で、お客さまから様々な「お客さまの声」をいただき、その中では苦情を頂戴することもあります。お客さまからの苦情を真摯に受け止め、解決に向けた対応を行うと同時に、これらを社内のデータベース上に集約し、一元管理するとともに、経営改善や業務改善に役立てています。

● 平成22年度 内容別 お客さまの声（苦情）受付状況

	苦情件数（件）	占率（%）
新契約関係	10,764	11.1
収納関係（保険料等）	11,482	11.9
保全関係（契約内容変更等）	34,264	35.5
保険金・給付金関係	21,971	22.8
上記以外	18,074	18.7
合　計	96,555	100.0

※上記お客さまの声（苦情）の定義は「当社のお客さま（保険契約者等、募集行為の対象者およびその他の関係者）から契約・サービス、募集行為およびこれらに付随する事項に関する不満足の表明があったもの」です。

■お客さまの声（お褒め・ご満足）
お客さまはどのようなことに満足を感じていただいているのかを把握し、共有化するために、「お褒め・ご満足の声」についても把握しています。満足いただけた事例を模範とし、より一層お客さまの立場に立った対応に努めてまいります。

●お客さまの声（お褒め・ご満足）の事例

商品および給付金の支払いについて	一年前に保障の見直しを勧められ先進医療特約付きのQパックに加入しました。 先日、ガンと診断されましたが、先進医療特約を付けていたため、費用の心配をすることなく高額な重粒子線治療を受けることができました。ありがとうございました。
職員の対応・サービスについて	何度も入退院を繰り返していますが、担当者が退院のタイミングに合わせて連絡をくれます。 給付金の請求はもちろん、病院での診断書の受け取り方まで丁寧に教えてくれるので、安心して任せられます。

（参考）・平成22年度HPからのご意見・ご要望等受付件数：331件
・平成22年度お客さま相談窓口ご相談・苦情受付件数（注）

電　話	文　書	合　計
21,318件	218件	21,536件

（注）保険金等のお支払に関する相談窓口の受付件数を含みます。

お客さま満足度アンケート

お客さまの満足度をうかがうとともに、ご意見・ご要望を把握することを目的として、1年に1度、アンケートを郵送にて実施しています。

（平成22年度　調査概要）
◇実施時期　平成22年9月
◇対 象 者　全国のご契約者より無作為抽出
◇送 付 数　30,000通
◇回 答 数　9,839通
◇内　　容　「ご加入時から保険金等のお支払いまでの各プロセスにおける満足度」等計40項目

● 住友生命に対する総合的満足度（平成22年度アンケート結果）

ご契約者懇談会でのご意見・ご要望

ご契約者に生命保険および当社に関する情報を提供し、当社の経営状況等についてより深く理解いただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望を直接うかがい、それを経営に反映させることを目的に、毎年各支社でご契約者懇談会を開催しています。
（詳細についてはP.60をご覧ください）

社内提案制度

お客さまから直接寄せられる声の他に、一人ひとりの職員がお客さまと接する中で、お客さまの視点で改善できる点がないかを考えており、それらの気づきを本社所管部に提案する制度を設けています。平成22年度には、1,231件の提案が行われ、うち305件が採用されています。

いただいた「お客さまの声」を経営に活かす取組み

様々な方法・ルートで把握した「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発や業務の見直しを多岐にわたって進めています。

そうした改善を継続するとともに、職員一人ひとりのマナー向上や、手続きや依頼事項に対し迅速に対応することなど、お客さま対応の基本を大切にすることにより、お客さま満足の向上を目指しています。

マナーDVDを活用した研修の実施や、お客さまから担当営業職員に対する伝達事項や手続き依頼を承った場合には、いち早く外出先の担当営業職員に伝える取組みを行い、少しでも早く担当営業職員から折り返し連絡させていただくよう全社的に取り組んでいます。

商品・サービスの開発、業務の改善

平成22年度に実施した取組みの一例をご報告します。

■個人保険のお客さま

1. 商品の開発

	お客さまの声	具体的な取組内容
新終身保険「Wステージ」の開発	■老後の死亡保障と介護保障を準備できる保険がほしい。	■老後に必要となる「一生涯の死亡保障」を確保しつつ、一部を「介護終身保障」にも移行いただける新終身保険「Wステージ」を発売しました。
新先進医療特約の開発（従来の先進医療特約の改定）	■終身保障の先進医療特約がほしい。 ■高額な先進医療を複数回受けることを考慮して、先進医療給付金の通算支払限度額を引き上げてほしい。	■新たに終身タイプを選択いただけるようにしました。 ■通算支払限度額を500万円から2000万円へ引き上げました。加えて、交通費などの備えとして、技術料の10%相当額を上乗せしてお支払いする内容に改定しました。

2. 契約加入の手続き時

	お客さまの声	具体的な取組内容
指先から採血する採血方法の導入＊	■保険加入の際に血液検査を受けることに抵抗がある。	■当社社医による診査時の血液検査について、「採血時の安全性の向上」、「お客さまの受診時の肉体的・精神的負担の軽減」等の観点から、従来の静脈採血にかわる採血方法として指先採血を導入しました。 ＊現在、未実施の地域が一部ありますが、今年度中に全国展開する予定です。

3. 契約継続中

	お客さまの声	具体的な取組内容
更新時期到来のお知らせのレベルアップ	■更新時期到来のお知らせが分かりにくい。	■図や表を活用するとともにカラー化するなどし、より分かりやすく読みやすい記載とし、お手続きの流れ・手順等をより明確にしました。
スミセイダイレクトサービスのレベルアップ	■携帯電話での出金取引時、証券番号を入力するのが面倒だ。	■携帯電話での出金取引時、証券番号を入力する仕様から、表示される証券番号を選択する仕様とし、簡単に個別契約を選択できるようにしました。
特約継続の口座振替対応	■主契約払込満了後に特約を継続する場合、振込用紙での支払いしか方法がないので、口座振替でも支払いできるようにしてほしい。	■H21年度は主契約払込満了時に特約保険料（年払）を口座振替でもお支払いいただけるよう変更し、H22年度はより広く特約継続中のお客さまへ口座振替の取扱いを案内しました。

4. お支払い時

	お客さまの声	具体的な取組内容
先進医療給付金請求の利便化	■先進医療給付金の請求には領収証の提出が必要と言われたが、医療機関からの請求額がかなり高額なため、先に先進医療給付金を受け取りたい。	■従来、先進医療給付金の請求には領収証が必要でしたが、先進医療の技術料は高額であることも多いため、よりお役に立てるよう、先進医療の治療を開始していれば、医療機関から発行される技術料の請求書でも給付金を請求いただけるよう取扱いを変更しました。

生命保険業務に関する指定紛争解決（ADR）機関について

「社団法人　生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決（ADR）機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しております。

①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

②なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/contact/index.html

※なお、当社の取扱った投資信託につきましては、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（FINMAC）を利用し、苦情及び紛争の解決を図ることができます。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス　http://www.finmac.or.jp

お支払管理態勢への取組み

保険金等支払管理態勢の強化

ご請求手続き案内の体制について

保険金等のご請求手続きにあたり、病気やお怪我の内容から、お客さまがご加入いただいているご契約の保障内容を確認し、関連する各種給付金等について幅広くご案内できる可能性がないかを検索する「案内システム」を活用して請求案内を行っています。

また、請求可能な給付種類を既契約者自身に確認いただくチェックリスト形式の帳票を契約内容通知とあわせて送付しています。

支払担当者および営業職員等への研修および教育体制について

保険金等支払管理部門に所属している職員全員が、社団法人生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の試験を受験し、資格取得を目指しています。さらに、体系的な査定者教育の体制を構築し、支払査定能力の更なる向上を図っています。

また、営業職員、拠点事務担当者等を対象に、お客さまのご要望に応じた適切な保険金等の請求案内について研修を実施しています。

保険金サポートデスクの設置

お客さまのご請求に正確かつ迅速に対応するために、支部長・拠点事務担当者からの照会窓口として、保険金サポートデスクを設置しています。

給付金支払審査システムの高度化

給付金支払査定の更なる精度向上・効率化を図るために、診断書の入力情報を精緻化し、キーワード検索を行う等により、支払査定判断をシステム的にサポートする対応を行っています。

また、診断書の入力情報を利用して、一部機械査定化を実施し、給付金の支払品質の向上および効率化を実施しています。

「死亡保険金ワークフローシステム」の全面稼動

死亡保険金の支払査定事務について、「ワークフローシステム」を活用して支払査定を行っています。

保険金等のお支払いについての点検体制

日常的な支払事務において支払漏れを防止するために「支払検証システム」による点検を行っています。

また、ご請求時に提出していただいた診断書に書かれている内容を全てデータ化し、他の保険金・給付金の支払事由に該当する可能性がないかを検索する「請求勧奨システム」を活用して支払済事案を点検し、お支払いの可能性のあるものについて請求勧奨を実施しています。

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」「社外弁護士による無料相談制度」について

保険金等のお支払いに関するご相談について、お客さまによりわかりやすく丁寧なご説明を行うために、専用の相談窓口を開設し、専任の担当者が直接お客さまからのご相談を受け付けています。

さらに、そのご説明でもご納得いただけない場合は、社外弁護士へご相談いただける制度をご用意しています。

保険金等の支払状況等に係る経営陣への報告および検討体制

保険金等の支払・支払非該当件数（理由別内訳を含む）等について、半期ごとに取締役会等に報告しております。

苦情対応状況等に係る経営陣への報告および検討体制

保険金等の苦情の状況について、四半期ごとにCS向上委員会で審議し、定期的に取締役会等に報告しております。

外部専門家の委員で構成する「保険金等支払審議会」での審議

お支払いサービスを一層向上させるため、外部専門家（大学教授、弁護士、消費者問題専門家など）からの助言を得て、それを活かす仕組みとして「保険金等支払審議会」を設置しております。

また、保険金などの支払査定の判断、妥当性の検証、見直し・改善、お客さまのご請求手続きの見直しの方向性等を定期的に報告し、審議いただいています。

内部監査部門による保険金等支払管理体制の監査

支払部門が実施した保険金等の支払査定、請求勧奨等の適切性について内部監査を実施し、監査結果を定期的に取締役会等に報告しています。

平成22年度　保険金等のお支払状況について

【a. 保険金等のお支払件数】

区分	保険金	給付金	合　計
お支払件数	254,546件	2,444,260件	2,698,806件

（注）1. 上記件数は、お支払理由ごとに集計しております。
2. 保険金には満期保険金を含み、給付金には生存給付金や団体年金の一時金を含みます。

【b. 保険金等のお支払非該当件数】

事由＼区分	保険金	給付金	合　計
支払事由に非該当	1,554件	38,556件	40,110件
免責事由に該当	320件	668件	988件
告知義務違反による解除	61件	606件	667件
詐欺による取消　詐欺による無効	0件	0件	0件
不法取得目的による無効	0件	0件	0件
重大事由による解除	2件	2件	4件
その他	0件	0件	0件
合計	1,937件	39,832件	41,769件

（注）1. 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しており、当社における従来の計上基準による件数とは異なります。
2. お支払件数、お支払非該当件数は個人保険および団体保険の合計です。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数となります。
3. 上表におけるお支払非該当理由のご説明は次のとおりです。

事由	概要
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がお支払いする事由に該当しない場合、保険金・給付金のお支払いはできません。 例）高度障害状態の原因となった事故や疾病が、ご契約の責任開始期前のものであったとき
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いできない事由を定めております。ご請求いただいた内容がお支払いできない以下の事由に該当する場合、保険金・給付金のお支払いはできません 例）責任開始の日から起算して3年以内の被保険者の自殺、または保険契約者・被保険者・受取人の故意により、被保険者が死亡し、死亡保険金を請求されたとき
告知義務違反による解除	ご契約の際に、被保険者の故意または重大な過失によって告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお返しいたします。
詐欺による取消 詐欺による無効	ご契約の際に、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消（無効）となります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こされた場合、ご契約を解除することがあります。

保険金等の支払・支払非該当契約の具体的事例について（平成22年度 第4四半期）

【支払事例】

<table>
<tr><th>種類</th><th>事案概要</th></tr>
<tr><td>手術給付金</td><td>外来で、子宮頚管ポリープ切除術を受けられたお客さまです。外来での手術でしたが、ご契約に総合医療特約*を付保されていたため、手術給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。
＊総合医療特約では、公的医療保険制度の対象となっている手術を受けられたとき、入院外で受けた手術であっても手術給付金をお支払いする旨、定めております。なお、一部の手術にはお支払いの対象外となる手術があります。</td></tr>
<tr><td>先進医療給付金</td><td>白内障で、先進医療の「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」を受けられたお客さまです。先進医療の技術料は全額お客さまの自己負担でしたが、ご契約に先進医療特約*が付保されていたため、先進医療給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。
＊先進医療のうちお支払対象となる先進医療とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。</td></tr>
<tr><td>介護状態による保険料払込免除</td><td>前頭葉に腫瘍を患われ、介護状態による保険料払込免除をご請求されたお客さまです。ご提出いただいた診断書および当社で実施した事実確認の結果から、以下の状態を確認し、要介護状態A*に該当することが分かりました。このため、保険料の払込みを免除といたしました。
＊要介護状態AおよびB…http://www.sumitomolife.co.jp/news/kaigo_kanwa.html
<table>
<tr><th>項目</th><th>お客さまの状態</th><th>約款上の状態</th></tr>
<tr><td>歩行</td><td>自分で歩くことも、立っていることもできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>衣服の着脱</td><td>左上肢が完全に麻痺しており、まったくできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>入浴</td><td>ご自身ではまったくできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>食事の摂取</td><td>自力での摂取はできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>排泄（はいせつ）</td><td>排泄（はいせつ）コントロール機能を失っているために、常時おむつを使用している状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>清潔・整容</td><td>口腔（こうくう）清潔（歯磨き等）・洗顔・整髪・つめ切りいずれも自分ではできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
<tr><td>寝返り</td><td>自力での寝返りはできない状態。</td><td>全介助</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払事由に非該当	手術給付金	指にトゲが刺さったため、外来にて創傷処理*1を受けられたお客さまです。ご契約に総合医療特約*2を付保されていましたが、約款上、創傷処理は、お支払いの対象外となる手術として定められており、手術給付金をお支払いできませんでした。 ＊1　挫創等に対して切除、結紮又は縫合を行う処理。 ＊2　総合医療特約では、お支払対象外となる手術として、以下の5つを定めております。 （ⅰ）創傷処理 （ⅱ）皮膚切開術 （ⅲ）デブリードマン （ⅳ）抜歯手術 （ⅴ）骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
支払事由に非該当	介護保険金	小脳出血を患われ、介護保険金をご請求されたお客さまです。診断書上、被保険者様は、日常生活動作のうち、「歩行」については一部介助、「排泄」が全介助に該当している以外は、すべて自立されていることが認められました。したがいまして、約款に定める要介護状態Aには該当せず、介護保険金についてはお支払いできませんでした。
支払事由に非該当	災害保険金	脳出血でお亡くなりになられ、死亡保険金をご請求されたお客さまです。事故（転倒）によりお亡くなりになられたとのお申し出に接し、当社で事実確認を実施しました。その結果、被保険者様は事故（転倒）によって死亡したとは言えないと、医師より証明されました。 このため、災害保険金についてはお支払いできませんでした。

保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【a.平成22年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計	保険金	給付金
利用件数(利用率)	237件(2.2%)	64件	173件
フリーダイヤル案内件数	10,573件	2,063件	8,510件

※対象となるお客さま：保険金・給付金をお支払いできなかったお客さま

【b.主な支払非該当理由ごとの相談件数】

○：入院・通院・手術給付金支払事由非該当	72件
○：運動器損傷・顔面損傷給付金支払事由非該当	36件
○：告知義務違反による解除	35件
○：高度障害保険金支払事由非該当	16件
○：障害給付金支払事由非該当	16件
○：早期ケア給付金支払事由非該当	12件
○：特定疾病保険金支払事由非該当	11件
○：重度慢性疾患保険金支払事由非該当	8件
○：給付金免責事由該当	8件
○：介護保険金支払事由非該当	7件
○：がん長期サポート特約保険金支払事由非該当	4件
○：保険金免責事由該当	4件
○：災害保険金支払事由非該当	3件
○：保険料払込免除	2件
○：先進医療給付金支払事由非該当	2件

社外弁護士による無料相談制度について

【a.「社外弁護士による無料相談制度」ご利用状況】

	平成22年4月～平成23年3月
件数	8件

【b.「社外弁護士による無料相談制度」相談事例】(平成22年度の相談事例から)

事由	種類	事案概要
告知義務違反による契約解除	入院・手術給付金	【事案の概要】 本ご契約加入にあたり、「膀胱がん」による受診事実が告知されていなかったことから、住友生命は、告知義務違反により本ご契約を解除し、入院・手術給付金も支払非該当とする旨の決定を行いました。そこで、そのことを指定代理請求人様にご説明しましたが、ご了承いただけず、指定代理請求人様から社外弁護士への相談希望に接しました。 【お客さまの主張】 告知義務違反により契約解除との連絡を受けたが、母(被保険者様)は2度のくも膜下出血による後遺症で記憶力も低下していたことから、正確な告知ができなかったと思われる。その証拠として、脳外科主治医が「くも膜下出血後遺症として記銘力障害を認めており、高度な判断には援助を必要とする」旨記載した診断書を提出するので、加入当時、母の判断能力が不十分な状態にあったことを考慮して既払保険料の返還を検討して欲しい。 【社外弁護士の見解】 本人の病歴・年齢・脳外科主治医の診断書、日頃から接点のある指定代理請求人様の供述、本ご契約加入時の状況(例えば、かかる本人がすぐに発覚するような虚偽事実をそれと認識しながら告知するとは少し考えにくい)等からして、本ご契約加入時、少なくとも本人の判断能力に何らかの問題があったことは十分推認しうるところであり、本件については、何らかの和解的解決が望ましいと考える。 【住友生命の対応】 当初の支払査定時の事実確認結果による限り、本ご契約加入時において被保険者様の判断能力は肯定されるとも考えられる一方で、加入当時の被保険者様はがんの記憶を喪失していたとの指定代理請求人様の主張も、2度にわたるくも膜下出血の後遺症による判断能力(記憶力)低下の可能性を考えると一概には否定できないものであり、社外弁護士の見解も踏まえ、契約解除の決定を変更して契約無効・既払保険料返還とする旨の和解的解決を行うこととした。
支払非該当	先進医療給付金	【事案の概要】 上顎部に対して先進医療であるインプラント治療を実施されましたが、事実確認の結果、「責任開始期以前からの歯槽膿漏により歯牙欠損となり、インプラント治療に至った」と判断され、先進医療給付金支払非該当となりました。再査定の結果でも決定に変更がなく、被保険者様はこれにご了解いただけなかったため、社外弁護士との相談のご希望に接しました。 【お客さまの主張】 責任開始期前におけるA歯科治療当時は、必ずしも上の歯のインプラント治療が必要であったわけではない(もし必要性があるのであれば、すぐに手術をするはずである。もっとも、ゆくゆくはインプラント治療しか方法がなかったことは認める)。にもかかわらず、「上の歯についてもインプラント治療を勧められていた(治療の必要性があった)」という認定が行われることには到底納得できない。 【社外弁護士の見解】 ①A歯科での診断および被保険者様への説明等が問題となるが、被保険者様は「誰でも歯槽膿漏ぐらいはあり、A歯科通院時に上の歯まで治療が必要とは言われていない」との主張を繰り返されている。この点、A歯科の診断書をみると、「いずれ」という表現があり、当時において治療の必要性があったかどうか等、再度明確にしておくことが望ましい。 ②(上記①の再確認の結果、治療の必要性があったとの認定に変わりがなかったことを受け、)依然としてA歯科の診察内容、説明等の解釈が争点になっているが、社外弁護士相談として採り得る助言は尽くされたと思われる。被保険者様は、さらに保険金等支払審議会での審査を希望しているので、その方向で善処願いたい。 【住友生命の対応】 社外弁護士からの求めを受け、保険金等支払審議会で審議が行われました。その結果、医師の診察内容等を総合的に判断すると、先進医療給付金支払非該当とする当社の査定結果は妥当であるとの結論となりました。
支払非該当	高度障害保険金	【事案の概要】 被保険者様には言語機能や日常生活動作に障害が認められるものの、約款所定の高度障害状態には至っていないため、高度障害保険金支払非該当の決定がなされ、指定代理請求人様にその旨が通知されました。指定代理請求人様は、これにご了解いただけず、社外弁護士との相談のご希望に接しました。 【お客さまの主張】 被保険者様の請求意思能力が「無」と判断されているにもかかわらず、「言語機能の完全喪失」を認めないのは理解できない。他社では、認知症が進行性のものであって回復が見込めない点が重視され、高度障害状態と認定されている。高度障害状態の認定基準が他社より厳しいのは納得できない。 【社外弁護士の見解】 被保険者様の容態が高度障害状態の約款基準に該当するか否かを確認するために必要な質問を行うも、「保険会社の診断書の書式が曖昧だと担当医師が言っていた」旨の主張に終始するのみであり、当職より、実際に医師の診断書を見られたかどうかを質問したところ、指定代理請求人様から切電終話された。約款基準を満たす程度の医師の認定がない以上、現状において高度障害保険金を支払うことは難しいと考える。 【住友生命の対応】 指定代理請求人様に、社外弁護士無料相談制度を引続き利用されるかについてお尋ねしたところ、同制度は利用せず、先方が独自にある弁護士と相談するとのことでしたので、社外弁護士による相談は終了しました。

※お客さまの同意が得られた事例につきまして掲載しております。

先進的な商品のご提供

～ご家族の生活を守る「ファーストステージ」・老後の介護に備える「セカンドステージ」～
2つの未来を強くする新しい総合保障「Wステージ」

スミセイの新終身保険 ダブルステージ Wstage

ライフサイクルにあわせて、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能をご準備いただける保険です！

新発売

「Wステージ」はご家族の生活を守る「ファーストステージ」、老後の介護に備える「セカンドステージ」、それぞれに必要な保障を準備できる保険商品です。ライフサイクルが大きく変化するファーストステージの保障は特約でカバー、万一の介護または死亡のときは収入保障として、毎年年金をお支払いします*。また主契約部分（新終身保険）はファーストステージ終了時に一生涯の介護保障（介護プラン）を選ぶことができ、万が一の際の資金を終身保障で準備できます。

好評の先進医療特約もさらにパワーアップして新登場！全額自己負担となる先進医療の技術料と同額を通算2000万円までお支払いします。加えて、実施医療機関が限られているためにかかる交通費などの諸費用として技術料の10%をお支払いします。

*Wステージは、「未来デザイン」「年金タイプ」「一時金定額タイプ」「一時金逓減タイプ」のラインアップの中から、お客さまのニーズに応じ、最適なプランをお選びいただけます。

きちんと未来 きちんと未来

独身世代向け（男性15～29歳・女性15～39歳）の専用プランもご用意しております。
★「きちんと未来」は、Wステージ　一時金定額タイプの独身世代向けのプランの愛称です。

【新終身保険（Wステージの主契約）について】●介護プランへの移行は、お申し出により主契約の保険料払込満了時に当社所定の基準を満たす範囲でお取り扱いします。●介護プランに移行した場合、基本プランと比べ、移行した部分の死亡保険金額は少なくなります。**【介護保障について】**●新介護収入保障特約（逓減型）の年金支払回数は毎年1回ずつ逓減し、最低5回（または10回）保証されています。**【保険金等のお支払いについて】●介護年金・介護保険金をお支払いした主契約・特約から、死亡保険金等は重複してお支払いしません。【災害・疾病関係特約について】**●「救Q隊KING」は災害・疾病関係特約の総称です。●日帰り入院とは、入院日＝退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。●手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。●入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のお支払いとなります。●先進医療給付金は厚生労働大臣が定める先進医療（※）の技術料と同額（1円～1万円は1万円）とし、先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額をお支払いします。（※）公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払対象から外れます。●災害・疾病関係特約のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってはお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。**【ご検討に際して】**●ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご覧ください。（中途付加の場合は、「契約概要のご説明」「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「特約中途付加のしおり・約款」等を必ずご覧ください。）

保障をさらに充実させるさまざまな特約

がん長期サポート特約　2008年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞！保険料無料!!　平成19年11月発売

長期にわたるがんの治療費や生活費をサポート!

・がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

2008年 日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞 がん 長期サポート特約

がん 長期サポート特約

保険料払込免除プラン　がん型平成19年4月発売

Q極型 がん型 介護型

・9つの所定の状態のうちいずれかに該当されたとき、以後の保険料は要りません。
・お求めやすい「がん型」・「介護型」もお選びいただけます。

保険料払込免除プラン

給付金・保険金などを速やかにご請求いただくための特約

指定代理請求特約　保険料無料！　平成18年4月発売

・被保険者が受取人となる給付金や保険金などを、受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が、給付金や保険金などを請求することができます。

指定代理請求特約

多様なニーズにこたえる商品ラインアップ

充実した医療保障をお望みの方に！　平成21年10月発売

ドクターKING スミセイの医療保険

- 入院したら一時金をお支払い！（入院保障充実特約(09)を付加した場合）
- 日帰り入院から長期の入院まで安心！がん入院は支払日数無制限！
- 入院中・外来を問わず、公的医療保険対象の1,000種類以上の手術を保障！
- がん入院中の手術は倍額をお支払い！

●入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のお支払いとなります。
●日帰り入院とは、入院日＝退院日の入院で、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
●この保険には、解約返戻金や死亡保険金はありません。（解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めやすい保険料としております。）
●手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。
●各給付金のお支払いは、約款に定められた治療を目的としたものに限り、傷害や疾病、手術の種類によってお支払いできないこともあります。必ず約款にてご確認ください。

一生涯の保障をお望みの方に！　2008年日刊工業新聞ネーミング大賞5位入賞！　平成20年4月発売

続けて咲かせる終身保険 バラ色人生

- 一生涯の死亡保障！
- お求めやすい保険料！
- 保険料払込期間満了後のキャッシュバリューが魅力！

●この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。（解約返戻金を低く設定し、お求めやすい保険料としております。）保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に!　平成17年4月発売

自分で確認・もらえて納得 スミセイの千客万頼（せんきゃくばんらい）

2005年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞!

- 健康上の理由で保険をあきらめていた方に朗報！
- 医療保障も死亡保障も一生涯続きます！

2005年 日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞受賞 スミセイの千客万頼

●この保険の保険料は従来の保険に比べ割り増されています。
●健康な方で、保険料の割増しのない保険をご希望の場合は、医師の診査を受けることなどにより、他の保険にお申込みいただけます。ただしその場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

保険種類一覧

契約年齢範囲　女性のみ

ご契約の目的	保険種類	愛称・契約年齢範囲（0歳～80歳）
ライフサイクルにあわせた、「介護保障」「医療保障」「死亡保障」「資産形成」機能の準備をお望みの方に	新終身保険	Wステージ未来デザイン［20～65歳］
		Wステージ年金タイプ［15～75歳］
		Wステージ一時金定額タイプ［15～75歳］
		［15～29歳（女性は39歳まで）］── きちんと未来
		Wステージ一時金逓減タイプ────［40～70歳］
ライフサイクルの変化にあった最適な保障と資産形成をお望みの方に	利率変動型積立保険	ライブワン愛&愛タイプ［15～75歳］
		ライブワン優々タイプ［15～75歳］
		ライブワン楽々人生タイプ────［40～70歳］
		［3～14歳］── ライブワン優々タイプ（お子さま向け）
現在当社にご加入いただいているお客さま向けに、最新の医療保障をお求めやすい保険料でご提供するプランです。		Qパック［3～75歳］
一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	終身保険［15～80歳］
		バラ色人生 バラ色人生［15～70歳（女性は75歳まで）］
ひとつの保険でご夫婦ふたりの保障をお望みの方に	連生終身保険 連生定期付連生終身保険	アンサンブル*［18～75歳（女性は16～80歳）］
		楽々アンサンブル*［40～65歳］
健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型終身保険	スミセイの千客万頼［50～80歳］
3大成人病に備える保障をお望みの方に	疾病・医療保険	リガード［15～80歳］
5つの重度慢性疾患に備える保障をお望みの方に	疾病・医療保険	Vガード［15～65歳］
充実した医療保障をお望みの方に	無配当医療保険	ドクターKING［0～75歳］
セカンドライフのための資金準備をお望みの方に	個人年金保険	たのしみ1番・新たのしみ年金［15～82歳］
保障に重点をおきながら、満期の楽しみもお望みの方に	定期付養老保険	しあわせの保険［6～65歳］
積立ても保障もお望みの方に	養老保険	自由保険［0～70歳］
教育・結婚・レジャー等の資金準備に加えて死亡保障もお望みの方に	生存給付金付定期保険	記念日宣言*［0～70歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	定期保険［15～65歳］
		エンブレム［20～74歳］
		エンブレム新長期プラン［20～75歳］
お子さまの教育・結婚資金の準備をお望みの方に	こども保険	［0～9歳］── スミセイのこどもすくすく保険*
短期の貯蓄をお望みの方に	貯蓄保険	保障付積立保険*［0～47歳（女性は57歳まで）］
住宅資金、セカンドライフのための資金、お子さまの教育・結婚資金などの準備をお考えの勤労者の方に	財形貯蓄積立保険 財形年金積立保険 財形住宅貯蓄積立保険	財形貯蓄プラン*［15～80歳］
		財形年金・財形住宅貯蓄*［15～54歳］

上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

【金融機関の窓口でお取り扱いしている商品】

一生涯の保障をお望みの方に	終身保険	ふるはーとS［15～80歳］
		ふるはーとW［15～85歳］
		ふるはーとL［15～75歳］
一生涯の介護保障をお望みの方に	介護保障終身保険	ふるはーとL<介護プラン>［15～75歳］

※愛称・取扱商品は一部の金融機関で異なる場合があります。
上記のほかに変額年金保険等も取り扱っております。

【郵便局でお取り扱いしている商品】

健康上の理由で保険加入をあきらめていた方に	限定告知型医療終身保険	たよれるYOU［50～80歳］
死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOU［20～75歳］

【かんぽ生命でお取り扱いしている商品】

死亡保障をお望みの方に	定期保険	エンブレムYOU［20～75歳］

＊この表示のない商品は法人契約を取り扱っております。なお、エンブレム・エンブレム新長期プラン・エンブレムYOUは法人契約のみのお取扱いとなります。法人向けには「住友の法人保険“繁栄”」の愛称を冠しています。

生前給付特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
新介護収入保障特約	収入保障・高度障害年金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護年金	所定の要介護状態A(目安として公的介護保険の要介護3以上に相当*)が180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態B(目安として公的介護保険の要介護2以上に相当*)が30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
新介護逓減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
	早期ケア給付金	所定の要介護状態Bが30日・60日・90日・120日または150日続いたときにお支払いします。
介護保障終身保険特約(10)	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	介護保険金	所定の要介護状態Aが180日続いたときにお支払いします。
特定疾病保障定期保険特約 特定疾病保障終身保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	特定疾病保険金	所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときにお支払いします。
重度慢性疾患保障保険特約	死亡・高度障害保険金	死亡されたときや所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
	重度慢性疾患保険金	所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときにお支払いします。
保険料払込免除特約	――	所定の要介護状態Aが180日続いたとき、または所定の特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)もしくは所定の重度慢性疾患(重度の高血圧症・重度の糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性すい炎)で所定の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
がん保障保険料払込免除特約	――	生まれて初めて悪性新生物(がん)と診断されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
介護保障保険料払込免除特約	――	所定の要介護状態Aが180日続いたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。
指定代理請求特約	――	被保険者が受取人となる給付金や保険金などを受取人が請求できない当社所定の事情がある場合、指定代理請求人が給付金や保険金などを請求することができます。
がん長期サポート特約	がん長期サポート保険金	がんになり、治癒も病状の好転も見込めない所定の状態に該当すると診断されたとき、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されたときに、死亡保険金の全部または一部を前払請求できます。

＊早期ケア給付金・介護年金・介護保険金お支払時および保険料お払込免除時の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。詳細は約款に定められていますので、必ずご確認ください。なお、「公的介護保険制度の要介護2または3以上に相当」という表現は、平成23年4月現在の公的介護保険制度に基づき目安として記載したもので、将来公的介護保険制度が改正された場合には、この表現があてはまらなくなることがあります。

災害疾病特約

特約名称	保険金・給付金・年金の名称	特約の内容
総合医療特約	災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	疾病入院給付金※1	疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
	手術給付金※1※2	公的医療保険制度の対象となっている手術、骨髄移植を受けられたときにお支払いします。
	放射線治療給付金※3	公的医療保険制度の対象となっている放射線治療を受けられたときにお支払いします。
入院保障充実特約(09)	入院保障充実給付金※1※4	不慮の事故による傷害または疾病により1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
成人病入院特約(09)	成人病入院給付金	所定の成人病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
女性疾病入院特約(09)	女性疾病入院給付金	所定の女性特定疾病やがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
がん入院特約(09)	がん入院給付金	所定のがんにより1日(日帰り)以上入院されたときにお支払いします。
新先進医療特約	先進医療給付金※5	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたときにお支払いします。
	先進医療保障充実給付金	
傷害損傷特約(04)	運動器損傷給付金	傷害または疾病を原因とする骨折に対して治療を受けられたとき、もしくは傷害により所定の腱・靱帯・半月板の断裂に対し、事故の日から180日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
	顔面損傷給付金	不慮の事故による傷害により顔面部・頭部・頸部に損傷を受け、事故の日から180日以内に所定の顔面損傷状態になられたときにお支払いします。
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	災害高度障害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の高度障害状態になられたとき、もしくは所定の感染症により所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。
傷害特約	災害保険金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡されたとき、もしくは所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。
	障害給付金	不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたときに、障害の等級に応じて災害保険金額の1～10割をお支払いします。

※1 骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術も保障します。(骨髄移植ドナー(提供者)としての入院・手術は、責任開始日から1年以内はお支払対象となりません。)
※2 手術給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術を受けられた場合お支払いします。ただし、「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「抜歯手術」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」はお支払対象となりません。
※3 放射線治療給付金は公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定される放射線治療を受けられた場合お支払いします。
※4 入院保障充実給付金は継続した1回の入院につき1回分お支払いします。なお、入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、1回分のお支払いとなります。
※5 先進医療給付金は厚生労働大臣が定める先進医療(＊)の技術料と同額(1円～1万円は1万円)とし、通算して2000万円をお支払限度とします。(＊)先進医療保障充実給付金は先進医療給付金の10%相当額(1回の療養につき最高50万円)をお支払いします。公的医療保険の給付対象となった場合等はお支払対象から外れます。
●入院日数が1日(日帰り)とは、入院日=退院日の入院で入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

生命保険の知識と制度

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配付している「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」や「ご契約のしおり（一定款）・約款」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供（40ページ参照）」の項目などにも記載し、その徹底を図っております。

以下に生命保険をご理解いただくための知識・制度等をご説明します。

ご契約の責任開始期

お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることに決定した場合、健康状態などの告知および第1回保険料相当額のお払込みの両方が完了した時から、保険金支払等の保険契約上の保障を開始（責任開始）します。

ご契約申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日または「ご契約のしおり（一定款）・約款」の交付日*のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。ただし、当社の指定した医師の診査を受けられた場合や申込者等が法人の場合などは、お申込みの撤回等はできません。

＊募集代理店にてお申込みいただいた場合で、第1回保険料相当額を、当社所定の振込用紙により「当社が指定する金融機関」にお払込みいただくときには、お申込時にお渡ししております「契約概要/注意喚起情報」の交付日となります。

＊お申込時に受領書兼確認書にて約款冊子を希望された場合は、約款冊子の交付日となります。

保険料のお払込み方法（経路）

保険料のお払込み方法には、口座振替扱い、勤務先などにおける団体扱い、振替用紙による送金扱い等の方法（経路）があります。

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ（告知）ください。故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。

※生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

保険金（給付金）などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできないことがあります。

●責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合（ただし、責任開始期前の疾病を原因とする入院や手術等を行った場合に、正しい告知を行っていたときや、病院への受診歴などがなく発病した認識や自覚がなかったときはお支払いします。）

●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合

●保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときなどの重大事由によりご契約が解除された場合

●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

●保険契約について詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合（なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。）

●保険金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人の故意または重大な過失によるときなど）

ご契約の失効

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。なお、お払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、以下の取扱いをいたします。

（1）保険料の立替制度を適用できる場合

解約返戻金が保険料相当額以上あるときは、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料のお立替えをします。この場合、お立替金には所定の利率で利息をいただきます。（複利計算）

（2）ライブワン・Qパックの場合

主契約の解約返戻金が保険料相当額以上あるとき*は、あらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に主契約の積立金（保険ファンド）から保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

＊保険ファンド〔01〕では「保険料相当額を上回るとき」となります。

ご契約の復活

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後3年以内*であれば、ご契約の復活を請求いただけます。

この場合、告知(または診査)と、延滞した保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

＊最低保証付変額保険(年金受取型)、医療保障保険(個人型)、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険は3か月以内、保障付積立保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)は1年以内となります。

解約返戻金

お払込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営に充てられますので、ご契約を途中で解約されますと、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。

解約返戻金は、保険の種類・ご契約の年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

<ライブワン・Qパックの主契約について>

ご契約後3年未満で解約されますと、積立金の一定割合(当社所定の控除率)を控除するため、主契約の解約返戻金は積立金よりも少なくなり、払込保険料を下回ることがあります。

災害・疾病関係特約には、解約返戻金はありません。(一部例外を除きます。)

また、解約返戻金の一定の範囲内で資金をご用立てしたり(ご契約者貸付)、一時的に保険料を立て替える(保険料のお立替え)制度をご利用の場合、解約のときにその元利合計額を解約返戻金から差し引かせていただきます。

ご契約者貸付

ご契約の解約返戻金の一定範囲内で、必要資金を貸付けいたします。この場合、契約者貸付金には所定の利率(金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります)で利息をいただきます。(複利計算)

生命保険料控除について

●生命保険料控除

生命保険料控除は税法上の所得控除の1つで、払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、税負担が軽減されます。

<所得税の生命保険料控除額>

一般生命保険料、個人年金保険料それぞれについて次の通り控除されます。

支払った保険料(年間合計額)	控除される金額
25,000円以下	全　額
25,000円超 50,000円以下	25,000円と25,000円を超える部分の1／2の合計額
50,000円超 100,000円以下	37,500円と50,000円を超える部分の1／4の合計額
100,000円超	一律50,000円

(注) 支払った保険料が一般生命保険料と個人年金保険料の両方ある場合は、一般生命保険料(5万円)、個人年金保険料(5万円)、合計10万円までの控除が受けられます。

●個人年金保険料控除

昭和59年度の税制改正で、老後生活安定のための自助努力の奨励および老後生活に対する相互扶助・社会的連帯の意識の助長を目的として、個人年金保険料控除が創設されました。これにより支払い保険料は、一般生命保険料控除対象と個人年金保険料控除対象に分けられています。

<住民税の生命保険料控除額>

一般生命保険料、個人年金保険料それぞれについて次の通り控除されます。

支払った保険料(年間合計額)	控除される金額
15,000円以下	全　額
15,000円超 40,000円以下	15,000円と15,000円を超える部分の1／2の合計額
40,000円超 70,000円以下	27,500円と40,000円を超える部分の1／4の合計額
70,000円超	一律35,000円

(注) 支払った保険料が一般生命保険料と個人年金保険料の両方ある場合は、一般生命保険料(3.5万円)、個人年金保険料(3.5万円)、合計7万円までの控除が受けられます。

生命保険料控除制度の改正について

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約から「生命保険料控除制度」が改正されます。
- 現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されます。
- 各保険料控除の適用限度額は、所得税4万円・個人住民税2万8千円となり、合計適用限度額が所得税12万円になります。(個人住民税は現行どおり7万円のままです。)

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約については、平成24年1月1日以後も現行の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」が適用されますが、平成24年1月1日以後に転換・保障一括見直し・更新・所定の特約中途付加等が行われた場合、変更日以後の保険料には、改正後の制度が適用されます。

※詳しくは「ご契約のしおり(一定款)・約款」をご覧ください。

幅広いサービスチャネルの展開

ご契約締結までの各種情報提供～申込手続き

ご契約に際しまして、お客さまのニーズに最もふさわしい商品をお選びいただくため、生活設計書等による情報提供をはじめ、各種パンフレットのご提供を行うとともに、「設計書(契約概要)」によるご提案を行っています。ご契約内容の見直しに際しては、「保障内容見直しのご提案書」を用いた説明を行っています。

あわせてご契約の前には「意向確認書」によるニーズ・意向確認を行ったうえで、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」を必ずお渡しし、ご契約に必要な保険知識・重要事項をご理解いただけるよう努めています。

- 生活設計書(未来診断など)
- 各種パンフレット
- 各種設計書(契約概要)
- 「保障内容見直しのご提案書」
- 「意向確認書」
- 「生命保険の契約にあたっての手引」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」
- 「ご契約重要事項のお知らせ(契約内容および解約返戻金額表)」
- 「ご契約のしおり(一定款)・約款」

デメリット情報の提供

当社では、生命保険にご加入される方が、その商品、制度などを知らなかったために、デメリット(不利益)を被ることのないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、契約お申込みの際に配布している「商品パンフレット」、「設計書(契約概要)」、「ご契約のしおり(一定款)・約款」、「ご契約重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」に明示しているほか、「ご契約締結後の各種情報提供」の項目で記載している各種通知などにも記載し、その徹底を図っています。

ご契約重要事項のお知らせ
(注意喚起情報)

ご契約締結後の各種情報提供

【お客さまへのお知らせの一例】　**※いずれも重要な内容ですので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。**

ご契約の現況について	○スミセイ安心だより	
保険料のお払込みについて	○保険料お立替のお知らせ ○保険料お立替金残高のお知らせ	○ご契約失効のお知らせ ○保険料払込期間満了のお知らせ
	<口座振替扱契約> ○口座振替開始のご案内(月払) ○今期保険料お払込みのご案内(年・半年払)	○口座振替中止のお知らせ
	<勤務先の団体扱契約> ○保険料変更のお知らせ	
配当金・契約者貸付について	○スミセイ安心だより ○契約者貸付金利息のお払込案内	○契約者貸付金残高のお知らせ
保障内容の見直しについて	○更新時期到来のお知らせ ○保険料払込期間満了・保障内容変更制度のお知らせ	○特別保障期間満了のお知らせ
保険金・給付金などのお支払いについて	○満期のお知らせ(満期保険金・満期時育英資金・満期時生存給付金・満期時養育資金請求書兼据置申込書) ○育成資金・生存給付金積立金額のお知らせ ○長寿祝金のお知らせ(長寿祝金請求書) ○年金お受取のご案内(年金請求書)	
	○死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ○団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック ※申込手続時にもお渡しいたします。	
その他	○生命保険料控除証明書	

スミセイメイト(営業職員)

約3万名のスミセイメイトが、全国のお客さまのご要望にお応えしています。

スミセイメイトは、全国のご契約者を少なくとも年1回訪問し、ご契約に関する様々なお手続きや情報提供に努めております。お客さまへの訪問につきましては、未来応援システムを活用し、お客さまからいただいた情報をもとに、ライフイベント等、お客さまの節目となる時期にタイムリーに行っております。

“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供するために、生命保険だけでなく金融商品・社会保障制度等に関する豊富な知識を有する「FP技能士(厚生労働省所管国家資格)」資格の取得・活用を推進しており、平成23年6月末時点で15,524人がFP資格を取得しております。

また、高機能な携帯端末「Vite(ビット)」を活用し、お客さまにご家族全体のコンサルティングを提供しております。

スミセイ未来応援活動

平成23年度より、担当者による継続的なコンサルティング・サービスとサポートプログラムを一体化した「スミセイ未来応援活動」を開始しております。

「スミセイ未来応援活動」は、お客さまへの定期訪問等を通じて「契約内容の確認」「ライフイベントの確認（入院給付金請求などの手続漏れがないかの確認を含む）」「最新情報の提供」を行い、ご加入後も最適な保障が保たれるよう継続的なコンサルティングを行う活動です。この活動の中では、結婚・出産・就職などお客さまとご家族の人生の節目を祝して、ギフトをお届けする取組みを行っています（ライフステージギフト）。

また、Wステージ健康相談ダイヤルをはじめとする健康応援プログラムでお客さまの健康をサポートする取組みも行っております。

ライフステージギフト

契約者ご本人、または、ご家族（配偶者、子、孫、両親）のライフイベント*をご連絡いただくことで、ライフイベントにちなんだ素敵なギフトをプレゼントします。

*出生・小学校入学・中学校入学・就職・結婚・還暦

健康応援プログラム

夜間・休日も含め、24時間無料にて、急な病気や心の疲れなどについて、資格を持った医師・看護師・保健師が分かりやすくアドバイスする「Wステージ健康相談ダイヤル」を開設しております。

※対象はWステージに加入いただいている契約者、被保険者、およびそのご家族です（法人契約の場合は被保険者とそのご家族が対象）。

ご契約者さま向けサービス『クラブスミセイ』

クラブスミセイとは…

ご契約者さまとそのご家族を対象に、無料電話相談やロードサービス、ライフイベントのサポート、レジャーやグルメ・ショッピングでのお得な割引特典など、様々なシーンでご活用いただけるサービスを提供しております。

くらし・レジャーで、
毎日使える！家族で使える！

入会金
年会費無料！

CLUB·SUMiSEi

各種優待特典

■グルメ・スポーツ・カルチャーなどで優待サービスが受けられます。

無料電話相談*

■健康の「悩み」や法律・税務相談など、幅広くご利用いただけます。
- 24時間健康相談ダイヤル
- 女性専用健康相談ダイヤル
- 聞き放題電話家庭教師
- くらしの何でも相談

ロードサービス

■24時間365日あなたのカーライフをサポート！
4つのサービスが無料です。
- 落輪時の引き上げ（タイヤ1本まで）
- キー閉じ込み（特殊作業などを除く）
- 高速道路のガス欠対応（10リットルまで）
- スペアタイヤ交換（車に備え付けのもの）

その他のサービス

■人間ドック・PET検診　■介護・医療・ヘルスケア

＊携帯電話・PHS・公衆電話でのお問合わせはお受けできませんので、ご了承ください。

クラブスミセイにご加入されますと、「クラブスミセイキャッシュカード」を発行いたします。本カードをお持ちの方は、郵便局・銀行・信用金庫など全国約74,000台の提携ATMで「契約者貸付」「保険ファンド」などの保険取引がご利用いただけます。（平成23年6月現在）

役立つサービス満載！
クラブスミセイの詳細・利用方法はこちら　http://clubsumisei.com　クラブスミセイ　検索

スミセイベルポイントクラブ

どなたでもご入会いただけるポイント制の会員サービスです。例えば、ご入会で100ポイント、ご友人の紹介等で100～3,000ポイントをプレゼントします。

入会金・年会費無料！
スミセイ ベル ポイントクラブ
Sumisei B Point Club
どんどん貯まる、ベルメゾンで選べる。

※提携先との交換の際には、会員情報を提携先に提供させていただきます。また、JALマイレージバンク（JMB）のマイルに交換する場合には、JMB会員であることを前提に、JMBお得意様番号とローマ字氏名をご提供いただきます。

詳しくは スミセイベルポイントクラブ事務局（0120-811353）まで（一般電話・公衆電話）
※携帯電話・PHSからは 0476-31-2000まで（通話料はお客さま負担となりますのでご了承ください。）

インターネットを通じた保険販売

インターネットの普及に伴い、保険加入のご検討に際してインターネットを通じて、商品の情報を入手されるお客さまが年々増加しています。

当社では、ホームページからご希望の商品の資料をご請求いただいており、その中で営業職員によるコンサルティングのご希望を承っております。

また、対面による保険提案を受ける機会が少ないお客さまにも当社商品をご検討いただけるよう、郵送での保険提案・申込手続きにより医療保険や個人年金にご加入いただくダイレクト販売も行っております。

このように、ホームページなどをきっかけに住友生命の商品にご関心をお持ちいただき、メインチャネルである営業職員と連携して、お客さまにふさわしい保険をご提案する取組みを今後も進めてまいります。

スミセイダイレクトサービス

平成18年9月から、インターネット(パソコン・携帯電話)・カンタッチアンサー(電話による自動応答取引)による入出金取引、各種お手続き、契約内容照会等の保険取引サービスがご利用いただける「スミセイダイレクトサービス」*を提供しております。特にインターネット(パソコン)では、最新のセキュリティ技術を導入し、29種類のお手続きと6種類の照会が可能となっております。また、入出金取引や暗証エラーに関する情報などをお知らせする「メール通知サービス」も提供しております。

平成20年7月からは、「スミセイダイレクトサービス」から直接、金融機関のインターネットバンキングなどに接続し、簡単に入金取引がご利用いただけるサービスを開始しました。

さらに平成20年12月からは、携帯電話サービスの拡充により、送金口座・メール通知サービスの登録を含む一連の入出金手続きが、携帯電話だけで完結できるようになりました。

また、平成21年9月には、「スミセイダイレクトサービス」の操作性向上・セキュリティ強化の観点から、ログイン方法の変更を行っております。

今後も、カード・インターネット等を活用したお手続きの利便性やサービスの向上に取り組んでまいります。

*ホームページアドレス、電話番号はP.72および裏表紙を参照ください。

WELL'S(ウェルズ)

ウェルズは生命保険業に携わる者に共通する「お客さまに生命保険の大切さを伝えたい」という思いを具現化するために、理想の生命保険営業スタイルの確立を目指している営業組織です。

当社がこれまで培ってきた営業手法に加え、諸外国あるいは外資系生保等の手法を積極的に取り入れ、実践を重ねていく中でノウハウの構築に取り組んでいます。

ウェルズから発信されるノウハウによって、スミセイに生命保険販売の原点である「ニードセールス」を中核としたコンサルティングを拡め、最適な保障のご提供とご加入後のフォローを進めていくことで、お客さまからより一層信頼される生命保険会社でありたいと考えています。

『Your dream、 Your future』
夢・未来、そして信頼を形に

来店型保険ショップ事業への取組み

当社100%子会社である「いずみライフデザイナーズ(株)」にて来店型保険ショップ「ほけん百花」・「保険の森」を運営しております。平成23年5月末現在、首都圏を中心に33店舗を展開しており、ショッピングセンターや駅至近の商店街に出店し、お客さまに気軽に立ち寄っていただける店舗を志向しております。同店舗は乗合代理店として、当社の商品だけでなく、17社の生損保商品を取り扱っており、多様化するニーズに幅広くおこたえできる店舗となっております。

引き続き、同店舗による保険販売事業を通じ、お客さまニーズを的確に捉え、より一層の顧客サービスの向上に努めてまいります。

わかる! みつかる! あなたの保険。ほけん百花

選ぶ安心、育てる未来 保険の森

メディケア生命

当社は三井生命と共同出資(当社80%・三井生命20%)により、保険ショップ・インターネット保険サイト等を通じて「自分にあった商品を主体的に選択したい」という意向を持ったお客さまに機動的に商品供給を行うメディケア生命保険㈱(以下「メディケア生命」)を設立し、平成22年4月に開業いたしました。

メディケア生命は、時代の変化を敏感にとらえ、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品の開発に努めるとともに、丁寧・迅速・正確なサービスを提供してまいります。

開業時には保険ショップ・インターネット通販においてニーズの高い医療保険「メディフィット」を発売し、平成23年2月には三井住友銀行の窓口において一時払がん医療終身保険「充実スタイル」を発売開始いたしました。

今後も当社と三井生命のグループ会社である強みを活かし、お客さまに選ばれる保険商品やサービスの提供に取り組んでまいります。

メディケア生命
住友生命・三井生命グループ

©MCL/ADK

IT(情報技術)の活用

当社では昭和30年代から常に先進的なIT技術情報を取り入れ、お客さまサービスの更なる高度化に取り組んでおり、昭和48年3月に個人保険の保全・保険料ご案内等の事務について、大規模なオンラインシステムを構築したのを皮切りに、順次システム刷新を行っております。

平成17年4月に稼働した「あいキューブシステム」では、インターネット等の技術を導入し、全国オンラインシステムに加え、メールシステム、代理店向けWebシステム、インターネット取引システム等の刷新を行い、保険事業を取り巻くさまざまな環境変化やお客さまニーズの多様化にさらに柔軟に対応可能なインフラを整備いたしました。現在は、「住友生命ブランドビジョン」に基づくシステム計画を遂行し、継続してIT技術活用に取り組んでおります。

なお、平成18年度には当社業務の基幹をなす個人保険のシステム開発・運用を委託している当社子会社のスミセイ情報システム(株)において情報セキュリティに関する国際認証(ISO27001)を取得する等、セキュリティ強化にも取り組んでおります。

より高度なお客さまサービスを目指して

保険料キャッシュレスを実現するモバイル決済端末「スパットくん(SPAT)」の導入・活用

お客さま満足度を高めるサービスの実現の一環として、お手持ちのクレジットカードやデビット機能付きのキャッシュカードにて「その場で・簡単・スピーディー」に保険料等をご入金(決済)いただけるモバイル決済端末「スパットくん」を平成19年8月より導入しております。継続保険料の引去り口座も「スパットくん」により登録可能(対象金融機関は順次拡大中)です。

「スパットくん」の導入によりお客さまのお手元に現金や金融機関登録印をご準備いただく必要がなくなりました。

新コールセンターシステム・第2コールセンターの稼動

更なるお客さまの利便性と電話応対品質の向上に向け、自動音声応答装置による暗証番号認証によりセキュリティ強化を図りつつ、「電話1本で手続きを完結(請求書レスサービス)」などの迅速かつ便利な保険取引を提供する新コールセンターシステムを平成19年7月に稼働したことに引き続き、平成20年3月からは平日の受付期間を午後6時まで延長し、土曜日も午前9時から午後5時までお客さまのお電話を受付けております。

また、お客さまのお電話を安定して受付けできるよう、平成20年10月より第2コールセンターを稼働し、東日本・西日本の2箇所にコールセンターを設置・運営しております。

クラブスミセイキャッシュカード(スミセイALカード)

各種保険取引がカード1枚でお手続きいただける「クラブスミセイキャッシュカード(スミセイALカード)」を発行しております。(約373万名のお客さまに発行:平成23年3月現在)

当社では、お客さまの利便性の向上を目的として、郵便局、銀行、信用金庫とのATM提携を積極的に進め、約74,000台の提携ATMネットワーク網を構築しております。

システム開発の推移

昭和48年	全国オンラインシステム稼働
平成 1 年	個人保険システムの再構築
平成 3 年	ALカード取引、アンサー開始
平成 8 年	インターネットホームページ開設
	新契約アンダーライティングシステム「SUN」稼働
平成12年	スミセイコールセンター稼働
	スミセイネットATM稼働
	保全請求・手続きのワークフローシステム稼働
	銀行窓販向け代理店Webシステム稼働
平成13年	営業職員コンサルティング携帯端末「With」稼働
平成15年	給付金支払いのワークフローシステム稼働
平成17年	全国オンライン・イントラシステムのWeb化
平成18年	営業職員コンサルティング新携帯端末「Vite(ビット)」導入
	スミセイダイレクトサービス創設
平成19年	テレビネットワークシステム導入
	モバイル決済端末「スパットくん」の導入
	保険金給付金「案内システム・請求勧奨システム」稼働
平成20年	「お客さまの声管理システム」稼働
	第2コールセンター稼働
平成22年	新SUN(新契約アンダーライティングシステム)稼働
平成23年	クラウドサービスを利用した資産運用システム稼働予定

法人のお客さま向け商品・サービス

総合的な企業福祉制度の実現をサポート

少子高齢社会の進展はわが国の社会保障制度に大きな影響を及ぼすことが予想されており、企業の従業員一人ひとりが安心して働ける環境づくりとして企業福祉制度への期待はますます高まっております。そうした中、企業の従業員のみなさまをサポートしていくためには、社会保障・企業福祉・自助努力をバランスよく組み立てることが必要となってまいります。

当社は新時代に相応しい企業福祉制度をご提供するために、制度運営から、資産運用、従業員へのサービスまで多岐にわたる幅広いニーズにお応えし、総合的な企業福祉制度の実現をサポートさせていただきます。

このために、法人向け商品ラインアップの充実、資産運用力の向上、コンサルティングサービスの展開（退職給付債務に係るコンサルティングのご案内など）、確定拠出年金（DC）・確定給付企業年金（DB）等の年金サービスのご提供などにより、企業福祉制度をサポートする体制を構築してまいります。

確定拠出年金法、確定給付企業年金法が施行され9年以上が経過し、わが国の退職金・企業年金制度は大きな転換期を迎えており、企業経営者の関心はきわめて高いものとなっております。当社といたしましても、三井・住友グループ金融各社と合弁で設立した「ジャパン・ペンション・ナビゲーター（株）」や三井・住友グループ保険各社ならびに三井住友銀行の資産運用子会社5社の合併により発足した「三井住友アセットマネジメント（株）」、当社と生保各社との合弁で設立した企業年金契約管理を行う「日本企業年金サービス（株）」等との密接な連携の下で、総力を挙げたサービスのご提供を行い、新たなビジネス展開に地平を拓いてまいりたいと考えております。

法人向け商品ラインアップの充実

企業の福利厚生制度は昨今の雇用環境の変化や従業員ニーズの多様化から、より効率的かつ従業員のインセンティブを高めるものへと見直しが必要となってきております。

当社では役員・従業員のみなさま、そして、そのご家族の生活を守るため、さまざまな法人向け商品をご用意しております。

具体的には以下のとおり、①在職中の生活保障 ②退職後の生活保障 ③在職中の財産形成 ④役員の保障の4つを柱とした法人向け商品ラインアップの充実に努めております。

4つの柱		企業福祉制度	法人向け商品の充実
1	在職中の生活保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 － 安心OK（総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険）、総合福祉団体定期保険
		法定外労働災害補償制度	
		遺族・遺児育英年金制度	
		医療保障制度	在職中の入院費用に備える － 医療保障保険（団体型）
		従業員の自助努力助成制度	お手ごろな保険料で大型保障 － 希望者グループ保険（団体定期保険） オペラハウス（無配当団体定期保険）
2	退職後の生活保障	退職金・退職年金制度	退職後の豊かな生活保障の準備を － 確定給付企業年金保険、新企業年金保険 等
			国の厚生年金の一部を代行するとともに、企業の退職金の上乗せ給付を行う － 厚生年金基金保険
		従業員の自助努力助成制度	ゆとりある老後生活資金を準備 － 拠出型企業年金保険
			老後の年金を充実させるために － 住友の財形年金
		医療保障制度	退職後の入院費用に備える － 医療保障保険（団体型）
3	在職中の財産形成 マイホーム助成 生活設計助成	債務保証制度	住宅ローン利用者のための団体保険 － 団体信用生命保険
			住宅ローン利用者の3大疾病に備える － 団体信用生命保険　3大疾病保障特約
		従業員の自助努力助成制度	自助努力による住宅取得・増改築を助成 － 住友の財形住宅貯蓄
			自助努力による従業員の財産形成を図る － 住友の財形貯蓄プラン
4	役員の保障	弔慰金・死亡退職金制度	弔慰金・死亡退職金等の準備 － 総合福祉団体定期保険
		退職慰労金・退職金制度	役員の大型保障と勇退時の退職慰労金準備 － 繁栄エンブレム新長期プラン
		医療保障制度	役員の入院費用に備える － 医療保障保険（団体型）

法人保険「繁栄」のご提供

企業にとって、経営者・幹部の方々はかけがえのない存在です。企業を支える経営者・幹部の方に相応しい大きな保障を準備し、事業の限りない繁栄の基礎を築くのが「法人保険"繁栄"」です。企業のニーズに合わせ「繁栄Wステージ」、「エンブレム新長期プラン」等をお選びいただけます。

「安心OK」のご提供

企業のさまざまなニーズにお応えし、福利厚生制度の充実のために「全員加入の・無配当の・1年更新の定期保険」である「安心OK（総合福祉団体定期保険無配当扱特約付総合福祉団体定期保険）」をご提供しております。お手ごろな保険料で従業員全員の方に対する保障がご準備いただけます。

確定給付企業年金保険（DB）のご提供

平成14年4月に施行された確定給付企業年金法に基づく商品として「確定給付企業年金保険」を発売いたしております。

法律に基づいた円滑な制度運営をサポートするとともに、さまざまな運用商品をご用意してお客さまの多様な年金運用ニーズにお応えしてまいります。

（※DB…Defined Benefit Pension Plan の略）

法人向けコンサルティングサービスの展開

企業の福利厚生制度は、昨今、雇用環境の変化や従業員ニーズの多様化から、より効率的かつ従業員のインセンティブを高めるものへと見直しが必要となってきております。また、退職給付債務などにより、制度自体が企業の経営に直接大きな影響を与えるものであることに加え、今後、国際会計基準の見直しも予定されております。当社では、こういったマーケットの変革に適合した、コンサルティング営業を積極展開してまいります。

企業年金・退職金コンサルティングサービス

全国に配置された担当スタッフにより、企業のニーズに沿ったコンサルティングをさせていただいております。

また、北海道・東北・首都圏・中部・近畿北陸・中四国・九州の各エリアに適格退職年金制度移行の専任スタッフを配備。平成24年3月末の移行期限まで残り1年を切った適格退職年金制度の全件移行完了に向けて、全力を挙げて、適格退職年金制度の移行をお手伝いしております。

損害保険による企業リスク総合対策

経済・社会情勢の著しい変化に伴い、企業の経営活動を取り巻く危険（リスク）はますます複雑化・多様化しており、万一事故が発生した場合の損害額も、高額化の一途をたどっています。また、大幅な雇用環境の変化は、企業の福利厚生制度の見直しを加速させており、従来にない新しい福利厚生制度の構築は、従業員にとっても高い関心事となっています。

このようなお客さまを取り巻く環境の変化に対応して、当社では、生命保険としてのサービスに加え、三井住友海上の損害保険代理店として、生損総合保障の提供を行っております。お客さまに最も適したコンサルティングサービスの提供を心掛け「企業リスク総合対策のパートナー」として安心と安全をお届けしてまいります。

確定拠出年金(DC)サービスのご提供

確定拠出年金制度は本格的な普及が進んでおり、加入者数は380万人(H23/3末現在)を超えました。また、規約承認数も昨年度末の3,301規約・12,902社から3,705規約・14,628社(H23/3末現在)へと着実な伸びを見せています。

住友生命は、退職金制度・年金制度に関する様々なご要望にお応えするために、確定拠出年金導入のご相談から運用商品の提供まで、積極的に取り組んでいます。
(※DC…Defined Contribution Pension Plan の略)

住友生命の確定拠出年金サービス体制

当社は、確定拠出年金の運営管理機関として、ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)(以下 J-PEC)と共同で運営管理業務サービスを提供しております。

年金制度全般に関する業務を行っている当社と、運営管理業務専業会社として多くのノウハウを有するJ-PECが共同してサービスをご提供することにより、「制度導入時のコンサルティングから導入前・後の制度運営まで」一貫してサポートを行います。

確定拠出年金 単独型プランおよび総合型プラン

住友生命では、運用商品等の制度内容を企業さまのオーダーメイドで決定する「単独型プラン」をご提供するとともに、資本関係・地域・業種等を問わない多くの企業が参加することでスケールメリットが活かされ、単独で制度を導入するよりも運営コストが軽減された『スミセイDC総合型プラン』もご案内しています。総合型プランは、制度内容の多くがパッケージ化されていますので、導入手続きにかかる負担が軽減されます。

確定拠出年金 個人型プラン

自営業者*2・企業年金等のない企業の従業員*3向けには、個人型制度向けの専用プラン『J-PEC個人型プラン・スミセイコース』をご提供しています。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

0120-401-780 (スミセイ個人型確定拠出年金ダイヤル)

*2 20歳以上60歳未満の第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めている方
*3 60歳未満の厚生年金適用事業所に勤務されている第2号被保険者で、企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金および確定拠出年金(企業型))のいずれにも加入資格のない方

法人向けサポートメニューの充実

ビジネスサポート

①ビジネスマッチング
当社の全国ネットワークを活用し、当社お取引企業さまへのご紹介、ビジネスマッチングの機会をご提供します。
②異業種交流会
企業さま同士の「ビジネスマッチング」と「情報収集」の場として、全国で「スミセイ異業種交流会」を開催。お客さまからご好評をいただいております。

各種情報提供

①ライフプランに関するセミナー
・20代～40代の従業員さま向けのセミナー
将来を見据えたライフプラン形成のため、基本的な社会保障制度や教育、住宅、介護問題など、責任世代の諸課題について具体的に、わかりやすく説明いたします。
・定年準備のためのセミナー
定年直後に直面する諸問題を認識していただき、その解決策を自分で考え、選択していただくことに主眼を置いた「気づきのセミナー」です。
②年金セミナー
最新の年金事情について、タイムリーにお客さまへお知らせいたします。経済講演会も同時に開催しています。
③企業の福利厚生制度に関するアンケート
近年、社会情勢がめまぐるしく変化し、企業の福利厚生制度が多様化しております。当社では、企業における今後の福利厚生制度検討に役立てていただけるよう、全国のお取引企業さま1,937社にご協力いただき、福利厚生制度についての実態調査を行い、その結果を『企業の福利厚生制度に関するアンケート調査結果』として発刊しました。

ご契約者保護に関する制度

生命保険契約者保護機構（保護機構）について

生命保険業に対する信頼性の維持・向上を目的とし、経営破綻に陥った生命保険会社の保険契約者の保護を一層充実させるために、平成10年12月1日に設立された制度です。

生命保険の場合、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で新たに加入することが困難になることがあります。そこで、保護機構は、生命保険会社が破綻した場合、破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助や、「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、あるいは保護機構自身が保険契約の引受けを行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることとしています。

補償内容

保護機構の補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分（注1）を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き責任準備金（将来の保険金等の支払いに備え積み立てられている準備金）等の90%となります（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。

なお、保険契約の移転等の際には、予定利率の見直し等の契約条件の変更が行われる可能性があります。また、保険契約の継続のための集団性維持の観点から、解約の際に早期解約控除制度が設けられる可能性があります。

財源

財源は原則として保護機構の会員保険会社が拠出する負担金により賄われます。ただし、万一、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

（注1）平成18年3月13日に公表されたパブリックコメントの考え方では、特別勘定を設置しなければならない保険商品のなかで、公表時点において下記の商品が運用実績連動型保険契約に該当するものとしてあげられています。
・確定拠出年金保険　・団体生存保険
・変額年金資金運用基金保険　・企業年金基金連合会保険
・国民年金基金連合会保険　・新企業年金保険
・確定給付企業年金保険　・厚生年金基金保険
・国民年金基金保険
これら運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分については、その責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは個別の更生手続の中で確定することになります）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（金融庁長官及び財務大臣が定める率）を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が、以下の通りとなります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}
ただし、破綻会社に対して資金援助がなかったと仮定した場合の弁済率が下限となります。

【生命保険契約者保護機構のしくみ（概略図）】

より詳しい内容につきましては、生命保険契約者保護機構のホームページをご利用ください。 http://www.seihohogo.jp

ビジネスパートナーとの共生

ビジネスパートナーの信頼・支持を得て、ともに社会的責任を果たします。

お客さまに安心と満足を提供していくためには、ビジネスパートナーとの信頼と支持を礎とした強力なパートナーシップを確立していくことが必要不可欠だと考えています。住友生命は、ビジネスパートナーとともに社会的な責任を果たしていくために、継続的なコミュニケーションを通じた協力体制の構築を行っています。

損害保険事業への取組み
～「総合生活保障」サービスのご提供～

当社はお客さまとご家族の人生におけるあらゆるリスクをカバーする「総合生活保障」の観点から、遺族保障・生前給付保障とともに、損害保険も本業として積極的に取り組んでいます。

今後も当社は、生保・損保一体となった「総合生活保障」サービスをお届けすべく、営業職員を通じてお客さまに最適な損害保険商品をご提供してまいります。

当社の損害保険事業

平成8年の損害保険事業への参入以来、当社100%出資により設立したスミセイ損保とともに、営業職員を基軸とした生保ならではの損保サービスを提供するという強みを活かしながら、生保・損保一体となった「総合生活保障」サービスの提供を本業と位置づけて事業展開してまいりました。

平成20年、更なる事業拡大・効率化による企業価値の向上とお客さまへのより一層のサービスの拡充を目指して、高度なリスクコンサルティング力・最大規模の損害サービスネットワークを有する三井住友海上との業務提携関係を強化いたしました。これにより、平成21年10月以降、損保募集資格を有する営業職員を通じて、三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品（自動車・火災・傷害等）を全面的に販売しております。

なお、スミセイ損保は、平成23年1月1日付で保有する全ての保険契約を三井住友海上に包括移転し、平成23年1月6日に解散いたしました。

●損害保険の業績

平成22年度販売実績（平成23年4月末現在）	年換算保険料	販売件数
	403億円	753, 548件

住友生命本社ビル

三井住友海上本社ビル

当社はビジネスパートナーである金融機関、日本郵政グループと共にお客さま満足度の向上のため、以下の取組みを行っております。今後もお客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、取組みを強化すると同時に、コンプライアンスに一番熱心な会社であることを目指してまいります。

金融機関窓販への取組み

平成14年10月金融機関窓販開始以来、年金保険や生命保険などさまざまな商品を全国の金融機関を通じて多くのお客さまにご提供しております。おかげさまで、約83万件にのぼる累計販売件数となりました。

当社は、全国の金融機関担当ホールセラーを通じて商品研修・コンプライアンス研修等さまざまな研修を各金融機関で実施しております。また、金融機関専用サポートデスク（電話での照会窓口）を設置し、金融機関からの照会に迅速にお答えするための体制を整えております。

金融機関窓販実績（平成23年3月末現在）	平成22年度販売実績	発売以来販売実績累計
	153,206件	836,458件

※上記の業績は、住友生命の金融機関窓販実績を合計したものです（証券会社、ゆうちょ銀行の実績を含みます）。

日本郵政グループへの取組み

平成20年5月より、日本郵政グループ各社における当社商品の販売が開始されました。当社は、全国の郵政担当ホールセラーを通じて密着型の肌理細やかな活動・研修等を実施し、郵政専用サポートデスクにて日本郵政グループ各社からの照会にお答えすることで、保険販売、適正なコンプライアンス対応等の推進に努めております。

アフターサービス

金融機関、日本郵政グループ各社窓口を通じてご加入いただいたお客さま向けに、専用のフリーダイヤルを設けております。また、スミセイダイレクトサービス等をご利用いただくと、ご契約内容や積立金額等をご照会いただけます。

金融機関を通じてご加入のお客さま　0120-506154

住友生命のお問合わせ窓口

日本郵政グループを通じてご加入のお客さま　0120-506873

受付時間　月～金曜日：午前9時～午後6時　土曜日（＊1）：午前9時～午後5時（日・祝日・年末年始を除く）
（＊1）お問合わせ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。

主なサービス内容　●契約内容に関するご照会、苦情・相談受付、各種手続き方法に関するご案内（保険金等の支払手続きに関するご照会等を含む）等
※証券番号をあらかじめお確かめのうえ契約者ご本人さまがお電話ください。

住友生命ホームページアドレス（URL）　パソコン・携帯電話（＊2）　http://www.sumitomolife.co.jp

受付時間　月～土曜日：午前8時～午後11時45分　日曜日：午前8時～午後8時（祝日・年末年始を除く）（＊2）携帯電話は、公式メニューからご利用ください。

主なサービス内容　●ご契約内容照会、積立金額照会等　ご利用いただけるのは、スミセイダイレクトサービスにご加入のお客さま、およびカード（クラブスミセイキャッシュカードまたはALカード）をお持ちのお客さまです。お申込みは、インターネットから簡単にお手続きいただけます。（お申込み無料）

海外事業への取組み

中国生命保険事業への進出

平成17年11月、中国最大手損害保険会社を傘下に持つ、中国人民保険集団股份有限公司（英文名：PICC Holding Company。旧、中国人保控股公司）とともに、中国人民人寿保険股份有限公司（英文名：PICC Life Insurance Company。旧、中国人保寿険有限公司）を設立いたしました。平成19年6月には、中国人民人寿保険股份有限公司の増資を行い、中国人民保険集団股份有限公司の傘下企業である最大手損害保険会社である中国人民財産保険股份有限公司（英文名：PICC Property & Casualty Co. Ltd.）の出資を仰ぐことにより、PICCグループの損害保険部門・生命保険部門の関係を強化いたしました。

この増資により、卓越した知名度を誇る損害保険事業との更なるシナジーが実現し、平成18年12月末の4支店から、平成22年12月末に34支店へ増加し、支店展開が急速に進んでおります。現在、29の省・自治区・直轄市で営業を行い、全国規模に支店展開をしております。

日本の営業職員に相当する保険代理人は、平成22年12月末時点で18万5千人を超え、さらに銀行チャネルといった営業基盤を固めて順調に業容を拡大しております。

平成22年1月～12月の収入保険料は824億人民元（約1兆336億円）に達し、中国の生命保険会社60社中6位に位置し、昨年度設立4年目にして黒字化を達成しておりますが、2010年度も増収増益の決算となりました。

ベトナム市場への進出

当社では、成長戦略の一環として、アジア新興国における事業展開の可能性を探っておりますが、事業の成功の確度を高めるためには、現地の有力パートナーとの協力が不可欠であると考えております。

その一つとして、平成21年10月、ベトナム最大の国営商業銀行であるベトナム農業農村開発銀行（アグリバンク）と保険事業で業務提携することに基本合意いたしました。

今後大きな成長が期待できるベトナム市場において、当社のノウハウとアグリバンクの高い知名度および幅広い顧客基盤を有効活用した事業展開ができるよう、準備を進めてまいります。

従業員の働きがい

従業員一人ひとりが誇りと自信をもっていきいきと働き続けられる会社づくりに取り組みます。自由闊達でチャレンジ意欲あふれる組織風土を大切にします。

理想の会社を実現していくためには、原動力となる従業員一人ひとりが住友生命で働くことに誇りと自信をもち、働く喜びを実感できることが重要だと考えています。住友生命は、多様性ある従業員と会社がWin-Winの関係を構築できるよう、ハード・ソフト両面からの取組みを通じて働きやすく・働きがいのある職場づくりを進めています。

働きやすい職場づくり～ワーク・ライフ・バランス～

全ての職員が子育て期、中高年期といったライフステージに応じた多様な働き方を実現し、一人ひとりの「ワーク・ライフ・バランス」を通じて、全ての役職員が互いを尊重しながら協力して働く、明るくいきいきとした職場を目指し、制度整備をはじめとした環境づくりに取り組んでいます。

「子育て支援企業」として2回目の認定

仕事と子育ての両立支援に取り組む企業として平成19年5月、平成21年7月に厚生労働大臣の認定を受けました。（計2回）

◆日本経済新聞社主催「2010年にっけい子育て支援大賞」を受賞。

当社のワーク・ライフ・バランス制度やその取組みが評価され、受賞となりました。保険会社では初の受賞となっております。

働きがいのある職場づくり～キャリア形成サポート～

各種研修制度・自己啓発支援制度によるキャリア形成に加え、個人の多様性に応じ、当社独自のサポート制度を設けています。また業務の改善を行うことで効率を高め、お客さまによりご満足いただけるサービスがご提供できるよう改革を進めています。職員一人ひとりの改革参画に対する意識、実行力を高め、全職員がやりがいを持っていきいきと働ける職場環境を築くとともに、お客さまにとってより一層お役に立つ体制へと進化させてまいります。

職種変更制度	一般職員・業務職員*・総合職員における相互間の職種変更が可能な制度です。（一般職員から業務職員*への職種変更は250名を超え、管理職等として活躍しています。） ※一般職員・業務職員*・総合職員対象
キャリアアップ支援制度	期間限定で他所属の業務を経験することができる制度です。業務知識を拡大し、幅広い視野を身に付ける等キャリアづくりを支援します。 ※一般職員・業務職員*対象
職務チャレンジ制度	職員が公募という形で新たな部署・職務にチャレンジできる制度です。 ※総合職員対象

*業務職員・・・転居を伴う転勤のない総合職員

レボリューションX（経営層への提言制度）・改善アイデアマーケット（業務改善提案制度）

全職員の知恵・アイデアを集め、それを実施していくための提言・提案制度があります。優秀な提言は社長をはじめとした役員に、直接プレゼンテーションし表彰され、また、優れた提案は各担当部門で採用・実施されます。

◆2010年度　厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」均等推進企業部門「厚生労働大臣優良賞」を受賞。

女性の活躍を推進する組織を設置し、女性の活躍推進関連の情報提供等を積極的に行うことにより女性のキャリアアップを支援する取組みが評価され、受賞となりました。

◆日経WOMAN「女性が活躍する会社BEST100」にランクイン。

日経WOMAN 2011年5月号「女性が活躍する会社BEST100」において、総合第6位、男女均等度第1位にランクインしました。両立支援制度の充実や女性管理職の増加等が評価されたものです。

障がい者雇用～スミセイハーモニー～

地域・社会貢献の観点から、全国に展開する支社において障がい者雇用に積極的に取り組んでいます。平成13年に設立した特例子会社－(株)スミセイハーモニーでは、重度の障がい者を中心に97名*の職員が、当社のご契約の保全業務の一端を担い、明るくいきいきと働いています。また、障がい者雇用に関する積極的な取組みを評価され、平成22年3月1日付で、厚生労働省の障害者雇用優良企業に認証されました。

＊平成23年5月時点

障害者雇用優良企業
厚生労働省 2013

スミセイハーモニーオフィスの様子

教育制度

個人の成長ステップに応じたきめ細かな研修、各種試験に対応した研修等の充実した教育システムにより、保険の社会的意義を理解し、生活設計・企業福祉・税務・相続・金融商品といった幅広い知識をマスターすることで、ひとりでも多くのお客さまのご相談・ご要望にお応えしてまいります。

これらを通じて、“いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング&サービスを提供できる豊富な知識と高いスキルを兼ね備えた人材の育成を目指してまいります。とりわけ、国家資格であるFP技能資格については全社をあげて取得推進を実施しております。

■営業職員の教育体系

	1年目					2年目	3年目以降
所定研修	ホップⅠ研修（3ヶ月間）	ホップⅡ研修	ステップ研修	ジャンプⅠ研修	ジャンプⅡ研修	ジャンプⅢ研修	新鋭すみれい研修
		キャリアすみれい研修					
その他研修					新任出張所長研修		
					選抜研修		新鋭選抜研修
							ニューリーダーズセミナー（出張所長向け）
						I.Q.A.ローレル研修（個人向け・入社2～10年）	
	継続教育制度（コンプライアンス研修・募集品質向上研修）						
試験	一般課程	損保基礎・自動車試験	専門課程	損保火災試験	損保傷害試験	応用課程	
						生命保険大学	
						変額（（新）変額年金）	
	FP技能検定3級・2級・1級						

■総合職員・一般職員等の教育体系

●総合職員人材育成概要

入社

↓

初期育成

すべての職務に共通して必要となる基礎的な知識・スキルを習得する

育成の3本柱

OJT	行動レベルチェック表を活用したきめ細かなOJTの推進 1年目用チェック表　2年目用チェック表
Off-JT（集合研修等）	OJTだけでは習得するのが難しい要件を補完 ▶入社時研修　▶実務知識フォロー研修 ▶入社時追研修　▶営業実践研修 ▶FP・商品スキルアップ研修
自己啓発（資格試験等）	必須試験 ◎FP技能検定　◎生命保険講座　◎社内検定 ◎業界共通試験　◎損保資格試験　等

↓

総合職2級

↓

部門別・職能別育成

Off-JT（集合研修等）	5年目研修	10年目研修
	リーダーシップ（基礎）研修	マネジメント（基礎）研修

自己啓発支援

FP資格取得支援　通信教育　講習会の紹介
受験料還付制度　技能手当制度

●一般職員人材育成概要

Off-JT（集合研修等）

↓

入社時研修

階層別研修（入社年次別）	担当職務別・実務研修
働きやすい職場をつくるためのコミュニケーション・対人対応力を身につけます。	実務・専門知識をより深く学びます。

自己啓発

↓

資格試験	自己啓発支援
◎業界共通試験　◎社内検定 ◎損保資格試験　◎FP技能検定　等	FP資格取得支援　通信教育 講習会の紹介　受験料還付制度 技能手当制度

↓

さらなるステップアップへ向けて

業務職・総合職への職種変更で、自身のキャリアプランに合わせて、マネジメント力を身につけることも可能です。
職種変更後は、グループや所属の中核として、仕事を円滑にしていくための様々な研修が整備されています。

豊かな社会づくり

社会の一員としての役割と責任を認識し、健康で心豊かな社会づくりと地域社会・国際社会の発展に貢献します。

お客さまをはじめとするすべての皆さまが、未来の様々なライフイベントを楽しみ、力強く乗り越えて、豊かで明るい人生を送れるよう応援したいと考えています。住友生命は、そうした想いから、「少子化・子育て」「介護・医療」「芸術・文化」「地域社会・国際社会」、さらに「地球環境」を加えた5つのテーマを重点分野として、積極的な取組みを進めています。

少子化対策・子育て支援事業

未来を築く子育てプロジェクト

すこやかな子育てと夢のある未来づくりに向けて、平成19年度にスタートした「未来を築く子育てプロジェクト」では、以下の活動を中心とした様々な取組みを通して、「子育てのすばらしさ」を啓発し、子育てしやすい環境づくりを支援しています。

■子育てをテーマにした顕彰制度

1. エッセイ・コンクール

子育てをテーマにしたエッセイを募集。子育ての創意工夫ある事例などを紹介し、子育てのすばらしさを伝えます。

2.子育て支援活動の表彰

より良い子育て環境づくりに取り組む個人・団体を募集。特徴的な子育て支援活動を社会に広く紹介し、他地域への普及を促します。

■女性研究者への支援

育児のため研究の継続が困難となっている、若しくは育児を行いながら研究を続けている女性研究者に対し、研究助成を実施します。人文・社会分野における萌芽的な研究の発展に期待する助成です。

【未来を築く子育てプロジェクト実行委員会】

実行委員長：堀田力氏／公益財団法人さわやか福祉財団理事長、弁護士
実 行 委 員：池田守男氏／株式会社資生堂相談役、大日向雅美氏／恵泉女学園大学大学院教授、奥山千鶴子氏／特定非営利活動法人びーのびーの理事長、金田一秀穂氏／杏林大学外国語学部教授、吉永みち子氏／作家、横山進一／住友生命保険相互会社取締役会長

未来を築く子育てプロジェクトwebサイト
http://www.sumitomolife.co.jp/child/

子育て環境の整備

子育て環境を整備し、地域の子育て環境を向上させるため、全国的な子育て支援団体の活動支援を実施し、親子が安心して生活できる環境づくりを支援しています。

【支援先団体】
・NPO法人 子育てひろば全国連絡協議会
・特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション

育児をテーマにした講演会の開催・共催

少子化の一般啓発活動として、育児などをテーマとした講演会やシンポジウム等を実施し、「子育ての喜び」を啓発し、「育児不安の解消」を図ります。

「がん」への取組み

ピンクリボン運動を応援

万が一がんにかかった場合の備えをサポートするだけでなく、より多くのお客さまに乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えていくことも、生命保険会社としての重要な社会的責任であると考え、平成19年度よりピンクリボン運動を応援しています。

全国約3万人の営業職員が胸にピンクリボンバッジをつけて、ピンクリボンのメッセージを多くのお客さまに伝えていくとともに、お客さま一人ひとりにオリジナルのチラシや冊子をお配りし、乳がんの啓発に努めています。当社イメージキャラクターのピングーもピンク色になりグッズやチラシに登場、一緒にPR活動をしてくれています。

また、使用済み切手を回収し、リサイクル業者を通じて換金の上、日本対がん協会「乳がんをなくすほほえみ基金」に全額寄付しています。寄付金はマンモグラフィなどの乳がん検診機器の整備、患者や治癒者のケア、広報活動やがん相談、検診技術者の研修などに役立てられています。

その他、全国で乳がんセミナーを開催し、乳がんの基礎知識をQ&A方式で解説するほか、検診の申し込み方法、検診費用などの情報提供を行っています(平成23年3月末時点で114講演実施)。

ピンクリボン啓発チラシ

切手回収
ボランティアボックス
© 2011 The Pygos Group

がん患者団体等への支援

がんに関する様々な活動を行う団体に対して、支援を実施しております。

公益財団法人　日本対がん協会

- がんの早期発見や早期治療、生活習慣の改善によってがんの撲滅を目指そうという趣旨で昭和33年に設立された団体です。
- がん征圧を目指した24時間ウォーキングイベント『リレー・フォー・ライフ』を支援します。

NPO法人　がんサポートコミュニティー

- 患者さんとそのご家族に対し、専門家による心理社会的サポートを提供するために平成13年に設立された団体です。
- がんに関する悩みの相談を複数の医師によって行う『セカンド・オピニオン相談』を支援します。

財団法人 骨髄移植推進財団

- 白血病などの血液の病気で苦しむ人たちを、善意のドナー候補者との骨髄移植で救済するため平成3年に設立された団体です。
- 一人でも多くの患者さんを救うため、ドナーの募集、普及啓発を支援します。

「闘わないがん治療:粒子線セミナー」の開催

すべての方々に向けて「超最先端のがん治療・粒子線治療技術(先進医療)」の啓発活動を行っています。

平成20年3月から、兵庫県立粒子線医療センター名誉院長・がん粒子線治療研究センター長医学博士菱川良夫先生を講師にむかえセミナーを実施しており、これまでに50回開催し11,000名を超えるお客さまにご聴講いただいています。また講演のダイジェストと菱川先生のインタビューを収録したDVDも10万枚超を配布しています。
(平成23年5月末現在)

「闘わないがん治療」DVD

認知症ケア支援事業

当社は、平成13年度から介護の中でも特に深刻な問題となっている認知症介護の問題に取り組んでいます。

認知症ケアに取り組む団体を支援

認知症ケアに関する啓発・普及活動、家族へのフォロー、指導者育成等の観点から、積極的な活動を行っている団体を支援しています。電話相談、研修、機関紙発行など、各団体のニーズに合わせた当社の支援内容が評価され、厚生労働大臣より感謝状をいただきました(平成14年3月)。

【支援先団体】
・公益社団法人 認知症の人と家族の会
・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

認知症サポーターの養成

平成21年から認知症サポーターの養成に取り組んでいます。所定の研修を通じて、これまでに3,737名(平成23年5月末現在)のサポーターを養成し、金融機関ではトップの実績です。

※認知症サポーターとは、「認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者」で、厚生労働省が始めた取組みです。

セミナーの様子

認知症ケアポータルサイトを開設

認知症に関する情報は少なく、認知症の高齢者をかかえる家族の方々には、ケアの方法や相談窓口がわかりにくい状況にありました。こうした家族の方々の悩みや、認知症への偏見を解消するため、平成13年度に総合Webサイトを開設しました。

認知症に関係する国内サイトに加え、行政や都道府県の窓口を網羅しています。

認知症ケアポータルサイト
http://www.ninchishou.com/

スミセイ・ヒューマニー活動

「人間味あふれ(ヒューマン)、地域社会と調和を図れる(ハーモニー)企業でありたい。」

そんな想いから「ヒューマニー(ヒューマン&ハーモニー)」を合言葉に平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。

地域社会に貢献するために、海岸清掃や施設訪問・チャリティバザーなど多岐にわたる活動を展開しています。

毎年多くの支社・本社各部・室が参加しており、平成22年度は、243活動、のべ32,027名の職員が参加しました。

海岸清掃

高齢者施設ボランティア

24時間テレビ“ 愛は地球を救う”協賛

平成18年度より社会貢献の一環として日本テレビ系列24時間テレビ"愛は地球を救う"に協賛し、全国で募金活動を実施しております。

当社独自の取組みとして使用済み切手の回収用ボックスを作成し、当社内のみならず各企業さまのご協力もいただき、回収活動を実施し、リサイクル業者を通じて換金の上、24時間テレビチャリティー委員会に寄付しております。また24時間テレビ放送日当日にはテレビ局のメイン会場や街頭にブースを設置し、全国各支社・本社および関連会社職員が募金活動を行い、昨年は皆さまのご協力のもと11,988,685円(うち使用済み切手回収による換金額827,680円)の募金を集めることができました。

皆さまからお預かりした募金は、福祉・環境・災害援助に役立てられます。

平成22年　横浜ワールドポーターズ会場

ユニバーサルデザインカレンダー寄贈

様々な立場の方にお使いいただけるよう、平成14年用には「点字カレンダー」を、平成15年用以降は黒地に白文字の「ユニバーサルデザインカレンダー」を製作し、一部を全国の弱視者支援団体、盲導犬協会等へ寄贈しております。平成23年用も、1,930部を69団体へ寄贈しました。

ユニバーサルデザインとは「年齢や性別、体格、障がいなどの有無に関係なく、誰にとっても使いやすいよう配慮された機能やデザイン」を意味します。カレンダーの文字には、日本のユニバーサルデザインの第一人者であるトライポッド・デザイン株式会社(中川聰代表)作成の「ユニバーサルデザイン・フォント」を使用し、視力の弱い方にも読みやすく作られています。

こども絵画コンクール

未来を担うこどもたちの夢を育み、心豊かな成長をお手伝いしたいという願いのもと昭和52年にスタートした「こども絵画コンクール」は今年で35回目を迎えました。全国各地および海外からご参加いただき、開始からの応募総数が977万点を超えるコンクールへと成長しました。

平成12年度からはフランス国立ルーヴル美術館の後援を受け、毎年同美術館にて優秀作品の展覧会を開催してまいりました。今年度も優秀作品を3～4月の1ヶ月間ルーヴル美術館に展示します。

その他、昭和61年度より絵画コンクールを通じて日本ユニセフ協会の活動を応援しており、「配付した画用紙1枚につき1円、応募作品1点につき10円」を寄付し、絵画コンクールに応募いただくことでこどもたちが社会貢献に参加できるようになっています。

第34回ルーヴル美術館賞
「世界一大きいジンベイザメ」
木村 学くん(小1)

クラシック音楽文化への貢献

いずみホール

いずみホールは平成2年にクラシック音楽専用ホールとして、大阪城を間近に望むロケーションにオープンしました。室内楽に最適な821席の規模で、その音響の良さは各方面から高く評価されています。平成13年からは財団法人住友生命社会福祉事業団として音楽文化振興事業を担っています。

平成22年度は、主催公演・共催公演49を含む総公演数が230、入場者総数は132,509人となりました。4月には、開館20周年記念ガラコンサートを開催したほか、祝祭オペラであるロッシーニ「ランスへの旅」を上演し好評を博しました。年間企画としては、生誕200年を迎えたシューマンをシリーズで取り上げ、声楽、ピアノ曲、交響曲と各ジャンルの作品を網羅したプログラムを提供しました。このほか、いずみシンフォニエッタ大阪による「新・音楽の未来への旅シリーズ」、「ランチタイム・コンサート」、「バッハ・オルガン作品連続演奏会」、「日本のうた」などのラインアップで、多様なクラシック音楽ファンのニーズに応えました。

従来からの中学生以下の子どもを対象にした数多くの普及企画に加え、若年層のクラシック音楽ファンの育成・獲得に向けて、主催公演の一定席数を若者に無料提供するユースシートを創設し、他に類を見ない画期的な試みと大きな反響がありました。

開館20周年ガラコンサート

全国縦断チャリティコンサート

全国各地にクラシック音楽をお届けしようと昭和61年にスタートした「全国縦断チャリティコンサート」は、今年度で26回目を迎えました。毎年国内外の一流アーティストによる演奏を全国のお客さまにお届けし、通算公演回数は921回を数え、これまでに115万名以上の方々にご来場いただきました。今年度は「未来に伝えたい名曲たち」をテーマに全国で公演を順次開催しています。会場でご協力いただいているチャリティ募金も累計2億6千万円を超え、各地の福祉事業などに寄贈し、様々なかたちでお役立ていただいております。また、平成20年度から国際NGOプラン・ジャパンを通じて募金の一部で、校舎の老朽化や教室不足等で十分な教育を受けられないタイやベトナムのこどもたちへ学校校舎を寄贈しており、5校舎を建設しました。今年度もタイとベトナムに校舎を建設予定です。

さらに今年度は、東日本大震災の被災地への義援金としても募金をお役立てさせていただきます。

財団法人　住友生命社会福祉事業団

住友生命社会福祉事業団は、昭和35年設立の財団法人で、平成22年度に創立50周年を迎えました。社会の福祉および文化の振興に貢献すべく多岐にわたる事業を展開しています。平成22年度の主な取組みは次のとおりです。

予防医学振興事業	生活習慣病予防健診（住友生命総合健診システム）	生活習慣病の早期発見を目指す総合健診の年間受診者数は24,783名、特定健診・特定保健指導の対象者は7,343名を数えました。また、聴力障がい者の無料健康診断、介護する人への受診優遇を実施しました。
	海外医学研究助成	生活習慣病等の先端医療分野の研究のため、海外留学する医師18名に助成しました。
	地域医療貢献奨励賞	僻地等での医療に永年尽くす医師6名を顕彰しました。
福祉事業	介護セミナーの開催	「スミセイさわやか介護セミナー」を全国37都市で開催し、延べ1万名の方に受講いただきました。また、「ケアする人のケアセミナー」、「遠距離介護セミナー」も開催しました。
	子どもの健全育成	児童館を拠点にした「子どものためのNPOとの協働事業」、近畿圏の小学生を対象に「子どもエコ俳句大賞」（第5回）を実施しました。
	いずみホール夢コンサート	障がいを持つ人とサポーターを招待するコンサートを開催しました（第8回）。
音楽文化振興事業	「いずみホール」では、クラシック音楽文化の振興を目指し、開館20周年記念公演をはじめとする多彩な主催公演を実施しました。	
災害救護事業	東日本大震災に際し、財団事業と関わりの深い4団体へ合計527万円の支援を実施しました。	

地域医療貢献奨励賞表彰式

公益財団法人　住友生命健康財団

人の生涯にわたる心身の健康に関する啓発活動を行い、国民の健康増進を図ることを目的として、昭和60年に設立した財団法人です。（平成23年4月1日より公益財団法人に移行しました。）

●主な事業内容（平成22年度末現在）

スミセイライフフォーラム「生きる」（平成8年～）	「生きる」をテーマにしたフォーラムをのべ78都市で開催
シニアライフセミナー（平成16年～）	地域に密着した高齢者向けのセミナー累計35回開催（内、認知症の理解と予防をテーマにした認知症セミナーを27回開催）
子育てフォーラム（平成19年～）	子育ての喜び、家族の絆をテーマとしたフォーラムを13回開催
スミセイおはなし広場・キャラバン（平成13年～）	保育園・幼稚園児に絵本の読み聞かせなど、のべ44県1,199ヶ所で開催 絵本23巻を発行・頒布
スミセイおはなし広場・オンステージ（平成13年～）	大ホールに親子を招待して、プロによるおはなしの読み聞かせイベントをのべ24都市で開催
さわやか・スミセイ元気交流事業（平成22年～）	地域の支えあいネットワーク育成　全国21ヶ所通算167回開催 地域の支えあい活動支援　全国12ヶ所通算14回開催
もりフォーラム（平成18年～）	認知症啓発の野外セミナーを毎年1回のべ5回開催
コミュニティスポーツ助成（平成22年～）	コミュニティスポーツによる健やかなひと・社会づくりに向けた調査・研究への助成 平成22年度は7件の調査・研究プロジェクトに助成実施 平成23年度からは実践活動も助成対象とし公募

スミセイ　ライフフォーラム「生きる」

社会貢献事業を助成する「住友財団」

「住友財団」は、住友の諸事業の礎である別子銅山開坑300年記念事業の一環として、平成3年9月に住友グループ20社で設立した多目的の助成財団で、当社もグループの1社として設立メンバーとなっています。

今年は設立20年目を迎え、資産総額(正味財産)は217億円となっております。

平成22年度は、環境問題の解決・改善のための様々な視点(人文・社会・自然科学分野)からの研究に助成する「環境研究助成」、理学分野の若手研究者による萌芽的な研究に助成する「基礎科学研究助成」、国内・海外の芸術的価値の高い美術工芸品の修復を助成する「文化財維持・修復事業助成」、アジア諸国における日本関連研究助成などの助成プログラムにより、合計20の国と地域へ287件（総額439百万円）の助成を行いました。

写真は、今年度の助成で修復が決定した宇治市（宗）萬福寺　所蔵
木造韋駄天（いだてん）立像

地球環境の保護

健康な暮らしを支えるため、事業活動において常に地球環境への影響を配慮し、その保護に積極的に取り組みます。

地球上のあらゆるものは、豊かな地球を存立基盤として成り立っています。住友生命は、未来に向けた持続可能な社会づくりのために、事業活動における省エネ・省資源の取組みを行うとともに、環境保護プロジェクトの実施などを含めた幅広い環境保護活動を展開しています。

省エネ・省資源への取組み

事業活動を通じた取組み

スミセイ環境方針に基づく具体的活動として、全社的に省エネ・省資源の取組みを行っています。具体的には、当社事業活動において環境負荷の大きい紙使用量の削減および電気使用量の削減について、各所属が主体となって積極的に取り組んでいます。

また、従来は紙冊子であった保険約款をCD-ROM化することにより、大幅な紙使用量削減につながっています。

環境に配慮した不動産運用

当社が全国に保有する約200棟のテナントビルについては、省エネ型設備の導入や冷暖房設備の肌理細やかな温度設定などを通じて省エネ推進に取り組んでいます。改修工事にあたっては、環境と品質の両面から検討を行い、温室効果ガス削減に重点を置くとともに、運用管理面においても一層の効率化や入居テナントとの協力関係を構築しています。

また、本社ビル等についても、省エネルギーかつ高効率な機器への設備更新を計画的に進めており、東京本社ビルでは平成22年度には26.5%*の温室効果ガス削減を達成しました。

＊平成14～16年度の平均排出量対比

環境パフォーマンスデータ

※電気・ガス・重油使用量から算出
※東京都環境確保条例、大阪府環境条例に基づく
※大阪本社ビルと情報通信センターの平成20～22年度のCO_2数値と平成19年度以前の数値の差には、CO_2換算係数の改定によるものも含まれる

※PPC用紙購入量から算出

環境に関する取組みは
P.24～25にも掲載しています。

CSRを支える経営体制

生命保険事業の
健全な運営に向けて、
経営管理面の取組みを
強化しております。

コーポレートガバナンス …… 58
経営管理体制 …… 64
内部統制システムの整備 …… 64
コンプライアンスへの取組み …… 65
個人情報保護への取組み …… 67
リスク管理体制 …… 68
積極的なディスクロージャー …… 72

コーポレートガバナンス

相互会社のしくみ

生命保険は、大勢の人が保険料を負担しあい、それを財源として死亡したときや病気になったときに保険金や給付金を受け取るという「助け合い」「相互扶助」の仕組みによって成り立っている公共性の高い事業です。

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「相互会社」です（相互会社は保険業法によって保険会社に認められた組織形態です）。

相互会社では、株式会社と異なり株主が存在せず、保険契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります（ただし、剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者については、当社定款の規定により社員とはなりません）。

当社は、オープンな相互会社組織を実現し、お客さまの声を大切にしていく会社を目指してまいります。

【相互会社のしくみ】

総代会制度について

当社は、定款の規定により、社員総会に代わるべき機関として総代会を設置し、総代会において、剰余金の処分、定款の変更、取締役の選任等を決議しています。

総代会には社員の中から選出された総代にご出席いただきます。

総代会の傍聴制度について

当社では、社員の皆さまに会社経営に対する理解を深めていただくために「総代会傍聴制度」を設けており、社員の皆さまは事前に申し込むことにより総代会を傍聴することができます。

申込方法等については、総代会開催前の一定期間、本社や全国の支社・支部等の店頭に掲示するとともに当社インターネット・ホームページにてお知らせします。

総代の数および選出方法（選考手続、選考基準）について

総代の数

当社定款の規定により、総代の定数は180名、任期は4年（重任限度2期8年）としています。

総代の定数については、総代会において社員の意思が適切に反映され、かつ総代会が十分な審議を行ったうえで決議を行う意思決定機関として機能するといった観点から、適正な数と考えています。

総代の選出方法

総代の選出方法には、社員の直接選挙による方法と総代候補者選考委員会*が推薦した候補者に対して全社員による信任投票を行うことによって選出する方法があります。

当社では、全国の多数の社員の中から偏りのない適切な総代選出を行うという点や実効性のある選出手段という点などから、いずれの方法が適当かということを勘案したうえで、信任投票制度を採っています(立候補の制度は採用していません)。

総代の選出は、2年毎に定数の半数について行います。

総代候補者選考委員会では、総代会に社員各層の意思が適正にかつ幅広く反映されるよう、「総代候補者選考基準」を制定しており、改選の都度、この選考基準に従い、定数の割当てと職業別・年齢別・性別の構成比率等の選考方針を定めたうえで、これに沿った具体的候補者の選考を行います。

総代候補者選考委員会は、総代候補者を選考した後、当社のホームページにおいて推薦に関する公告を行います。同時に、社員の皆さまに就任の可否を伺う信任投票の用紙を郵送でお届けします。

不信任の投票数が全社員の10分の1に満たない場合、候補者は総代として信任されます。

＊総代候補者選考委員会…総代会において社員の中から選任された10名以内の委員で構成されます。なお、総代選出過程における公正の確保、および総代候補者選考委員会の独立性確保の観点から、総代候補者選考委員会の事務局長については、社外人材を任用することとしています。

<総代候補者選考基準>

1. 総代候補者の資格基準
   a. 当会社の社員である人
   b. 総代としての重任期間が2期を超えない人
   c. 他の生命保険会社の総代に就任していない人
   d. 当会社の現職役員または従業員でない人
2. 総代候補者に求められる要件
   a. 生命保険事業に認識と関心を有し、総代たるにふさわしい見識を有する人
   b. 総代会への出席等、総代としての十分な活動が可能である人
   c. 当会社社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能である人
   d. 以下の観点から当会社の事業や経営をチェックし、有意義な提言等を行うことが可能である人
      (1)保険契約者の観点から提言等を行うことが可能である人
      (2)専門的な観点から提言等を行うことが可能である人
      (3)会社経営(マネジメント)の観点から提言等を行うことが可能である人
3. 総代の地域別定数割当基準
   総代の地域別定数は、社員の地域別割合に比例するように定め、かつ地域別割合が1に満たない場合はこれを1とする。ただし、定数の一部については地域および社員数に関係なく定めることができる。
4. 総代の構成基準
   年齢、職業、性別等のバランスに配慮し、幅広い層から選出を行う。

※総代、総代候補者選考委員、審議員の名簿および総代の構成については、176ページ～178ページに掲載しています。

ご契約者懇談会について

ご契約者の皆さまに当社の経営状況をご説明し、ご理解いただくとともに、ご意見を幅広く吸収し、経営に反映させていくために、毎年、全国の支社等でご契約者懇談会を開催しています。なお、ご契約者懇談会は、総代会に先立つ1月～3月に開催し、総代会との連携を図っています。

また、総代の選考方法の多様化を図る観点から、ご契約者懇談会の出席者の中から一定数の総代を選出することとしています。

参加申込方法等については、ご契約者懇談会開催前の一定期間、全国の支社・支部等の店頭に掲示してお知らせします。

審議員会について

会社からの諮問事項や経営の重要事項について審議する機関として、社員または学識経験者の中から総代会の決議により選任された方で構成される審議員会を設けています。審議員の員数は25名以内、会議は年に3回開催しています。平成22年度の開催状況は表のとおりです。

審議員会では、社員から書面にて提出された経営に関するご意見も必要に応じ審議します。また、ご契約者懇談会で頂戴した重要なご意見についても審議します。

当社経営に関するご意見・ご要望については、審議員会事務局(本社内)あてに書面によりお申し出ください。なお、その際は、ご面倒ながら保険証券に記載の証券番号をお書き添えください。

【平成22年度審議員会開催状況】

	議　題
第1回 平成22年5月開催	・平成21年度事業概況および決算案について ・定款の変更について
第2回 平成22年11月開催	・平成22年度上半期事業概況および業績概況について
第3回 平成23年2月開催	・平成22年度第3四半期までの事業概況および業績概況について ・ブランド戦略の推進について ・中期経営計画について

平成22年度ご契約者懇談会の開催状況

平成22年度は全国で88回開催し、1,617名のご契約者の方々にご出席いただきました。

ご契約者懇談会席上でのご意見・ご要望につきましては、実行に移せるものは直ちに経営に取り入れるとともに、その傾向を分析して、ご契約者の意向に沿った経営をすすめていく一助とさせていただいています。

具体的なご意見・ご要望の例

1. 相互会社から株式会社に転換することのメリット・デメリット、および住友生命の方向性を教えてほしい。

株式会社化のメリットとして、株式の発行により返済義務のない資本を調達できることや、持株会社の設立による他社との経営統合などにより事業展開の柔軟性が増すことが挙げられます。

一方、デメリットとして、株式会社化に際して200億円から300億円程度の一時的なコストがかかることや、その後も株主の皆さまへの通知などに毎年数十億円の費用が必要となることが挙げられます。加えて、新たに株主配当も必要となり、株主配当と契約者配当のバランスをどのようにとるかといった課題も生じてまいります。

このような観点から、現時点では、コストと時間をかけて株式会社化するよりも、ご契約者の利益の最大化を目指すことができる相互会社の形態を維持する方が、ご契約者にとってメリットがあると考えております。

ただし、株式会社化のデメリットを踏まえてもなお、ご契約者の利益に資すると判断される場合には、機動的に株式会社化を実行に移せるよう、引き続き検討・研究を続けてまいります。

2. 若年層のお客さまへの営業活動が難しくなっているそうだが、無保険のまま放置されることのないよう、工夫して若年層にも保険を勧めてほしい。

情報セキュリティー強化のため営業担当者が出入りを許可されるお客さまの職場が減少する等の影響から若年層のお客さまへの働きかけは難しくなっておりますが、当社といたしましても、若年層のお客さまに保険の必要性を訴え、保障をご準備いただくことは保険会社の重要な役割と考え対応に努めております。

例えば、平成23年度からは「スミセイ未来応援活動」として、営業担当者による定期的なご契約者訪問活動を一層推進し、ご契約者の安心感・満足度の向上に取り組んでおります。こうした取組みを通じて、ご契約者のお子さまやお知り合いといった若い世代のお客さまをご紹介いただけるようご契約者との信頼関係を深めてまいります。

あわせて、ご提供する商品の面でも若年層への対応を行っております。平成23年度から、15歳から29歳までの男性と15歳から39歳までの女性を対象とした新商品「きちんと未来」を販売しております。この商品は、医療保障、介護保障、死亡保障、貯蓄機能という幅広いニーズにお応えしつつ、比較的所得水準が低いと考えられる若い世代の方にもお求めになりやすい保険料を実現したプランとなっております。

また、若年層のお客さまは、保険ショップやインターネット等を通じて自分で生命保険を選びたいというニーズが相対的に強いため、子会社を通じて保険ショップを展開する等、お客さまのニーズに応じてチャネルを展開しております。

今後もこのような取組みを組み合わせながら若年層のお客さまへ適切な保障の準備をお勧めしてまいります。

3. すべての保険手続きの約8割がインターネットで取扱い可能となっているが、現状、インターネット経由の手続きは、すべての手続きの1割に満たない。今後、インターネット経由の手続きを推進していく方針なのか。

現在、「インターネット」や「電話（自動応答取引）」から保険契約の保全に関するお手続き（以下、お手続き）ができるサービスを提供しており、これを「スミセイダイレクトサービス」と呼んでおります。特にインターネットからは、現在、29種類のお手続きと6種類のご照会が可能となっており、年間に受け付けるお手続きの約8割はインターネットからでもできる環境を整えております。

一方で、お手続きについては、お客さまがご利用しやすい方法で行えることが重要と考えており、インターネット以外にも、営業担当者、提携金融機関等のATM、コールセンター等を通じたお手続きを選択肢としてご用意しております。

ご指摘のとおりインターネットを通じたお手続きの件数は全体の1割に満たない状況ですが、件数は年々増加しております。毎年実施するお客さま満足度調査では、ご利用されたお客さまから手続きの迅速さ等を理由にその利便性が評価されていることから、さらに多くのお客さまに利用いただけるようサービスの拡充を検討するとともに、お客さまあての通知等を通じてサービスのPRに努めてまいります。

開催回数と出席者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開催回数	81回	88回	88回
出席者数（1回平均）	1,534名（18.9名）	1,670名（19.0名）	1,617名（18.4名）

ご出席者の職業別・年齢別・性別構成比

ご意見・ご要望の内訳

平成23年定時総代会開催結果のお知らせ

平成23年7月5日(火)、大阪市において、定時総代会が開催されました。
報告事項、決議事項については以下のとおりです。

報告事項	1. 平成22年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件 2. 審議員会審議事項報告の件
決議事項	第1号議案　平成22年度剰余金処分案承認の件 第2号議案　社員配当金割当ての件 第3号議案　定款等一部変更の件(*) 第4号議案　審議員20名選任の件 第5号議案　取締役14名選任の件 第6号議案　監査役1名選任の件

(*)・公告の方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による方法に変更しました。
・経営基盤の一層の強化を図る観点から1000億円の基金の再募集を行うことに伴い、基金の総額を5390億円に変更しました。また、基金の拠出者の権利に関して、今回の募集基金については6年以内に償却を行うこと等を定めました。

平成23年定時総代会

総代会の議事録および質疑応答の要旨は、本社や全国の支社に備え置くとともに、インターネット・ホームページ(http://www.sumitomolife.co.jp)にも掲載しています。

平成23年定時総代会の質疑応答について

報告事項の説明の後、28問のご質問について、議長(社長)または議長の指名する担当役員より回答いたしました。
以下に質疑応答の一部をご紹介いたします。

質　問

新たなブランド戦略について

新しいブランドを展開するに至った考え方や背景、これまでの取組みとの違いについてお聞かせください。
また、新たなブランド戦略のもと、よりお客さまの立場に立った対応を行っていくとのことですが、これは契約者にとって大変望ましいことだと思いますので、ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。

将来ビジョンについて

貴社の将来ビジョンを教えて下さい。

回　答

まず、新しいブランドを展開するに至った考え方や背景をご説明いたしたいと存じます。
昨今、生命保険業界を取り巻く環境が急速に変化するなかで、お客さまに選ばれ続ける会社になるためには、住友生命「ならでは」の魅力をきちんとお伝えし、お客さまから評価していただくことができる会社を実現しなければならないと考え、今般、新たなブランド戦略をスタートさせました。
昨年実施した消費者調査の結果では、当社に対するお客さまのイメージは「伝統がある・一流である」「信用がある」といった項目で高い評価をいただいているものの、大手各社のイメージはほぼ同質化しているという課題も見受けられました。
ここには、コマーシャル等のイメージ戦略だけの問題ではなく、会社として何をお客さまに訴えていきたいかという共通理解、イメージの統一化がやや十分ではなかったという面もあると考えております。
こうした反省と分析のもと、部門横断的なプロジェクトチームを設置して種々検討を重ねた結果、新たな中期経営計画のスタートや10年ぶりとなる主力商品の発売など、大きな節目となる今年度から、新しいブランド戦略をスタートさせることを決意した次第でございます。
このブランド戦略の核となりますのが、「住友生命ブランドビジョン」でございます。これは、当社が今後、「お客さまから見てどのような会社になりたいのか」を示したものでございまして、将来ビジョンといえるものと考えております。
このなかで、当社は、4つの先進の価値をお届けできる会

社を目指すことを掲げております。これらは一見当たり前のことに見えますが、すべてを本当に実現している会社はどこにもないと考えており、これを真っ先に実現し、「お客さまとご家族の人生を守り、支えていく」、すなわち、「お客さまの未来を強く」できる会社の実現を目指す所存です。

また、今般のブランド戦略では、当社のお客さまのうち、「お知り合いの方などにも住友生命の保険を勧めたい」という方を増やしていくことが特に重要だと考えており、単なるイメージ戦略ではなく、どの会社よりも評価していただけるコンサルティングやサービスの推進と、その担い手である役職員一人ひとりの意識・行動を変革していくためのインナーブランディングを重視しております。

こうした考え方のもと、より質の高い営業活動を行うための諸制度の改革や新たなシステムインフラの構築に加えて、営業職員の教育カリキュラムを抜本的に見直し、保険の意義や私たちがお客さまに対して果たすべき使命を改めて考える使命感教育を強化いたしました。

さらに、インナーブランディングの面でも、役員と従業員が当社の目指すべき姿などについて対話を重ねる対話ミーティングや、すべての職場で毎月ブランド理念や使命感教育およびそれに関連する具体的な事例について話し合う運営を実施するなど、ビジョン・理念の共有と浸透に努めております。

こうした取組みを重ねることで、ブランドビジョンに掲げるように「お客さまの未来を強くする」ことができる会社を実現していきたいと考えております。

質　問

東日本大震災への対応について

今回の大震災について、ご苦労された事柄についておうかがいします。

・保険金の支払い（規模について）
・契約者への配慮
・社会貢献活動

について、お願い致します。

東日本大震災における当社独自の取組みについて

東日本大震災で被災された契約者様の対応につき、同業他社と比べ御社独自のものがあればご報告をお願いします。

被災地への社会貢献活動について

3月11日、東日本大震災が起こりました。

知人が東北地方におりますので、テレビをずっと付けていました。テレビのCMはACばかりでした。

でもそんな中、いち早く、字幕とナレーションだけではありますが、住友生命が専用相談窓口の電話番号を示した告知をしていました。

被害を被った方々は、企業のCMなど見たくないかもしれない、でも、大切な契約者の人に向けて『お知らせすべきことは迅速にお伝えしなければ』という住友生命の思いが伝わってきた気がしました。

大災害に見舞われた方々に、本来の業務を迅速に丁寧に対応していくことは保険会社最大の使命だと感じます。いち早い告知もその一つだと思います。

一方、被災地やそこで暮らす方々は、これから復興に向けて長い道のりを歩んで行かなければなりませんし、日本全体がそれを支えていくことが大事だと思います。

住友生命としても、今後被災地を勇気づけるような対応として、何かお考えのことは、おありになるでしょうか？

回　答

まず、この度の東日本大震災で被災された皆さまに、改めてお見舞い申し上げます。

今回の大震災による国民生活への影響は甚大であり、当社が一度の震災でお支払いする保険金額についても過去最大の規模でございます。

収益面では、この影響を含めたうえで安定した水準を確保しておりますが、ご質問にございます保険金のお支払いにつきましては、保険会社の最も重要な責務として特に力を注いでいかなければならないと考え、対応を進めてまいりました。

この面では、震災当初、お亡くなりになった方や行方不明になっている方の把握が極めて困難だったという課題がございましたが、警察が発表する情報に加えて、現地の営業職員や本社からの応援者がお客さまのご自宅や避難所を訪問したり、電話やダイレクトメールなど、あらゆる手段を尽くし

て得たお客さまの安否に関する情報により、お支払いの対象となるご契約を一件一件特定してまいりました。

こうした取組みに加えて、全件完了を目指して本社からさらに人員を派遣し、確認を進めてきた結果、お客さまの安否確認はほぼ完了しております。一方で、個別のお客さまの状況を確認するなかでは、「気持ちの整理がついてから請求したい」というご意向をお持ちのお客さまも多く、お支払いが全件完了するまでには今しばらくの時間が必要と思われます。ご家族の心情面にも配慮しながら保険金の請求勧奨を進め、迅速なお支払いに努めてまいる所存です。

なお、行方不明の場合に死亡証明がないまま保険金をお支払いできるのかという課題もございましたが、これにつきましては業界としても検討・働きかけを重ねてまいりました。こうしたなか、6月初旬に法務省から死亡届の受理に関する特例措置が発表されましたので、こちらにつきましても、ご家族の心情を十分に踏まえながらお手続きのご案内を行っていくことで、今後、ご請求手続きが進んでいくものと考えております。

次に、ご契約者や受取人の方への配慮という点では、保険証券やご印鑑がお手許にない方も多いことから、保険手続きにつきまして、個別の事情を勘案した簡素な取扱いを導入いたしました。あわせて、当座の生活資金を必要とされる方のために、ご契約者貸付の金利の引下げや保険料をお払い込みいただく期間の延長を実施しております。

また、当社独自の対応という点では、いち早く実施した取組みとして、震災の翌々日に専用のフリーダイヤルを設置して、通常はお受けしておりません日曜日・祝日もご相談を承る態勢を整えたことや、すべての生命保険会社と損害保険会社のお問合せ先を記載したチラシを避難所やご家庭に配布したことが挙げられます。

最後に、これも当社独自の取組みといえるものではないかと存じますが、社会貢献活動、被災地を勇気づけるような対応について、ご紹介申し上げたいと存じます。

まず、被災地を勇気づけるという趣旨とは若干異なりますが、当社は3月17日から保険のお手続き等に関してテレビを通じてお知らせいたしました。

これは、少しでも被災された皆さまの不安を和らげるとともに、保険金を迅速にお支払いするという保険会社の役割を適切に果たすことが重要と考えて、内容には配慮しつつ、種々のお手続きについて簡易なお取扱いをする旨や、日曜日、祝日も含めて専用のフリーダイヤルによりご相談を承る旨を公表したものでございます。

また、義援金やタオル等の救援物資のお届けも行っておりますが、被災地を勇気づける社会貢献活動として、被災されたお子様に少しでも勇気と希望をもっていただけるよう、3つの新規プロジェクトを実施することといたしました。

まず、今年で35回目を迎える「こども絵画コンクール」において、東日本大震災による被害が特に大きかった7県のお子様を対象とした賞を新設し、受賞作品をルーヴル美術館に展示いたします。なお、新しいイメージキャラクターの相葉雅紀さんと北川景子さんにも、この賞の特別審査員としてご協力いただきます。

また、「未来を築く子育てプロジェクト」における緊急支援プログラムとして、被災されたお子様やそのご家族への支援活動を行う団体に対して助成を行いました。

さらに、これまでも当社の様々な活動にご協力をいただいております歌手のイルカさんのご賛同を得まして、被災地での応援ライブなどを展開してまいります。

微力ながら、こうした住友生命「ならでは」の取組みが少しでも被災地復興のお役に立てればと考えているところであり、このほかにも、様々な面から、被災地およびご契約者の皆さまに対する支援活動を検討してまいりたいと考えております。

質　問

アジア地区の戦略について

日本国内の成長がむずかしい時代、特に成長力著しいアジア地区の戦略についてお考えを教えて欲しい。

回　答

海外進出の状況につきましては、中国において、平成17年11月に同国最大手の損害保険会社を傘下にもつ「PICCホールディング」とともに生命保険会社「PICCライフ」を設立しております。「PICCライフ」は順調に業績を拡大しており、業界順位は保険料収入で60社中6位にまで躍進しております。

また、ベトナムでは、平成21年10月に、現地での知名度が高く幅広い顧客基盤をもつ同国最大の国営商業銀行「アグリバンク」と保険事業で業務提携することに基本合意し、事業の開始に向けた準備を進めているところでございます。

今後の海外進出に関しましては、人口が多く経済成長が大きく見込まれるアジア市場、特にインド、タイ、インドネシア等の国々に注目し、進出に向けた検討・研究を進めております。

ただし、こうした国の経済情勢やお客さまのニーズ、商慣習や規制体系は日本と大きく異なるため、表面的な成長性のみならず、商品、チャネルといった市場の特性、また、中国で得たような有力なパートナーの有無などを踏まえて、収益性およびリスクを十分に検証しつつ、取組みを推進していく所存です。

総代会制度等、相互会社のしくみに関するご意見等については、以下あてにご送付ください。

〒104-8430
東京都中央区築地7-18-24
住友生命保険相互会社　経営総務室

経営管理体制

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、専門性の高い保険事業における会社業務に精通した取締役が経営を行い、監査役が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制としております。また、執行役員制度を導入し、経営と執行の分離を図っております。

さらに、社外取締役、社外監査役を選任するとともに、コーポレートガバナンス委員会を設置し、「社外の視点」から経営のチェックを受ける体制としております。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を1年としております。

ガバナンスの強化が社会的にも要請されており、今後ともガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。

主な機関の役割

取締役会

会社の重要な業務執行について決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。

なお、経営の透明性を確保するとともに、専門的な見地から経営の監督が行われるよう、会社経営者、弁護士、公認会計士からなる3名の社外取締役を選任しております。

コーポレートガバナンス委員会

役員・保険計理人の選解任に関する事項、役員・職員・保険計理人の報酬等に関する事項、および内部統制システムの整備に関する事項等について、取締役会からの諮問を受け、審議・答申を行っています。

構成員はすべての社外取締役および会長・社長となっており、構成員の過半数を社外取締役とし、また委員長を社外取締役とすることで、「社外の視点」を踏まえた審議が行われる体制としております。

経営政策会議

社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等で構成され、原則、週に1回開催されます。取締役会で決定した経営の基本方針に従い、会社の経営戦略ならびに業務執行に関する重要事項について決議あるいは審議を行います。

監査役(会)

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席などにより、取締役の職務の執行を監査します。

なお、独立性をより一層確保し、また社外の視点を踏まえた監査体制とするため、監査役の過半数を社外監査役(3名)としております。

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行います。

内部統制システムの整備

当社は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでおります。こうした中、平成18年5月1日の会社法施行に伴う保険業法改正をうけ、取締役会において、「保険業法に定める内部統制システムの整備に関する決定」(内部統制システムの基本方針の策定)を行いました。

この方針に基づいて、リスク管理やコンプライアンス態勢、内部監査機能の充実を図るとともに、監査役の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。

コンプライアンスへの取組み

コンプライアンス（法令等遵守）の基本認識

当社では、お客さまの信頼にお応えし続けていくという経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライアンス（法令等遵守）を重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法務・コンプライアンス規程」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への配付等により、徹底を図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内報やDVD、社内LANを活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

コンプライアンス推進体制

当社では、全社コンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また本社および全国の支社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しております。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法務・コンプライアンス状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス・プログラムを策定し、年間計画を通じたコンプライアンス推進に努めております。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律・自浄機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っております。

【当社のコンプライアンス推進体制】

（＊）コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめたもの

<勧誘方針>

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しております。
http://www.sumitomolife.co.jp/promise/index.html

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

1. 重要事項の説明とコンサルティング
お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり－定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。
特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。

2. 訪問などでの心がけ
お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。

3. 教育・研鑽
お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていきます。

4. お客さま情報の保護
お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに則り、安全・適切に管理するための措置を講じます。

5. お客さまの声への対応
お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にする会社を目指してまいります。

内部監査体制

当社では、会社業務の健全かつ適切な運営の確保およびお客さまからの信頼確保に資するよう、他の組織とは独立した内部監査部門として内部監査企画部および内部監査部を設置し、コンプライアンスの推進状況、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査を実施しています。

内部監査は、子会社等を含むすべての組織と業務を対象とし、組織や業務に付随するリスクを評価したうえで、内部監査計画を策定しております。

本社部門に対しては、保険引受リスクや資産運用リスク等の各リスク管理態勢や保険金等の支払管理態勢、コンプライアンスへの取組み等についてその適切性や有効性を検証するとともに、事務管理・システム管理・お客さま情報管理等の状況を確認しております。

また、保険営業・保険事務の拠点である支社並びに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査部門は、内部監査結果を社長、経営政策会議および取締役会に定期的に報告し、指示を受ける体制としています。また、内部監査で明らかになった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や改善策の提言を行うことでその解決を図り、内部管理態勢の水準向上に努めています。

また、監査役、会計監査人、コンプライアンス統括部やリスク管理部署等との定期的な情報交換や意見交換を実施しているほか、会社各組織からの資料取寄せやヒアリング等の実施によるオフサイトモニタリング体制を構築するなど、内部監査態勢の充実・強化に向けた取組みを行っています。

反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」および「保険業法に定める内部統制システムの整備に関する決定（内部統制システムの基本方針）」のなかで、反社会的勢力を排除するための基本方針として「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢で組織的に対応すること」を定めています。その上で、反社会的勢力との関係を遮断するための細目を「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力対策委員会規程」に定めています。

反社会的勢力への対応について

当社では、「反社会的勢力対策規程」に基づいて、反社会的勢力への対応について全社的に統括する部署を定め、具体策の策定、情報管理および役職員への教育・啓発などを行っています。また、統括部署が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

反社会的勢力対策委員会について

当社では、「反社会的勢力対策委員会規程」に基づいて、反社会的勢力対策委員会を年2回開催しています。同委員会では、基本方針案の策定ならびに介入・関与状況および関係遮断の状況を確認しており、介入や関与が確認された場合は、具体的な対応策を検討したり、改善策を提案するなど、同勢力に対して組織的に対応する態勢を整えています。

【当社の反社会的勢力対応態勢】

個人情報保護への取組み

個人情報保護に関する考え方

当社は、お客さまの個人情報は、当社が業務上必要な範囲でお預かりしたお客さまの大切な財産であると認識しており、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して、適正に取り扱っております。

個人情報保護に関する基本方針

当社では、まず、「住友生命グループ行動憲章」においてお客さま情報を厳正に管理することをすべての役職員の行動指針として定め、その上で、個人情報の取扱いについての細目を「機密情報保護規程」「情報資産管理規程」等の形で明確にしています。

また、個人情報を適正に収集させていただくことや、当社における個人情報の利用目的を特定し、この利用目的を達成するために必要な範囲に限って個人情報を取り扱うことを徹底するなど、「個人情報の保護に関する法律」にも確実に対応しております。

これらの個人情報保護に関する方針や取組みは、「個人情報保護に関する基本方針」としてまとめ、当社ホームページ等で公表しております。

個人情報のセキュリティの徹底

当社では、雇用契約時等において個人情報に関する非開示契約を締結する等、役職員の守秘義務を明確にした上で、個人情報にアクセスできる者を業務上必要最小限の範囲の者に限定しています。

例えば、営業職員が使用する携帯端末（Vite）や個人情報を管理するオンラインシステム等について、ID・パスワード等による本人識別・認証を確実に実施するとともに、アクセスできる個人情報の範囲についても、業務に応じて適切なコントロールを実施する等、アクセスの厳正管理を実施しています。

また、外部からの不正アクセス等を防止するための各種の安全管理措置も講じています。

このように、個人情報を安全に管理するため、必要かつ適正なセキュリティ対策を講じています。

適切かつ迅速なお客さま対応

当社は、個人情報の取扱いに関するお客さまからのご照会、ご意見・ご要望には適切かつ迅速に対応いたします。

お客さまから、ご自身に関する情報の開示・訂正のご請求をいただいた場合には、ご本人であることを慎重に確認させていただいた上で、特別な理由がない限り回答・訂正させていただきます。

<個人情報保護に関する基本方針>

当社は、個人情報の保護が個人の生命・身体・財産の安全に関わる重要な問題であることを深く認識し、個人の権利・利益の保護およびお客さまの信頼を第一に考え、「個人情報の保護に関する法律（以下、『個人情報保護法』）」その他の法令・ガイドラインや社団法人生命保険協会の指針を遵守して、機密性・正確性を保持する等、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

1. 個人情報の利用目的
a.　当社は、個人情報を以下の目的を達成するために必要な範囲にのみ利用させていただき、それ以外の目的には利用いたしません。
・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
・その他保険に関連・付随する業務
b.　個人信用情報機関より提供を受けた個人信用情報については、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査に利用目的が限定されています。また、保健医療等の「機微（センシティブ）情報」については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。
※尚、「機微（センシティブ）情報」とは、保険業法施行規則第53条の10に定める特別の非公開情報をいいます。
2. 個人情報の収集方法
当社は、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年月日・性別・職業・健康状態等の個人情報を、申込書・請求書・アンケート等の適正な手段で収集させていただきます。
3. 個人データの提供
当社は、個人データを機密情報として厳正に管理し、次の場合を除き、直接・間接を問わず、第三者に提供いたしません。
a. あらかじめ本人の同意を得た場合
b. 個人情報保護法その他の法令に基づく場合
c. 社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社等との間で個人データを共同利用する場合
d. メディケア生命保険株式会社、その他事業報告書等に記載されている当社の子会社との間で個人データを共同利用する場合
e. 適切な安全管理に基づいて、上記の利用目的を達成するために必要な範囲で、生命保険に関わる確認業務、情報システムの保守、運送、印刷等の各種業務において、個人情報の取扱いの一部または全部を外部委託する場合があります。外部委託を行う場合、外部委託先における個人情報の安全管理について適切に監督します。
4. 個人データの安全管理措置
a. 当社は、漏洩・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適正な情報セキュリティを確立し、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
b. 当社は、個人データの安全管理に関し、取得・利用・保管・送付・廃棄等、管理段階ごとに社内規定を整備のうえ、定期的に教育する等により、従業者に周知徹底いたします。
c. 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
d. 個人データの安全管理措置は、定期的に見直し、改善してまいります。
5. 個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望の窓口
当社は、個人情報の取扱いに関するご照会およびご意見・ご要望に適切かつ迅速に対応いたします。
下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。
6. 個人情報保護法に基づく保有個人データの開示等に関するご請求
個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正または利用停止等に関するご請求については、下記の<お問い合わせ先>までお申し出ください。なお、利用目的の通知、開示請求については別途ご案内する所定の手数料をいただきます。

<お問い合わせ先>
スミセイコールセンター　電話番号 0120-307506
<受付時間>
月～金曜日　午前9時～午後6時　　土曜日　午前9時～午後5時
（日・祝日・年末年始を除く）

金融機関を通じてご加入のお客さまは、
右記の番号をご利用ください。
担当者が直接対応させていただきます。
電話番号 0120-506154

郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を
通じてご加入のお客さまは、
右記の番号をご利用ください。
電話番号 0120-506873

7. 当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<認定個人情報保護団体のお問い合わせ先>
（社）生命保険協会　生命保険相談室
〒100-0005　千代田区丸の内3-4-1　新国際ビル3階
電話番号　03-3286-2648　受付時間：午前9時～午後5時
（土・日・祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレスhttp://www.seiho.or.jp

リスク管理体制

基本認識

当社では、誠実な業務遂行、健全な財務基盤を確保し、ご契約いただいたお客さまに保険金等を確実かつ適切にお支払いすることを目的として、経営を取り巻くさまざまなリスクを把握・分析し、適切なリスクコントロールを行うことを基本としています。具体的には、「保険引受リスク」「流動性リスク」「資産運用リスク」「オペレーショナル・リスク」について、それぞれのリスクに応じた管理方法を定め、経営の健全性確保に努めるとともに、リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

また、通常のリスク管理では対応困難な大規模災害等の危機については、危機管理規程を定め、危機予防および危機発生時の対応体制の整備に取り組んでいます。

リスク管理に関する方針、規程等

取締役会にて決議した「全社リスク管理規程」において、全社横断的なリスク管理体制やリスクの定義、管理の基本的考え方等を定めています。また、同規程で定義したそれぞれのリスクについて、その管理方法・体制等を明確にした各リスク管理規程を定めています。

リスク管理体制

生命保険事業を通じて発生するさまざまなリスクについて、取締役会で定めるリスク管理の基本方針に基づき、各リスク管理部署ならびにリスク管理統括部署であるリスク管理統括部が管理する体制としています。

また、リスク状況の適切なモニタリング体制の確保、リスク管理に関する横断的な課題対応を目的に、経営政策会議の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理の適切性・実効性については、内部監査部による内部監査や監査役監査、外部監査によって確認がなされています。

また、取締役会、経営政策会議は、リスク管理の状況について報告を受け、経営の意思決定を行っています。

【リスク管理体制図】

※1：子会社等については、子会社等指導管理規程に定める。
※2：法務・コンプライアンスについては法務・コンプライアンス規程に定める。

統合リスク管理

商品・チャネルの多様化等、経営環境が変化する中で、当社はさまざまなリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、「市場リスク」「信用リスク」「不動産投資リスク」「保険引受リスク(変額最低保証リスクを含む)」「オペレーショナル・リスク」の各リスク量を統一的方法で計測し、分散効果を考慮して統合リスク量を算出しています。

統合リスク管理においては、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額(リスクバッファー)の変動をリスクと認識し、その変動を適切に管理することに取り組んでいます。具体的には、統合リスク量をリスクバッファーと対比することによって、リスク耐性の検証を実施しています。

また、リスク・カテゴリー毎にリスク・リミット*を設定し、リスク状況をモニタリングしています。これらリスク状況は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会へ定期的に報告され、適時・適切な対応の検討に役立てています。

＊リスク・リミット：各リスク特性等を総合的に勘案の上、会社全体のリスクバッファーからリスク・カテゴリー毎に配分する予想損失額の限度枠。

ストレス・テストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法では把握が困難な事象として、大規模な自然災害や金融市場の大きな混乱といった最悪シナリオを想定したストレス・テストを実施し、当社の健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、リスク管理委員会、経営政策会議、取締役会へ定期的に報告され、必要に応じて経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に役立てています。

ALM体制

ALMとは、資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)のことです。生命保険会社における負債の大半は、将来の保険金等をお支払いするために積み立てている責任準備金であり、市場環境等の悪化時にも保険金等のお支払いを確実に行うため、資産と負債を適切に管理することが重要となります。

当社では、リスク管理統括部を資産負債全体を統合的に把握する部門とし、関連する部門との間で相互牽制機能を確保した上で、資産運用リスク等のALMに関するリスク状況のモニタリング等を行うこととしています。

また、このようなリスク管理を前提として、収益管理の一層の高度化を図る観点から、経営政策会議の諮問機関として「ALM委員会」を設置し、資産と負債の総合的な管理に関する重要事項等を審議する体制としています。

このように、当社においては、リスクを適切にコントロールしつつ、収益の向上を図る観点から、資産と負債全体を総合的に管理する体制を構築しています。

保険引受リスク

リスクの定義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

保険引受リスク管理の取組み

保険商品の価格設定に際しては、保険引受リスク管理部署が、基礎データの信頼度を十分に考慮して計算基礎率が設定されていることを確認するとともに、将来収支予測等による収益性検証を行うことにより、将来の保険金等のお支払いが確実に履行できるよう十分配慮した価格設定となっていることを確認しています。

引受基準の設定に際しても、保険事故の予定発生率に対する実際発生率の比較・検証等により、保険商品の基礎率等に応じて適切に設定されていることを確認しています。

また、収支状況および保険事故の発生率の状況等についての把握・分析、将来収支予測および変額最低保証リスク量の測定を定期的に行うなど、リスク状況のモニタリングを行っています。

保険料設定時の予測に反して、保険事故発生率の悪化等、リスクに変化がある場合には、必要に応じて「引受基準」「保険商品の販売方針」「保険料率」の変更等の措置を講じています。

◆再保険に係る方針

■ 再保険を付す際の方針

当社では、保有する保険引受リスクの内容、規模、集中度等を踏まえ、リスクの分散または収益の安定化等が必要な場合に、再保険の活用により、保険事業経営の安定化を図ることとしています。なお、出再内容および出再先等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。出再先の選定に際しては、格付等により出再先の信用力を踏まえるとともに、特定の出再先に過度な取引の集中が起こらないように留意しています。

■ 再保険を引き受ける際の方針

再保険の引受けに関しては、保険引受リスクが経営に影響を与えない範囲内で、リスクの特性および収益性等を踏まえ行うこととしています。なお、引受可否および内容等については、案件ごとに個別に内容を確認の上、判断しています。

流動性リスク

リスクの定義

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに大別できます。

資金繰りリスクとは、財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却や著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク管理の取組み

資金繰りリスクについては、日々の資金繰りの管理運営を行う資金繰り管理部署において、保険料収入・保険金支払等保険契約に関わる資金移動や資産運用関係の資金移動等、会社全体のキャッシュフローを一元的に把握するとともに、将来のキャッシュフロー予測に基づき確実に資金準備を行うこととしています。

流動性リスク管理部署は資金繰りの状況報告を受けるとともに、資金繰りの逼迫度に応じてとるべき対応策を定め、流動性危機時等における対応体制を構築しています。

市場流動性リスクについては、資産ごとの市場規模等に基づき、一定期間内におけるキャッシュ化可能額を推計し、不測の事態に対処できるよう努めています。また、流動性の低い資産については、残高上限を設定し、定期的に確認しています。

資産運用リスク

リスクの定義

資産運用リスクとは、次の3つをいいます。

①市場リスク・・・金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク

②信用リスク・・・信用供与先の財務状況の悪化等によって資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク

③不動産投資リスク・・・賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、あるいは、市況の変化等を要因として不動産価格自体が下落することにより損失を被るリスク

資産運用リスク管理の取組み

当社では、生命保険契約のキャッシュフローの特性を踏まえ、ALM(資産・負債の総合管理)を通じ、中長期的観点からリスクとリターンのバランスに留意しつつ、長期・安定的な収益を確保していくことを基本とした資産ポートフォリオの構築を図っています。

そして、幅広い投融資対象やデリバティブ(金融派生商品)取引等の高度な資産運用手法が内包するリスクを、「市場リスク」「信用リスク」および「不動産投資リスク」に大別し、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めています。

リスク量の計測、統合的な管理ならびに個別投融資案件の審査・管理を担う資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部とは独立しており、組織面においても内部牽制機能を確保し、資産運用リスク管理体制をより一層厳格なものとしています。また、資産運用リスク管理の基本方針を制定するとともに、リスク管理の枠組みから具体的なリスク管理手法までを規程・基準として細かく定義し、各執行部に遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っています。

(1)市場リスク

市場リスクを有する主な資産は、公社債、株式、外国証券等の有価証券や貸付金です。これらの資産および負債の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、リスク量としてVaR*を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日々行っています。

＊ VaR(バリュー・アット・リスク):過去の株価や金利の変動率をリスクの大きさと捉え、現在保有する資産・負債ポートフォリオに過去の変動率を当てはめて理論的に算出した、一定の確率の下で生じる最大損失金額。

(2)信用リスク

信用リスクを有する主な資産は、貸付金、公社債等です。個別投融資先に対し信用力に応じた社内格付*1を付与するとともに、定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しています。さらに、社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率や、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーション*2により、信用リスクを有する資産全体の統合的なリスク量としてVaRを計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っています。

＊1 社内格付(制度):投融資先のキャッシュフロー生成能力、財務体力等を総合的に評価した信用力に応じて10ランクに区分し、投融資判断の基準およびポートフォリオ全体の信用リスク状況を把握・分析するための基準として利用している。

＊2 モンテカルロ・シミュレーション:乱数を用いて統合的な損益額の分布を生成し、リスク量を計測する手法。

(3)不動産投資リスク

不動産への投資においては、物件ごとの取得価額の妥当性あるいは収益見込みの検証を実施することで、投資対象を選別するとともに、投資対象物件の立地、用途等の観点から不動産ポートフォリオの分散を図っています。また、既存投資物件についても、定期的に投資利回りの検証、収益予測の見直しを行い、採算性が低い物件を重点管理しています。ポートフォリオ全体のリスク状況については、リスク量としてVaRを計測し、不動産投資リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理しています。

オペレーショナル・リスク

事務リスク

リスクの定義

事務リスクとは、正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスク管理の取組み

当社では、本社、支社、海外駐在員事務所等の各部署が、社内規定等に則って事務を執行し、それに伴うリスクを自律的に管理しています。

事務リスク管理部署は、PDCAサイクル*の継続的実践による全社的な事務リスク管理に努めています。各部署は、事務リスクの顕在化の未然防止に取り組むとともに、事務リスクが顕在化した場合には、お客さま対応をはじめとして、原因分析、再発防止策の策定等の必要な対応を、的確かつ速やかに行うよう努めています。

また、事務リスク管理部署が把握した事務リスクの状況については、原因分析等を行った上で、取締役会等へ定期的に報告しています。

なお、事務遂行状況の適正性については、内部監査部による確認もあわせて行っています。

＊ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを繰り返すことで継続的な業務改善を行う仕組み。

システムリスク

リスクの定義

システムリスクとは、システムに係わる災害、障害、過失、不正行為等により損失を被るリスクをいいます。

システムリスク管理の取組み

システムリスク管理においては、当社の業務・サービスを根幹で支え、大切なお客さまの情報を管理しているコンピュータシステムの安定的かつ安全な稼動を確保するために、セキュリティポリシーに基づいた各種対策の実施とシステムの運行管理に努めています。具体的には、故障・障害等の発生に備えたバックアップの仕組みの整備、お客さま情報の漏えいやシステムへの不正なアクセス等防止対策の実施、さらには、インターネットによるサービスをお客さまに安心してご利用いただけるよう、ファイアウォールの設置や暗号化技術の利用等、セキュリティ対策の実施にも努めています。

また、当社では、メインのコンピュータセンターを関西に、バックアップセンターを関東に設置しており、大規模災害等不測の事態の発生時にも、お客さまへのサービスの継続的なご提供と迅速な対応が行える体制の維持・確保にも取り組んでいます。

情報リスク

リスクの定義

情報リスクとは、情報の機密性等が損なわれることにより損失を被るリスクをいいます。

情報リスク管理の取組み

情報リスク管理においては、機密情報が漏えいし、お客さまの大切な権利・利益や当社の健全な業務運営が損なわれることがないよう、セキュリティポリシーに基づいて、必要かつ適切な安全管理措置を講じています。具体的には、保管・送付・廃棄等の各段階における機密情報の適切な取扱いを社内規定として明確化し、これらのルールを社内報や社内研修等の機会を通じて役職員に周知徹底するとともに、安全管理に係る業務遂行の責任者である情報管理責任者をはじめ各組織が情報管理状況を把握し、必要な対策を講じています。さらに、機密情報保護に関するリスク状況や課題についての全社横断的な審議機関として、「お客さま情報等保護小委員会」をリスク管理委員会傘下に設置し、安全管理を推進しています。

また、機密情報の取扱いの一部を外部に委託する場合も、機密情報の安全管理が図られるよう、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を明確に規定した契約書を締結する等、適切に監督しています。このような機密情報の安全管理状況については、内部監査部が実施する内部監査でも適宜確認しており、確認結果に基づき安全管理措置の充実・強化に取り組んでいます。

◆大規模災害等への対策について

当社では、大規模な災害や深刻な風評被害の発生など、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生した場合の対応体制を「危機管理規程」に定めています。また、この規程に基づいて、大地震をはじめとした大規模な災害等に対する対応内容を「大規模災害等対策マニュアル」に定め、被災下で会社の意思決定・事務遂行能力を維持するための体制や、被災時の保険手続きに関する事務体制・復旧手順等を規定しています。加えて、万一の際にこれらの対応内容が有効に機能するように随時マニュアルの見直し・改定を行うなど、平時より体制の維持・向上に努めています。

今般の東日本大震災においても、このマニュアルに基づいて地震発生直後に危機対策本部を立ち上げ、対策本部の意思決定のもと、保険金等のお支払いをはじめとするお客さまへの対応を迅速に行ってまいりました。

一方で、当社では本社ビルやシステムセンター等の本社機能が停止する場合を想定し、保険金等支払などの重要業務を継続するための対応を「業務継続計画（BCP）」に定めています。また、この計画に基づき、災害やテロ、新型インフルエンザ発生時等の対応の詳細を「業務継続マニュアル」として策定するなど、お客さまの信頼に十分にお応えするため迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備しています。

積極的なディスクロージャー

お客さまに、当社の経営内容へのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャーを充実させることが重要であると認識しており、積極的なディスクロージャーに努めております。

平成22年度決算においても、本誌「REPORT SUMISEI 2011」をはじめ、さまざまな機会を通じて、当社の経営状況について開示を進めています。

今後とも、多様な方法で積極的なディスクロージャーを展開してまいります。

ディスクロージャー媒体

REPORT SUMISEI 2011
平成22年度決算のご報告
［CSRレポート統合版］

決算ダイジェスト2011

VOICE from SUMISEI
平成22年度決算特集号

平成22年度団体年金保険
資産運用に関するご報告

スミセイ安心だより

名　称	内　容
REPORT SUMISEI 2011 平成22年度決算のご報告 ［CSRレポート統合版］	保険業法第111条に基づいて、平成22年度の決算報告、事業内容、活動状況等を記載しています。 全国のお客さま窓口に公衆縦覧資料として備付けしています。
決算ダイジェスト2011	業績・決算・サービス内容など住友生命の最新情報を簡単にわかりやすく解説した資料です。
Information from SUMITOMO LIFE 平成22年度上半期業績のお知らせ	上半期版のディスクロージャー誌です。
アニュアルレポート(英文)	業績・決算内容等を海外向けに解説した資料です。 (ホームページ上にPDFファイルで掲載しています)
VOICE from SUMISEI 決算特集号	決算発表後タイムリーにお届けするチラシです。
CSRレポート2011	CSRの取組みを紹介した資料です。 (REPORT SUMISEI 2011 平成22年度決算のご報告と統合しています)

インターネットホームページによる情報提供

インターネットホームページで、商品・サービスなどの紹介、各種お手続きのご案内、決算などの財務情報など、さまざまな情報をみなさまにご提供しております。

スミセイダイレクトサービス(保険取引サービス)

画面イメージは予告なく変更する場合がございます。

インターネット(パソコン・携帯電話)

インターネット(パソコン・携帯電話)で入出金取引・各種お手続き・契約内容照会などがご利用いただけます。

http://www.sumitomolife.co.jp 住友生命 検　索

(iモード・EZweb・Yahoo!ケータイは公式メニューまたはQRコードからアクセス)

スミセイカンタッチアンサー(電話による自動応答取引)

お電話でも出金取引や照会などがご利用いただけます。

0120-834914〔携帯電話・PHSからは **(06)6612-8349**〕

データ編

平成22年度決算の概況 …… 75
計算書類関係 …… 86
有価証券等の時価情報(会社計) …… 103
資産関係 …… 109
負債関係 …… 126
資本関係 …… 130
保険関係収支 …… 131
資産運用関係収支 …… 135
その他 …… 138
保険契約高関係諸統計 …… 140
特別勘定に関する指標等 …… 147
経営諸指標 …… 152
保険会社及びその子会社等の財産の状況 …… 155

平成22年度決算の状況
データ編　目次

◆平成22年度決算の概況
単体決算の状況
（直近事業年度における事業の概況）… 75～76
主要な業務の内容…… 77
連結決算の状況
（直近事業年度における事業の概況）…… 78
主要な事業の内容及び組織の構成… 78～79
子会社等に関する事項…… 80
社員配当について…… 81～85

◆計算書類関係
1 貸借対照表 …… 86～87
2 損益計算書 …… 88
3 基金等変動計算書 …… 89～90
4 剰余金処分に関する決議 …… 90
5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について …… 90
6 経常利益等の明細（基礎利益） …… 101
保険業法に基づく会計監査人の監査報告… 102

◆有価証券等の時価情報（会社計）
1 有価証券の時価情報（会社計）… 103～104
2 金銭の信託の時価情報（会社計） …… 105
3 デリバティブ取引の時価情報（会社計） …… 105～108

◆資産関係
1 ポートフォリオの推移（一般勘定） … 109
2 主要資産の平均残高（一般勘定） …… 109
3 資産別運用利回り（一般勘定） …… 110
4 商品有価証券明細表（一般勘定） …… 110
5 商品有価証券売買高（一般勘定） …… 110
6 有価証券明細表（一般勘定） …… 110
7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）… 110～111
8 地域別地方債保有内訳（一般勘定） … 111
9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）… 111
10 業種別株式保有明細表（一般勘定） … 112
11 有価証券等の時価情報（一般勘定）… 113～116
12 貸付金明細表（一般勘定） …… 116
13 貸付金残存期間別残高（一般勘定） … 116
14 国内企業向け貸付金
企業規模別内訳（一般勘定） …… 117
15 貸付金業種別内訳（一般勘定） …… 117
16 貸付金使途別内訳（一般勘定） …… 118
17 貸付金地域別内訳（一般勘定） …… 118
18 貸付金担保別内訳（一般勘定） …… 118
19 リスク管理債権の状況 …… 118
20 債務者区分による債権の状況 …… 119
21 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 …… 119
22 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）… 119～121
23 有形固定資産明細表 …… 122
24 その他の資産明細表 …… 123
25 公共関係投融資の状況（一般勘定） … 123
26 海外投融資の状況（一般勘定）… 123～125
27 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況 …… 125

◆負債関係
1 支払備金明細表 …… 126
2 責任準備金明細表 …… 126
3 責任準備金残高の内訳 …… 126
4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高（契約年度別） …… 127
5 法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性 …… 127
6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数 …… 128
7 社員配当準備金明細表 …… 128
8 引当金明細表 …… 129
9 個別貸倒引当金の状況 …… 129
10 特定海外債権引当勘定の状況 …… 129
11 借入金残存期間別残高 …… 129

◆資本関係
1 基金の状況 …… 130

◆保険関係収支
1 保険料明細表 …… 131
2 保険金明細表 …… 131～132
3 年金明細表 …… 132～133
4 給付金明細表 …… 133～134
5 解約返戻金明細表 …… 134

◆資産運用関係収支
1 資産運用収益明細表（一般勘定） …… 135
2 資産運用費用明細表（一般勘定） …… 135
3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定） … 135
4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定） … 135
5 有価証券売却益明細表（一般勘定） … 136
6 固定資産等処分益明細表（一般勘定） … 136
7 有価証券売却損明細表（一般勘定） … 136
8 有価証券評価損明細表（一般勘定） … 136
9 貸付金償却額（一般勘定） …… 136
10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）… 137
11 固定資産等処分損明細表（一般勘定） … 137

◆その他
1 減価償却費明細表 …… 138
2 事業費明細表 …… 138
3 税金明細表 …… 139
4 リース取引 …… 139

◆保険契約高関係諸統計
1 保障機能別保有契約高 …… 140
2 年換算保険料 …… 141
3 保有契約高及び新契約高 …… 141
4 保有契約高の推移 …… 142
5 新契約高の推移（新契約+転換による増加）… 143
6 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移（新契約+転換による増加）…… 144
7 個人保険の異動状況の推移 …… 145
8 個人年金保険の異動状況の推移 …… 145
9 団体保険の異動状況の推移 …… 146
10 団体年金保険の異動状況の推移 …… 146

◆特別勘定に関する指標等
1 特別勘定資産残高の状況 …… 147
2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況… 147～150
3 団体年金保険特別勘定の状況 …… 151

◆経営諸指標
1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険） …… 152
2 新契約率（対年度始） …… 152
3 解約失効率（対年度始） …… 152
4 個人保険新契約年間平均保険料（月払契約）… 152
5 死亡率（個人保険主契約） …… 152
6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）… 153
7 事業費率（対収入保険料） …… 153
8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 153
9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合… 153
10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 … 153
11 未だ収受していない再保険金の額 … 154
12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合…… 154
13 各種ローン金利 …… 154

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況
1 連結貸借対照表 …… 155
2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書… 156
3 連結基金等変動計算書 …… 157～158
4 連結キャッシュ・フロー計算書 …… 169
連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価…… 170
連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告…… 171
連結財務諸表の適正性に関する確認書… 172
5 連結リスク管理債権の状況 …… 173
6 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率） …… 173
7 セグメント情報 …… 174

●数値はすべて単位未満切り捨てにしています。
●「0」は単位未満であることを示しています。
●表中の年度はすべて平成です。

75～76ページについては、平成22年度事業報告書に基づき作成しております。

単体決算の状況（直近事業年度における事業の概況）

事業の経過及び成果等

◆経営環境

平成22年度のわが国経済は、輸出や生産に増加の動きが見られるなど、景気は持ち直しに転じてまいりましたが、国民生活および経済活動に多大な被害を及ぼした東日本大震災により、その先行きは不透明な状況となっております。

生命保険業界では、業界内における競争が激化するなかで、各社がサービスの充実やお客さまのニーズの変化に対応した販売チャネルの多様化等の取組みを進めてまいりました。また、今般の大震災により被災されたお客さまに対する保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いなどの対応を実施いたしました。

◆事業の経過

こうした状況のもと、3ヵ年計画「スミセイ新世紀ビジョン」の最終年度にあたる平成22年度は、引き続き、営業面・サービス面等、経営全般にわたる一層の品質向上と新たな成長路線の確立に向けた取組みを推進してまいりました。一方、未曽有の大震災への対応という点では、地震発生直後に立ち上げた危機対策本部の統制のもと、被災されたお客さまへの対応と被災地への早急な支援を行ってまいりました。

（東日本大震災に関する取組み）

東日本大震災に関するお客さまへの対応という点では、約款上、地震・津波等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されておりますが、今回はこれを適用せずに災害関係特約に基づく保険金等を全額お支払いすることを地震翌日に決定し、公表いたしました。さらに、専用のフリーダイヤルを開設し、日曜日、祝日もお客さまからのご相談を承る体制をいち早く整えたほか、保険料払込猶予期間の延長、保険金・給付金・契約者貸付金等の簡易迅速なお取扱い、契約者貸付利率の減免等を実施しております。

また、被災地のお客さまの安否確認ときめ細かいアフターフォローを実施していくため、現地の営業職員による電話・訪問活動を展開するとともにコールセンターからの電話によるコンタクトを推進しております。こうした活動に加えて警察発表・新聞報道等によりお亡くなりになったことが判明した場合、お客さまからの保険金のご請求を待つことなく、十分な配慮を行ったうえで丁寧な請求手続きの案内を行うなど、保険金等を迅速にお支払いできるよう取り組んでおります。さらに、現地でのサービス体制を強化するために、本社や生命保険関連の調査確認業務を行う子会社等から応援者を派遣するなどの支援を実施するとともに、本社内において復興支援を迅速に実施するための態勢を構築するなど、被災地におけるサービス活動等の正常化に向けた取組みを加速させております。なお、金融機関等の代理店を通じて当社の保険に加入されたお客さまおよび当社を通じて三井住友海上火災保険株式会社の損害保険に加入されたお客さまに対するサービス体制についても強化を図っております。このほか、今般の大震災で被災された方々への支援として義援金やタオル等の救援物資をお届けいたしました。

（保険販売面の取組み）

個人保険の分野では、介護保障・医療保障分野を中心に、お客さまとそのご家族のニーズに応じた最適な保障をお届けする観点から、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実や、販売チャネルの多様化に向けた金融機関および日本郵政グループ各社を通じた保険販売の推進等に取り組んでまいりました。

まず、営業職員によるコンサルティングとサービスの充実という面では、引き続き、お客さま総訪問活動を展開するとともに、定期的なコンタクトによる従来以上にきめ細かいサービスの提供に向けて、お客さまへの訪問結果をより詳細に一元管理できる新たなシステムを導入いたしました。また、優秀な営業職員の育成と保険契約の継続率の向上を重視した業務運営のもと、営業適性の高い人材の採用や指導・教育体制の充実に取り組みました。さらに、営業職員の評価体系をはじめとする制度面についても、お客さまへのサービス活動をより高く評価する体系の導入、新人の教育カリキュラムの抜本的な見直し等を行いました。

平成23年度からは、「あなたの未来を強くする」というメッセージを掲げた新しいコーポレートブランドのもと、当社独自の魅力をお客さまにお伝えしていくため、新たな主力商品として、一生涯の介護保障をライフサイクルにあわせた合理的な形でご準備いただくことができる5年ごと利差配当付新終身保険「Wステージ」を販売しております。同時に、従来の先進医療特約よりも通算支払限度額を拡大するとともに交通費などの諸費用もカバーする「新先進医療特約」を発売いたしました。また、お客さまへの継続的なコンサルティングとサービスおよび保険事業に関連したサポートプログラムをお届けする「スミセイ未来応援活動」を展開しております。

次に、金融機関や日本郵政グループ各社を通じた保険販売については、各代理店への研修の充実等により商品面・コンプライアンス面でのサポート体制を強化してまいりました。また、保障性商品の販売を推進する観点から、金融機関においては、金利の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行いつつ一時払終身保険を中心に販売推進に取り組むとともに、日本郵政グループ各社においては限定告知型医療保険等の販売に努めてまいりました。なお、平成23年4月には提携金融機関において新たな一時払終身保険を発売しております。

続いて、子会社の「いずみライフデザイナーズ株式会社」を通じて展開している来店型保険ショップ事業については、店舗数の増加等を通じて事業の拡大を図ってまいりました。また、保険ショップ等を通じてお客さまのニーズに適う商品を機動的に提供する観点から設立した子会社「メディケア生命保険株式会社」においては、平成22年4月に商品内容がシンプルな医療保険を発売いたしました。さらに、同社は株式会社三井住友銀行と募集代理店委託契約を締結し、平成23年2月から一時払がん医療終身保険を販売しております。

一方、企業保険の分野では、各企業の福利厚生制度の充実に資する商品やサービスの提供に努めるなかで、平成22年4月に、確定拠出年金制度向けの運用商品として元本確保型の新商品「スミセイDCたのしみ年金」を発売いたしました。また、平成24年3月末に制度廃止となる適格退職年金について、確定給付企業年金（DB）や確定拠出年金（DC）への移行の推進に加えて中小企業退職金共済制度への移行支援も含めた制度提案コンサルティングを積極的に展開しております。

損害保険事業については、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携のもと、お客さまの様々なリスクを総合的にカバーしていく観点から、自動車保険を中心とした同社の損害保険商品の販売促進に努めてまいりました。なお、スミセイ損害保険株式会社は、保有する全契約の同社への包括移転が完了したことから平成23年1月6日をもって解散いたしました。

海外での生命保険事業の展開という点では、中国最大手の損害保険会社を傘下に持つ中国人民保険集団股份有限公司と共同で設立した「中国人民人寿保険股份有限公司」が中国市場で業績を順調に拡大するとともに、ベトナム市場においては、業務提携に基本合意した同国最大の国営商業銀行であるベトナム農業農村開発銀行（アグリバンク）と事業の展開に向けた準備を進めております。

（サービス面の取組み）

サービス面では、ご加入時からお支払時まで一貫して質の高いサービスを提供できる体制の構築に努めてまいりました。

具体的には、システムの活用等によりお支払いの正確性確保と事務効率化を図るなど、支払管理態勢の高度化を図るとともに、お客さまへの総訪問活動の推進、商品知識・諸手続き全般について営業職員を電話でサポートする体制の充実等に取り組んでまいりました。さらに、お客さまの利便性向上に向けてコールセンターにおけるコンサルティングサービスの充実やホームページをよりわかりやすいものへと見直すなどの対応も実施いたしました。このほか、お客さまの声や社外の有識者のご意見をもとにサービス面の継続的なレベルアップに努めております。

（資産運用面の取組み）

資産運用面では、生命保険契約の負債特性に応じたALM※1の推進を基本方針として、国内債券等の円金利資産を中心とした安定的な資産運用を行ってまいりました。

円金利資産の中核である国内債券については、金利が上昇した局面で長期債や超長期債への投資を行い、残高を増加させました。また、外国債券については、元本の為替フルヘッジを継続するなか、海外金利が上昇したタイミングを捉えて資金を投入し、残高を増加させております。一方、国内株式については、市場動向に応じて残高削減や機動的なヘッジを行ったほか、ポートフォリオの保有銘柄の入替えを行いました。

なお、東日本大震災の影響については、従来より上記のように安定的な資産運用を行ってきたことから限定的なものとなっております。

※1：ALM（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

（資本政策面の取組み）

資本政策面では、平成15年度に募集した基金590億円の償却を実施するとともに、経営基盤の一層の強化を図る観点から、平成22年8月に、証券化スキームを活用した国内公募によって700億円の基金募集を行いました。これにより、基金の総額（基金償却積立金を含む）は4390億円となりました。

（経営管理面の取組み）

経営管理面では、生命保険事業の健全な運営に向けてコーポレートガバナンスやコンプライアンスの強化に取り組むなかで、情報管理の厳正化や内部監査部門の機能強化に努めてまいりました。

また、監督規制や会計基準の変更を見据えて経済価値ベースのリスク管理態勢の高度化等に取り組みました。なお、平成22年度より新たな経営指標として保険会社の企業価値を表す「EV（エンベディッド・バリュー）」※2を導入し、これを開示しております。

※2：EV（エンベディッド・バリュー）とは、過去の収益の蓄積である内部留保や有価証券の含み損益等の合計である「修正純資産」に、保有契約が将来生み出すと見込まれる収益の現在価値である「保有契約価値」を加えた指標です。当社では、欧州でEVを開示する保険会社の間で広く用いられている市場整合的手法によって計算したEEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）を開示しております。

（CSR※3の推進）

CSRの推進という面では、社会公共の福祉に貢献するという経営理念のもと、保険本業以外にも様々な取組みを行ってまいりました。社会貢献や地球環境保全のための活動という点では、少子化対策支援事業「未来を築く子育てプロジェクト」、ピンクリボン運動の応援、スミセイ・ヒューマニー活動※4、こども絵画コンクール、全国縦断チャリティコンサートおよびサンゴ礁保全プロジェクト等を実施しております。

一方、人事制度の面では、女性人材の活躍推進に取り組むとともに、介護休暇の新設や看護休暇の充実等、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス諸制度の充実と利用促進に努めてまいりました。こうした取組みが評価され、厚生労働省の平成22年度「均等・両立推進企業表彰」均等推進企業部門の「厚生労働大臣優良賞」と日本経済新聞社主催の「2010年にっけい子育て支援大賞」を受賞しております。

※3：CSR（Corporate Social Responsibility）とは、企業の社会的責任を意味します。

※4：スミセイ・ヒューマニー活動は平成4年にスタートした職員参加型のボランティア活動です。海岸清掃などの環境保全活動やチャリティバザーなど地域に密着した社会貢献活動を全国各地で実施しております。なお、「ヒューマニー」とは、「人間味にあふれ（ヒューマン）、地域社会との調和を図れる（ハーモニー）企業でありたい」という気持ちを込めた当社の造語です。

◆事業の成果

こうした取組みの結果、平成22年度の業績は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、2兆1841億円（前年度末比1.4％増）となりました。新契約全体の年換算保険料は、前年比22.8％減の1786億円となりました。また、解約・失効の年換算保険料は前年比7.5％減の979億円と引き続き改善しております。保険契約の継続率※5については、13月目継続率で95.5％（前年比1.5ポイント増）、25月目継続率で88.3％（同0.4ポイント増）となっております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆5640億円（前年度末比2.7％減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆4302億円（同3.9％減）となりました。

※5：保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率　募集対象年月：平成20年11月から平成21年10月まで）、25月目（25月目継続率　募集対象年月：平成19年11月から平成20年10月まで）に継続している年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成22年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆1841億円	1.4％増
うち生前給付保障＋医療保障等	4999億円	1.7％増

	平成22年度	前年比
新契約	1786億円	22.8％減
うち生前給付保障＋医療保障等	438億円	9.7％減

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・保険金額

	平成22年度末	前年度末比
年度末保有契約高	122兆4241億円	5.4％減

	平成22年度	前年比
新契約高	4兆4128億円	21.5％減
減少契約高	11兆4235億円	13.2％減

（注）1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

【団体保険および団体年金保険】

		平成22年度末	前年度末比
団体保険	年度末保有契約高	32兆5640億円	2.7％減
団体年金保険	年度末保有契約高	2兆4302億円	3.9％減

（注）1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

収支の概況については、収入面では、保険料等収入が3兆30億円（前年比2.0％減）、資産運用収益が5329億円（同36.6％減）となりました。一方、支出面では、保険金等支払金が1兆9990億円（同0.3％減）、資産運用費用が1813億円（同22.2％減）、事業費が3744億円（同1.9％減）となり、これらの結果、経常利益は1553億円（同0.3％減）となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純剰余は1103億円（同1.6％増）となりました。

また、当期末処分剰余金は1016億円（前年比2.3％増）となりました。

次に、基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで2652億円（前年比31.4％減）となりました。当社では、変額年金保険について、年度末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、前年度末ではこの積立てのうち836億円が戻入となった一方、当年度末は333億円を追加で積み立てました。これが基礎利益減少の主な要因であり、この要因を除けば昨年並みの水準を確保しております。当年度決算においては、この基礎利益を元に内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

続いて、年度末の総資産については23兆7368億円（前年度末比3.1％増）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で21兆1477億円（前年度末比3.8％増）となりました。なお、逆ざやの改善等を図る観点から、平成18年度より、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

次に、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、1002.2％（前年度末比47.1ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。また、平成24年3月期末の決算から適用される新基準で算出したソルベンシー・マージン比率においても636.5％を確保しております。

なお、これらの当年度決算数値は、東日本大震災による保険金等のお支払いに要する金額その他の影響を含んでおります。

◆対処すべき課題

当社は平成23年度より、お客さまとご家族の人生を守り支えていく決意を「あなたの未来を強くする」というメッセージに託した新たなコーポレートブランドをスタートさせました。その核となる「住友生命ブランドビジョン」では、お客さまの「未来を強くする」ために以下の4つの「先進の価値」を実現していくことを掲げております。

【4つの先進の価値】
- “いつも、いつまでも続く”先進のコンサルティング＆サービス
- “強く生きる”ための商品開発で業界をリードする
- 一歩先行く“感動品質”のお客さま対応
- “健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する、進化するサポートプログラム

このブランドビジョンを全役職員で共有し、お客さまの立場に立った対応を全社で徹底するとともに、広告・宣伝、各種資料、ホームページも含めたあらゆるお客さまとの接点で新ブランドの浸透を図ってまいる所存です。なお、東日本大震災にあたって行った迅速なお客さま対応等につきましても、このようなブランド理念に適うものと考えております。

こうしたなかで、今般、この4つの「先進の価値」をお届けできる理想の会社を実現していくために平成23年度からの3年間で取り組むべき事項をまとめた新たな中期経営計画「スミセイ中期プログラム」を始動させました。本計画のスタートに際しては、大震災への対応を最優先課題と位置づけ、被災地での万全のお客さま対応と被災地の支社・営業拠点の早急な復興に全力で取り組んでまいります。また、販売面・サービス面の一層の充実を図るため、新商品「Wステージ」をはじめとする介護保障・医療保障分野や貯蓄分野の魅力ある商品を提供していくとともに、質の高いコンサルティングとサービスや保険事業に関連したサポートプログラムを継続的にお届けする体制を強化いたします。さらに、その要となる営業職員のレベルアップに向けて優秀人材の採用と指導・育成の充実に努めてまいります。このほか、金融機関窓販等によるマルチチャネル化や海外市場等の成長分野への取組みを強化するとともに、引き続き、経営全般の一層の品質向上に取り組んでまいります。

新たなコーポレートブランドのもと、住友生命がお客さまや社会にとってより魅力のある会社になることができるよう、本中期経営計画を着実に遂行してまいる所存です。

主要な業務の内容

会社の目的

当社は次の業務を行うことを目的としています。

①生命保険業
②他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
③国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
④その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

業務の概要

生命保険業

当社が実施している業務の概要は次のとおりです。

①生命保険業免許に基づく保険の引受け
＜主に取り扱う保険＞
（ア）個人保険
（イ）個人年金保険
（ウ）団体保険
（エ）団体年金保険
②資産の運用
保険料として収受した金銭その他の運用は、次のような方法で行っております。
（ア）有価証券の取得
（イ）不動産の取得
（ウ）金銭債権の取得
（エ）金銭の貸付（コールローンを含む）
（オ）有価証券の貸付
（カ）預貯金
（キ）金銭、金銭債権、有価証券または不動産等の信託
（ク）デリバティブ取引

付随業務・その他の業務

①他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
②投資信託の販売
③確定拠出年金制度における運営管理業務

連結決算の状況（直近事業年度における事業の概況）

（単位：百万円）

項　目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収益	3,780,295	3,339,925	3,647,518	4,064,942	3,668,568
経常利益	130,782	111,887	104,198	159,787	153,704
当期純剰余	86,072	93,280	104,244	111,874	108,944
包括利益	—	—	—	—	54,061

（単位：百万円）

項　目	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
総資産	23,340,457	23,440,081	22,666,512	23,072,153	23,754,851

住友生命グループは、生命保険業を中心に、保険関連事業、資産運用関連事業等、広範な事業を推進するなかで、お客さま向けサービスの充実と収益力の向上に努めるとともに、グループ経営全般にわたる一層の品質向上と新たな成長路線の確立に取り組んでまいりました。

グループの中核事業である生命保険業では、住友生命保険相互会社において営業職員によるコンサルティングセールスや金融機関および日本郵政グループ各社を通じた保険販売を推進するとともに、アフターサービスの充実に取り組みました。その結果、保有契約の年換算保険料は前年度末比1.4％増加いたしました。

また、平成22年4月に開業したメディケア生命保険株式会社では、保険ショップ、インターネット通販等の募集代理店を通じて、商品内容がシンプルな医療保険の販売を推進いたしました。さらに、株式会社三井住友銀行と募集代理店委託契約を締結し、平成23年2月から一時払がん医療終身保険の販売を開始いたしました。同社の新契約の年換算保険料は6億7475万円となりました。

一方、保険関連事業では、来店型保険ショップ事業を営む、いずみライフデザイナーズ株式会社が、保険販売の拡大と事業の確立に取り組みました。店舗数を24店から31店に増やしたことや1店舗あたりの売上げの増加などにより、同社の営業収益は前年比増加いたしました。

次に、資産運用関連事業では、三井住友アセットマネジメント株式会社が充実した運用体制と高度なリサーチ能力に基づいて質の高い資産運用サービスを提供いたしました。円高や株価下落という環境下、同社の投資顧問受託残高は減少したものの、投資信託の新規設定等により全体の運用資産残高が増加し、営業利益は前年比増加いたしました。

続いて、総務関連事業等では、スミセイ情報システム株式会社が住友生命保険相互会社のシステム開発を中心にグループ全体のIT戦略に貢献いたしました。また、グループ外の企業からのソフトウェア関連の受注が好調に推移したことなどにより、売上高は前年比増加いたしました。

なお、スミセイ損害保険株式会社については、平成23年1月1日時点で保有するすべての保険契約を三井住友海上火災保険株式会社に包括移転したことから、平成23年1月6日をもって解散いたしました。

こうした結果、当連結会計年度の経常収益は3兆6685億円（前年比9.8％減）、経常利益は1537億円（同3.8％減）、当期純剰余は1089億円（同2.6％減）となりました。また、総資産額は23兆7548億円（前年度末比3.0％増）となりました。

主要な事業の内容及び組織の構成

当社および子会社等において行っている主要な事業の内容および組織の構成は次のとおりです。

a. 主要な事業の内容

（1）保険業および保険関連事業

保険業としては、当社およびメディケア生命保険株式会社が生命保険業を行っております。保険関連事業としては、いずみライフデザイナーズ株式会社他１社が保険募集業を、他に３社が確定拠出年金運営管理業・海外における生命保険の仲介等を行っております。

（2）資産運用関連事業

三井住友アセットマネジメント株式会社他５社が国内外において投資運用業を、日本ビルファンドマネジメント株式会社が不動産投資業を行っております。

また、所有する不動産の維持管理業務を株式会社スミセイビルマネージメント他１社が行っております。

（3）総務関連事業等

スミセイ印刷株式会社他５社が総務関連事業を、スミセイ情報システム株式会社が計算関連事業を行っております。

また、株式会社シーエスエスがその他事業を行っております。

b. 事業系統図

(注) 1. 本図は平成23年3月31日現在の状況です。
2. 「◎」を表示した会社は子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)、
「◇」を表示した会社は関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)です。
なお、子法人等(保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いた子法人等)はありません。
3. 「＊」を表示した会社は、平成23年3月期の連結子会社、持分法適用会社です。

子会社等に関する事項

【国内】

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額（単位：百万円）	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
メディケア生命保険(株)＊	東京都江東区深川1-11-12	12,500	生命保険業	H21.10. 1	80.00	—
スミセイ印刷(株)	大阪府門真市四宮2-11-1	10	印刷業	S39. 4.30	100.00	—
(株)スミセイビルマネージメント	東京都江東区東陽2-3-25	100	不動産維持管理業	S42. 6. 1	100.00	—
住生物産(株)	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	10	物品販売業	S44. 1.13	100.00	—
スミセイビジネスサービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	70	人材派遣業	S60. 1. 4	100.00	—
新宿グリーンビル管理(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	20	不動産維持管理業	S60.10.30	3.53	61.18
(株)スミセイハーモニー	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	50	事務受託業	H13. 2. 1	100.00	—
スミセイ情報システム(株)＊	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14	300	コンピューター関連業務	S46. 5.12	100.00	—
(株)シーエスエス	大阪府大阪市中央区瓦町4-8-4	10	収納代行業	S51. 2.16	100.00	—
スミセイ保険サービス(株)	大阪府大阪市西区九条南1-2-20	15	生保確認業	S53. 5. 1	80.00	20.00
いずみライフデザイナーズ(株)＊	東京都港区赤坂3-3-5	100	保険募集業	S58. 1. 4	100.00	—
(株)スミセイ　サポート&コンサルティング	東京都新宿区西新宿6-14-1	200	保険募集業	H 7. 4. 3	100.00	—
総合証券事務サービス(株)	東京都江東区東陽2-3-25	100	有価証券管理業	H11. 9. 1	65.69	—
三井住友アセットマネジメント(株)＊	東京都港区愛宕2-5-1	2,000	投資運用業	S60. 7.15	40.00	—
日本企業年金サービス(株)	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	2,000	企業年金事務代行業	S63. 4. 1	36.50	—
日本ビルファンドマネジメント(株)＊	東京都千代田区丸の内1-9-1	495	投資信託委託業および投資法人資産運用業	H12. 9.19	35.00	—
ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)＊	東京都中央区八重洲2-2-1	1,600	確定拠出年金運営管理業	H12. 9.21	15.95	—
(財)住友生命社会福祉事業団	大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15	(700)	社会福祉事業	S35.10.27	—	—
(財)住友生命健康財団	大阪府大阪市中央区城見1-4-70	(5,000)	健康福祉事業	S60. 6.24	—	—

(注) 1.「＊」を表示した会社は、平成23年3月期の連結子会社・持分法適用会社です。
2. スミセイ損害保険(株)は、平成23年1月6日付で解散し、現在清算手続中です。
3. (株)スミセイビルマネージメントは、平成22年9月21日付で本店所在地を変更いたしました。
4. スミセイ情報システム(株)は、平成22年10月12日付で本店所在地を変更いたしました。
5. スミセイカードサービス(株)は、平成23年3月4日付で清算結了しております。
6. 日本企業年金サービス(株)は平成23年1月1日付でジャパン・ペンション・サービス(株)から社名を変更いたしました。
7. 財団法人住友生命健康財団は、平成23年4月1日付で公益財団法人になりました。
8. 上記以外に、三井住友アセットマネジメント(株)の子会社としてSLI Cayman Limitedなど、5社の関連法人等があります。

【海外】

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は出資金の額	主な事業内容	設立年月日	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社の保有議決権の割合(%)	総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める当社子会社等の保有議決権の割合(%)
Sumitomo Life Insurance Agency America,Inc.＊	565 Fifth Avenue 5th Floor New York, NY 10017,U.S.A	5百万米ドル	保険仲介業	S61. 6. 4	100.00	—

(注) 1.「＊」を表示した会社は、平成23年3月期の連結子会社です。
2. Sumitomo Life Insurance Agency America,Inc.は、平成22年8月23日付で本店所在地を変更いたしました。
3. Sumitomo Life Realty (N.Y.) ,Inc.は、平成23年3月17日付で清算結了しております。

社員配当について

社員配当金支払の状況

（単位：百万円、%）

社員配当金	20年度		21年度		22年度	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率
	84,265	△12.1	76,994	△8.6	76,896	△0.1

配当金のしくみ

ご契約者さまからお払込みいただく保険料は、予定した基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率）に基づき計算しております。

生命保険の配当金は、毎年度の決算において予定した基礎率と実績との間に剰余が生じた場合、ご契約の種類・金額・経過期間などに応じて、ご契約者さまにお返しするものです。

したがって、決算状況によって変動（増減）いたします。

配当金のしくみについて、予定利率を例にご説明いたします。

保険料は、あらかじめ見込まれる運用益（予定利率部分）を差し引いて計算しており、その分が将来の保険金などのお支払いのために必要な金額に対し割安になっております。そして、運用の実績がこの見込まれる運用益を上回った場合に配当金をお支払いいたします。

配当金のしくみのイメージ
（予定利率部分のみの例）

（注）なお、ケース1のように、実際の運用益が見込まれる運用益を下回った場合でも、予定した金額については当社が保証しております。そのため、将来の保険金などのお支払いには影響ございません。

平成22年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ

配当金　（=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします）

①利差益配当

平成22年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（＊）

(例示)平成14年度契約、平成17年度契約および平成20年度契約（予定利率1.65％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成20年度	2.10％	1.65％	0.45％
平成21年度	2.10％		0.45％
平成22年度	2.10％		0.45％

（＊）主契約（保険ファンド）部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

（例示）　契約時における被保険者の年齢が30歳以上の契約の一部（定期部分）については、6年経過時および9年経過時に、その保険料（年換算）に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

保険種類		契約時の年齢 30～39歳	契約時の年齢 40歳～
定期保険特約	6年経過時	5.0％	10.0％
	9年経過時	20.0％	40.0％
特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5％	5.0％
	9年経過時	10.0％	20.0％
重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5％	5.0％
	9年経過時	10.0％	20.0％

災害・疾病関係特約　据置き

（例示）　災害・疾病関係特約の一部については、6年経過時および9年経過時に、その入院給付日額に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合　（入院給付日額1,000円につき）

保険種類		男性	女性
災害入院特約(01)	6年経過時	330円	210円
	9年経過時	440円	280円
疾病医療特約(01)	6年経過時	420円	0円
	9年経過時	560円	0円

5年ごと利差配当タイプ

配当金　（=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします）

①利差益配当

平成22年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額
（一時払養老保険、一時払個人年金保険、平成10年7月2日以降の一時払終身保険の利差益配当は0円）

(例示)平成8年度契約（予定利率2.90％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成18年度	1.55％	2.90％	△1.35％
平成19年度	1.65％		△1.25％
平成20年度	1.65％		△1.25％
平成21年度	1.65％		△1.25％
平成22年度	1.65％		△1.25％

(例示)平成13年度契約および平成18年度契約（予定利率1.65％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成18年度	2.00％	1.65％	0.35％
平成19年度	2.10％		0.45％
平成20年度	2.10％		0.45％
平成21年度	2.10％		0.45％
平成22年度	2.10％		0.45％

②長期継続配当

定期保険特約等　据置き

（例示）　契約時における被保険者の年齢が30歳以上の契約の一部（定期部分）については、10年経過時に、その保険料（年換算）に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

保険種類	契約時の年齢 30～39歳	契約時の年齢 40歳～
定期保険（特約）	25.0％	50.0％
特定疾病保障定期保険（特約）	12.5％	25.0％
重度慢性疾患保障保険（特約）	12.5％	25.0％

災害・疾病関係特約　据置き

（例示）　災害・疾病関係特約の一部については、10年経過時に、その入院給付日額に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合　（入院給付日額1,000円につき）

保険種類	男性	女性
災害入院特約(01)	770円	490円
疾病医療特約(01)	980円	0円

毎年配当タイプ

<table>
<tr><th colspan="3">配当金　（=①+②+③+④、この額が負値となる場合はゼロとします）</th></tr>
<tr><td>①利差益配当</td><td>据置き</td><td>責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額
<table>
<tr><th>対　象</th><th>利差益配当率</th><th>例　示</th></tr>
<tr><td>予定利率2%以下の契約</td><td>2.10%-予定利率</td><td>予定利率1.50%の契約…　0.60%</td></tr>
<tr><td>予定利率2%超の契約</td><td>1.65%-予定利率</td><td>予定利率5.00%の契約…△3.35%</td></tr>
</table>
ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。
<table>
<tr><th>対　象</th><th>利差益配当率</th><th>例　示</th></tr>
<tr><td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td><td>0%</td><td>予定利率1.75%の契約…0%</td></tr>
<tr><td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td><td>0%</td><td>予定利率1.50%の契約…0%</td></tr>
<tr><td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td><td>0%</td><td>予定利率2.00%の契約…0%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>②死差益配当</td><td>据置き</td><td>（例示）　昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき860円</td></tr>
<tr><td>③費差益配当</td><td>据置き</td><td>（例示）　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
（1）基本部分
平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき50円
<配当回数4回目以降>
<table>
<tr><th colspan="2">保険金額に応じた上乗せ</th><th>保険金額
100万円につき</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）</td><td>総保険金額が3000万円以上
5000万円未満の場合</td><td>50円</td></tr>
<tr><td>総保険金額が5000万円以上の場合</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>配当回数5回目毎
（配当回数5回目、10回目、15回目…）に
総保険金額が2000万円を超える部分</td><td>300円</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>④災害・疾病
特約配当</td><td>据置き</td><td>（例示）　新疾病医療特約(87)、本人型、40歳
入院給付日額1,000円につき530円</td></tr>
</table>

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成17年度（6年）	190,764円	(22,431) 22,431円	32,481,600円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成14年度（9年）	178,512円	(41,329) 41,329円	32,481,600円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(＊) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成17年度（6年）	205,572円	(29,945) 29,945円	18,333,334円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(＊) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成14年度（9年）	191,244円	(67,655) 67,655円	15,000,000円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金3,000万円（うち終身部分200万円）
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成8年度　（15年）	269,112円	(6,832) 6,832円	30,008,834円

(＊)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金3,000万円（うち終身部分200万円）

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成8年度　（15年）	426,624円	(40,422) 40,422円	30,052,132円

(＊)保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例7> 定期保険（10年更新型）

45歳加入、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金1,000万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
平成13年度（10年）	118,224円	(55,193) 55,193円	10,000,000円

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	満期・死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成8年度　（15年）	28,584円	(　0)　0円	死亡　1,000,000円
平成3年度　（20年）	20,664	(　0)　0	死亡　1,000,000
※昭和61年度（25年）	21,600	(　0)　0	死亡　1,000,000
※昭和56年度（30年）	23,640	—　—	満期（1,000,000） 1,000,000
5年ごと利差配当タイプ			
平成13年度（10年）	31,656	(4,555) 4,555	死亡　1,000,000

※のついた契約については、普通保険料率とします。

（注）1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>および<例4>については、逓減後の保険金額を示します。
2.「受取金額」欄の（　）内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

平成21年度決算に基づく社員配当率〈個人保険および個人年金保険の配当〉

3年ごと配当タイプ

配当金　（=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします）

①利差益配当

平成21年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額（＊）

（例示）平成13年度契約、平成16年度契約および平成19年度契約（予定利率1.65％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成19年度	2.10％	1.65％	0.45％
平成20年度	2.10％		0.45％
平成21年度	2.10％		0.45％

（＊）主契約（保険ファンド）部分の責任準備金は含みません。

②長期継続配当

定期保険特約等　・対象年齢を拡大　・6年経過契約に加えて9年経過契約に対しても配当を実施

（例示）　契約時における被保険者の年齢が30歳以上の契約の一部（定期部分）については、6年経過時および9年経過時に、その保険料（年換算）に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

保険種類		契約時の年齢 30～39歳	契約時の年齢 40歳～
定期保険特約	6年経過時	5.0％	10.0％
	9年経過時	20.0％	40.0％
特定疾病保障定期保険特約	6年経過時	2.5％	5.0％
	9年経過時	10.0％	20.0％
重度慢性疾患保障保険特約	6年経過時	2.5％	5.0％
	9年経過時	10.0％	20.0％

災害・疾病関係特約　新設

（例示）　災害・疾病関係特約の一部については、6年経過時および9年経過時に、その入院給付日額に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

30歳加入、本人型、平成19年4月1日以前契約の場合　（入院給付日額1,000円につき）

保険種類		男性	女性
災害入院特約（01）	6年経過時	330円	210円
	9年経過時	440円	280円
疾病医療特約（01）	6年経過時	420円	0円
	9年経過時	560円	0円

5年ごと利差配当タイプ

配当金　（=①+②、この額が負値となる場合はゼロとします）

①利差益配当

平成21年度決算に基づく単年度分について、据置き

各年度の責任準備金に以下の利差益配当率を乗じた額の合計を基準とした額
（一時払養老保険、一時払個人年金保険、平成10年7月2日以降の一時払終身保険の利差益配当は0円）

(例示)平成12年度契約（予定利率2.15％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成17年度	1.50％	2.15％	△0.65％
平成18年度	1.55％		△0.60％
平成19年度	1.65％		△0.50％
平成20年度	1.65％		△0.50％
平成21年度	1.65％		△0.50％

(例示)平成17年度契約（予定利率1.65％）の利差益配当率の推移

決算年度	(A)配当基準利回り	(B)予定利率	(C)利差益配当率 ((A)-(B))
平成17年度	1.75％	1.65％	0.10％
平成18年度	2.00％		0.35％
平成19年度	2.10％		0.45％
平成20年度	2.10％		0.45％
平成21年度	2.10％		0.45％

②長期継続配当

定期保険特約等　対象年齢を拡大

（例示）　契約時における被保険者の年齢が30歳以上の契約の一部（定期部分）については、10年経過時に、その保険料（年換算）に年齢および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

保険種類	契約時の年齢 30～39歳	契約時の年齢 40歳～
定期保険（特約）	25.0％	50.0％
特定疾病保障定期保険（特約）	12.5％	25.0％
重度慢性疾患保障保険（特約）	12.5％	25.0％

災害・疾病関係特約　新設

（例示）　災害・疾病関係特約の一部については、10年経過時に、その入院給付日額に年齢、性別および保険種類に応じた長期継続配当率を乗じた額

＜長期継続配当率＞

30歳加入、本人型の場合　（入院給付日額1,000円につき）

保険種類	男性	女性
新災害入院特約（87）	700円	490円
新疾病医療特約（87）	840円	0円

毎年配当タイプ

<table>
<tr><th colspan="3">配当金　（=①+②+③+④、この額が負値となる場合はゼロとします）</th></tr>
<tr><td>①利差益配当</td><td>据置き</td><td>責任準備金に次の利差益配当率を乗じた額
<table>
<tr><th>対　象</th><th>利差益配当率</th><th>例　示</th></tr>
<tr><td>予定利率2％以下の契約</td><td>2.10％-予定利率</td><td>予定利率1.50％の契約…　0.60％</td></tr>
<tr><td>予定利率2％超の契約</td><td>1.65％-予定利率</td><td>予定利率5.00％の契約…△3.35％</td></tr>
</table>
ただし、下記の契約については、上記にかかわらず以下のとおりとします。
<table>
<tr><th>対　象</th><th>利差益配当率</th><th>例　示</th></tr>
<tr><td>H7.9.1以降の一時払養老保険</td><td>0％</td><td>予定利率1.75％の契約…0％</td></tr>
<tr><td>H10.7.2以降の一時払個人年金保険</td><td>0％</td><td>予定利率1.50％の契約…0％</td></tr>
<tr><td>H10.7.2以降の一時払終身保険</td><td>0％</td><td>予定利率2.00％の契約…0％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>②死差益配当</td><td>据置き</td><td>（例示）　昭和56年4月2日以降昭和60年4月1日以前の終身保険
男性、50歳、危険保険金 100万円につき860円</td></tr>
<tr><td>③費差益配当</td><td>据置き</td><td>（例示）　保険料払込中の契約について
<配当回数2回目以降>
（1）基本部分
平成8年4月2日以降平成11年4月1日以前の終身保険…保険金 100万円につき50円
<配当回数4回目以降>
<table>
<tr><th colspan="2">保険金額に応じた上乗せ</th><th>保険金額
100万円につき</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）</td><td>総保険金額が3000万円以上
5000万円未満の場合</td><td>50円</td></tr>
<tr><td>総保険金額が5000万円以上の場合</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>配当回数5回目毎
（配当回数5回目、10回目、15回目…）に
総保険金額が2000万円を超える部分</td><td>300円</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>④災害・疾病
特約配当</td><td>概ね増配</td><td>（例示）　新疾病医療特約(87)、本人型、40歳
入院給付日額1,000円につき530円</td></tr>
</table>

【社員配当金額の例示】

<例1> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（新介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成16年度(6年)	190,764円	(1,683) 22,432円	32,481,600円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例2> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（介護収入保障特約(20年タイプ)付加契約）

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、年金年額240万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成13年度(9年)	178,512円	(2,329) 41,331円	32,481,600円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例3> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（新介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(＊) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院治療重点保障特約 日額1万円
通院特約(04) 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成16年度(6年)	205,572円	(14,916) 29,946円	18,333,334円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例4> 最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険
（介護逓減定期保険特約(10年更新型)付加契約）

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、初年度保険金額(＊) 2,500万円
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金(＊)+配当金］
3年ごと配当タイプ			
平成13年度(9年)	191,244円	(375) 67,655円	15,000,000円

(＊)保険料、保険金額は主契約(保険ファンド)部分を除いた金額です。

<例5> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)
災害入院特約(01)、疾病医療特約(01) 日額1万円、通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成7年度　(15年)	261,960円	(1,478) 4,068円	30,005,992円

(＊)保険料は45歳時に更新した後の金額です。

<例6> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

35歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)
新災害入院特約(87)、新疾病医療特約(87)、入院初期給付特約 日額1万円
通院特約 日額3千円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
5年ごと利差配当タイプ			
平成12年度(10年)	185,508円	(　0) 34,926円	30,000,000円

<例7> 定期付終身保険15倍型(10年更新型)

45歳加入、65歳払込満了、男性、口座振替料率、月払、死亡保険金3,000万円(うち終身部分200万円)

加入年度（経過年数）	保険料(＊)（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成7年度　(15年)	416,640円	(35,022) 35,022円	30,045,924円
5年ごと利差配当タイプ			
平成12年度(10年)	241,128	(65,666) 65,666	30,000,000

(＊)毎年配当タイプの保険料は55歳時に更新した後の金額です。

<例8> 養老保険

30歳加入、30年満期、男性、口座振替料率、月払、保険金100万円

加入年度（経過年数）	保険料（年換算）	受取金額	
		継続中の契約［配当金］	満期・死亡契約［保険金+配当金］
毎年配当タイプ			
平成7年度　(15年)	25,272円	(　0)　0円	死亡　1,000,000円
平成2年度　(20年)	20,664	(　0)　0	死亡　1,000,000
※昭和60年度(25年)	21,600	(　0)　0	死亡　1,000,000
※昭和55年度(30年)	24,960	—　—	満期（1,000,000） 1,000,000
5年ごと利差配当タイプ			
平成12年度(10年)	30,132	(　0)　0	死亡　1,000,000

※のついた契約については、普通保険料率とします。

(注) 1.「死亡契約」、「満期・死亡契約」欄は、満期又は契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
<例1>および<例2>については、年金の現価相当額を示します。
<例3>および<例4>については、逓減後の保険金額を示します。
2.「受取金額」欄の（　）内の数字は、前年度配当率に基づいて計算した場合を示します。

◆計算書類関係

1 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	20年度末（21年3月31日現在）金額	21年度末（22年3月31日現在）金額	22年度末（23年3月31日現在）金額
（資産の部）			
現金及び預貯金	97,279	93,641	110,138
現　金	889	809	825
預貯金	96,389	92,832	109,312
コールローン	379,300	252,500	433,800
買入金銭債権	437,022	462,598	390,037
有価証券	15,792,810	17,116,912	18,068,631
国　債	5,026,388	5,835,507	7,313,434
地方債	327,039	319,797	293,927
社　債	3,048,759	3,057,497	2,911,883
株　式	1,721,766	1,964,122	1,656,284
外国証券	5,376,798	5,139,021	5,139,553
その他の証券	292,058	800,965	753,548
貸付金	3,869,177	3,443,887	3,171,361
保険約款貸付	414,280	390,623	373,873
一般貸付	3,454,896	3,053,263	2,797,488
有形固定資産	1,008,026	986,806	949,381
土　地	554,956	553,052	534,540
建　物	440,426	424,219	405,160
リース資産	—	427	613
建設仮勘定	2,040	470	1,102
その他の有形固定資産	10,601	8,635	7,965
無形固定資産	32,041	25,480	23,841
ソフトウェア	15,062	13,749	13,043
その他の無形固定資産	16,979	11,730	10,797
代理店貸	18	2	3
再保険貸	165	267	187
その他資産	554,068	340,499	277,346
未収金	123,349	53,818	38,454
前払費用	101,620	81,732	62,611
未収収益	94,098	94,955	99,097
預託金	5,480	5,119	4,807
先物取引差入証拠金	25,343	174	42
金融派生商品	157,378	67,869	38,538
仮払金	21,453	10,460	7,874
その他の資産	25,344	26,368	25,920
繰延税金資産	441,632	303,203	319,829
支払承諾見返	440	440	440
貸倒引当金	△2,233	△7,923	△8,127
資産の部合計	22,609,749	23,018,316	23,736,871

（単位：百万円）

科　目	20年度末（21年3月31日現在）金額	21年度末（22年3月31日現在）金額	22年度末（23年3月31日現在）金額
（負債の部）			
保険契約準備金	19,767,751	20,815,295	21,598,303
支払備金	112,844	109,386	128,789
責任準備金	19,287,447	20,369,636	21,147,790
社員配当準備金	367,459	336,273	321,724
再保険借	132	121	144
その他負債	2,229,342	1,298,525	1,217,400
債券貸借取引受入担保金	1,391,342	628,242	488,275
借入金	445,040	407,500	407,500
未払法人税等	404	563	2,256
未払金	60,995	25,638	67,312
未払費用	40,905	41,857	38,445
前受収益	3,245	2,796	2,595
預り金	50,212	50,966	51,634
預り保証金	55,796	53,234	48,307
借入有価証券	32	1,738	—
金融派生商品	91,497	28,786	69,865
リース債務	—	447	629
資産除去債務	—	—	1,960
仮受金	5,245	5,724	5,452
その他の負債	84,625	51,030	33,165
退職給付引当金	13,813	21,237	20,478
価格変動準備金	123,247	142,647	161,447
再評価に係る繰延税金負債	39,182	38,327	36,610
支払承諾	440	440	440
負債の部合計	22,173,908	22,316,595	23,034,824
（純資産の部）			
基　金	199,000	199,000	210,000
基金償却積立金	170,000	170,000	229,000
再評価積立金	2	2	2
剰余金	352,702	401,435	376,971
損失てん補準備金	3,604	3,804	4,004
その他剰余金	349,097	397,631	372,966
基金償却準備金	99,500	131,500	104,500
価格変動積立金	140,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金	1,452	1,494	1,548
別途積立金	223	223	223
当期未処分剰余金	107,922	99,412	101,694
基金等合計	721,704	770,438	815,973
その他有価証券評価差額金	△162,617	44,576	△9,825
繰延ヘッジ損益	151	243	162
土地再評価差額金	△123,398	△113,537	△104,263
評価・換算差額等合計	△285,864	△68,716	△113,926
純資産の部合計	435,840	701,721	702,047
負債及び純資産の部合計	22,609,749	23,018,316	23,736,871

2 損益計算書

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
経常収益	3,604,842	4,026,050	3,647,344
保険料等収入	2,533,731	3,063,711	3,003,084
保険料	2,529,256	3,059,184	2,998,823
再保険収入	644	555	559
準備金受入金	3,830	3,971	3,701
資産運用収益	523,378	840,162	532,985
利息及び配当金等収入	474,755	479,641	487,430
預貯金利息	390	43	27
有価証券利息・配当金	315,650	329,580	349,113
貸付金利息	80,264	75,391	68,623
不動産賃貸料	67,075	64,885	60,247
その他利息配当金	11,375	9,740	9,417
売買目的有価証券運用益	488	—	—
有価証券売却益	42,071	26,530	28,723
有価証券償還益	3,889	—	824
金融派生商品収益	—	—	15,374
為替差益	1,877	—	182
その他運用収益	296	474	450
特別勘定資産運用益	—	333,517	—
その他経常収益	547,732	122,176	111,274
年金特約取扱受入金	12,838	13,013	14,260
保険金据置受入金	120,856	97,433	86,027
支払備金戻入額	17,785	3,457	—
責任準備金戻入額	385,504	—	—
退職給付引当金戻入額	1,275	—	1,650
その他の経常収益	9,472	8,271	9,336
経常費用	3,501,103	3,870,264	3,492,022
保険金等支払金	2,139,122	2,005,434	1,999,001
保険金	742,747	664,926	614,706
年　金	271,209	287,000	300,377
給付金	437,134	436,735	411,261
解約返戻金	535,163	510,052	573,826
その他返戻金	151,952	105,841	97,998
再保険料	914	878	831
責任準備金等繰入額	1,898	1,083,238	798,301
支払備金繰入額	—	—	19,403
責任準備金繰入額	—	1,082,189	778,153
社員配当金積立利息繰入額	1,898	1,049	744
資産運用費用	775,021	233,137	181,366
支払利息	16,690	14,168	12,978
売買目的有価証券運用損	—	415	150
有価証券売却損	118,933	59,623	57,638
有価証券評価損	127,981	44,461	49,626
金融派生商品費用	50,552	64,796	—
為替差損	—	906	—
貸倒引当金繰入額	20,573	6,784	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,768	18,452	18,463
その他運用費用	22,567	23,528	18,724
特別勘定資産運用損	398,953	—	23,783
事業費	367,716	381,546	374,484
その他経常費用	217,344	166,907	138,868
保険金据置支払金	174,229	116,026	96,122
税　金	21,240	23,015	22,475
減価償却費	15,457	14,961	14,111
退職給付引当金繰入額	—	7,067	—
その他の経常費用	6,416	5,837	6,159
経常利益	103,738	155,786	155,321
特別利益	61,569	1,128	9,649
固定資産等処分益	1,669	1,128	8,517
価格変動準備金戻入額	59,900	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—	1,131
特別損失	13,438	27,519	31,682
固定資産等処分損	1,411	2,965	3,517
減損損失	11,299	4,396	8,029
価格変動準備金繰入額	—	19,400	18,800
不動産圧縮損	56	100	—
社会及び契約者福祉増進助成金	670	657	646
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	—	689
税引前当期純剰余	151,869	129,395	133,288
法人税及び住民税	422	564	10,462
法人税等調整額	45,037	20,214	12,503
法人税等合計	45,460	20,779	22,966
当期純剰余	106,408	108,616	110,322

3 基金等変動計算書

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
基金等			
基　金			
前期末残高	199,000	199,000	199,000
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000
基金の償却	—	—	△59,000
当期変動額合計	—	—	11,000
当期末残高	199,000	199,000	210,000
基金償却積立金			
前期末残高	170,000	170,000	170,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	—	—	59,000
当期変動額合計	—	—	59,000
当期末残高	170,000	170,000	229,000
再評価積立金			
前期末残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
剰余金			
損失てん補準備金			
前期末残高	3,404	3,604	3,804
当期変動額			
損失てん補準備金の積立	200	200	200
当期変動額合計	200	200	200
当期末残高	3,604	3,804	4,004
その他剰余金			
基金償却準備金			
前期末残高	67,500	99,500	131,500
当期変動額			
基金償却準備金の積立	32,000	32,000	32,000
基金償却準備金の取崩	—	—	△59,000
当期変動額合計	32,000	32,000	△27,000
当期末残高	99,500	131,500	104,500
価格変動積立金			
前期末残高	140,000	140,000	165,000
当期変動額			
価格変動積立金の積立	—	25,000	—
当期変動額合計	—	25,000	—
当期末残高	140,000	165,000	165,000
社会及び契約者福祉増進基金			
前期末残高	1,422	1,452	1,494
当期変動額			
社会及び契約者福祉増進基金の積立	700	700	700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	△670	△657	△646
当期変動額合計	29	42	53
当期末残高	1,452	1,494	1,548
別途積立金			
前期末残高	223	223	223
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	223	223	223
当期未処分剰余金			
前期末残高	89,066	107,922	99,412
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
損失てん補準備金の積立	△200	△200	△200
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	106,408	108,616	110,322
基金償却準備金の積立	△32,000	△32,000	△32,000
価格変動積立金の積立	—	△25,000	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	△700	△700	△700
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	670	657	646
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
当期変動額合計	18,855	△8,509	2,281
当期末残高	107,922	99,412	101,694
剰余金合計			
前期末残高	301,617	352,702	401,435
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	106,408	108,616	110,322
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	—	△59,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
当期変動額合計	51,084	48,733	△24,464
当期末残高	352,702	401,435	376,971
基金等合計			
前期末残高	670,620	721,704	770,438
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
	金額	金額	金額
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	—	—	59,000
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	106,408	108,616	110,322
基金の償却	—	—	△59,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	—	△59,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
当期変動額合計	51,084	48,733	45,535
当期末残高	721,704	770,438	815,973
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	130,124	△162,617	44,576
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△292,741	207,194	△54,402
当期変動額合計	△292,741	207,194	△54,402
当期末残高	△162,617	44,576	△9,825
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	23	151	243
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	128	92	△81
当期変動額合計	128	92	△81
当期末残高	151	243	162
土地再評価差額金			
前期末残高	△122,555	△123,398	△113,537
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△842	9,860	9,273
当期変動額合計	△842	9,860	9,273
当期末残高	△123,398	△113,537	△104,263
評価・換算差額等合計			
前期末残高	7,592	△285,864	△68,716
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△293,456	217,147	△45,209
当期変動額合計	△293,456	217,147	△45,209
当期末残高	△285,864	△68,716	△113,926
純資産合計			
前期末残高	678,212	435,840	701,721
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
損失てん補準備金の積立	—	—	—
基金償却積立金の積立	—	—	59,000
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	106,408	108,616	110,322
基金の償却	—	—	△59,000
基金償却準備金の積立	—	—	—
基金償却準備金の取崩	—	—	△59,000
価格変動積立金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の積立	—	—	—
社会及び契約者福祉増進基金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△293,456	217,147	△45,209
当期変動額合計	△242,371	265,880	326
当期末残高	435,840	701,721	702,047

4 剰余金処分に関する決議

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
当期末処分剰余金	107,922	99,412	101,694
剰余金処分額	107,922	99,412	101,694
社員配当準備金	44,758	61,602	57,466
差引純剰余金	63,163	37,810	44,228
損失てん補準備金	200	200	200
基金利息	5,263	4,910	3,828
任意積立金	57,700	32,700	40,200
基金償却準備金	32,000	32,000	39,500
価格変動積立金	25,000	—	—
社会及び契約者福祉増進基金	700	700	700

5 剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合と資本基盤充実のための方策について

当社は、定款により、剰余金処分において社員配当準備金等に積み立てる金額を、保険業法施行規則第30条の4で定める金額*の100分の20以上としています。平成22年度の剰余金処分においては、社員配当準備金に57,466百万円を繰り入れる一方で、基金償却準備金39,500百万円を積み立てており、剰余金処分における社員配当準備金等の積立割合は97.0%となりました。

当社はこれまで資本基盤充実への取組みとして、ご契約者への配当とのバランスに留意しながら基金償却準備金や価格変動積立金の積立てなどを行ってきており、今後とも資本基盤の充実に取り組んでまいります。

＊当期末処分剰余金から、任意積立金目的取崩額、基金利息の支払額、損失てん補準備金に積み立てる額および基金償却準備金に積み立てる額（一定の上限の範囲内）の合計額を控除した金額です。ただし、保険業法第55条第2項に規定する額を限度とします。

重要な会計方針

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外のものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外のものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 個人保険・個人年金保険等に設定した小区分（保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は、6,388,640百万円、時価は6,530,354百万円であります。	(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、資産負債の総合的な管理の高度化に伴い、個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）全体でのデュレーション・コントロールを行うこととしたことから、当年度より、一定期間までの残存年数に応じて複数設定していた個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）に係る小区分を統合のうえ、全期間のキャッシュ・フローを対象とする小区分に変更しております。 この変更による損益への影響はありません。	(2) 個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 リース資産 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 リース資産 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、20,990百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。

退職給付債務に関する事項は、次のとおりであります。

①退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	△323,183百万円
ロ.年金資産	191,116百万円
うち、退職給付信託	79,429百万円
ハ.未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△132,067百万円
ニ.未認識数理計算上の差異	131,925百万円
ホ.貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）	△142百万円
ヘ.前払年金費用	13,670百万円
ト.退職給付引当金（ホ－ヘ）	△13,813百万円

②退職給付債務等の計算基礎

イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ.割引率	2.0％
ハ.期待運用収益率	
適格退職年金	4.4％
退職給付信託	0.0％
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌年度から8年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）の適用に伴い、当年度より、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更いたしました。

ただし、当年度において通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っているリース取引はありません。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、22,037百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。

なお、当年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（平成20年7月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第19号）を適用しておりますが、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当年度末の退職給付債務への影響はありません。

退職給付債務に関する事項は、次のとおりであります。

①退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	△316,779百万円
ロ.年金資産	212,931百万円
うち、退職給付信託	93,174百万円
ハ.未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△103,848百万円
ニ.未認識数理計算上の差異	96,638百万円
ホ.貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）	△7,210百万円
ヘ.前払年金費用	14,026百万円
ト.退職給付引当金（ホ－ヘ）	△21,237百万円

②退職給付債務等の計算基礎

イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ.割引率	2.0％
ハ.期待運用収益率	
適格退職年金	0.6％
退職給付信託	0.0％
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌年度から8年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当年度末において必要と認める額を計上しております。

退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。

①退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	△316,356百万円
ロ.年金資産	207,825百万円
うち、退職給付信託	84,547百万円
ハ.未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△108,531百万円
ニ.未認識数理計算上の差異	103,178百万円
ホ.未認識過去勤務債務	△206百万円
ヘ.貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	△5,559百万円
ト.前払年金費用	14,918百万円
チ.退職給付引当金（ヘ－ト）	△20,478百万円

②退職給付債務等の計算基礎

イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ.割引率	2.0％
ハ.期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0％
退職給付信託	0.0％
ニ.数理計算上の差異の処理年数	翌年度から8年
ホ.過去勤務債務の額の処理年数	3年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動を比較する比率分析によっております。	7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。	7. ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。	8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	9. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 11. 当年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日　企業会計基準委員会　企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成20年3月31日　企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。 これに伴い、有形固定資産が1,133百万円増加し、資産除去債務が1,960百万円計上されております。また、経常利益が139百万円減少し、税引前当期純剰余が827百万円減少しております。

注記事項（貸借対照表関係）

20年度（21年3月31日現在）	**21年度**（22年3月31日現在）	**22年度**（23年3月31日現在）
1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,237百万円であります。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。 延滞債権額は、2,230百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、20,905百万円、延滞債権額、72百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものであります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、6百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、11,074百万円であります。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は、1,747百万円、延滞債権額は、9,326百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、21,801百万円、延滞債権額、64百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものであります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、ありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、444,085百万円であります。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、462,342百万円であります。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、480,857百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、2,612,125百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,276,905百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。
4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,249百万円、金銭債務の総額は、3,136百万円であります。	4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、934百万円、金銭債務の総額は、2,259百万円であります。	4. 子会社等に対する金銭債権の総額は、489百万円、金銭債務の総額は、2,620百万円です。
5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。	5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。	5. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産としてコンピューター及び周辺機器があります。
6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前年度末現在高 398,782百万円 前年度剰余金よりの繰入額 51,043百万円 当年度社員配当金支払額 84,265百万円 利息による増加等 1,898百万円 当年度末現在高 367,459百万円	6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前年度末現在高 367,459百万円 前年度剰余金よりの繰入額 44,758百万円 当年度社員配当金支払額 76,994百万円 利息による増加等 1,049百万円 当年度末現在高 336,273百万円	6. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 前年度末現在高 336,273百万円 前年度剰余金よりの繰入額 61,602百万円 当年度社員配当金支払額 76,896百万円 利息による増加等 744百万円 当年度末現在高 321,724百万円
7. 子会社等の株式の総額は、60,230百万円であります。	7. 子会社等の株式の総額は、62,415百万円であります。	7. 子会社等の株式の総額は、39,898百万円です。
8. 担保に提供している資産の額は、有価証券565,079百万円であります。	8. 担保に提供している資産の額は、有価証券508,354百万円であります。	8. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。 9. 保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。 10. 基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。

20年度(21年3月31日現在)	21年度(22年3月31日現在)	22年度(23年3月31日現在)
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日　平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法
10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,352,997百万円であります。	10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、612,818百万円であります。	12. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。
11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、154百万円であります。	11. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、44,823百万円であります。	13. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、165百万円です。
12. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,436百万円であります。	12. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,936百万円であります。	14. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金445,000百万円を含んでおります。	13. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	15. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。
14. 外貨建資産の額は、2,257,772百万円であります。(主な外貨額 9,554百万米ドル、6,697百万ユーロ、4,409百万豪ドル) 外貨建負債の額は、94百万円であります。(主な外貨額 0百万米ドル)	14. 外貨建資産の額は、2,416,496百万円であります。(主な外貨額 9,370百万ユーロ、8,251百万米ドル、3,787百万豪ドル) 外貨建負債の額は、96百万円であります。(主な外貨額 1百万米ドル)	16. 外貨建資産の額は、2,814,061百万円です。(主な外貨額 14,188百万米ドル、9,529百万ユーロ、3,610百万豪ドル) 外貨建負債の額は、438百万円です。(主な外貨額 3百万米ドル、0百万英ポンド、0百万ユーロ)
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、47,815百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、46,540百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。	17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 繰延税金資産の総額は、466,006百万円、繰延税金負債の総額は、14,491百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,882百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 123,188百万円、税務上の繰越欠損金 97,270百万円、その他有価証券の評価差額 92,069百万円、価格変動準備金 44,553百万円及び退職給付引当金 42,101百万円であります。 なお、当年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 29.9%であります。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 10.7%であります。	16. 繰延税金資産の総額は、353,097百万円、繰延税金負債の総額は、39,849百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、10,043百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 152,911百万円、価格変動準備金 51,567百万円、退職給付引当金 44,656百万円及び有価証券評価損 37,002百万円であります。 なお、当年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 16.0%であります。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 16.9%であります。	18. 繰延税金資産の総額は、349,963百万円、繰延税金負債の総額は、20,208百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,926百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金 58,363百万円、退職給付引当金 44,059百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。 なお、当年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は17.2%です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額15.8%です。
17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、12百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、88百万円であります。	17. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、30百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、91百万円であります。	19. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、35百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、87百万円です。
	18. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等(土地を含む)を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は746,311百万円、時価は753,809百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。	20. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円を計上しております。

注記事項（金融商品関係）

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。
なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	93,641	93,641	—
うち、その他有価証券	11,999	11,999	—
コールローン	252,500	252,500	—
買入金銭債権	462,598	463,625	1,026
うち、その他有価証券	317,613	317,613	—
有価証券※1	16,404,696	16,525,606	120,909
売買目的有価証券	3,115,510	3,115,510	—
満期保有目的の債券	2,227,110	2,215,247	△11,863
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772
その他有価証券	4,022,932	4,022,932	—
貸付金	3,443,887		
貸倒引当金※2	△7,481		
	3,436,405	3,528,191	91,786
債券貸借取引受入担保金	628,242	628,242	—
借入金	407,500	429,219	21,719
デリバティブ取引※3	39,083	39,083	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,789	12,789	—
ヘッジ会計が適用されているもの	26,293	26,293	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表計上額は712,215百万円であります。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

負 債

① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	399,992	412,817	12,824
	外国証券（公社債）	649,795	657,986	8,191
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	17,666	17,562	△104
	外国証券（公社債）	1,159,655	1,126,881	△32,774
合計		2,227,110	2,215,247	△11,863

②責任準備金対応債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884
	外国証券（公社債）	112,378	114,612	2,233
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546
	外国証券（公社債）	85,951	83,151	△2,799
合計		7,039,142	7,171,915	132,772

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

③その他有価証券　（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922
	公社債	455,300	465,215	9,915
	株式	488,897	656,100	167,203
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530
	株式等	83	142	58
	その他の証券	11,940	15,449	3,509
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	12,000	11,999	△0
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340
	公社債	345,267	336,620	△8,646
	株式	616,939	507,981	△108,957
	外国証券	781,724	748,015	△33,708
	公社債	734,082	705,064	△29,018
	株式等	47,641	42,951	△4,690
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728
合計		4,282,786	4,352,545	69,758

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	92,832	—	—	—
コールローン	252,500	—	—	—
買入金銭債権	53,501	57,555	16,051	332,082
有価証券	622,890	2,515,332	2,804,214	6,017,305
満期保有目的の債券	64,287	526,974	229,469	1,389,662
責任準備金対応債券	315,390	1,135,186	1,306,770	4,277,602
その他有価証券	243,213	853,171	1,267,975	350,039
貸付金※	380,858	1,241,854	1,178,453	122,455
債券貸借取引受入担保金	628,242	—	—	—
借入金※	—	20,000	50,000	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	110,138	110,138	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券※1	17,394,597	17,599,757	205,160
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,039,167	4,039,167	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金※2	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引※3	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表計上額は674,034百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、(　)で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均（ただし当年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格）によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

負 債

① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（注２）有価証券（「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	380,719	392,871	12,151
	外国証券（公社債）	746,127	758,384	12,256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,564	134,188	△1,375
	外国証券（公社債）	833,214	804,482	△28,731
合計		2,095,625	2,089,927	△5,698

②責任準備金対応債券　（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券（公社債）	116,499	119,827	3,327
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券（公社債）	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券　（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	492,753	502,964	10,211
	株式	387,498	519,255	131,757
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
	公社債	202,405	198,653	△3,752
	株式	591,920	456,941	△134,978
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
合計		4,360,904	4,346,301	△14,603

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	109,313	—	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	408,467	2,673,285	3,088,525	7,160,325
満期保有目的の債券	108,740	505,338	297,745	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	128,540	838,468	1,788,323	183,777
貸付金※	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金※	—	20,000	50,000	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（損益計算書関係）

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 子会社等との取引による収益の総額は、7,659百万円、費用の総額は、29,508百万円であります。	1. 子会社等との取引による収益の総額は、6,214百万円、費用の総額は、26,446百万円であります。	1. 子会社等との取引による収益の総額は、3,135百万円、費用の総額は、24,912百万円です。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券22,512百万円、株式等14,347百万円、外国証券5,211百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券637百万円、株式等28,074百万円、外国証券90,220百万円であります。 有価証券評価損の内訳は、株式等105,580百万円、外国証券22,400百万円であります。	2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 9,961百万円、株式等 10,415百万円、外国証券 6,153百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 2,625百万円、株式等 11,732百万円、外国証券 45,264百万円であります。 有価証券評価損の内訳は、国債等債券 3,016百万円、株式等 37,426百万円、外国証券 4,018百万円であります。	2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。
3. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は、51百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、5百万円であります。	3. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、18百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、2百万円であります。	3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は、4百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は、3百万円です。
4. 売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入399百万円、売却益94百万円、評価損5百万円であります。	4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 24百万円、評価損 390百万円であります。	4. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。
5. 金融派生商品費用には、評価損が56,948百万円含まれております。	5. 金融派生商品費用には、評価益が 10,044百万円含まれております。	5. 金融派生商品収益には、評価益が 7,758百万円含まれております。
6. 退職給付費用の総額は、26,912百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。 イ.勤務費用 11,950百万円 ロ.利息費用 6,629百万円 ハ.期待運用収益 △5,579百万円 ニ.数理計算上の差異の費用処理額 13,912百万円	6. 退職給付費用の総額は、35,111百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。 イ.勤務費用 11,526百万円 ロ.利息費用 6,463百万円 ハ.期待運用収益 △670百万円 ニ.数理計算上の差異の費用処理額 17,791百万円	6. 退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ.勤務費用 11,342百万円 ロ.利息費用 6,329百万円 ハ.期待運用収益 △2,395百万円 ニ.数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ.過去勤務債務の費用処理額 △103百万円
7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について、保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 10,173百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 1,126百万円 計 11,299百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については、物件により使用価値または、正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、または公示価格を基準とした評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 3,780百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 616百万円 計 4,396百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	7. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 7,517百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 511百万円 計 8,029百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

6 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	20年度	21年度	22年度
基礎利益　A	148,562	386,817	265,230
キャピタル収益	44,436	26,530	44,280
売買目的有価証券運用益	488	—	—
有価証券売却益	42,071	26,530	28,723
金融派生商品収益	—	—	15,374
為替差益	1,877	—	182
キャピタル費用	297,467	170,203	107,415
売買目的有価証券運用損	—	415	150
有価証券売却損	118,933	59,623	57,638
有価証券評価損	127,981	44,461	49,626
金融派生商品費用	50,552	64,796	—
為替差損	—	906	—
キャピタル損益　B	△253,030	△143,672	△63,134
キャピタル損益含み基礎利益　A+B	△104,468	243,144	202,095
臨時収益	255,500	—	—
危険準備金戻入額	255,500	—	—
臨時費用	47,292	87,358	46,773
危険準備金繰入額	—	59,500	29,500
個別貸倒引当金繰入額	20,232	4,566	—
その他臨時費用	27,060	23,291	17,273
臨時損益　C	208,207	△87,358	△46,773
経常利益　A+B+C	103,738	155,786	155,321

（注）その他臨時費用には、個人年金保険の年金開始後契約の一部及び第三分野保険の一部についての保険料積立金の積増額を記載しています。

保険業法に基づく会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第54条の4第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書並びにその附属明細書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。

■会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成２３年５月１８日

住友生命保険相互会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

当監査法人は、保険業法第 54 条の４第２項の規定に基づき、住友生命保険相互会社の平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日までの平成 22 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）なお、当誌では、監査報告書の監査対象となった計算書類等の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

◆有価証券等の時価情報(会社計)

1 有価証券の時価情報(会社計)

a. 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	2,382,216	△305,962	3,115,510	379,063	2,926,647	△24,144

(注) 本表では、「運用目的の金銭の信託」を通じて保有している有価証券も対象となっていますが、20年度末、21年度末、22年度末ともに残高はありません。

b. 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区　分	20年度末					21年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,359,908	2,366,372	6,464	40,002	△33,537	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878
責任準備金対応債券	6,388,640	6,530,354	141,714	167,687	△25,973	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,122,091	3,867,031	△255,060	120,460	△375,520	4,282,786	4,352,545	69,758	225,140	△155,382
公社債	747,669	745,826	△1,843	10,540	△12,383	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646
株式	1,195,691	992,636	△203,055	59,635	△262,691	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957
外国証券	2,126,550	2,082,780	△43,769	47,073	△90,843	2,019,909	2,025,790	5,881	39,589	△33,708
公社債	1,872,676	1,871,670	△1,006	46,829	△47,836	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018
株式等	253,874	211,110	△42,763	244	△43,007	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690
その他の証券	40,082	33,691	△6,391	3,209	△9,600	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728
買入金銭債権	5,097	5,098	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　　計	12,870,639	12,763,758	△106,881	328,150	△435,031	13,549,040	13,739,708	190,667	399,274	△208,606
公社債	7,316,052	7,472,940	156,888	185,097	△28,208	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297
株式	1,195,691	992,636	△203,055	59,635	△262,691	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957
外国証券	4,306,717	4,252,394	△54,322	80,206	△134,529	4,027,689	4,008,422	△19,267	50,014	△69,282
公社債	4,052,842	4,041,283	△11,559	79,962	△91,521	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592
株式等	253,874	211,110	△42,763	244	△43,007	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690
その他の証券	40,082	33,691	△6,391	3,209	△9,600	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728
買入金銭債権	5,097	5,098	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区　分	22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—
合　　計	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	60,230	62,415	39,898
その他有価証券	1,036,032	649,743	634,919
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	96,603	95,149	96,757
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	649,341	552,626	536,626
非上場外国債券	—	—	—
その他	290,087	1,968	1,536
合　　計	1,096,262	712,158	674,818

●満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		21年度末			22年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	399,992	412,817	12,824	380,719	392,871	12,151
	外国証券（公社債）	649,795	657,986	8,191	746,127	758,384	12,256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	17,666	17,562	△104	135,564	134,188	△1,375
	外国証券（公社債）	1,159,655	1,126,881	△32,774	833,214	804,482	△28,731
合計		2,227,110	2,215,247	△11,863	2,095,625	2,089,927	△5,698

●責任準備金対応債券

（単位：百万円）

		21年度末			22年度末		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券（公社債）	112,378	114,612	2,233	116,499	119,827	3,327
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券（公社債）	85,951	83,151	△2,799	44,303	42,303	△2,000
合計		7,039,142	7,171,915	132,772	8,333,155	8,544,014	210,859

●その他有価証券

（単位：百万円）

		21年度末			22年度末		
	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922	275,518	284,842	9,323
	公社債	455,300	465,215	9,915	492,753	502,964	10,211
	株式	488,897	656,100	167,203	387,498	519,255	131,757
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	83	142	58	10,398	10,777	378
	その他の証券	11,940	15,449	3,509	15,899	19,798	3,899
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	12,000	11,999	△0	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340	2,300	2,291	△8
	公社債	345,267	336,620	△8,646	202,405	198,653	△3,752
	株式	616,939	507,981	△108,957	591,920	456,941	△134,978
	外国証券	781,724	748,015	△33,708	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	734,082	705,064	△29,018	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	47,641	42,951	△4,690	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728	22,502	17,945	△4,556
合計		4,282,786	4,352,545	69,758	4,360,904	4,346,301	△14,603

2 金銭の信託の時価情報（会社計）

a. 運用目的の金銭の信託

20年度末、21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 運用目的以外の金銭の信託

20年度末、21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

3 デリバティブ取引の時価情報（会社計）

a. 定性的情報

●取引の内容

当社では、資産運用方針および運用する資金特性に応じて、以下のデリバティブ取引を活用しています。

	取引所取引	店頭取引
金利派生商品	—	金利スワップ
為替派生商品	—	為替予約、 通貨オプション
債券派生商品	債券先物、 債券先物オプション	債券現物オプション
株式派生商品	株価指数先物、 株価指数オプション	個別株オプション、 株価指数オプション

●取組方針

当社では、主に保有する資産または負債の価値が変動するリスクを回避する目的で、デリバティブ取引を活用しています。

また、運用する資金特性にそぐわないデリバティブ取引（例えば、原資産の価格変動に対する当該取引時価の変動率が大きいレバレッジの高い取引等）は行わないこととしています。

●利用目的

当社では、外貨建資産に係る為替リスク等の回避を目的としたヘッジ取引、もしくはリスクを一定範囲内に限定したデリバティブ取引を行っています。

なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすヘッジ取引については、ヘッジ会計を適用しています。

●リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引には、現物資産と同様に、市場リスクと信用リスクがあります。

① 市場リスク

金利、株価、為替等の市場の変動及びキャッシュフローの変動によって保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。

② 信用リスク

与信先の信用状態の変化により保有するポートフォリオやポジションの価値が変動するリスクをいいます。（デリバティブ取引の取引相手先のデフォルト（債務不履行）により、保有するポジションから期待する経済効果を得られないリスクを含みます。）

●リスク管理体制

① リスク管理の基本方針

保有する資産または負債に対して効果的にデリバティブ取引が活用されているか、また、投資案件ごとに設定した運用方針、運用ルール、報告体制が遵守されているか等を定期的に確認することで、リスクの顕在化を未然に防止することをリスク管理の基本としています。

② リスク管理部署

収益部門から独立した資産運用リスク管理部署が、デリバティブ取引のリスク状況を株式、債券等原資産とあわせて管理しています。

③ リスク管理規程

デリバティブ取引に対する利用目的、取組方針、及びリスク管理体制等を「デリバティブ取引に対する取組方針」として、「資産運用リスク管理規程」に規定しています。また、資産運用各部は、それぞれの役割に応じた具体的な取組みをリスク管理基準として整備しています。

④ リスク管理

ヘッジ取引を行う場合は、ヘッジ対象である原資産とヘッジ手段としてのデリバティブ取引をあわせてリスクを定量的に把握・分析・管理しています。

ヘッジ取引に該当しない取引を行う場合は、取引限度額、許容リスク量を設定するとともにロス・カット・ルールを策定し、ポジション状況、リスク状況及び損益状況を管理しています。

●定量的情報に関する補足説明

① デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

債権債務の関係が法的に相殺可能である契約については、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮したネットベースのカレント・エクスポージャー方式で信用リスク相当額を算出しています。

② 差損益に関する補足説明

ヘッジ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を明確にした上で取り組んでおり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の損益を単独で認識するのではなく、ヘッジ対象としての資産・負債の損益と合算して認識する必要があります。

したがって、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体として管理することで、為替変動リスク、金利変動リスク等が減殺されている効果を確認しています。

デリバティブ取引に関わる信用リスクの状況

（単位：億円）

	契約金額・想定元本額		信用リスク相当額	
	21年度末	22年度末	21年度末	22年度末
金利スワップ	899	1,172	38	39
為替予約	26,494	30,551	1,543	1,325
通貨オプション（買建）	580	477	89	103
債券オプション（買建）	—	403	—	0
株式オプション（買建）	2,703	2,336	211	202
合　計			1,544	805

（注１）契約金額・想定元本額は、取引を執行する際の計算基礎として位置付けられているものであり、リスク量を表す指標ではありません。
（注２）取引種類別の信用リスク相当額は、取引相手先が当社に対して有する与信額を考慮しないグロスベースのカレント・エクスポージャー方式で算出しており、合計（ネットベースのカレント・エクスポージャー方式にて算出）とは一致しません。

b. 定量的情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区分	20年度末						21年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,237	50,154	—	—	—	52,391	2,895	56,107	—	—	—	59,002
ヘッジ会計非適用分	—	13,080	△4,995	—	—	8,084	—	1,591	△20,707	—	—	△19,116
合　計	2,237	63,234	△4,995	—	—	60,476	2,895	57,699	△20,707	—	—	39,886

区分	22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	3,105	△4,011	—	—	—	△905
ヘッジ会計非適用分	△169	△7,410	△6,798	△186	—	△14,563
合　計	2,936	△11,421	△6,798	△186	—	△15,469

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。なお時価ヘッジ適用分の差損益は、20年度末通貨関連9,045百万円、21年度末通貨関連 25,912百万円、22年度末通貨関連△35,929百万円となっています。

●金利関連

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップ**				
	固定金利受取/変動金利支払	87,157	83,387	2,276	2,276
	固定金利支払/変動金利受取	13,774	4,247	△38	△38
合　計					2,237

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種類	21年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益	22年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップ**								
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	34,500	34,500	△169	△169
合　計					—				△169

（注）差損益欄には時価を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	21年度末 契約額等	うち1年超	時価	22年度末 契約額等	うち1年超	時価
繰延ヘッジ	**金利スワップ**							
	固定金利受取／変動金利支払	貸付金	15,472	15,472	381	15,176	10,000	254
	固定金利支払／変動金利受取		110	—	△0	—	—	—
特例処理	固定金利受取／変動金利支払	貸付金	70,278	65,364	2,528	65,714	61,969	2,856
	固定金利支払／変動金利受取		4,137	1,848	△14	1,848	464	△6
合　計					2,895			3,105

●通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**				
	売建	1,896,964	390,315	1,852,750	44,213
	（米ドル）	781,064	–	780,793	270
	（ユーロ）	727,685	137,420	725,015	2,670
	（豪ドル）	330,025	252,895	283,555	46,469
	（英ポンド）	57,975	–	63,172	△5,197
	買建	54,037	–	54,324	287
	（ユーロ）	38,068	–	38,248	180
	（米ドル）	15,705	–	15,813	108
	通貨オプション				
	売建				
	プット	108,360	–		
		(2,073)		10,126	△8,053
	（ユーロ）	108,360	–		
		(2,073)		10,126	△8,053
	買建				
	プット	312,628	7,203		
		(30,545)		16,224	△14,321
	（ユーロ）	305,425	–		
		(29,461)		15,401	△14,060
	（米ドル）	7,203	7,203		
		(1,083)		822	△261
合計					22,126

（注）1. （　）内には、オプション料を記載しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている為替予約は、20年度末が米ドル売建の契約額270,994百万円、時価 261,046百万円、差損益 9,948百万円、豪ドル売建の契約額 167,860百万円、時価 136,700百万円、差損益 31,160百万円です。
3. 差損益欄には、先渡取引については契約額等と時価との差額を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されていないもの）

（単位：百万円）

区分	種類	21年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益	22年度末 契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**								
	売建	948,019	30,265	△476	△476	938,374	54,060	△16,924	△16,924
	（米ドル）	402,171	8,052	△6,978	△6,978	557,963	54,060	1,939	1,939
	（ユーロ）	477,400	–	12,758	12,758	365,884	–	△17,903	△17,903
	（豪ドル）	68,201	22,212	△6,245	△6,245	14,394	–	△959	△959
	買建	89,675	–	2,301	2,301	182,942	–	7,554	7,554
	（ユーロ）	47,607	–	1,023	1,023	106,706	–	5,714	5,714
	（米ドル）	42,067	–	1,278	1,278	76,135	–	1,838	1,838
	通貨オプション								
	売建								
	コール	–	–			8,400	–		
		(–)		–	–	(56)		57	△0
	（米ドル）	–	–			8,400	–		
		(–)		–	–	(56)		57	△0
	プット	–	–			8,000	–		
		(–)		–	–	(62)		15	46
	（米ドル）	–	–			8,000	–		
		(–)		–	–	(62)		15	46
	買建								
	コール	18,320	–			–	–		
		(692)		350	△342	(–)		–	–
	（米ドル）	18,320	–			–	–		
		(692)		350	△342	(–)		–	–
	プット	39,707	39,707			47,707	39,707		
		(6,304)		6,413	108	(6,375)		8,289	1,914
	（米ドル）	39,707	39,707			47,707	39,707		
		(6,304)		6,413	108	(6,375)		8,289	1,914
合計					1,591				△7,410

（注）1. 21年度末、22年度末の為替予約の時価は、差金決済した場合の決済額（差損益）に変更しています。なお、変更しない場合の金額は、21年度末は米ドル売建が 409,149百万円、ユーロ売建が 464,642百万円、豪ドル売建が 74,446百万円、ユーロ買建が 48,630百万円、米ドル買建が 43,346百万円、22年度末は米ドル売建が 556,024百万円、ユーロ売建が 383,787百万円、豪ドル売建が 15,354百万円、ユーロ買建が 112,421百万円、米ドル買建が 77,974百万円です。
2. （　）内には、オプション料を記載しています。
3. オプション取引の差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）　（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	21年度末 契約額等	21年度末 契約額等 うち1年超	21年度末 時価	22年度末 契約額等	22年度末 契約額等 うち1年超	22年度末 時価
時価ヘッジ	**為替予約**							
	売建	外貨建資産	1,163,717	391,764	25,912	1,558,182	491,281	△35,929
	（ユーロ）		611,201	104,808	26,095	709,294	165,218	△27,604
	（米ドル）		225,747	—	△5,357	504,134	49,454	2,032
	（豪ドル）		286,956	286,956	2,973	276,608	276,608	△10,037
	（英ポンド）		39,811	—	2,200	68,145	—	△320
振当処理	**売建**	外貨建資産	448,070	387,335	30,195	375,692	337,692	31,918
	（米ドル）		263,263	202,528	19,359	197,719	159,719	29,548
	（豪ドル）		184,807	184,807	10,836	177,973	177,973	2,370
合　計					56,107			△4,011

（注）21年度末、22年度末の為替予約の時価は、差金決済した場合の決済額（差損益）に変更しています。
なお、変更しない場合の金額は、21年度末は時価ヘッジのユーロ売建が 585,106百万円、米ドル売建が 231,105百万円、豪ドル売建が 283,982百万円、英ポンド売建が 37,610百万円、振当処理の米ドル売建が 243,904百万円、豪ドル売建が 173,971百万円、22年度末は時価ヘッジのユーロ売建が 736,898百万円、米ドル売建が 502,102百万円、豪ドル売建が 286,646百万円、英ポンド売建が 68,465百万円、振当処理の米ドル売建が 168,170百万円、豪ドル売建が 175,603百万円です。

●株式関連　（単位：百万円）

区分	種類	20年度末 契約額等	20年度末 契約額等 うち1年超	20年度末 時価	20年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**				
	売建	174,389	—	197,146	△22,756
	買建	1,912	—	1,973	61
	株価指数オプション				
	売建				
	コール	18,000	—		
		(1,092)		41	1,050
	プット	11,000	—		
		(982)		2	979
	買建				
	コール	84,900	—		
		(5,600)		2,533	△3,066
	プット	46,000	—		
		(5,324)		954	△4,369
店頭	**株価指数オプション**				
	買建				
	コール	65,042	—		
		(4,529)		3,786	△742
	プット	154,450	6,100		
		(7,108)		30,957	23,849
合　計					△4,995

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、先物取引については契約額と時価との差額を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されていないもの）　（単位：百万円）

区分	種類	21年度末 契約額等	21年度末 契約額等 うち1年超	21年度末 時価	21年度末 差損益	22年度末 契約額等	22年度末 契約額等 うち1年超	22年度末 時価	22年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**								
	売建	8,760	—	△174	△174	—	—	—	—
	買建	1,900	—	93	93	4,668	—	105	105
店頭	**株価指数オプション**								
	買建								
	プット	270,375	34,000			233,625	34,000		
		(24,908)		4,282	△20,626	(12,434)		5,530	△6,904
合　計					△20,707				△6,798

（注）1. 21年度末、22年度末の株価指数先物の時価は、差金決済した場合の決済額（差損益）に変更しています。
なお、変更しない場合の金額は、21年度末が売建が 8,935百万円、買建が 1,994百万円、22年度末が買建が 4,774百万円です。
2.（　）内には、オプション料を記載しています。
3. オプション取引の差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

●債券関連

20年度末は残高がないため、記載していません。

（ヘッジ会計が適用されていないもの）　（単位：百万円）

区分	種類	21年度末 契約額等	21年度末 契約額等 うち1年超	21年度末 時価	21年度末 差損益	22年度末 契約額等	22年度末 契約額等 うち1年超	22年度末 時価	22年度末 差損益
店頭	**債券店頭オプション取引**								
	売建								
	コール	—	—			43,751	—		
		(—)		—	—	(126)		63	63
	買建								
	プット	—	—			40,327	—		
		(—)		—	—	(346)		97	△249
合　計					—				△186

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

（ヘッジ会計が適用されているもの）

21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

◆資産関係

1 ポートフォリオの推移（一般勘定）

a. 資産の構成

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	344,988	1.7	230,242	1.2	543,065	2.6
買入金銭債権	437,022	2.2	462,598	2.3	390,037	1.9
有価証券	13,410,593	66.9	14,001,401	70.8	15,141,983	72.9
公社債	7,314,209	36.5	8,060,309	40.8	9,390,253	45.2
株式	1,148,805	5.7	1,320,983	6.7	1,112,189	5.4
外国証券	4,913,376	24.5	4,587,080	23.2	4,600,411	22.1
公社債	4,051,836	20.2	3,990,477	20.2	4,038,420	19.4
株式等	861,539	4.3	596,602	3.0	561,991	2.7
その他の証券	34,202	0.2	33,029	0.2	39,128	0.2
貸付金	3,869,177	19.3	3,443,887	17.4	3,171,361	15.3
保険約款貸付	414,280	2.1	390,623	2.0	373,873	1.8
一般貸付	3,454,896	17.2	3,053,263	15.4	2,797,488	13.5
不動産	997,424	5.0	977,742	4.9	940,803	4.5
うち投資用	749,069	3.7	735,640	3.7	701,341	3.4
繰延税金資産	441,632	2.2	303,203	1.5	319,829	1.5
その他	537,167	2.7	354,911	1.8	280,014	1.3
貸倒引当金	△2,233	△0.0	△7,923	△0.0	△8,127	△0.0
一般勘定計	20,035,772	100.0	19,766,064	100.0	20,778,967	100.0
うち外貨建資産	1,824,237	9.1	1,879,131	9.5	2,279,420	11.0

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

b. 資産の増減

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
	金額	金額	金額
現預金・コールローン	△254,289	△114,745	312,823
買入金銭債権	△443,080	25,576	△72,561
有価証券	△84,664	590,808	1,140,581
公社債	509,165	746,100	1,329,944
株式	△515,504	172,177	△208,794
外国証券	△58,162	△326,295	13,331
公社債	△304,212	△61,358	47,943
株式等	246,049	△264,937	△34,611
その他の証券	△20,163	△1,173	6,099
貸付金	△188,761	△425,290	△272,525
保険約款貸付	△22,392	△23,657	△16,750
一般貸付	△166,368	△401,632	△255,775
不動産	△9,492	△19,681	△36,939
うち投資用	△5,134	△13,428	△34,299
繰延税金資産	120,050	△138,429	16,625
その他	228,316	△182,256	△74,897
貸倒引当金	△649	△5,690	△204
一般勘定計	△632,571	△269,707	1,012,902
うち外貨建資産	△147,632	54,893	400,288

(注)「不動産」については土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

2 主要資産の平均残高（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
現預金・コールローン	308,196	194,239	174,752
買入金銭債権	627,600	443,719	414,564
有価証券	13,818,663	13,837,131	15,026,753
うち公社債	7,174,154	7,513,158	8,923,151
うち株式	1,435,460	1,331,794	1,254,771
うち外国証券	5,163,150	4,954,785	4,811,370
公社債	4,387,961	4,254,538	4,224,990
株式等	775,189	700,247	586,380
貸付金	3,975,042	3,680,808	3,318,416
保険約款貸付	439,487	413,318	392,195
一般貸付	3,535,554	3,267,490	2,926,221
不動産	1,017,011	1,002,868	978,314
うち投資用	764,285	754,603	734,686
一般勘定計	20,450,409	19,775,592	20,464,120
うち海外投融資	5,488,684	5,085,331	4,929,626

3 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	20年度	21年度	22年度
現預金・コールローン	0.39	0.11	0.10
買入金銭債権	1.60	2.11	2.18
有価証券	0.47	1.31	1.89
うち公社債	1.95	1.87	2.00
うち株式	△4.70	△5.13	△1.07
うち外国証券	△0.10	2.23	2.49
公社債	0.44	2.55	2.30
株式等	△3.12	0.30	3.82
貸付金	1.51	1.87	2.08
うち一般貸付	1.11	1.52	1.73
不動産	2.89	2.89	2.50
うち投資用	3.84	3.84	3.34
一般勘定計	0.72	1.38	1.83
うち海外投融資	△0.02	2.22	2.50

（注）1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 当利回りの算出においては、デリバティブによる損益を分子に含めています。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計です。

4 商品有価証券明細表（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

5 商品有価証券売買高（一般勘定） 商品有価証券は、取り扱っていません。

6 有価証券明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
国債	4,045,208	30.2	4,926,553	35.2	6,402,550	42.3
地方債	322,430	2.4	283,654	2.0	260,411	1.7
社債	2,946,570	22.0	2,850,101	20.4	2,727,292	18.0
うち公社・公団債	1,653,751	12.3	1,699,850	12.1	1,708,846	11.3
株式	1,148,805	8.6	1,320,983	9.4	1,112,189	7.3
外国証券	4,913,376	36.6	4,587,080	32.8	4,600,411	30.4
公社債	4,051,836	30.2	3,990,477	28.5	4,038,420	26.7
うち外貨建	1,600,565	11.9	1,783,838	12.7	2,186,936	14.4
株式等	861,539	6.4	596,602	4.3	561,991	3.7
うち外貨建	180,876	1.3	46,508	0.3	37,281	0.2
その他の証券	34,202	0.3	33,029	0.2	39,128	0.3
合　計	13,410,593	100.0	14,001,401	100.0	15,141,983	100.0
うち外貨建	1,781,441	13.3	1,830,346	13.1	2,244,540	14.8

7 有価証券残存期間別残高（一般勘定）（20年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	337,140	146,078	120,305	402,671	469,126	2,569,886	—	4,045,208
地方債	39,248	66,053	139,144	65,085	6,294	6,603	—	322,430
社債	239,185	393,191	531,473	570,277	463,831	726,969	21,642	2,946,570
株式							1,148,805	1,148,805
外国証券	322,909	447,887	430,697	180,835	1,136,302	1,533,247	861,496	4,913,376
公社債	322,865	447,887	430,697	180,835	1,136,302	1,533,247	—	4,051,836
株式等	43	—	—	—	—	—	861,496	861,539
その他の証券	206	1,376	590	—	—	—	32,028	34,202
合　計	938,689	1,054,586	1,222,211	1,218,870	2,075,555	4,836,707	2,063,972	13,410,593

（21年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	623,667	883,732	1,661,990	1,449,532	1,396,594	6,015,092	1,970,791	14,001,401
国債	83,814	122,203	147,994	376,812	364,598	3,831,130	—	4,926,553
地方債	21,108	109,763	125,412	18,788	5,980	2,601	—	283,654
社債	247,854	376,904	639,030	488,490	277,503	798,297	22,020	2,850,101
株式							1,320,983	1,320,983
外国証券	270,261	273,684	749,553	565,441	748,511	1,383,063	596,564	4,587,080
公社債	270,260	273,647	749,553	565,441	748,511	1,383,063	—	3,990,477
株式等	1	36	—	—	—	—	596,564	596,602
その他の証券	628	1,177	—	—	—	—	31,224	33,029
買入金銭債権	19,994	—	—	4,067	—	293,551	—	317,613
譲渡性預金	11,999	—	—	—	—	—	—	11,999
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	655,661	883,732	1,661,990	1,453,599	1,396,594	6,308,644	1,970,791	14,331,014

（22年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	409,614	1,217,956	1,469,363	1,564,862	1,565,099	7,180,552	1,734,535	15,141,983
国債	122,046	120,915	207,825	328,848	380,937	5,241,975	—	6,402,550
地方債	44,424	137,815	65,137	5,366	5,044	2,623	—	260,411
社債	118,500	540,858	631,470	388,344	166,388	859,316	22,413	2,727,292
株式							1,112,189	1,112,189
外国証券	124,642	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	561,958	4,600,411
公社債	124,609	417,212	564,930	842,302	1,012,729	1,076,636	—	4,038,420
株式等	33	—	—	—	—	—	561,958	561,991
その他の証券	—	1,153	—	—	—	—	37,975	39,128
買入金銭債権	2,999	—	—	4,954	—	279,180	—	287,134
譲渡性預金	19,999	—	—	—	—	—	—	19,999
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	432,612	1,217,956	1,469,363	1,569,816	1,565,099	7,459,733	1,734,535	15,449,116

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

8 地域別地方債保有内訳（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
北海道	7,258	5,416	4,752
東　北	7,012	1,143	751
関　東	127,633	115,789	109,974
中　部	63,020	55,249	52,362
近　畿	68,335	58,228	51,788
中　国	22,440	22,388	19,045
四　国	1,059	351	355
九　州	25,669	25,086	21,380
合　計	322,430	283,654	260,411

9 保有公社債の期末残高利回り（一般勘定）

（単位：%）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
公社債	1.83	1.90	1.91
外国公社債	3.58	3.65	3.59

（注）本表記載の数値は、国庫短期証券・割引短期国債・政府短期証券を除いて算出しています。

10 業種別株式保有明細表（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区分		20年度末		21年度末		22年度末	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率
水産・農林業		637	0.1	697	0.1	156	0.0
鉱業		244	0.0	237	0.0	209	0.0
建設業		23,546	2.0	26,808	2.0	25,531	2.3
製造業	食料品	31,053	2.7	36,516	2.8	30,795	2.8
	繊維製品	6,319	0.6	7,370	0.6	7,289	0.7
	パルプ・紙	5,415	0.5	5,575	0.4	4,873	0.4
	化学	71,528	6.2	97,749	7.4	88,318	7.9
	医薬品	71,058	6.2	79,623	6.0	55,269	5.0
	石油・石炭製品	5,297	0.5	4,507	0.3	5,503	0.5
	ゴム製品	4,085	0.4	4,552	0.3	3,523	0.3
	ガラス・土石製品	10,743	0.9	11,856	0.9	13,090	1.2
	鉄鋼	33,279	2.9	42,604	3.2	29,997	2.7
	非鉄金属	23,537	2.0	33,876	2.6	32,514	2.9
	金属製品	3,858	0.3	4,865	0.4	4,448	0.4
	機械	56,426	4.9	81,916	6.2	71,577	6.4
	電気機器	132,128	11.5	172,006	13.0	142,748	12.8
	輸送用機器	54,472	4.7	67,091	5.1	51,424	4.6
	精密機器	7,826	0.7	12,343	0.9	9,786	0.9
	その他製品	17,671	1.5	21,659	1.6	18,548	1.7
電気・ガス業		41,273	3.6	41,605	3.1	29,615	2.7
運輸・情報通信業	陸運業	78,020	6.8	82,496	6.2	73,397	6.6
	海運業	7,168	0.6	10,370	0.8	7,168	0.6
	空運業	4,185	0.4	3,425	0.3	3,495	0.3
	倉庫・運輸関連業	5,378	0.5	5,881	0.4	5,750	0.5
	情報・通信業	10,076	0.9	6,990	0.5	6,692	0.6
商業	卸売業	56,614	4.9	71,429	5.4	72,181	6.5
	小売業	21,529	1.9	23,388	1.8	18,286	1.6
金融・保険業	銀行業	248,701	21.6	237,560	18.0	207,677	18.7
	証券、商品先物取引業	6,215	0.5	7,314	0.6	5,838	0.5
	保険業	67,072	5.8	70,323	5.3	44,511	4.0
	その他金融業	4,801	0.4	5,405	0.4	2,087	0.2
不動産業		7,985	0.7	11,151	0.8	9,394	0.8
サービス業		30,653	2.7	31,781	2.4	30,485	2.7
合計		1,148,805	100.0	1,320,983	100.0	1,112,189	100.0

（注）業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

11 有価証券等の時価情報（一般勘定）

a. 売買目的有価証券の評価損益

20年度末、21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

b. 有価証券の時価情報

●有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）　（単位：百万円）

区　分	20年度末					21年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,359,908	2,366,372	6,464	40,002	△33,537	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878
責任準備金対応債券	6,388,640	6,530,354	141,714	167,687	△25,973	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,122,091	3,867,031	△255,060	120,460	△375,520	4,282,786	4,352,545	69,758	225,140	△155,382
公社債	747,669	745,826	△1,843	10,540	△12,383	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646
株式	1,195,691	992,636	△203,055	59,635	△262,691	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957
外国証券	2,126,550	2,082,780	△43,769	47,073	△90,843	2,019,909	2,025,790	5,881	39,589	△33,708
公社債	1,872,676	1,871,670	△1,006	46,829	△47,836	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018
株式等	253,874	211,110	△42,763	244	△43,007	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690
その他の証券	40,082	33,691	△6,391	3,209	△9,600	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728
買入金銭債権	5,097	5,098	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	12,870,639	12,763,758	△106,881	328,150	△435,031	13,549,040	13,739,708	190,667	399,274	△208,606
公社債	7,316,052	7,472,940	156,888	185,097	△28,208	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297
株式	1,195,691	992,636	△203,055	59,635	△262,691	1,105,836	1,164,082	58,245	167,203	△108,957
外国証券	4,306,717	4,252,394	△54,322	80,206	△134,529	4,027,689	4,008,422	△19,267	50,014	△69,282
公社債	4,052,842	4,041,283	△11,559	79,962	△91,521	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592
株式等	253,874	211,110	△42,763	244	△43,007	47,724	43,093	△4,631	58	△4,690
その他の証券	40,082	33,691	△6,391	3,209	△9,600	31,442	31,223	△219	3,509	△3,728
買入金銭債権	5,097	5,098	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区　分	22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—
その他有価証券	4,360,904	4,346,301	△14,603	177,158	△191,761
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,350,106	2,323,607	△26,499	21,966	△48,465
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—
合　計	14,789,686	14,980,243	190,556	433,821	△243,264
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	979,418	976,197	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,090,252	4,048,605	△41,646	37,550	△79,197
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	26,679	25,332	△1,346	378	△1,725
その他の証券	38,401	37,744	△657	3,899	△4,556
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。　（単位：百万円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
満期保有目的の債券	—	—	—
非上場外国債券	—	—	—
その他	—	—	—
責任準備金対応債券	—	—	—
子会社・関連会社株式	60,230	62,415	39,898
その他有価証券	1,036,032	649,743	634,919
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	96,603	95,149	96,757
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	649,341	552,626	536,626
非上場外国債券	—	—	—
その他	290,087	1,968	1,536
合　計	1,096,262	712,158	674,818

責任準備金対応債券について

・当社では、金利変動に対する資産・負債の時価変動を適切に管理する観点から、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、以下の保険契約群（小区分）を特定したうえで、これらに対応する円建債券の保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。
○ライブワン（最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約）
○エクト（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い））
○一時払養老保険（ただし、一部を除く）
○個人保険及び個人年金保険契約（ただし、一部保険種類を除く）
○確定拠出年金保険及び新単位口別利率設定特約
○新企業年金保険（単位口別利率設定特約及び新単位口別利率設定特約を除く）・確定給付企業年金保険（02）等契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金
○拠出型企業年金保険契約の今後20年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローに対応する責任準備金
・これらの小区分において、保険契約群の責任準備金と、対応する保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）が、一定幅の中で一致していることを定期的に検証しています。

c. 金銭の信託の時価情報

●運用目的の金銭の信託

20年度末、21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

●運用目的以外の金銭の信託

20年度末、21年度末、22年度末ともに残高がないため、記載していません。

(ご参考)

金融商品に係る会計基準における「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」についても一定の前提をおいて算定した価額を含めた場合の時価情報は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区　分	20年度末					21年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	2,359,908	2,366,372	6,464	40,002	△33,537	2,227,110	2,215,247	△11,863	21,015	△32,878
責任準備金対応債券	6,388,640	6,530,354	141,714	167,687	△25,973	7,039,142	7,171,915	132,772	153,118	△20,345
子会社・関連会社株式	60,230	60,839	609	609	—	62,415	62,644	228	228	—
その他有価証券	5,158,123	4,903,436	△254,686	120,840	△375,527	4,932,530	5,002,345	69,815	225,320	△155,505
公社債	747,669	745,826	△1,843	10,540	△12,383	800,567	801,836	1,268	9,915	△8,646
株式	1,292,294	1,089,239	△203,055	59,635	△262,691	1,200,985	1,259,231	58,245	167,203	△108,957
外国証券	2,775,942	2,732,546	△43,396	47,454	△90,850	2,572,582	2,578,635	6,053	39,770	△33,717
公社債	1,872,676	1,871,670	△1,006	46,829	△47,836	1,972,184	1,982,697	10,512	39,530	△29,018
株式等	903,265	860,875	△42,389	625	△43,014	600,398	595,938	△4,459	239	△4,698
その他の証券	40,594	34,202	△6,391	3,209	△9,600	33,363	33,029	△334	3,509	△3,843
買入金銭債権	294,622	294,623	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	13,966,902	13,861,003	△105,898	329,139	△435,038	14,261,199	14,452,152	190,953	399,683	△208,730
公社債	7,316,052	7,472,940	156,888	185,097	△28,208	8,059,041	8,206,367	147,326	173,624	△26,297
株式	1,351,860	1,148,805	△203,055	59,635	△262,691	1,262,737	1,320,983	58,245	167,203	△108,957
外国証券	4,956,772	4,903,433	△53,339	81,196	△134,536	4,581,027	4,562,159	△18,867	50,423	△69,291
公社債	4,052,842	4,041,283	△11,559	79,962	△91,521	3,979,965	3,965,328	△14,636	49,955	△64,592
株式等	903,929	862,149	△41,780	1,234	△43,014	601,062	596,831	△4,230	468	△4,698
その他の証券	40,594	34,202	△6,391	3,209	△9,600	33,363	33,029	△334	3,509	△3,843
買入金銭債権	294,622	294,623	1	1	—	313,030	317,613	4,582	4,922	△340
譲渡性預金	7,000	6,998	△1	—	△1	12,000	11,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区　分	22年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損
満期保有目的の債券	2,095,625	2,089,927	△5,698	24,408	△30,107
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859	232,254	△21,395
子会社・関連会社株式	39,898	40,011	113	113	—
その他有価証券	4,995,824	4,980,437	△15,387	177,158	△192,546
公社債	695,158	701,617	6,458	10,211	△3,752
株式	1,076,175	1,072,954	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	2,886,778	2,859,602	△27,176	21,966	△49,142
公社債	2,323,427	2,298,275	△25,152	21,587	△46,740
株式等	563,350	561,327	△2,023	378	△2,402
その他の証券	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—
合　計	15,464,504	15,654,391	189,886	433,934	△244,048
公社債	9,383,794	9,610,562	226,767	251,289	△24,522
株式	1,115,410	1,112,189	△3,220	131,757	△134,978
外国証券	4,627,588	4,585,377	△42,210	37,663	△79,874
公社債	4,063,573	4,023,272	△40,300	37,171	△77,471
株式等	564,014	562,104	△1,910	492	△2,402
その他の証券	39,893	39,128	△764	3,899	△4,663
買入金銭債権	277,818	287,134	9,315	9,323	△8
譲渡性預金	20,000	19,999	△0	—	△0
その他	—	—	—	—	—

(注) 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 有価証券のうち時価のあるものに係る時価情報の差損益と本表の差損益との差額は、20年度末が 982百万円、21年度末が 285百万円、22年度末が △670百万円となっています。

不動産(土地・借地権)の差損益

(単位：百万円)

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
不動産の差損益	130,241	16,753	△17,076

(注)土地の時価については、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、または公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

d. デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

区　分	20年度末						21年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	2,237	50,154	—	—	—	52,391	2,895	56,107	—	—	—	59,002
ヘッジ会計非適用分	—	13,094	△5,056	—	—	8,037	—	2,491	△20,626	—	—	△18,134
合　計	2,237	63,248	△5,056	—	—	60,428	2,895	58,598	△20,626	—	—	40,867

区　分	22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	3,105	△4,011	—	—	—	△905
ヘッジ会計非適用分	△169	△6,298	△6,904	△186	—	△13,558
合　計	2,936	△10,309	△6,904	△186	—	△14,463

（注）ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。
なお時価ヘッジ適用分の差損益は、20年度末通貨関連 9,045百万円、21年度末通貨関連 25,912百万円、22年度末通貨関連 △35,929百万円となっています。

●金利関連

（単位：百万円）

区分	種　類	20年度末				21年度末				22年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**金利スワップ**												
	固定金利受取/変動金利支払	87,157	83,387	2,276	2,276	85,750	80,836	2,910	2,910	80,890	71,969	3,111	3,111
	固定金利支払/変動金利受取	13,774	4,247	△38	△38	4,247	1,848	△14	△14	36,348	34,964	△175	△175
合　計					2,237				2,895				2,936

（注）差損益欄には、時価を記載しています。

（ご参考）金利スワップ契約の内容

（単位：百万円、%）

区　分	22年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
受取固定・支払変動スワップの想定元本額	8,921	20,933	16,473	31,682	2,880	—	80,890
平均受取固定金利	1.74	1.92	1.94	1.87	1.54	—	1.87
平均支払変動金利	0.67	0.90	0.51	0.56	0.52	—	0.65
支払固定・受取変動スワップの想定元本額	1,384	464	34,500	—	—	—	36,348
平均支払固定金利	1.24	1.28	0.62	—	—	—	0.65
平均受取変動金利	0.52	0.59	0.45	—	—	—	0.45
想定元本額合計	10,305	21,397	50,973	31,682	2,880	—	117,238

●通貨関連

（単位：百万円）

区分	種　類	20年度末				21年度末				22年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**												
	売建	1,895,176	390,315	1,850,956	44,220	2,043,124	422,029	26,334	26,334	2,454,709	545,342	△51,741	△51,741
	（ユーロ）	726,810	137,420	724,136	2,673	1,087,990	104,808	38,878	38,878	1,074,760	165,218	△45,495	△45,495
	（米ドル）	780,553	—	780,279	274	560,217	8,052	△11,473	△11,473	1,020,800	103,515	5,072	5,072
	（豪ドル）	330,025	252,895	283,555	46,469	355,105	309,168	△3,271	△3,271	291,003	276,608	△10,997	△10,997
	（英ポンド）	57,787	—	62,983	△5,196	39,811	—	2,200	2,200	68,145	—	△320	△320
	買建	52,626	—	52,920	294	89,675	—	2,301	2,301	182,661	—	7,552	7,552
	（ユーロ）	37,340	—	37,528	188	47,607	—	1,023	1,023	106,644	—	5,714	5,714
	（米ドル）	15,286	—	15,391	105	42,067	—	1,278	1,278	76,016	—	1,838	1,838
	通貨オプション												
	売建												
	コール	—	—			—	—			8,400	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—	(56)		57	△0
	（米ドル）	—	—			—	—			8,400	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—	(56)		57	△0
	プット	108,360	—			—	—			8,000	—		
		(2,073)		10,126	△8,053	(—)		—	—	(62)		15	46
	（米ドル）	—	—			—	—			8,000	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—	(62)		15	46
	（ユーロ）	108,360	—			—	—			—	—		
		(2,073)		10,126	△8,053	(—)		—	—	(—)		—	—
	買建												
	コール	—	—			18,320	—			—	—		
		(—)		—	—	(692)		350	△342	(—)		—	—
	（米ドル）	—	—			18,320	—			—	—		
		(—)		—	—	(692)		350	△342	(—)		—	—
	プット	312,628	7,203			39,707	39,707			47,707	39,707		
		(30,545)		16,224	△14,321	(6,304)		6,413	108	(6,375)		8,289	1,914
	（米ドル）	7,203	7,203			39,707	39,707			47,707	39,707		
		(1,083)		822	△261	(6,304)		6,413	108	(6,375)		8,289	1,914
	（ユーロ）	305,425	—			—	—			—	—		
		(29,461)		15,401	△14,060	(—)		—	—	(—)		—	—
合　計					22,139				28,403				△42,228

（注）1. 21年度末、22年度末の為替予約の時価は、差金決済した場合の決済額（差損益）に変更しています。
なお、変更しない場合の金額は、21年度末はユーロ売建が 1,049,111百万円、米ドル売建が 571,690百万円、豪ドル売建が358,376百万円、英ポンド売建が 37,610百万円、ユーロ買建が 48,630百万円、米ドル買建が 43,346百万円、22年度末はユーロ売建が 1,120,256百万円、米ドル売建が 1,015,728百万円、豪ドル売建が 302,000百万円、英ポンド売建が 68,465百万円、ユーロ買建が 112,359百万円、米ドル買建が 77,855百万円です。
2. （　）内には、オプション料を記載しています。
3. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建金銭債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。なお、開示の対象より除いている為替予約は、20年度末が米ドル売建の契約額 270,994百万円、時価 261,046百万円、差損益 9,948百万円、豪ドル売建の契約額 167,860百万円、時価 136,700百万円、差損益 31,160百万円、21年度末が米ドル売建の契約額 263,263百万円、時価 19,359百万円、差損益 19,359百万円、豪ドル売建の契約額 184,807百万円、時価 10,836百万円、差損益 10,836百万円、22年度末が米ドル売建の契約額 197,719百万円、時価 29,548百万円、差損益 29,548百万円、豪ドル売建の契約額 177,973百万円、時価 2,370百万円、差損益 2,370百万円です。
上記注 1 の変更をしない場合の21年度末の時価は、米ドル売建が 243,904百万円、豪ドル売建が 173,971百万円、22年度末の時価は、米ドル売建が 168,170百万円、豪ドル売建が 175,603百万円です。
4. オプション取引の差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

●株式関連

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末 契約額等	20年度末 うち1年超	20年度末 時価	20年度末 差損益	21年度末 契約額等	21年度末 うち1年超	21年度末 時価	21年度末 差損益	22年度末 契約額等	22年度末 うち1年超	22年度末 時価	22年度末 差損益
取引所	**株価指数先物**												
	売建	174,389	—	197,146	△22,756	—	—	—	—	—	—	—	—
	株価指数オプション												
	売建												
	コール	18,000	—			—	—			—	—		
		(1,092)		41	1,050	(—)		—	—	(—)		—	—
	プット	11,000	—			—	—			—	—		
		(982)		2	979	(—)		—	—	(—)		—	—
	買建												
	コール	84,900	—			—	—			—	—		
		(5,600)		2,533	△3,066	(—)		—	—	(—)		—	—
	プット	46,000	—			—	—			—	—		
		(5,324)		954	△4,369	(—)		—	—	(—)		—	—
店頭	**株価指数オプション**												
	買建												
	コール	65,042	—			—	—			—	—		
		(4,529)		3,786	△742	(—)		—	—	(—)		—	—
	プット	154,450	6,100			270,375	34,000			233,625	34,000		
		(7,108)		30,957	23,849	(24,908)		4,282	△20,626	(12,434)		5,530	△6,904
合計					△5,056				△20,626				△6,904

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

●債券関連

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末 契約額等	20年度末 うち1年超	20年度末 時価	20年度末 差損益	21年度末 契約額等	21年度末 うち1年超	21年度末 時価	21年度末 差損益	22年度末 契約額等	22年度末 うち1年超	22年度末 時価	22年度末 差損益
店頭	**債券店頭オプション取引**												
	売建												
	コール	—	—			—	—			43,751	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—	(126)		63	63
	買建												
	プット	—	—			—	—			40,327	—		
		(—)		—	—	(—)		—	—	(346)		97	△249
合計					—				—				△186

（注）1.（　）内には、オプション料を記載しています。
2. 差損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しています。

12 貸付金明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区分	20年度末	21年度末	22年度末
保険約款貸付	414,280	390,623	373,873
契約者貸付	371,396	351,500	337,347
保険料振替貸付	42,884	39,122	36,525
一般貸付	3,454,896	3,053,263	2,797,488
（うち非居住者貸付）	(143,218)	(103,005)	(91,459)
企業貸付	3,289,650	2,933,245	2,697,968
（うち国内企業向け）	(3,241,506)	(2,900,733)	(2,668,925)
国・国際機関・政府関係機関貸付	36,645	33,054	28,626
公共団体・公企業貸付	99,007	65,665	54,427
住宅ローン	13,481	12,212	10,737
消費者ローン	14,198	8,668	5,352
その他	1,912	417	376
合計	3,869,177	3,443,887	3,171,361

13 貸付金残存期間別残高（一般勘定）

（20年度末）

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	12,713	65,060	29,010	36,785	99,703	113,347	168,000	524,620
固定金利	467,086	674,491	547,665	522,633	636,457	81,940	—	2,930,276
一般貸付計	479,800	739,552	576,676	559,418	736,161	195,288	168,000	3,454,896

（21年度末）

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	12,549	47,927	35,872	68,272	75,171	70,544	118,000	428,337
固定金利	316,489	607,388	541,945	535,716	561,010	62,375	—	2,624,926
一般貸付計	329,039	655,315	577,818	603,988	636,181	132,920	118,000	3,053,263

（22年度末）

（単位：百万円）

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
変動金利	37,293	23,993	28,557	94,981	54,549	48,441	118,000	405,816
固定金利	324,413	548,359	555,290	506,170	371,647	85,789	—	2,391,671
一般貸付計	361,706	572,353	583,847	601,151	426,197	134,231	118,000	2,797,488

14 国内企業向け貸付金企業規模別内訳（一般勘定）

（単位：件、百万円、%）

区　分		20年度末		21年度末		22年度末	
			占率		占率		占率
大企業	貸付先数	349	58.4	326	62.0	294	66.5
	金額	2,951,651	91.1	2,663,539	91.8	2,427,810	91.0
中堅企業	貸付先数	15	2.5	12	2.3	7	1.6
	金額	9,260	0.3	14,715	0.5	13,557	0.5
中小企業	貸付先数	234	39.1	188	35.7	141	31.9
	金額	280,594	8.7	222,478	7.7	227,557	8.5
国内企業向け貸付計	貸付先数	598	100.0	526	100.0	442	100.0
	金額	3,241,506	100.0	2,900,733	100.0	2,668,925	100.0

（注）1. 規模の区分は業種により以下のとおり定義しています。

業種	①右の②、③、④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員300人超かつ	資本金10億円以上	従業員50人超かつ	資本金10億円以上	従業員100人超かつ	資本金10億円以上	従業員100人超かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は常用する従業員100人以下	

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。
3. 従業員数及び資本金額は、資料作成時点で当社が把握しているものによります。
4. サービス業は、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、及び「その他のサービス」で構成されます。
5. 規模の区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の規模区分に準拠しています。

15 貸付金業種別内訳（一般勘定）

（単位：百万円、%）

区　分		20年度末		21年度末		22年度末	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	762,621	22.1	707,170	23.2	666,033	23.8
	食料	27,869	0.8	29,180	1.0	19,007	0.7
	繊維	15,827	0.5	16,544	0.5	14,125	0.5
	木材・木製品	1,631	0.0	1,252	0.0	1,088	0.0
	パルプ・紙	60,412	1.7	46,433	1.5	44,383	1.6
	印刷	92	0.0	56	0.0	50	0.0
	化学	81,857	2.4	75,142	2.5	75,265	2.7
	石油・石炭	63,157	1.8	59,907	2.0	58,656	2.1
	窯業・土石	20,256	0.6	19,108	0.6	17,459	0.6
	鉄鋼	102,092	3.0	103,455	3.4	101,032	3.6
	非鉄金属	12,561	0.4	13,454	0.4	13,150	0.5
	金属製品	781	0.0	718	0.0	152	0.0
	はん用・生産用・業務用機械	—	—	39,849	1.3	37,765	1.3
	一般機械	34,502	1.0	—	—	—	—
	電気機械	130,783	3.8	122,797	4.0	117,278	4.2
	輸送用機械	173,188	5.0	154,273	5.1	141,788	5.1
	精密機械	8,946	0.3	—	—	—	—
	その他の製造業	28,659	0.8	24,995	0.8	24,828	0.9
	農業、林業	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	15,111	0.4	12,297	0.4	10,888	0.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	636,471	18.4	541,171	17.7	451,185	16.1
	情報通信業	103,325	3.0	77,355	2.5	80,590	2.9
	運輸業、郵便業	171,249	5.0	169,167	5.5	157,398	5.6
	卸売業	552,248	16.0	533,660	17.5	505,034	18.1
	小売業	26,829	0.8	24,364	0.8	20,587	0.7
	金融業、保険業	676,120	19.6	548,463	18.0	492,232	17.6
	不動産業	176,276	5.1	171,181	5.6	168,372	6.0
	物品賃貸業	—	—	116,087	3.8	116,774	4.2
	学術研究、専門・技術サービス業	—	—	1,025	0.0	1,010	0.0
	宿泊業	—	—	231	0.0	199	0.0
	飲食業	—	—	128	0.0	101	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	—	—	259	0.0	147	0.0
	教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
	医療・福祉	—	—	623	0.0	559	0.0
	その他のサービス	—	—	8,289	0.3	8,246	0.3
	各種サービス	137,494	4.0	—	—	—	—
	地方公共団体	23,632	0.7	15,419	0.5	10,576	0.4
	個人（住宅・消費・納税資金等）	30,296	0.9	23,360	0.8	16,089	0.6
	合　計	3,311,678	95.9	2,950,258	96.6	2,706,028	96.7
海外向け	政府等	95,074	2.8	70,492	2.3	62,417	2.2
	金融機関	34,001	1.0	22,000	0.7	22,000	0.8
	商工業等	14,142	0.4	10,512	0.3	7,042	0.3
	合　計	143,218	4.1	103,005	3.4	91,459	3.3
一般貸付計		3,454,896	100.0	3,053,263	100.0	2,797,488	100.0

（注）国内向けの区分は、日本銀行の「貸出先別貸出金（業種別、設備資金新規貸出）」の業種分類に準拠しています。

16 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
設備資金	835,194	24.2	722,674	23.7	628,625	22.5
運転資金	1,729,773	50.1	1,629,035	53.4	1,547,437	55.3

(注) 占率には、一般貸付金残高に対する割合を記載しています。

17 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北海道	41,937	1.3	36,859	1.3	27,963	1.0
東　北	59,295	1.8	62,673	2.1	54,320	2.0
関　東	2,141,846	65.2	1,882,013	64.2	1,748,467	65.0
中　部	246,112	7.5	232,664	7.9	194,089	7.2
近　畿	561,833	17.1	499,530	17.1	471,196	17.5
中　国	86,868	2.6	90,922	3.1	88,513	3.3
四　国	22,490	0.7	28,324	1.0	24,276	0.9
九　州	123,614	3.8	96,388	3.3	81,110	3.0
合　計	3,283,998	100.0	2,929,377	100.0	2,689,938	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含みません。
2. 地域区分は、資料作成時点で当社が把握している貸付先の本社所在地によります。

18 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
担保貸付	32,962	1.0	17,770	0.6	13,069	0.5
有価証券担保貸付	3,517	0.1	2,687	0.1	1,626	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	20,013	0.6	15,082	0.5	11,443	0.4
指名債権担保貸付	9,431	0.3	—	—	—	—
保証貸付	153,370	4.4	130,228	4.3	122,801	4.4
信用貸付	3,240,883	93.8	2,884,384	94.5	2,645,527	94.6
その他	27,680	0.8	20,880	0.7	16,089	0.6
一般貸付計	3,454,896	100.0	3,053,263	100.0	2,797,488	100.0
うち劣後特約付貸付	356,000	10.3	288,000	9.4	283,500	10.1

19 リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
破綻先債権額①	—	1,747	7
延滞債権額②	2,230	9,326	6,943
小計(①+②)	2,230	11,074	6,951
(貸付金残高に対する比率)	(0.06)	(0.32)	(0.22)
3カ月以上延滞債権額③	—	—	6
貸付条件緩和債権額④	6	—	361
合計(①+②+③+④)	2,237	11,074	7,318
(貸付金残高に対する比率)	(0.06)	(0.32)	(0.23)
(総資産に対する比率)	(0.01)	(0.05)	(0.03)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、20年度末が破綻先債権額20,905百万円、延滞債権額72百万円、21年度末が破綻先債権額21,801百万円、延滞債権額64百万円、22年度末が延滞債権額54百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(ご参考)

(単位:百万円)

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
貸付金残高	3,869,177	3,443,887	3,171,361
総資産	22,609,749	23,018,316	23,736,871

20 債務者区分による債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	113	1,838	149
危険債権	2,165	9,282	6,853
要管理債権	6	—	367
小計	2,286	11,120	7,370
（対合計比）	(0.04)	(0.27)	(0.20)
正常債権	5,243,247	4,065,109	3,659,143
合計	5,245,533	4,076,230	3,666,514

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

（ご参考）貸付金に関わる自己査定の状況

（単位：億円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非分類	37,995	98.2	33,498	97.3	31,123	98.1
Ⅱ分類	691	1.8	866	2.5	539	1.7
Ⅲ分類	4	0.0	73	0.2	50	0.2
Ⅳ分類	—	—	—	—	—	—
貸付金残高	38,691	100.0	34,438	100.0	31,713	100.0

（注）1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を20年度末は1億円、21年度末は37億円、22年度末は21億円計上しています。
2. 破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20年度末は209億円、21年度末は218億円、22年度末は0億円です。

（ご参考）貸倒引当金の状況

（単位：億円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
個別貸倒引当金残高	7	41	29
一般貸倒引当金残高	15	37	52
貸倒引当金合計	22	79	81

21 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

22 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	20年度末	21年度末	22年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	1,918,381	2,235,230	2,201,397
基金等	671,682	703,925	754,678
価格変動準備金	123,247	142,647	161,447
危険準備金	197,000	256,500	286,000
一般貸倒引当金	1,523	3,741	5,220
その他有価証券の評価差額×90％（マイナスの場合100％）	△254,686	62,833	△15,387
土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）	39,121	△58,455	△84,729
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	582,509	606,154	595,972
負債性資本調達手段等	445,000	403,500	399,500
控除項目	△11,364	△13,764	△31,364
その他	124,349	128,149	130,059
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ （B）	458,263	468,050	439,305
保険リスク相当額　R_1	98,559	94,533	90,569
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	48,276	48,282	48,223
予定利率リスク相当額　R_2	109,798	106,126	103,496
資産運用リスク相当額　R_3	228,125	231,748	206,413
経営管理リスク相当額　R_4	11,378	11,528	10,882
最低保証リスク相当額　R_7*	84,149	95,733	95,408
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	837.2％	955.1％	1002.2％

＊最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。
（注）上記は、保険業法第130条、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています
（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

◆ソルベンシー・マージン比率について

「ソルベンシー・マージン」とは、大地震や株の大暴落といった通常予測できる範囲を超える諸リスクに対応するための「支払余力」を意味しています。
ソルベンシー・マージン比率とは、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する「ソルベンシー・マージン総額」の比率であり、通常の予測を超えて発生するリスクをどれだけカバーできるかを表す指標のひとつです。
この数値が200％を下回った場合、監督当局によって「早期是正措置」が発動されます。

なお、ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

◆ソルベンシー・マージン総額について

「ソルベンシー・マージン総額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>法令上の根拠</th></tr>
<tr><td>基金等</td><td>貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等合計を控除したうえ、剰余金の処分として支出する金額（社員配当準備金に積み立てる金額を含みます。）を控除した額を記載しています。なお、規則第86条第1項第1号に定める事項のうち、「保険業法（以下、本項目において「法」と言います。）第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額」については、当社には該当事項はありません。
基金等 ＝ 貸借対照表上の純資産の部合計 － 評価・換算差額等合計 － 剰余金の処分として支出する金額 － その他（繰延資産等）</td><td rowspan="2">保険業法施行規則（以下、「規則」）第86条第1項第1号</td></tr>
<tr><td>基金</td><td>「基金等」に含まれる項目のうち、基金については、以下のとおりです。
・基金は、株式会社の資本金に該当する相互会社の担保財産として保険業法で定められているもので、貸借対照表上の純資産の部に計上されています。
・基金は契約で定められた期日に償却を行いますが、元金の返済に加えて、別途、同額の基金償却積立金を内部留保として積み立てることが必要とされています。基金の償却期日については、130ページの「基金償却スケジュール」をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>価格変動準備金</td><td>貸借対照表上の価格変動準備金の額を記載しています。
価格変動準備金は、法第115条第1項により、保険会社に対し、所有する株式等の価格変動により生じ得る損失に備えて積み立てることが求められているものです。
株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合、その他金融庁長官の認可を受けたとき、取崩すことができます。</td><td>規則第86条
第1項第2号</td></tr>
<tr><td>危険準備金</td><td>貸借対照表上の責任準備金の一部である危険準備金の額を記載しています。
危険準備金は、規則第69条第1項第3号により、保険会社に対し、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険（保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスク）に備えて積み立てることが求められているものです。死差損・利差損がある場合、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該損失のてん補に充てるときに取崩すことができます。
なお、業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、これらによらない取崩しを行うことができます。
※保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、最低保証リスクの意味については、次ページをご覧ください。</td><td>規則第86条
第1項第3号</td></tr>
<tr><td>一般貸倒引当金</td><td>貸借対照表上の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金の額を記載しています。</td><td>規則第86条
第1項第4号</td></tr>
<tr><td>その他有価証券の評価差額</td><td>その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に、当該金額がプラスの場合は90％を、マイナスの場合は100％を乗じて得た額を記載しています。</td><td>規則第86条
第1項第5号</td></tr>
<tr><td>土地の含み損益</td><td>土地の時価と帳簿価額の差額に、当該金額がプラスの場合は85％を、マイナスの場合は100％を乗じて得た額を記載しています。土地の時価と帳簿価額の差額には、貸借対照表上の土地再評価差額金および貸借対照表上の再評価に係る繰延税金負債の合計額が含まれます。</td><td>規則第86条
第1項第6号</td></tr>
<tr><td>全期チルメル式責任準備金相当額超過額</td><td>貸借対照表上の責任準備金の一部である以下のアのうちイを超過する額を記載しています。
ア．保険料積立金及び未経過保険料の合計額
イ．以下の①と②のいずれか大きい額
① 保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した保険料積立金の額に未経過保険料を加えた額
② 保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額</td><td>規則第86条
第1項第7号
及び平成8年
大蔵省告示
（以下、「告示」）第50号第1条第3項第1号</td></tr>
<tr><td>負債性資本調達手段等</td><td>貸借対照表上の借入金の一部である以下の負債性資本調達手段等の額を記載しています。
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>項目</th><th>20年度末</th><th>21年度末</th><th>22年度末</th></tr>
<tr><td>負債性資本調達手段等の額（①+②+③）</td><td>445,000</td><td>403,500</td><td>399,500</td></tr>
<tr><td>告示第50号第1条第3項第6号イに掲げるもの（永久劣後債務）の額（①）</td><td>355,000</td><td>337,500</td><td>337,500</td></tr>
<tr><td>告示第50号第1条第3項第6号ロに掲げるもの（期限付劣後債務）の額（②）</td><td>90,000</td><td>66,000</td><td>62,000</td></tr>
<tr><td>不算入額（③）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table></td><td>規則第86条第1項第7号及び告示第50号第1条第3項第6号</td></tr>
<tr><td>控除項目</td><td>当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等のうち、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する金額を記載しています。</td><td>規則第86条
第1項第7号及び告示
第50号第1条の2</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>以下の各金額の合計額を記載しています。
ア．配当準備金未割当部分。配当準備金未割当部分は、貸借対照表上の社員配当準備金（社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含みます。）のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額です。
イ．将来利益。将来利益は、有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。
ウ．税効果相当額。税効果相当額は、任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものとして計算した額です。</td><td>規則第86条
第1項第7号及び告示
第50号第1条第3項
第2号、第3号、第4号</td></tr>
</table>

◆リスクの合計額について

「リスクの合計額」を構成する各項目の内容および法令上の根拠は以下のとおりです。

項目	内容	法令上の根拠
保険リスク相当額	保険リスクに対応する額を記載しています。 保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るもの以外のものです。 保険リスクは、普通死亡リスク、生存保障リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号
第三分野保険の 保険リスク相当額	第三分野保険の保険リスクに対応する額を記載しています。 第三分野保険の保険リスクは、「実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険」のうち、第三分野保険に係るものです。 第三分野保険の保険リスクは、ストレステストの対象とするリスク、災害死亡リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクで構成されます。	規則第87条 第1号の2
予定利率 リスク相当額	予定利率リスクに対応する額を記載しています。 予定利率リスクは、「責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険」です。	規則第87条 第2号
資産運用 リスク相当額	資産運用リスクに対応する額を記載しています。 資産運用リスクは、「資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険」です。 資産運用リスクは、価格変動等リスク、信用リスク、子会社等リスク、デリバティブ取引リスク、再保険リスク、再保険回収リスクで構成されます。	規則第87条 第3号
経営管理 リスク相当額	経営管理リスクに対応する額を記載しています。 経営管理リスクは、「業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、最低保証リスクおよび第三分野保険の保険リスクに該当しないもの」です。	規則第87条 第4号
最低保証 リスク相当額	最低保証リスクに対応する額を記載しています。 最低保証リスクは、「特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険」です。	規則第87条 第2号の2

（ご参考）保険金等の支払能力の充実の状況（新基準によるソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　目	22年度末
ソルベンシー・マージン総額（A）	2,174,851
基金等	754,678
価格変動準備金	161,447
危険準備金	286,000
一般貸倒引当金	5,220
その他有価証券の評価差額×90％（マイナスの場合100％）	△15,387
土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）	△84,729
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	595,972
負債性資本調達手段等	399,500
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	△31,364
その他	103,513
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$（B）	683,287
保険リスク相当額　R_1	90,569
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	48,223
予定利率リスク相当額　R_2	239,118
資産運用リスク相当額　R_3	322,493
経営管理リスク相当額　R_4	15,833
最低保証リスク相当額　R_7*	91,252
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	636.5％

＊最低保証リスク相当額は、平成8年大蔵省告示第50号別表6の2に定める標準的方式により算出しています。

（注）平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

23 有形固定資産明細表

a. 有形固定資産の明細

（20年度）

（単位：百万円、%）

区　分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	550,921	12,160	8,125 (5,767)	—	554,956	—	—
建物	453,694	17,853	6,904 (5,532)	24,217	440,426	413,239	48.4
建設仮勘定	2,301	24,633	24,894	—	2,040	—	—
その他の有形固定資産	11,541	2,992	201	3,730	10,601	30,845	74.4
合　計	1,018,458	57,641	40,125	27,947	1,008,026	444,085	—

（21年度）

（単位：百万円、%）

区　分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	554,956	6,442	8,346 (2,804)	—	553,052	—	—
建物	440,426	11,324	3,812 (1,592)	23,719	424,219	430,676	50.3
リース資産	—	442	—	14	427	14	3.3
建設仮勘定	2,040	7,042	8,612	—	470	—	—
その他の有形固定資産	10,601	1,379	206	3,138	8,635	31,651	78.5
合　計	1,008,026	26,630	20,977	26,872	986,806	462,342	—

（22年度）

（単位：百万円、%）

区　分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
土地	553,052	128	18,640 (3,801)	—	534,540	—	—
建物	424,219	11,446	6,792 (1,937)	23,712	405,160	447,981	52.5
リース資産	427	302	—	116	613	131	17.6
建設仮勘定	470	6,486	5,855	—	1,102	—	—
その他の有形固定資産	8,635	2,522	279	2,914	7,965	32,743	80.4
合　計	986,806	20,887	31,568	26,743	949,381	480,857	—

（注）1. 土地、建物「当期増加額」「当期減少額」には、帳簿上の次の金額を含みます。
①建設仮勘定からの振り替え分（当期増加）②圧縮損経理による減少分
2. 「当期減少額」欄の（　）内には、減損損失の計上額を記載しています。
3. 22年度末の賃貸等不動産残高は、709,540百万円です。

b. 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位：百万円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
不動産残高	997,424	977,742	940,803
営業用	248,355	242,102	239,462
賃貸用	749,069	735,641	701,341
賃貸用ビル保有数	201棟	192棟	185棟

24 その他の資産明細表

(20年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	20年度期末残高
繰延資産	39,184	120	571	34,895	4,288
その他	26,127	42,212	36,546	5,072	21,055
合　計	65,311	42,333	37,118	39,967	25,344

(21年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	21年度期末残高
繰延資産	39,057	81	550	35,237	3,819
その他	27,635	3,473	1,980	5,086	22,548
合　計	66,692	3,555	2,531	40,324	26,368

(22年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	償却累計額	22年度期末残高
繰延資産	38,870	588	605	35,067	3,802
その他	27,211	3,009	3,439	5,093	22,118
合　計	66,081	3,597	4,045	40,161	25,920

25 公共関係投融資の状況(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分		20年度	21年度	22年度
公共債	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	公社・公団債	4,884	3,586	4,123
	小計	4,884	3,586	4,123
貸付	政府関係機関	4,795	4,056	3,382
	公共団体・公企業	—	—	—
	小計	4,795	4,056	3,382
合　計		9,679	7,642	7,505

(注)上記表の公共債・貸付欄にはそれぞれ各年度の国内向け新規引受額、新規貸出額を記入しています。

26 海外投融資の状況(一般勘定)

a. 資産別明細

●外貨建資産

(単位：百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	1,600,565	31.2	1,783,838	37.2	2,207,258	46.2
株式等	180,876	3.5	46,508	1.0	37,281	0.8
現預金・その他	42,796	0.8	48,784	1.0	34,880	0.7
外貨建資産計	1,824,237	35.5	1,879,131	39.2	2,279,420	47.7

●円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
公社債	393,828	7.7	389,874	8.1	329,197	6.9
現預金・その他	23,002	0.4	28,000	0.6	23,000	0.5
円貨額が確定した外貨建資産計	416,830	8.1	417,874	8.7	352,197	7.4

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

●円貨建資産

(単位：百万円、%)

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	143,218	2.8	103,005	2.2	91,459	1.9
公社債	2,057,442	40.1	1,816,764	37.9	1,522,286	31.9
株式等	680,663	13.3	550,094	11.5	524,709	11.0
その他	10,078	0.2	23,691	0.5	5,713	0.1
円貨建資産計	2,891,402	56.3	2,493,555	52.1	2,144,169	44.9

●合計

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
海外投融資	5,132,470	100.0	4,790,561	100.0	4,775,787	100.0

b. 海外投融資の地域別構成

（20年度末）

（単位：百万円、%）

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	894,561	18.2	893,554	22.1	1,007	0.1	8,139	5.7
ヨーロッパ	1,436,543	29.2	1,431,776	35.3	4,766	0.6	71,000	49.6
オセアニア	72,924	1.5	72,924	1.8	—	—	5,000	3.5
アジア	10,315	0.2	3,455	0.1	6,859	0.8	11,882	8.3
中南米	2,299,899	46.8	1,450,992	35.8	848,906	98.5	19,625	13.7
中東	—	—	—	—	—	—	250	0.2
アフリカ	—	—	—	—	—	—	496	0.3
国際機関	199,131	4.1	199,131	4.9	—	—	26,824	18.7
合計	4,913,376	100.0	4,051,836	100.0	861,539	100.0	143,218	100.0

（21年度末）

（単位：百万円、%）

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	779,676	17.0	778,867	19.5	809	0.1	8,139	7.9
ヨーロッパ	1,505,485	32.8	1,498,592	37.6	6,892	1.2	56,000	54.4
オセアニア	45,770	1.0	45,770	1.1	—	—	5,000	4.9
アジア	18,518	0.4	3,498	0.1	15,019	2.5	2,682	2.6
中南米	2,001,060	43.6	1,427,178	35.8	573,881	96.2	4,270	4.1
中東	—	—	—	—	—	—	168	0.2
アフリカ	—	—	—	—	—	—	420	0.4
国際機関	236,569	5.2	236,569	5.9	—	—	26,324	25.6
合計	4,587,080	100.0	3,990,477	100.0	596,602	100.0	103,005	100.0

（22年度末）

（単位：百万円、%）

区　分	外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	974,769	21.2	973,953	24.1	816	0.1	8,139	8.9
ヨーロッパ	1,551,979	33.7	1,544,808	38.3	7,171	1.3	50,000	54.7
オセアニア	26,859	0.6	26,859	0.7	—	—	5,000	5.5
アジア	13,996	0.3	—	—	13,996	2.5	—	—
中南米	1,799,559	39.1	1,259,552	31.2	540,007	96.1	3,559	3.9
中東	—	—	—	—	—	—	87	0.1
アフリカ	—	—	—	—	—	—	343	0.4
国際機関	233,245	5.1	233,245	5.8	—	—	24,329	26.6
合計	4,600,411	100.0	4,038,420	100.0	561,991	100.0	91,459	100.0

（注）1. 本表は発行会社の国籍に基づき作成されています。
2. 中南米向け外国証券は、その大部分が中南米に設立されたSPC（特定目的会社）が発行する円建の債券、優先出資証券、オルタナティブ投資等であり、発行会社の国籍に基づき中南米に分類されているものの、実質的には日本や北米・ヨーロッパ地域への投資です。又、貸付は同地域に設立された本邦企業100％出資のSPC向け貸付（親会社の保証付）となっています。

c. 外貨建資産の通貨別構成

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
ユーロ	712,341	39.0	1,020,022	54.3	980,322	43.0
米ドル	756,599	41.5	494,000	26.3	920,525	40.4
豪ドル	286,573	15.7	312,267	16.6	296,273	13.0
英ポンド	61,962	3.4	37,930	2.0	68,405	3.0
中国元	4,186	0.2	12,262	0.7	11,413	0.5
韓国ウォン	2,257	0.1	2,649	0.1	2,472	0.1
その他	317	0.0	—	—	7	0.0
合　計	1,824,237	100.0	1,879,131	100.0	2,279,420	100.0

27 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

a. サブプライムローン

20年度、21年度、22年度ともにサブプライムローン関連商品への直接投資はありません。

b. 証券化商品等

（20年度）

20年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。
20年度において、売却損・評価損を計上したものはありません。

（単位：億円）

20年度末		時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計		8,972	△39	—
	CDO	8	△0	—
	CMBS	236	△1	—
	RMBS	7,511	△37	—
	ABS	1,216	△0	—

（注）1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書（平成20年4月）を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

（21年度）

21年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

（単位：億円）

21年度末		時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計		9,767	142	△30
	CDO	3	△0	—
	CMBS	161	△1	△30
	RMBS	8,311	139	—
	ABS	1,291	4	0

（注）1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書（平成20年4月）を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

（22年度）

22年度末のエクスポージャーはすべて日本国内のものであり、海外のものはありません。

（単位：億円）

22年度末		時価	含み損益	実現損益
証券化商品等合計		9,496	211	△4
	CDO	—	—	—
	CMBS	110	△4	△4
	RMBS	8,753	212	—
	ABS	631	4	—

（注）1. 上記は、金融安定化フォーラムの報告書（平成20年4月）を踏まえ記載しています。
2. 特別目的事業体、CDO、レバレッジド・ファイナンス、CDS、クレジットリンクノートの取引・残高はありません。

〈各種証券化商品の用語について〉
ABS：Asset Backed Securities（資産担保証券）
CDO：Collateralized Debt Obligation（債務担保証券）
CDS：Credit Default Swap（クレジット・デフォルト・スワップ）
CMBS：Commercial Mortgage-Backed Securities（商業用不動産担保証券）
RMBS：Residential Mortgage-Backed Securities（住宅ローン担保証券）

◆負債関係

1 支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		20年度末	21年度末	22年度末
保険金	死亡保険金	47,509	48,278	64,833
	災害保険金	2,055	1,920	6,498
	高度障害保険金	10,594	9,305	7,693
	満期保険金	2,836	2,259	2,063
	その他	39	0	0
	小計	63,034	61,763	81,089
年金		1,947	1,800	1,805
給付金		23,892	24,936	25,569
解約返戻金		15,142	14,750	14,262
保険金据置支払金		8,324	5,532	5,328
その他共計		112,844	109,386	128,789

2 責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		20年度末	21年度末	22年度末
責任準備金（危険準備金を除く）	個人保険	9,739,252	9,990,016	10,744,516
	（一般勘定）	(9,684,964)	(9,929,139)	(10,688,275)
	（特別勘定）	(54,287)	(60,876)	(56,241)
	個人年金保険	6,617,598	7,321,465	7,421,365
	（一般勘定）	(4,719,353)	(4,810,091)	(5,044,914)
	（特別勘定）	(1,898,245)	(2,511,374)	(2,376,450)
	団体保険	14,637	15,624	15,694
	（一般勘定）	(14,637)	(15,624)	(15,694)
	（特別勘定）	(—)	(—)	(—)
	団体年金保険	2,451,770	2,528,329	2,430,296
	（一般勘定）	(1,844,500)	(1,845,128)	(1,795,947)
	（特別勘定）	(607,269)	(683,201)	(634,348)
	その他	267,188	257,701	249,917
	（一般勘定）	(267,188)	(257,701)	(249,917)
	（特別勘定）	(—)	(—)	(—)
	小計	19,090,447	20,113,136	20,861,790
	（一般勘定）	(16,530,644)	(16,857,684)	(17,794,748)
	（特別勘定）	(2,559,803)	(3,255,451)	(3,067,041)
危険準備金		197,000	256,500	286,000
合計		19,287,447	20,369,636	21,147,790
（一般勘定）		(16,727,644)	(17,114,184)	(18,080,748)
（特別勘定）		(2,559,803)	(3,255,451)	(3,067,041)

3 責任準備金残高の内訳

（20年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	20年度末合計
残高	18,714,019	376,428	—	197,000	19,287,447

（21年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	21年度末合計
残高	19,742,833	370,303	—	256,500	20,369,636

（22年度末）

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	22年度末合計
残高	20,478,219	383,570	—	286,000	21,147,790

4 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率・残高(契約年度別)

a. 責任準備金の積立方式・積立率

区　分		20年度末	21年度末	22年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)	金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険、団体年金保険、財形保険、財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険は含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

b. 責任準備金残高(契約年度別)

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1980年度	193,103	4.00%～5.00%
1981年度～1985年度	891,848	5.00%～5.50%
1986年度～1990年度	2,816,891	5.50%
1991年度～1995年度	3,317,474	3.75%～5.50%
1996年度～2000年度	1,583,895	2.00%～2.75%
2001年度～2005年度	2,289,040	1.00%～1.50%
2006年度	661,560	1.00%～1.50%
2007年度	660,190	1.00%～1.50%
2008年度	707,408	1.00%～1.50%
2009年度	1,112,814	1.00%～1.50%
2010年度	1,498,960	1.00%～1.50%

(注) 1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
2.「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

5 法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性

○第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

各第三分野保険のリスク特性を踏まえ、原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、将来期間における保険事故発生率の悪化等の状況を想定し、将来の保険金・給付金等のお支払が確実に履行されるかを検証します。この検証を法令等に則り行い、責任準備金の積立が不十分であると認識される場合には、危険準備金、追加責任準備金の積立等の必要な措置を講じることとしています。

○負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

危険発生率は、予定発生率に対する支払指数を基準に算定しています。

支払指数の経過年数別の構造は、過去の保険事故発生率の実績の推移をベースに各経過年数で前年を下回らないものとしています。原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに、直近の保険事故発生率の実績*を基礎に、この経過年数別の構造を用いて、将来10年間における各契約区分の支払指数を設定しています。

上記方法で設定した支払指数を基準に、過去の実績から支払指数の変動するリスクを一定の確率(99%及び97.7%)でカバーする支払指数を算定し、危険発生率を設定しています。

＊平成23年3月末以前の6ヵ月を超えない期間までに観測された実績を使用しています。

○テストの結果

平成22年度決算においてストレステストを実施した結果、不足の生じる区分はありませんでした。ストレステストは、以下のP、Aに対し、AがPを上回るかどうかにより不足の有無を検証します。

P：責任準備金算出に用いる予定発生率に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

A：前述の危険発生率(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)に基づき算出した将来10年間の給付額の合計額

AがPを上回る場合は、不足が生じると判定されます。

主要な保険種類についての、Pに対するAの比率の状況(将来10年間合計、1年目および10年目)は下表のとおりです。

●ストレステスト(発生率の変動するリスクを99%の確率でカバーする水準)の結果

	将来10年間合計	1年目 → 10年目	
全区分合計	62.0%	51.7%	73.4%
うち総合医療特約区分	54.9%	47.8%	61.1%
うち特定疾病保障区分	73.5%	64.5%	85.2%
うち重度慢性疾患保障区分	68.3%	48.7%	119.2%
うち新介護保障区分	66.5%	49.2%	91.0%

なお、第三分野保険の一部について既に積み増している保険料積立金の平成22年度末残高は939百万円です。

6 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

a. 責任準備金残高（一般勘定）

（単位：百万円）

	20年度末	21年度末	22年度末
責任準備金残高（一般勘定）	231,595	147,904	181,225

（注）1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約（標準責任準備金対象契約）を対象としています。
2.「責任準備金残高（一般勘定）」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

b. 算出方法、その計算の基礎となる係数

		最低保証付変額保険	最低保証付変額個人年金保険（一時払い） 最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（08）	最低保証付一時払変額個人年金保険（08）	新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）	変額個人年金保険（一時払い）
算出方法		平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（シナリオテスティング方式）	平成8年大蔵省告示第48号に定める代替的方式（ファクターテーブル方式）
計算の基礎となる係数	予定死亡率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	平成8年大蔵省告示第48号に定める率＊	予定災害死亡率（0.000504）のみを使用
	割引率					平成8年大蔵省告示第48号に定める率
	期待収益率					
	ボラティリティ	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内短期資産については0.3％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、国内不動産については18.4％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	平成8年大蔵省告示第48号に定める率	平成8年大蔵省告示第48号に定める率。ただし、ヘッジ付外貨建債券については3.5％、国内不動産については18.4％、外国不動産については16.9％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）	18.4％（保険料及び責任準備金の算出方法書に定める率）

＊・平成19年4月1日に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号イに定める予定死亡率を用いています。
・平成19年4月2日以降に締結した契約については、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めるところにより、同告示第１項第２号ロに定める予定死亡率を満年齢方式に修正して用いています。

7 社員配当準備金明細表

（20年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	20年度合計
前年度末現在	387,867	7,375	985	101	2,419	33	398,782
前年度剰余金からの繰入	11,982	1,365	34,787	2,408	—	499	51,043
利息による増加	1,852	32	1	0	11	0	1,898
配当金支払による減少	47,854	1,241	31,962	2,365	331	509	84,265
当年度末現在	356,101 (349,127)	7,549 (6,402)	1,420 (206)	257 (99)	2,100 (2,095)	30 (24)	367,459 (357,954)

（21年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	21年度合計
前年度末現在	356,101	7,549	1,420	257	2,100	30	367,459
前年度剰余金からの繰入	11,010	1,703	29,962	1,554	△1	528	44,758
利息による増加	1,023	18	0	0	5	0	1,049
配当金支払による減少	42,995	1,247	30,343	1,629	270	508	76,994
当年度末現在	325,148 (318,612)	8,019 (6,192)	1,040 (220)	182 (98)	1,834 (1,826)	47 (21)	336,273 (326,973)

（22年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合計
前年度末現在	325,148	8,019	1,040	182	1,834	47	336,273
前年度剰余金からの繰入	25,337	1,950	31,866	1,961	△0	487	61,602
利息による増加	725	14	0	0	3	0	744
配当金支払による減少	41,108	1,192	31,625	2,263	239	466	76,896
当年度末現在	309,958 (302,168)	8,794 (6,245)	1,281 (241)	23 (—)	1,597 (1,591)	69 (19)	321,724 (310,266)

（注）(　)内は積立配当金額です。

8 引当金明細表

（20年度）

（単位：百万円）

区　分		前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1,182	1,523	340	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	402	710	308	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		9,510	13,813	4,302	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。
価格変動準備金		183,147	123,247	△59,900	保険業法第115条の規定により計上しています。

（21年度）

（単位：百万円）

区　分		前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1,523	3,741	2,218	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	710	4,182	3,471	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		13,813	21,237	7,423	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。
価格変動準備金		123,247	142,647	19,400	保険業法第115条の規定により計上しています。

（22年度）

（単位：百万円）

区　分		前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,741	5,220	1,479	債権の貸倒損失に備えるため計上しています。
	個別貸倒引当金	4,182	2,907	△1,275	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
退職給付引当金		21,237	20,478	△758	「退職給付に係る会計基準」に基づき計上しています。
価格変動準備金		142,647	161,447	18,800	保険業法第115条の規定により計上しています。

9 個別貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
繰入額	21,701	26,220	3,133
取崩額（償却に伴う取崩額を除く）	1,468	21,653	5,744
純繰入額	20,232	4,566	△2,611

10 特定海外債権引当勘定の状況

a. 特定海外債権引当勘定

20年度末、21年度末、22年度末は、期末残高がないため記載していません。

b. 対象債権額国別残高

20年度末、21年度末、22年度末は、期末残高がないため記載していません。

11 借入金残存期間別残高

（21年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
借入金	—	—	20,000	50,000	—	337,500	407,500

（22年度末）

（単位：百万円）

区　分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
借入金	—	—	20,000	50,000	—	337,500	407,500

◆資本関係

1 基金の状況

払込期日	募集額	償却期間	利率	基金の目的
平成16年7月26日	500億円	7年以内	市場実勢金利に連動（変動利率）	財産的基礎の充実
平成17年8月15日	400億円	6年以内	市場実勢金利（固定利率）	
平成19年8月10日	500億円	5年以内	市場実勢金利（固定利率）	
平成22年8月　5日	700億円	5年以内	市場実勢金利（固定利率）	
基金の総額（平成22年度末）		4,390億円（基金償却積立金の額2,290億円を含む）		

（単位：百万円、%）

基金拠出者名	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	33.33
住友生命第2回基金流動化特定目的会社	50,000	23.80
住友生命基金流動化特定目的会社	40,000	19.04
株式会社三井住友銀行	19,000	9.04
住友信託銀行株式会社	15,000	7.14
株式会社みずほコーポレート銀行	10,000	4.76
三井住友海上火災保険株式会社	3,000	1.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,000	1.42

（注）1. 基金拠出者は、平成22年度末時点における拠出額の多い順に記載しています。
2. 住友生命基金流動化特定目的会社、住友生命第2回基金流動化特定目的会社および住友生命第3回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

基金償却スケジュール

基金償却準備金の積立ならびに基金償却積立金への振替、基金償却については下図のとおり予定しています。

＊保険業法に定める最低基金総額10億円

（注）上図とは別に、平成23年度に1,000億円の基金募集を予定しております。

◆保険関係収支

1 保険料明細表

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
個人保険	1,411,744	1,812,159	2,226,713
（うち一時払）	174,228	616,604	1,050,110
（うち年払）	152,286	144,461	150,643
（うち半年払）	9,820	9,045	8,392
（うち月払）	1,075,409	1,042,048	1,017,566
個人年金保険	660,718	758,192	307,340
（うち一時払）	410,181	509,911	57,336
（うち年払）	41,880	41,863	43,274
（うち半年払）	2,834	2,718	2,649
（うち月払）	205,821	203,699	204,079
団体保険	102,798	102,504	99,814
団体年金保険	322,677	357,432	337,827
その他共計	2,529,256	3,059,184	2,998,823

（注）年払には年1回払を、半年払には年2回払を、それぞれ含めた金額を記載しています。

2 保険金明細表

a. 金額

（20年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	20年度合　計
死亡保険金	290,708	6,648	55,407	—	—	7	352,771
災害保険金	5,168	6	145	—	38	—	5,359
高度障害保険金	16,626	97	4,123	—	—	—	20,847
満期保険金	360,272	15	—	—	1,687	—	361,974
その他	—	—	—	1,784	—	10	1,794
合　計	672,775	6,767	59,676	1,784	1,726	17	742,747

（21年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	21年度合　計
死亡保険金	273,509	6,160	53,403	—	—	5	333,078
災害保険金	4,823	21	88	—	69	—	5,002
高度障害保険金	14,403	25	3,897	—	—	—	18,325
満期保険金	297,863	14	—	7,225	1,548	—	306,652
その他	—	—	—	1,866	—	1	1,867
合　計	590,600	6,220	57,389	9,092	1,617	6	664,926

（22年度）

（単位：百万円）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合　計
死亡保険金	272,922	6,414	51,691	—	3	4	331,036
災害保険金	5,623	18	78	—	82	—	5,802
高度障害保険金	14,091	29	3,879	—	—	—	18,001
満期保険金	255,524	10	—	1,152	1,176	—	257,863
その他	—	—	—	2,002	—	0	2,002
合　計	548,162	6,472	55,649	3,154	1,262	5	614,706

b. 件数

(20年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	20年度 合　計
死亡保険金	40,369	1,360	53,715	—	—	395	95,839
災害保険金	817	2	284	—	7	—	1,110
高度障害保険金	1,435	12	3,476	—	—	—	4,923
満期保険金	198,962	439	—	—	1,634	—	201,035
その他	—	—	—	—	—	22	22
合　計	241,583	1,813	57,475	—	1,641	417	302,929

(21年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	21年度 合　計
死亡保険金	39,604	1,306	52,117	—	—	323	93,350
災害保険金	754	3	262	—	7	—	1,026
高度障害保険金	1,266	3	3,414	—	—	—	4,683
満期保険金	174,661	387	—	—	1,413	—	176,461
その他	—	—	—	—	—	10	10
合　計	216,285	1,699	55,793	—	1,420	333	275,530

(22年度)

(単位：件)

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	22年度 合　計
死亡保険金	41,268	1,371	51,007	—	1	311	93,958
災害保険金	837	3	217	—	9	—	1,066
高度障害保険金	1,208	5	3,456	—	—	—	4,669
満期保険金	153,289	310	—	—	1,246	—	154,845
その他	—	—	—	—	—	8	8
合　計	196,602	1,689	54,680	—	1,256	319	254,546

3 年金明細表

a. 金額

(20年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	20年度 合　計
—	179,292	751	85,599	5,566	—	271,209

(21年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	21年度 合　計
—	188,993	710	91,671	5,624	—	287,000

(22年度)

(単位：百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	22年度 合　計
—	198,754	684	95,266	5,671	—	300,377

b. 件数

(20年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	20年度合計
—	234,994	34,651	2,411,114	16,222	—	2,696,981

(21年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	21年度合計
—	252,855	32,426	2,469,690	16,587	—	2,771,558

(22年度)

(単位：件)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合計
—	266,499	31,634	2,421,437	16,881	—	2,736,451

4 給付金明細表

a. 金額

(20年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	20年度合計
死亡給付金	4,555	19,255	5	—	254	—	24,070
入院給付金	58,111	1,025	152	—	—	138	59,427
手術給付金	32,491	774	—	—	—	—	33,265
障害給付金	4,555	14	83	—	4	—	4,658
生存給付金	139,528	286	—	—	1,686	—	141,501
その他	18	—	16	174,046	123	6	174,210
合計	239,260	21,355	258	174,046	2,068	144	437,134

(21年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	21年度合計
死亡給付金	5,147	23,393	5	—	241	—	28,789
入院給付金	57,390	968	123	—	—	131	58,614
手術給付金	34,149	792	—	—	—	—	34,942
障害給付金	4,604	14	40	—	5	—	4,664
生存給付金	134,512	308	—	—	1,512	—	136,334
その他	103	—	7	173,160	110	7	173,389
合計	235,908	25,478	178	173,160	1,870	138	436,735

(22年度)

(単位：百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合計
死亡給付金	11,012	26,999	6	—	200	—	38,218
入院給付金	59,915	945	124	—	—	116	61,101
手術給付金	34,401	778	—	—	—	—	35,179
障害給付金	4,808	16	66	—	13	—	4,905
生存給付金	122,743	333	—	—	1,415	—	124,492
その他	150	—	5	147,105	96	6	147,364
合計	233,032	29,072	202	147,105	1,726	123	411,261

b. 件数

（20年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	20年度合　計
死亡給付金	7,411	4,095	511	—	127	—	12,144
入院給付金	633,568	10,993	4,450	—	—	12,785	661,796
手術給付金	308,864	8,729	—	—	—	—	317,593
障害給付金	42,086	163	242	—	2	—	42,493
生存給付金	752,177	2,276	—	—	780	—	755,233
その他	56	—	2,046	714,968	79	158	717,307
合　計	1,744,162	26,256	7,249	714,968	988	12,943	2,506,566

（21年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	21年度合　計
死亡給付金	8,513	4,944	470	—	113	—	14,040
入院給付金	715,367	11,642	4,216	—	—	12,085	743,310
手術給付金	351,742	9,628	—	—	—	—	361,370
障害給付金	47,487	159	184	—	2	—	47,832
生存給付金	677,924	2,321	—	—	690	—	680,935
その他	212	—	848	642,480	97	171	643,808
合　計	1,801,245	28,694	5,718	642,480	902	12,256	2,491,295

（22年度）

（単位：件）

区　分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合　計
死亡給付金	10,627	5,625	493	—	91	—	16,836
入院給付金	755,091	11,605	4,023	—	—	11,378	782,097
手術給付金	357,716	9,505	—	—	—	—	367,221
障害給付金	49,725	174	182	—	3	—	50,084
生存給付金	574,616	2,436	—	—	618	—	577,670
その他	285	—	426	649,392	82	167	650,352
合　計	1,748,060	29,345	5,124	649,392	794	11,545	2,444,260

5 解約返戻金明細表

（20年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	20年度合　計
333,105	99,681	—	68,981	33,394	—	535,163

（21年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	21年度合　計
309,550	101,444	—	68,841	30,216	—	510,052

（22年度）

（単位：百万円）

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険財形年金保険	その他の保険	22年度合　計
281,701	116,954	—	147,194	27,975	—	573,826

◆資産運用関係収支

1 資産運用収益明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
利息及び配当金等収入	474,755	479,641	487,430
売買目的有価証券運用益	488	—	—
有価証券売却益	42,071	26,530	28,723
有価証券償還益	3,889	—	824
為替差益	1,877	—	182
その他運用収益	296	474	450
合　計	523,378	506,645	532,985

2 資産運用費用明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
支払利息	16,690	14,168	12,978
売買目的有価証券運用損	—	415	150
有価証券売却損	118,933	59,623	57,638
有価証券評価損	127,981	44,461	49,626
金融派生商品費用	50,552	64,796	—
為替差損	—	906	—
貸倒引当金繰入額	20,573	6,784	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,768	18,452	18,463
その他運用費用	22,567	23,528	18,724
合　計	376,067	233,137	157,582

3 利息及び配当金等収入明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
預貯金利息	390	43	27
有価証券利息・配当金	315,650	329,580	349,113
公社債利息	118,798	135,956	166,427
株式配当金	29,862	21,959	24,552
外国証券利息配当金	165,761	170,862	157,530
貸付金利息	80,264	75,391	68,623
一般貸付利息	59,546	55,951	50,310
不動産賃貸料	67,075	64,885	60,247
その他共計	474,755	479,641	487,430

4 利息及び配当金等収入の分析（一般勘定）

（単位：百万円）

22年度	残高による増減	金利等による増減	純増減
利息配当金等収入	16,594	△8,805	7,789
うち現預金・コールローン	△20	△18	△38
うち有価証券	28,166	△8,633	19,532
うち貸付金	△7,428	661	△6,767
うち不動産	△1,537	△3,100	△4,638

5 有価証券売却益明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分	20年度	21年度	22年度
国債等債券	22,512	9,961	11,974
株式等	14,347	10,415	14,027
外国証券	5,211	6,153	2,721
その他共計	42,071	26,530	28,723

6 固定資産等処分益明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分	20年度	21年度	22年度
有形固定資産	1,481	685	4,387
土地	28	135	2,416
建物	1,452	549	1,964
その他	—	—	6
無形固定資産	179	1	—
その他	8	442	4,130
合　計	1,669	1,128	8,517
うち賃貸等不動産	—	653	4,376

7 有価証券売却損明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分	20年度	21年度	22年度
国債等債券	637	2,625	1,115
株式等	28,074	11,732	15,604
外国証券	90,220	45,264	40,918
その他共計	118,933	59,623	57,638

8 有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位：百万円)

区　分	20年度	21年度	22年度
国債等債券	—	3,016	—
株式等	105,580	37,426	22,586
外国証券	22,400	4,018	27,040
その他共計	127,981	44,461	49,626

9 貸付金償却額(一般勘定)

20年度以降実績がないため、記載していません。

10 賃貸用不動産等減価償却費明細表（一般勘定）

（20年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	639,128	18,294	310,102	329,025	48.5%
建物	637,112	18,170	308,411	328,701	48.4%
その他の有形固定資産	2,016	123	1,691	324	83.9%
無形固定資産	181	9	128	53	70.7%
その他	9,155	464	5,109	4,045	55.8%
合　計	648,465	18,768	315,340	333,124	48.6%

（21年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	639,344	17,996	322,810	316,534	50.5%
建物	637,383	17,894	321,098	316,284	50.4%
その他の有形固定資産	1,961	101	1,711	250	87.3%
無形固定資産	186	8	136	49	73.4%
その他	9,105	448	5,498	3,606	60.4%
合　計	648,636	18,452	328,444	320,191	50.6%

（22年度）

（単位：百万円）

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	634,974	17,996	334,152	300,821	52.6%
建物	633,019	17,912	332,396	300,623	52.5%
その他の有形固定資産	1,954	84	1,756	197	89.9%
無形固定資産	166	7	124	41	75.0%
その他	9,247	458	5,636	3,611	61.0%
合　計	644,388	18,463	339,914	304,474	52.7%

11 固定資産等処分損明細表（一般勘定）

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
有形固定資産	1,321	2,847	2,759
土地	898	2,193	1,658
建物	237	462	846
その他	185	190	255
無形固定資産	0	49	382
その他	90	68	375
合　計	1,411	2,965	3,517
うち賃貸等不動産	—	2,428	2,446

◆その他

1 減価償却費明細表

(20年度)

(単位：百万円)

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	255,985	9,653	133,982	122,002	52.3%
建物	216,553	6,046	104,828	111,725	48.4%
その他の有形固定資産	39,431	3,607	29,154	10,277	73.9%
無形固定資産	61,608	5,731	44,137	17,471	71.6%
その他	30,029	71	29,786	242	99.2%
合　計	347,623	15,457	207,905	139,717	59.8%

(21年度)

(単位：百万円)

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	256,280	8,876	139,532	116,747	54.4%
建物	217,511	5,824	109,577	107,934	50.4%
リース資産	442	14	14	427	3.4%
その他の有形固定資産	38,325	3,036	29,940	8,385	78.1%
無形固定資産	65,137	6,015	49,290	15,846	75.7%
その他	29,952	69	29,739	212	99.3%
合　計	351,370	14,961	218,562	132,807	62.2%

(22年度)

(単位：百万円)

区　分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	259,622	8,746	146,704	112,918	56.5%
建物	220,122	5,799	115,585	104,537	52.5%
リース資産	745	116	131	613	17.7%
その他の有形固定資産	38,754	2,830	30,987	7,767	80.0%
無形固定資産	69,228	5,301	52,305	16,923	75.6%
その他	29,622	63	29,431	191	99.4%
合　計	358,474	14,111	228,441	130,032	63.7%

2 事業費明細表

(単位：百万円)

区　分	20年度	21年度	22年度
営業活動費	133,173	151,181	143,695
営業管理費	65,510	63,473	62,460
一般管理費	169,032	166,891	168,328
合　計	367,716	381,546	374,484

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金は、20年度4,769百万円、21年度4,649百万円、22年度4,618百万円です。

3 税金明細表

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
国税	9,215	13,247	12,856
消費税	8,726	9,148	8,824
地方法人特別税	—	3,727	3,690
印紙税	343	365	334
登録免許税	1	2	7
その他の国税	143	3	0
地方税	12,025	9,767	9,618
地方消費税	2,181	2,287	2,206
法人事業税	7,144	4,799	4,751
固定資産税	2,248	2,232	2,213
不動産取得税	6	0	0
事業所税	425	426	438
その他の地方税	18	21	9
合　計	21,240	23,015	22,475

4 リース取引

〈リース取引（借主側）〉

〔通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所得権移転外ファイナンス・リース取引〕

a. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

区　分	20年度			21年度			22年度		
	動産	その他	合計	動産	その他	合計	動産	その他	合計
取得価額相当額	8,028	—	8,028	7,972	—	7,972	6,015	—	6,015
減価償却累計額相当額	4,653	—	4,653	6,295	—	6,295	5,673	—	5,673
期末残高相当額	3,374	—	3,374	1,677	—	1,677	341	—	341

b. 未経過リース料期末残高相当額

（単位：百万円）

区　分	20年度			21年度			22年度		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	1,726	1,744	3,471	1,384	359	1,743	355	3	358

c. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
支払リース料	1,832	1,787	1,407
減価償却費相当額	1,739	1,695	1,335
支払利息相当額	100	60	23

d. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	取得価額相当額をリース期間定額法で償却した償却費
利息相当額の算定方法	発生ベースのリース料をリース期間で利息法により算定した利息額

◆保険契約高関係諸統計

1 保障機能別保有契約高

（単位：千件、百万円）

区分			保有件数及び金額					
			20年度末		21年度末		22年度末	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,306	123,579,949	8,262	115,626,802	8,304	108,660,230
		個人年金保険	—	—	—	—	—	—
		団体保険	24,197	33,898,072	23,764	33,479,674	23,421	32,559,816
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	32,503	157,478,022	32,027	149,106,477	31,725	141,220,047
	災害死亡	個人保険	(9,842)	(30,756,142)	(9,758)	(29,036,344)	(9,708)	(27,622,386)
		個人年金保険	(192)	(1,049,324)	(190)	(1,069,289)	(181)	(1,004,951)
		団体保険	(3,143)	(1,138,591)	(3,048)	(1,090,168)	(2,972)	(1,023,207)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(13,178)	(32,944,058)	(12,997)	(31,195,802)	(12,863)	(29,650,546)
	その他の条件付死亡	個人保険	(0)	(227)	(0)	(198)	(0)	(179)
		個人年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		団体保険	(78)	(68,356)	(73)	(59,075)	(72)	(56,835)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(78)	(68,584)	(73)	(59,273)	(72)	(57,014)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	189	509,002	196	487,815	202	465,719
		個人年金保険	2,270	12,067,566	2,371	12,442,691	2,376	12,382,277
		団体保険	0	166	0	143	0	219
		団体年金保険	—	—	—	—	—	—
		その他共計	2,477	12,623,416	2,584	12,973,014	2,593	12,886,598
	年金	個人保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		個人年金保険	(2,496)	(1,622,043)	(2,616)	(1,705,903)	(2,634)	(1,705,215)
		団体保険	(9)	(699)	(9)	(681)	(9)	(661)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(2,521)	(1,628,415)	(2,641)	(1,712,282)	(2,660)	(1,711,600)
	その他	個人保険	—	—	—	—	—	—
		個人年金保険	226	825,118	244	877,582	258	915,968
		団体保険	9	4,458	9	4,280	9	4,058
		団体年金保険	8,770	2,451,770	8,180	2,528,329	7,766	2,430,296
		その他共計	9,116	3,501,852	8,539	3,625,494	8,133	3,561,798
入院保障	災害入院	個人保険	(6,033)	(39,093)	(5,909)	(38,484)	(5,779)	(37,718)
		個人年金保険	(195)	(921)	(183)	(864)	(170)	(805)
		団体保険	(1,728)	(1,658)	(1,664)	(1,571)	(1,605)	(1,484)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(8,451)	(41,935)	(8,210)	(41,178)	(7,991)	(40,251)
	疾病入院	個人保険	(5,976)	(37,860)	(5,861)	(37,430)	(5,738)	(36,860)
		個人年金保険	(191)	(902)	(179)	(847)	(167)	(789)
		団体保険	(8)	(35)	(9)	(37)	(7)	(33)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(6,670)	(39,060)	(6,503)	(38,573)	(6,349)	(37,927)
	その他の条件付入院	個人保険	(10,149)	(54,515)	(10,368)	(85,939)	(10,284)	(126,041)
		個人年金保険	(69)	(300)	(66)	(336)	(62)	(377)
		団体保険	(59)	(15)	(58)	(16)	(58)	(13)
		団体年金保険	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
		その他共計	(10,279)	(54,831)	(10,493)	(86,291)	(10,405)	(126,432)

（注）1.（　）内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しています。
2. 団体保険、団体年金保険の件数は、被保険者数を表します。
3. 生存保障の「その他」欄の金額は責任準備金を表します。
4. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
5. 個人年金保険、団体保険の「満期・生存給付」欄は年金支払開始前契約の件数及びその年金支払開始時における年金原資、「年金」欄の金額は年金年額、「その他」欄は年金支払開始後契約の件数と責任準備金を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
7.「その他の条件付」欄は成人病医療特約、交通災害保障特約、団体定期保険労働災害保障特約等、特定の疾病または災害による保障を表します。

（単位：件）

区分		保有件数		
		20年度末	21年度末	22年度末
障害保障	個人保険	7,556,337	7,463,248	7,390,602
	個人年金保険	49,531	47,858	45,321
	団体保険	3,001,812	2,909,509	2,824,153
	団体年金保険	—	—	—
	その他共計	10,607,680	10,420,615	10,260,076
手術保障	個人保険	12,677,290	12,215,793	11,130,941
	個人年金保険	241,091	226,258	209,612
	団体保険	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—
	その他共計	12,918,381	12,442,051	11,340,553

2 年換算保険料

a. 保有契約

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	1,429,823	△3.0	1,425,036	△0.3	1,456,380	2.2
個人年金保険	646,932	9.6	728,302	12.6	727,745	△0.1
合　計	2,076,755	0.6	2,153,338	3.7	2,184,126	1.4
うち生前給付保障＋医療保障等	480,061	1.7	491,758	2.4	499,993	1.7

b. 新契約（新契約＋転換純増）

（単位：百万円、%）

区　分	20年度		21年度		22年度	
		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	99,415	△1.5	130,117	30.9	152,754	17.4
個人年金保険	74,767	19.6	101,199	35.4	25,908	△74.4
合　計	174,183	6.6	231,316	32.8	178,663	△22.8
うち生前給付保障＋医療保障等	43,384	△3.1	48,531	11.9	43,827	△9.7

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額等）を計上しています。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付及び保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

3 保有契約高及び新契約高

a. 保有契約高

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度末				21年度末				22年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	8,496	△2.0	124,088,951	△6.2	8,459	△0.4	116,114,618	△6.4	8,506	0.6	109,125,950	△6.0
個人年金保険	2,496	3.8	12,892,684	2.3	2,616	4.8	13,320,273	3.3	2,634	0.7	13,298,245	△0.2
団体保険	—	—	33,902,697	0.1	—	—	33,484,098	△1.2	—	—	32,564,094	△2.7
団体年金保険	—	—	2,451,770	△8.3	—	—	2,528,329	3.1	—	—	2,430,296	△3.9

（注）1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

b. 新契約高（新契約＋転換純増）

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度						21年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	917	7.8	5,290,835	△17.8	5,421,979	△131,144	1,017	10.9	4,659,291	△11.9	5,291,466	△632,175
個人年金保険	195	△10.8	855,461	△14.1	883,397	△27,936	222	13.6	959,197	12.1	987,051	△27,854
団体保険	—	—	221,188	△25.9	221,188	—	—	—	195,856	△11.5	195,856	—
団体年金保険	—	—	655	8.1	655	—	—	—	2,021	208.4	2,021	—

区　分	22年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	1,036	1.9	3,894,737	△16.4	4,751,004	△856,267
個人年金保険	120	△45.6	518,106	△46.0	545,967	△27,860
団体保険	—	—	118,438	△39.5	118,438	—
団体年金保険	—	—	3,261	61.4	3,261	—

（注）1. 件数は、新契約に転換後契約及び保障一括見直し後契約を加えた数値です。
2. 転換による純増加には、保障一括見直しによる純増加の金額を含みます。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

4 保有契約高の推移

（単位：千件、百万円、%）

区分			20年度末				21年度末				22年度末			
			件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	死亡保険	終身保険	803	8.2	5,263,949	1.3	921	14.7	5,712,025	8.5	1,108	20.3	6,646,076	16.4
		定期付終身保険	1,630	△11.8	25,321,051	△23.3	1,461	△10.4	19,459,078	△23.2	1,354	△7.3	15,826,504	△18.7
		利率変動型積立終身保険	3,335	5.0	78,572,593	1.5	3,461	3.8	77,554,538	△1.3	3,506	1.3	74,481,420	△4.0
		定期保険	245	△12.6	3,193,884	△9.5	213	△13.0	2,885,341	△9.7	191	△10.2	2,677,978	△7.2
		その他共計	6,596	0.6	115,072,899	△5.8	6,747	2.3	108,136,019	△6.0	6,946	2.9	101,980,390	△5.7
	生死混合保険	養老保険	797	△8.1	3,441,145	△7.6	735	△7.8	3,186,279	△7.4	687	△6.5	2,981,086	△6.4
		定期付養老保険	359	△17.3	2,369,699	△14.2	292	△18.8	2,016,601	△14.9	236	△18.9	1,733,322	△14.0
		生存給付金付定期保険	257	△8.0	1,462,746	△15.4	244	△4.8	1,282,721	△12.3	237	△2.9	1,151,979	△10.2
		その他共計	1,839	△9.8	8,779,012	△11.8	1,658	△9.9	7,775,452	△11.4	1,512	△8.8	6,976,202	△10.3
	生存保険	保障付積立保険	36	△13.5	32,412	△14.8	33	△9.1	29,177	△10.0	30	△8.1	26,523	△9.1
		その他共計	59	△13.1	237,039	△13.7	53	△10.6	203,146	△14.3	47	△11.0	169,357	△16.6
	計(1)		8,496	△2.0	124,088,951	△6.2	8,459	△0.4	116,114,618	△6.4	8,506	0.6	109,125,950	△6.0
個人年金保険(2)			2,496	3.8	12,892,684	2.3	2,616	4.8	13,320,273	3.3	2,634	0.7	13,298,245	△0.2
(1)＋(2)合計			10,992	△0.7	136,981,636	△5.5	11,076	0.8	129,434,892	△5.5	11,141	0.6	122,424,196	△5.4
団体保険	団体定期保険		8,043	△0.3	6,710,713	△0.4	7,889	△1.9	6,542,576	△2.5	7,907	0.2	6,218,106	△5.0
	総合福祉団体定期保険		3,859	1.8	10,173,665	0.9	3,840	△0.5	10,094,291	△0.8	3,767	△1.9	9,564,745	△5.2
	団体信用生命保険		12,239	△2.0	16,959,643	△0.2	11,981	△2.1	16,788,699	△1.0	11,693	△2.4	16,725,825	△0.4
	消費者信用団体生命保険		55	△3.5	21,186	△6.8	53	△3.1	19,344	△8.7	52	△2.7	17,655	△8.7
	団体終身保険		0	△2.1	242	△4.3	0	△6.4	221	△8.5	0	△9.1	194	△12.3
	心身障害者扶養者生命保険		61	△5.2	32,621	△5.1	59	△3.9	34,541	5.9	57	△3.9	33,289	△3.6
	年金払特約		9	△1.0	4,624	△5.6	9	△0.9	4,424	△4.3	9	△0.5	4,277	△3.3
	計(3)		24,207	△0.9	33,902,697	0.1	23,774	△1.8	33,484,098	△1.2	23,431	△1.4	32,564,094	△2.7
(1)＋(2)＋(3)合計			35,199	△0.8	170,884,334	△4.4	34,850	△1.0	162,918,990	△4.7	34,572	△0.8	154,988,290	△4.9
団体年金保険	企業年金保険		51	△0.7	61,746	△3.5	50	△2.1	59,332	△3.9	2	△95.6	349	△99.4
	新企業年金保険		4,802	△3.9	609,391	△22.1	4,222	△12.1	504,089	△17.3	4,003	△5.2	235,908	△53.2
	拠出型企業年金保険		2,718	△6.1	859,065	△5.2	2,736	0.7	855,080	△0.5	2,625	△4.1	829,115	△3.0
	厚生年金基金保険		1,198	△4.1	281,265	△15.3	1,171	△2.3	304,471	8.3	1,135	△3.1	287,672	△5.5
	国民年金基金保険		—	—	5	△19.8	—	—	6	9.0	—	—	6	8.4
	団体生存保険		—	—	29,748	△0.1	—	—	26,857	△9.7	—	—	31,295	16.5
	確定給付企業年金保険		—	—	580,444	8.6	—	—	743,239	28.0	—	—	1,004,487	35.1
	確定拠出年金保険		—	—	30,101	20.4	—	—	35,250	17.1	—	—	41,460	17.6
	計		8,770	△4.6	2,451,770	△8.3	8,180	△6.7	2,528,329	3.1	7,766	△5.1	2,430,296	△3.9
財形保険			94	△7.2	189,822	△3.0	88	△6.2	184,434	△2.8	83	△5.5	180,681	△2.0
財形年金保険			32	△3.9	77,364	△4.9	31	△4.2	73,232	△5.3	29	△3.9	69,176	△5.5
医療保障保険			493	△2.0	262	△0.6	452	△8.3	257	△1.9	436	△3.7	243	△5.5
就業不能保障保険			37	△15.9	1,287	△28.6	34	△8.2	881	△31.5	25	△25.2	600	△31.9
災害・疾病関係特約	災害割増特約		2,228	△5.0	13,333,807	△7.4	2,111	△5.3	12,312,319	△7.7	2,007	△4.9	11,407,037	△7.4
	災害保障特約		46	△12.1	60,075	△12.1	40	△12.5	52,524	△12.6	35	△12.8	45,702	△13.0
	傷害特約		4,235	△4.2	17,459,284	△4.6	4,070	△3.9	16,626,567	△4.8	3,947	△3.0	15,881,320	△4.5
	傷害損傷特約		3,209	2.5	165,252	2.6	3,302	2.9	170,236	3.0	3,368	2.0	173,803	2.1
	総合医療特約		—	—	—	—	285	—	2,049	—	821	188.2	5,883	187.1
	災害入院特約		5,592	△4.2	36,476	△3.5	5,064	△9.4	33,146	△9.1	4,293	△15.2	27,974	△15.6
	疾病特約		5,649	△4.0	35,699	△3.2	5,129	△9.2	32,550	△8.8	4,360	△15.0	27,561	△15.3
	成人病特約		2,766	△2.1	13,520	△2.4	2,697	△2.5	13,170	△2.6	2,588	△4.0	12,646	△4.0
	その他の条件付入院特約		7,332	3.5	40,535	13.1	7,634	4.1	72,456	78.7	7,669	0.5	113,215	56.3
	先進医療特約		1,287	90.8	—	—	1,882	46.3	—	—	2,370	25.9	—	—

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 心身障害者扶養者生命保険の件数は、計には含みません。
3. 金額欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険・団体保険（年金払特約）は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は責任準備金を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計、財形年金積立保険は責任準備金を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。
4. 傷害損傷特約の金額は給付金額を、入院特約の金額は入院給付日額を表します。
5. 災害保障特約には交通災害保障特約を含みます。
6. 疾病特約には限定告知型医療特約を含みます。

5 新契約高の推移（新契約+転換による増加）

（単位：千件、百万円、%）

区分			20年度				21年度				22年度			
			件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比	件数	前年度比	金額	前年度比
個人保険	死亡保険	終身保険	110	112.2	418,844	100.8	171	55.1	806,656	92.6	240	40.5	1,260,421	56.3
		定期付終身保険	1	△27.2	56,137	△28.5	1	△1.7	49,410	△12.0	3	77.4	80,212	62.3
		利率変動型積立終身保険	556	4.8	13,276,019	0.6	568	2.1	12,146,401	△8.5	531	△6.5	10,882,298	△10.4
		定期保険	12	△25.3	318,238	△23.7	10	△15.2	266,891	△16.1	9	△14.3	246,366	△7.7
		その他共計	803	10.5	14,221,896	1.0	922	14.9	13,444,928	△5.5	948	2.8	12,636,954	△6.0
	生死混合保険	養老保険	54	20.0	185,282	11.7	36	△34.0	123,466	△33.4	33	△5.9	113,480	△8.1
		定期付養老保険	1	△39.2	25,263	△40.3	1	11.6	24,613	△2.6	1	△26.5	17,285	△29.8
		生存給付金付定期保険	27	△31.3	130,703	△37.5	30	10.4	138,095	5.7	28	△5.7	118,482	△14.2
		その他共計	107	△6.8	411,823	△18.3	88	△17.4	346,489	△15.9	82	△6.8	301,677	△12.9
	生存保険	保障付積立保険	6	△18.7	5,395	△19.4	5	△13.4	4,581	△15.1	5	3.7	4,751	3.7
		その他共計	6	△20.6	10,753	△28.6	5	△13.7	8,146	△24.2	5	△4.1	4,751	△41.7
	計（1）		917	7.8	14,644,473	0.3	1,017	10.9	13,799,564	△5.8	1,036	1.9	12,943,384	△6.2
個人年金保険（2）			195	△10.8	889,728	△13.1	222	13.6	996,706	12.0	120	△45.6	553,752	△44.4
（1）＋（2）合計			1,113	4.0	15,534,202	△0.5	1,239	11.4	14,796,270	△4.8	1,157	△6.6	13,497,136	△8.8
団体保険	団体定期保険		42	△61.2	21,086	△68.9	23	△44.4	21,719	3.0	56	139.1	14,868	△31.5
	総合福祉団体定期保険		65	△22.7	193,400	19.6	60	△7.5	150,906	△22.0	66	10.1	103,471	△31.4
	団体信用生命保険		13	△81.0	6,701	△90.3	32	134.6	23,230	246.7	0	△99.4	97	△99.6
	消費者信用団体生命保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体終身保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	心身障害者扶養者生命保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	年金払特約		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計（3）		121	△54.5	221,188	△25.9	116	△4.2	195,856	△11.5	123	5.7	118,438	△39.5
（1）＋（2）＋（3）合計			1,234	△7.7	15,755,390	△1.0	1,356	9.8	14,992,127	△4.8	1,280	△5.6	13,615,575	△9.2
団体年金保険	企業年金保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	新企業年金保険		23	0.5	56	21.7	10	△54.4	133	134.7	5	△45.4	33	△74.9
	拠出型企業年金保険		6	231.6	16	179.5	1	△82.2	9	△43.4	0	△81.9	0	△89.9
	厚生年金基金保険		2	△49.6	4	—	3	21.0	—	△100.0	7	116.1	—	—
	国民年金基金保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	団体生存保険		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	確定給付企業年金保険		—	—	559	8.1	—	—	1,857	232.3	—	—	3,201	72.3
	確定拠出年金保険		—	—	19	△47.9	—	—	21	10.1	—	—	25	21.8
	計		32	6.4	655	8.1	15	△53.5	2,021	208.4	13	△11.4	3,261	61.4
財形保険			1	△16.2	65	△11.4	1	△10.7	108	65.4	1	△16.5	63	△41.6
財形年金保険			0	6.2	25	29.3	0	△13.8	14	△44.0	0	15.3	16	14.6
医療保障保険			0	△80.4	0	△67.7	0	239.9	2	1,024.4	0	54.0	1	△58.5
就業不能保障保険			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険・就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 金額欄には主たる保障額を記載しています。
a. 個人年金保険は年金支払開始時における年金原資を表します。
b. 団体年金保険・財形保険は第1回収入保険料を表します。
c. 財形年金保険については、財形年金保険は年金支払開始時における年金原資、財形年金積立保険は第1回収入保険料を表します。
d. 医療保障保険は入院給付日額を表します。
e. 就業不能保障保険は就業不能保険金月額を表します。
3. 個人保険・個人年金保険には転換による増加及び保障一括見直しによる増加を含みます。

6 個人保険・個人年金保険種類別新契約の推移（新契約＋転換による増加）

（単位：千件、百万円、%）

区分				20年度			21年度			22年度		
				件数	占率	金額	件数	占率	金額	件数	占率	金額
個人保険	死亡保険	終身保険	終身保険（終身保険、バラ色人生、充実クラブJ（II）、ふるはーとJロード（II））	93	10.2	398,091	155	15.3	787,591	228	22.0	1,243,711
			連生終身保険〔アンサンブル〕	0	0.0	83	0	0.0	76	0	0.0	55
			特定疾病保障終身保険〔リガード〕	0	0.1	3,112	0	0.1	3,176	1	0.1	4,183
			限定告知型終身保険〔千客万頼〕	16	1.7	16,957	14	1.4	15,264	11	1.1	12,038
			一時払退職後終身保険	0	0.0	599	0	0.0	547	0	0.0	433
				110	12.0	418,844	171	16.8	806,656	240	23.2	1,260,421
		定期付終身保険〔Wステージ、（楽々）アンサンブル〕		1	0.2	56,137	1	0.2	49,410	3	0.3	80,212
		利率変動型積立終身保険〔ライブワン、Qパック〕		556	60.7	13,276,019	568	55.9	12,146,401	531	51.3	10,882,298
		定期保険	定期保険〔定期保険、エンブレム新長期プラン、エンブレムYOU〕	10	1.2	309,560	9	0.9	259,288	7	0.8	239,757
			特定疾病保障定期保険〔リガード〕	1	0.2	7,486	1	0.1	6,860	1	0.1	6,037
			重度慢性疾患保障保険〔Vガード〕	0	0.0	1,190	0	0.0	742	0	0.0	570
				12	1.4	318,238	10	1.1	266,891	9	0.9	246,366
		医療保険〔ドクターKING、たよれるYOU〕		121	13.2	81,245	170	16.7	99,809	163	15.8	102,195
		定期特約		(14)	(1.6)	71,409	(16)	(1.6)	75,758	(14)	(1.4)	65,461
		計		803	87.5	14,221,896	922	90.7	13,444,928	948	91.5	12,636,954
	生死混合保険	養老保険	養老保険〔自由保険〕	54	5.9	183,369	35	3.5	122,391	33	3.3	113,480
			特別養老保険〔一病息災〕	0	0.1	1,913	0	0.0	1,074	0	0.0	0
				54	6.0	185,282	36	3.5	123,466	33	3.3	113,480
		定期付養老保険〔しあわせの保険〕		1	0.2	25,263	1	0.2	24,613	1	0.1	17,285
		生存給付金付定期保険〔記念日宣言〕		27	3.0	130,703	30	3.0	138,095	28	2.7	118,482
		こども保険〔こどもすくすく保険〕		24	2.6	70,573	20	2.1	60,313	19	1.9	52,429
		計		107	11.7	411,823	88	8.7	346,489	82	8.0	301,677
	生存保険	保障付積立保険		6	0.7	5,395	5	0.5	4,581	5	0.5	4,751
		介護年金保障保険〔元気らぶ〕		0	0.1	5,358	0	0.0	3,565	—	—	—
		計		6	0.7	10,753	5	0.6	8,146	5	0.5	4,751
	合計			917	100.0	14,644,473	1,017	100.0	13,799,564	1,036	100.0	12,943,384
個人年金保険	定額個人年金保険	個人年金保険〔新たのしみ年金〕		18	9.3	79,399	14	6.6	63,192	16	13.4	68,489
		生存保障重視型個人年金保険〔たのしみ1番〕		98	50.2	454,631	101	45.5	469,362	103	85.9	481,286
		予定利率変動型個人年金保険〔たのしみFA3つの納得〕		0	0.1	339	3	1.7	15,890	0	0.4	2,031
	変額個人年金保険			79	40.4	355,357	102	46.1	448,261	0	0.4	1,945
	合計			195	100.0	889,728	222	100.0	996,706	120	100.0	553,752

（注）1.〔　〕は現在使用している主な販売名称を表します。
2. 転換契約には保障一括見直し契約を含みます。
3.（　）内数値は、合計件数、合計占率には含みません。

7 個人保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	8,666	132,342,906	8,496	124,088,951	8,459	116,114,618
新契約	550	5,421,979	627	5,291,466	651	4,751,004
更新	15	89,272	12	63,865	8	45,468
復活	34	578,243	32	519,259	33	478,864
転換による増加	367	9,222,494	389	8,508,097	385	8,192,379
死亡	36	319,887	36	307,541	38	312,127
満期	220	781,556	193	648,033	165	534,862
保険金額の減少	(173)	1,846,391	(179)	1,803,776	(152)	1,463,964
転換による減少	369	9,353,638	389	9,140,273	383	9,048,646
解約	399	6,734,797	389	6,380,888	352	5,435,668
失効	142	2,331,247	129	1,990,023	118	1,682,193
その他の増減	31	△2,198,426	39	△2,086,486	26	△1,978,921
年末現在	8,496	124,088,951	8,459	116,114,618	8,506	109,125,950
（増加率）	(△2.0)	(△6.2)	(△0.4)	(△6.4)	(0.6)	(△6.0)
純増加	△170	△8,253,955	△36	△7,974,333	46	△6,988,667
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）1. 金額は死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の数値の合計を表します。
2. (　)内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。
3. 転換による増加及び減少には、保障一括見直しによる増加及び減少を含みます。

8 個人年金保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	2,404	〈1,564,700〉 12,608,431	2,496	〈1,622,043〉 12,892,684	2,616	〈1,705,903〉 13,320,273
新契約	194	〈124,413〉 883,397	220	〈145,747〉 987,051	119	〈66,191〉 545,967
復活	0	4,146	0	2,663	0	2,773
転換による増加	0	6,331	1	9,654	1	7,785
死亡	6	33,824	6	36,371	7	41,502
支払満了	9	31	10	36	14	49
金額の減少	(2)	9,250	(4)	11,473	(4)	11,012
転換による減少	6	34,267	7	37,509	7	35,646
解約	73	355,073	70	345,158	65	327,247
失効	7	36,413	6	28,104	5	26,473
その他の増減	△1	△140,759	△0	△113,126	△2	△136,621
年末現在 （増加率）	2,496 (3.8)	〈1,622,043〉 12,892,684 (2.3)	2,616 (4.8)	〈1,705,903〉 13,320,273 (3.3)	2,634 (0.7)	〈1,705,215〉 13,298,245 (△0.2)
純増加 （増加率）	91 (△23.1)	284,253 (△36.9)	120 (31.2)	427,588 (50.4)	17 (△85.1)	△22,028 (—)

（注）1. 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計を表します。
2. 〈　〉は、年始現在・新契約・年末現在の年金年額を表します。
3. (　)内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

9 団体保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	24,414	33,883,614	24,207	33,902,697	23,774	33,484,098
新契約	121	221,188	116	195,856	123	118,438
更新	11,639	16,546,891	11,624	16,424,706	11,460	16,114,505
中途加入	2,049	2,833,892	1,881	2,759,909	1,843	2,710,225
保険金額の増加	(775)	969,904	(566)	786,995	(592)	694,639
死亡	53	59,569	52	57,737	51	55,369
満期	11,727	16,703,344	11,758	16,595,002	11,563	16,307,830
脱退	2,186	2,095,631	2,197	2,283,500	2,080	2,305,111
保険金額の減少	(476)	622,417	(487)	651,891	(430)	905,688
解約	49	156,407	46	112,814	75	84,108
失効	2	10,113	1	6,990	1	6,289
その他の増減	1	△905,310	1	△878,130	1	△893,415
年末現在	24,207	33,902,697	23,774	33,484,098	23,431	32,564,094
（増加率）	(△0.9)	(0.1)	(△1.8)	(△1.2)	(△1.4)	(△2.7)
純増加	△207	19,083	△432	△418,598	△343	△920,004
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）1. 金額は死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主たる保障部分の数値の合計を表します。
2. 件数は被保険者数を表します。
3. (　)内数値は、年末現在及び純増加の数値に含みません。

10 団体年金保険の異動状況の推移

（単位：千件、百万円、%）

区　分	20年度		21年度		22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
年始現在	9,193	2,674,058	8,770	2,451,770	8,180	2,528,329
新契約	32	655	15	2,021	13	3,261
年金支払	2,411	85,599	2,469	91,671	2,421	95,266
一時金支払	714	173,901	642	180,237	649	148,101
解約	148	68,981	462	68,841	162	147,194
年末現在	8,770	2,451,770	8,180	2,528,329	7,766	2,430,296
（増加率）	(△4.6)	(△8.3)	(△6.7)	(3.1)	(△5.1)	(△3.9)
純増加	△422	△222,288	△590	76,558	△414	△98,032
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

（注）1.「年始現在」「年末現在」の金額は責任準備金を表します。
2.「新契約」の金額は第1回収入保険料を表します。
3. 件数は被保険者数を表します。

◆特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
	金額	金額	金額
個人変額保険	54,755	61,251	56,648
変額個人年金保険	1,932,740	2,526,030	2,392,426
団体年金保険	624,628	689,623	638,129
特別勘定計	2,612,125	3,276,905	3,087,203

2 個人変額保険及び変額個人年金保険特別勘定の状況

a. 運用概況

平成22年度の株式市場は、欧米の景気改善・企業業績回復期待から外国株式は上昇しましたが、国内株式は東日本大震災の影響等もあり、大きく下落しました。日米の長期金利は、金融緩和政策や欧州の財政不安によるリスク回避姿勢の強まりなどから低下しました。

こうした市場環境のなかで、個人変額保険特別勘定については、年度後半にかけて国内外の株式の構成比をやや高めとし、株式相場の戻り局面では構成比の引下げを、逆に相場が下落した局面では構成比の引き上げを行いました。変額個人年金保険のうち自社で運用する特別勘定については、基本資産配分並みの構成比を基本としつつ、相場の見通しに応じて構成比の調整を行いました。変額個人年金保険のうち投資信託を主な投資対象とする特別勘定については、投資信託の組入れ比率を高位に保ちました。

b. 保有契約高

●個人変額保険

（単位：件、百万円）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人変額保険（有期型）	504	2,044	477	1,959	421	1,748
個人変額保険（終身型）	63,335	329,669	62,388	323,528	61,324	317,331
合　計	63,839	331,714	62,865	325,488	61,745	319,080

（注）保有契約高には、定期保険特約部分を含みます。

●変額個人年金保険

（単位：件、百万円）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
変額個人年金保険	565,569	2,349,496	652,770	2,733,219	636,062	2,637,904

c. 特別勘定資産の内訳

●個人変額保険

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	3,227	5.9	1,068	1.7	—	—
有価証券	49,454	90.3	58,397	95.3	52,939	93.5
公社債	15,893	29.0	17,934	29.3	17,383	30.7
株　式	18,083	33.0	21,824	35.6	17,972	31.7
外国証券	15,478	28.3	18,639	30.4	17,583	31.0
公社債	7,306	13.3	6,660	10.9	5,256	9.3
株式等	8,171	14.9	11,979	19.6	12,327	21.8
その他の証券	—	—	—	—	—	—
貸　付　金	—	—	—	—	—	—
その他	2,073	3.8	1,784	2.9	3,708	6.5
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合　　計	54,755	100.0	61,251	100.0	56,648	100.0

●変額個人年金保険

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	88,363	4.6	84,830	3.4	872	0.0
有価証券	1,794,558	92.9	2,414,929	95.6	2,280,587	95.3
公社債	862,196	44.6	879,350	34.8	865,864	36.2
株　式	391,644	20.3	425,929	16.9	376,549	15.7
外国証券	282,862	14.6	341,713	13.5	323,753	13.5
公社債	199,385	10.3	253,288	10.0	219,781	9.2
株式等	83,476	4.3	88,424	3.5	103,972	4.3
その他の証券	257,855	13.3	767,936	30.4	714,419	29.9
貸　付　金	—	—	—	—	—	—
その他	49,818	2.6	26,270	1.0	110,966	4.6
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
合　　計	1,932,740	100.0	2,526,030	100.0	2,392,426	100.0

d. 運用収支状況

●個人変額保険

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	1,461	1,181	1,148
有価証券売却益	788	761	1,054
有価証券償還益	0	1	10
有価証券評価益	9,102	20,367	11,177
為替差益	62	20	15
金融派生商品収益	221	106	222
その他の収益	38	34	9
有価証券売却損	5,001	3,534	2,755
有価証券償還損	—	—	0
有価証券評価損	22,259	8,944	11,987
為替差損	29	17	17
金融派生商品費用	136	68	83
その他の費用	0	0	0
収支差額	△15,751	9,908	△1,207

（注）20年度の有価証券評価益 9,102百万円には有価証券振戻益 8,271百万円が、有価証券評価損 22,259百万円には有価証券振戻損 5,293百万円がそれぞれ含まれています。21年度の有価証券評価益 20,367百万円には有価証券振戻益 16,965百万円が、有価証券評価損 8,944百万円には有価証券振戻損 831百万円がそれぞれ含まれています。22年度の有価証券評価益 11,177百万円には有価証券振戻益 8,112百万円が、有価証券評価損 11,987百万円には有価証券振戻損 3,401百万円がそれぞれ含まれています。

●変額個人年金保険

（単位：百万円）

区　分	20年度	21年度	22年度
	金額	金額	金額
利息配当金等収入	34,528	34,189	35,150
有価証券売却益	8,440	13,319	15,129
有価証券償還益	152	21	60
有価証券評価益	137,424	393,526	210,909
為替差益	2,042	988	1,197
金融派生商品収益	4,703	11,673	13,173
その他の収益	281	304	97
有価証券売却損	62,247	68,158	46,273
有価証券償還損	51	114	23
有価証券評価損	344,607	138,652	232,491
為替差損	1,716	480	964
金融派生商品費用	17,327	12,663	6,365
その他の費用	8,672	5,498	2,894
収支差額	△247,049	228,456	△13,298

（注）20年度の有価証券評価益 137,424百万円には有価証券振戻益 117,525百万円が、有価証券評価損 344,607百万円には有価証券振戻損 36,706百万円がそれぞれ含まれています。21年度の有価証券評価益 393,526百万円には有価証券振戻益 307,900百万円が、有価証券評価損 138,652百万円には有価証券振戻損 19,728百万円がそれぞれ含まれています。22年度の有価証券評価益 210,909百万円には有価証券振戻益 118,753百万円が、有価証券評価損 232,491百万円には有価証券振戻損 85,626百万円がそれぞれ含まれています。

e.有価証券等の時価情報

●売買目的有価証券

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	49,454	△16,134	58,397	△4,710	52,939	△5,520

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	20年度末		21年度末		22年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	1,794,558	△288,001	2,414,929	△33,127	2,280,587	△54,709

●金銭の信託の時価情報

<個人変額保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

f.デリバティブ取引の時価情報

●差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区　分	20年度末						21年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	△24	—	—	△24
合　計	—	—	—	—	—	—	—	—	△24	—	—	△24

区　分	22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—
合　計	—	—	—	—	—	—

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区　分	20年度末						21年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	—	—	—	—	—	—	△837	△150	—	—	△987
合　計	—	—	—	—	—	—	—	△837	△150	—	—	△987

区　分	22年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△1,097	16	—	—	△1,081
合　計	—	△1,097	16	—	—	△1,081

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

●金利関連

<個人変額保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

●通貨関連

<個人変額保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末				21年度末				22年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	**為替予約**												
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（米ドル）	—	—	—	—	66,933	—	△837	△837	40,928	—	△1,097	△1,097
	（ユーロ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（英ポンド）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（豪ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（スイスフラン）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（加ドル）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（スウェーデンクローナ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（デンマーククローネ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（シンガポールドル）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	（ニュージーランドドル）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計					—				△837				△1,097

（注）1. 年度末の為替相場は先物相場を使用しています。
2. 外貨建金銭債権債務等に為替予約が付されていることにより、決済時における円貨額が確定している外貨建債権債務等で、貸借対照表において当該円貨額で表示されているものについては、開示の対象より除いています。
3. 差損益欄には、先物取引の契約額と時価との差額を記載しています。

●株式関連

<個人変額保険>

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末				21年度末				22年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	**株価指数先物**												
	売建	—	—	—	—	673	—	△24	△24	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計					—				△24				—

<変額個人年金保険>

（単位：百万円）

区分	種類	20年度末				21年度末				22年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	**株価指数先物**												
	売建	—	—	—	—	8,086	—	△150	△150	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—	2,376	—	16	16
合計					—				△150				16

●債券関連

<個人変額保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

●その他

<個人変額保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

<変額個人年金保険>

20年度以降期末残高がないため、記載していません。

個人変額保険・変額個人年金保険のうち最低保証付変額保険（年金受取型）については、別途事業年度末閲覧資料「平成22年度変額保険（特別勘定）・最低保証付変額保険（特別勘定）の概況」を作成し、本社・支社に備え置いています。

3 団体年金保険特別勘定の状況

a. 団体年金保険特別勘定特約の受託状況

（単位：件、億円）

	20年度末		21年度末		22年度末	
	件数	時価残高	件数	時価残高	件数	時価残高
第1特約	1,956	5,902	1,911	6,619	1,805	6,066
第2特約	1	203	1	246	1	290
合　計	1,957	6,105	1,912	6,865	1,806	6,356

（注）1. 件数は、各年度末に時価残高のある団体数です。
2. 特別勘定第1特約は、複数の団体年金のご契約資金を合同運用しています。特別勘定第2特約は、年金資産を個々のご契約ごとに単独運用しています。

b. 特別勘定第1特約（総合口）の状況

●基本ポートフォリオおよび平成22年度運用計画

（単位：%）

	長期基本ポートフォリオ			
	構成比	レンジ	期待収益率	標準偏差
国内債券	31	16～46	1.60	3.56
国内株式	36	21～51	7.00	18.34
外国債券	13	3～23	3.00	10.57
外国株式	18	8～28	8.00	17.67
現預金等	2	－	1.50	0.72
合　計	100	－	4.88	7.96

（単位：%）

	22年度運用計画		
	計画構成比	期待収益率	標準偏差
国内債券	31	0.97	2.01
国内株式	34	8.72	17.92
外国債券	11	3.91	10.01
外国株式	22	13.11	20.36
現預金等	2	0.10	0.06
合　計	100	6.58	10.17

●運用実績の推移

（単位：%）

	20年度			21年度			22年度		
	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益	ファンド	ベンチマーク	超過収益
国内債券	0.47	1.34	△0.87	2.22	2.04	0.18	2.20	1.81	0.39
国内株式	△34.81	△34.78	△0.03	31.06	28.47	2.59	△8.50	△9.23	0.73
外国債券	△7.43	△7.18	△0.25	0.15	0.18	△0.03	△7.41	△7.54	0.13
外国株式	△43.27	△43.32	0.05	45.07	46.75	△1.69	2.84	2.41	0.43
現預金等	1.31	0.36	0.94	0.30	0.10	0.20	△0.21	0.09	△0.30
合　計	△21.08	△22.95	1.87	18.96	17.70	1.26	△2.17	△2.54	0.36

（注）1. ファンドの各資産の実績は時間加重収益率、合計の実績はユニット価格伸び率を掲載しております。
2. 現預金等の時間加重収益率には、外国資産売買約定時の「外貨未収・未払金」に係る為替差損益の影響が含まれております。これは約定日の為替レートと資金受渡し時の為替レートを比べて変動した部分が現預金等の時間加重収益率として計上されるものです。
3. 合計のベンチマーク収益率は、各資産のベンチマーク収益率を各年度計画構成比で加重した値です。

●平成22年度運用状況

・平成22年度のパフォーマンスは△2.17％となり、年度運用計画をもとにした複合ベンチマーク対比でアウトパフォームしました。
・資産配分の面では、第1四半期における国内債券のアンダーウエイト、第4四半期の国内株式のオーバーウエイト等が、マイナス寄与しました。
・個別資産の面では、国内株式を中心に4資産ともアウトパフォームし、プラス寄与しました。

●資産別時価残高の推移

（単位：百万円、%）

	20年度末		21年度末		22年度末	
	時価残高	構成比	時価残高	構成比	時価残高	構成比
国内債券	98,560	33.1	98,529	31.0	74,290	31.2
国内株式	104,922	35.2	115,912	36.5	80,353	33.7
外国債券	38,148	12.8	33,540	10.6	22,995	9.7
外国株式	51,738	17.4	62,774	19.8	52,945	22.2
現預金等	4,642	1.6	7,081	2.2	7,591	3.2
合　計	298,011	100.0	317,836	100.0	238,173	100.0

◆経営諸指標

1 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区　分	20年度	21年度	22年度
新契約平均保険金	9,857	8,426	7,294
保有契約平均保険金	14,605	13,726	12,828

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

2 新契約率(対年度始)

(単位:%)

区　分	20年度	21年度	22年度
個人保険	4.1	4.3	4.1
個人年金保険	7.0	7.7	4.1
団体保険	0.7	0.6	0.4

(注)転換契約は含みません。

3 解約失効率(対年度始)

(単位:%)

区　分	20年度	21年度	22年度
個人保険	6.9	6.7	6.1
個人年金保険	3.1	2.9	2.7
団体保険	0.5	0.4	0.3

4 個人保険新契約年間平均保険料(月払契約)

(単位:円)

20年度	21年度	22年度
134,924	130,200	134,876

(注)転換契約は含みません。

5 死亡率(個人保険主契約)

a. 件数率

(単位:‰)

20年度	21年度	22年度
4.23	4.26	4.57

b. 金額率

(単位:‰)

20年度	21年度	22年度
2.49	2.56	2.77

6 特約発生率（個人保険+個人年金保険）

（単位：‰）

区　分		20年度	21年度	22年度
災害死亡保障契約	件数	0.23	0.23	0.25
	金額	0.18	0.18	0.21
障害保障契約	件数	0.27	0.27	0.29
	金額	0.09	0.09	0.10
災害入院保障契約	件数	4.41	4.77	5.25
	金額	142	135	142
疾病入院保障契約	件数	45.36	51.59	56.27
	金額	974	971	1,005
成人病入院保障契約	件数	12.81	14.33	15.70
	金額	422	414	440
疾病・傷害手術保障契約	件数	40.48	47.51	50.25
成人病手術保障契約	件数	6.64	7.62	8.79

7 事業費率（対収入保険料）

（単位：%）

20年度	21年度	22年度
14.5	12.5	12.5

8 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

（単位：社）

20年度	21年度	22年度
9 (4)	9 (4)	9 (4)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

（単位：%）

20年度	21年度	22年度
88.0 (100.0)	87.1 (100.0)	90.9 (100.0)

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

（単位：%）

区　分	20年度	21年度	22年度
A－以上	85.1 (100.0)	85.3 (100.0)	85.3 (100.0)
BBB－以上	— (—)	— (—)	— (—)
その他〔格付なしを含む〕	14.9 (—)	14.7 (—)	14.7 (—)
合計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

（注）1. 格付は、以下の方法により区分しています。
a. スタンダード＆プアーズ社（S＆P社）の格付を使用し、同社の格付がない場合は「その他〔格付なしを含む〕」に区分しています。
b. 各事業年度末時点の格付に基づいています。
2. （　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

11 未だ収受していない再保険金の額

（単位：百万円）

20年度	21年度	22年度
111 （35）	159 （9）	110 （8）

（注）（　）内には、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険の場合の数値を記載しています。

12 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：%）

区分		20年度	21年度	22年度
第三分野発生率		30.1	30.8	32.3
	医療（疾病）	33.6	34.6	34.8
	がん	35.5	35.3	37.7
	介護	24.7	24.9	26.7
	その他	24.0	24.8	29.0

（注）1. 保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。
2. 発生保険金額は、「保険金・給付金額等の支払額」「対応する支払備金繰入額」および「保険金支払に係る事業費等」の合計額としています。
3. 経過保険料は、「年度始保有契約と年度末保有契約の年換算保険料の和半」等としています。
4. 生前給付・医療保障と死亡保障等が組み込まれている保険種類（特約）については、死亡保障等に該当する部分を発生保険金額および経過保険料に含めています。

13 各種ローン金利

（単位：%）

貸付の種類	一般貸付標準金利（長期プライムレート）		貸付の種類	一般貸付標準金利（長期プライムレート）		貸付の種類	一般貸付標準金利（長期プライムレート）	
20年度	4月10日	2.10	21年度	4月10日	2.30	22年度	4月 9日	1.65
	5月 9日	2.40		5月 8日	2.10		5月11日	1.60
	6月10日	2.45		6月10日	2.10		6月10日	1.45
	7月10日	2.40		7月10日	1.90		7月 9日	1.45
	8月 8日	2.25		8月11日	1.95		8月10日	1.40
	9月10日	2.30		9月10日	1.80		9月10日	1.45
	10月10日	2.35		10月 9日	1.70		10月 8日	1.30
	11月11日	2.40		11月10日	1.85		11月10日	1.40
	12月10日	2.40		12月10日	1.65		12月10日	1.60
	1月 9日	2.25		1月 8日	1.65		1月12日	1.50
	2月10日	2.25		2月10日	1.65		2月10日	1.65
	3月10日	2.25		3月10日	1.60		3月10日	1.60

◆保険会社及びその子会社等の財産の状況

1 連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	20年度末（21年3月31日現在）金額	21年度末（22年3月31日現在）金額	22年度末（23年3月31日現在）金額
（資産の部）			
現金及び預貯金	109,071	106,117	121,444
コールローン	379,300	252,500	433,800
買入金銭債権	437,022	462,598	390,037
有価証券	15,826,995	17,148,392	18,070,402
貸付金	3,869,240	3,443,939	3,171,361
有形固定資産	1,008,377	987,134	949,839
土　地	554,985	553,081	534,568
建　物	440,609	424,399	405,397
リース資産	—	427	613
建設仮勘定	2,040	471	1,104
その他の有形固定資産	10,742	8,753	8,155
無形固定資産	32,623	25,384	24,524
ソフトウェア	15,497	13,599	13,698
その他の無形固定資産	17,125	11,784	10,826
代理店貸	179	29	3
再保険貸	422	407	187
その他資産	561,025	347,063	280,576
繰延税金資産	444,048	306,070	320,362
支払承諾見返	440	440	440
貸倒引当金	△2,234	△7,924	△8,128
資産の部合計	22,666,512	23,072,153	23,754,851
（負債の部）			
保険契約準備金	19,817,278	20,860,341	21,605,221
支払備金	123,949	119,744	128,789
責任準備金等	19,325,869	20,404,323	21,154,707
社員配当準備金	367,459	336,273	321,724
再保険借	757	343	144
その他負債	2,234,866	1,302,846	1,221,294
債券貸借取引受入担保金	1,391,342	628,242	488,275
その他の負債	843,523	674,604	733,019
退職給付引当金	14,783	22,209	21,559
役員退職慰労引当金	39	20	4
価格変動準備金	123,546	142,961	161,452
繰延税金負債	—	—	55
再評価に係る繰延税金負債	39,182	38,327	36,610
支払承諾	440	440	440
負債の部合計	22,230,893	22,367,490	23,046,783
（純資産の部）			
基　金	199,000	199,000	210,000
基金償却積立金	170,000	170,000	229,000
再評価積立金	2	2	2
連結剰余金	352,354	404,345	378,775
基金等合計	721,356	773,347	817,777
その他有価証券評価差額金	△162,188	44,901	△9,729
繰延ヘッジ損益	151	243	162
土地再評価差額金	△123,398	△113,537	△104,263
為替換算調整勘定	△302	△292	△393
その他の包括利益累計額合計*	△285,737	△68,684	△114,223
少数株主持分	—	—	4,514
純資産の部合計	435,619	704,663	708,068
負債及び純資産の部合計	22,666,512	23,072,153	23,754,851

＊20年度末、21年度末の「その他の包括利益累計額合計」は、「評価・換算差額等合計」を示しています。

2 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
経常収益	3,647,518	4,064,942	3,668,568
保険料等収入	2,570,786	3,092,641	3,010,164
資産運用収益	522,999	839,996	531,948
利息及び配当金等収入	473,782	479,119	486,392
売買目的有価証券運用益	488	—	—
有価証券売却益	42,667	26,885	28,723
有価証券償還益	3,889	—	824
金融派生商品収益	—	—	15,374
為替差益	1,877	—	182
その他運用収益	294	474	450
特別勘定資産運用益	—	333,517	—
その他経常収益	553,732	132,304	126,456
経常費用	3,543,319	3,905,155	3,514,864
保険金等支払金	2,161,375	2,026,441	1,998,995
保険金	759,598	681,629	614,695
年　金	271,209	287,000	300,377
給付金	437,134	436,735	411,266
解約返戻金	536,196	511,081	573,826
その他返戻金等	157,236	109,993	98,830
責任準備金等繰入額	1,898	1,079,503	805,218
支払備金繰入額	—	—	19,403
責任準備金繰入額	—	1,078,454	785,070
社員配当金積立利息繰入額	1,898	1,049	744
資産運用費用	774,983	233,034	181,366
支払利息	16,690	14,168	12,978
売買目的有価証券運用損	—	415	150
有価証券売却損	118,989	59,624	57,638
有価証券評価損	127,983	44,461	49,626
金融派生商品費用	50,552	64,796	—
為替差損	—	906	—
貸倒引当金繰入額	20,572	6,784	—
賃貸用不動産等減価償却費	18,768	18,452	18,463
その他運用費用	22,471	23,424	18,724
特別勘定資産運用損	398,953	—	23,783
事業費	375,126	387,781	376,336
その他経常費用	229,935	178,395	152,946
経常利益	104,198	159,787	153,704
特別利益	61,553	1,129	9,649
固定資産等処分益	1,669	1,129	8,517
価格変動準備金戻入額	59,884	—	—
貸倒引当金戻入額	—	—	1,132
特別損失	14,238	27,560	31,765
固定資産等処分損	1,430	2,988	3,532
減損損失	11,299	4,399	8,089
価格変動準備金繰入額	—	19,415	18,805
不動産圧縮損	56	100	—
社会及び契約者福祉増進助成金	670	657	646
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	—	692
その他特別損失	781	—	—
税金等調整前当期純剰余	151,513	133,355	131,589
法人税及び住民税等	1,178	1,638	10,486
法人税等調整額	46,089	19,842	12,561
法人税等合計	47,268	21,481	23,048
少数株主損益調整前当期純剰余	—	—	108,541
少数株主損失	—	—	403
当期純剰余	104,244	111,874	108,944

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
少数株主損益調整前当期純剰余	—	—	108,541
その他の包括利益	—	—	△54,479
その他有価証券評価差額金	—	—	△54,308
繰延ヘッジ損益	—	—	△81
為替換算調整勘定	—	—	△101
持分法適用会社に対する持分相当額	—	—	11
包括利益	—	—	54,061
親会社に係る包括利益	—	—	54,445
少数株主に係る包括利益	—	—	△383

3 連結基金等変動計算書

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
基金等			
基　金			
前期末残高	199,000	199,000	199,000
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000
基金の償却	—	—	△59,000
当期変動額合計	—	—	11,000
当期末残高	199,000	199,000	210,000
基金償却積立金			
前期末残高	170,000	170,000	170,000
当期変動額			
基金償却積立金の積立	—	—	59,000
当期変動額合計	—	—	59,000
当期末残高	170,000	170,000	229,000
再評価積立金			
前期末残高	2	2	2
当期変動額			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2	2	2
連結剰余金			
前期末残高	303,433	352,354	404,345
当期変動額			
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
基金償却積立金の積立	—	—	△59,000
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	104,244	111,874	108,944
連結の範囲の変更	—	—	271
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
当期変動額合計	48,920	51,991	△25,570
当期末残高	352,354	404,345	378,775
基金等合計			
前期末残高	672,436	721,356	773,347
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	104,244	111,874	108,944
基金の償却	—	—	△59,000
連結の範囲の変更	—	—	271
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
当期変動額合計	48,920	51,991	44,429
当期末残高	721,356	773,347	817,777
その他の包括利益累計額*			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	130,401	△162,188	44,901
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△292,590	207,090	△54,630
当期変動額合計	△292,590	207,090	△54,630
当期末残高	△162,188	44,901	△9,729
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	23	151	243
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	128	92	△81
当期変動額合計	128	92	△81
当期末残高	151	243	162
土地再評価差額金			
前期末残高	△122,555	△123,398	△113,537
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△842	9,860	9,273
当期変動額合計	△842	9,860	9,273
当期末残高	△123,398	△113,537	△104,263
為替換算調整勘定			
前期末残高	△93	△302	△292
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△209	10	△101
当期変動額合計	△209	10	△101
当期末残高	△302	△292	△393
その他の包括利益累計額合計*			
前期末残高	7,776	△285,737	△68,684
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△293,514	217,053	△45,539
当期変動額合計	△293,514	217,053	△45,539
当期末残高	△285,737	△68,684	△114,223

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
	金額	金額	金額
少数株主持分			
前期末残高	—	—	—
当期変動額			
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	4,514
当期変動額合計	—	—	4,514
当期末残高	—	—	4,514
純資産合計			
前期末残高	680,212	435,619	704,663
当期変動額			
基金の募集	—	—	70,000
社員配当準備金の積立	△51,043	△44,758	△61,602
基金利息の支払	△5,123	△5,263	△4,910
当期純剰余	104,244	111,874	108,944
基金の償却	—	—	△59,000
連結の範囲の変更	—	—	271
土地再評価差額金の取崩	842	△9,860	△9,273
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△293,514	217,053	△41,024
当期変動額合計	△244,593	269,044	3,404
当期末残高	435,619	704,663	708,068

＊20年度、21年度の「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」を示しています。

連結財務諸表の作成方針

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等　5社 連結される子会社及び子法人等は、スミセイ損害保険株式会社、スミセイ情報システム株式会社（平成20年10月1日付で住生コンピューターサービス株式会社が社名変更）、いずみエージェンシー株式会社、保険デザイナーズ株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.であります。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スミセイ印刷株式会社、株式会社スミセイビルマネージメントであります。 なお、保険デザイナーズ株式会社は子会社になったため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等　4社 連結される子会社及び子法人等は、スミセイ損害保険株式会社、スミセイ情報システム株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社（平成21年10月1日付でいずみエージェンシー株式会社と保険デザイナーズ株式会社が合併し社名変更）、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.であります。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スミセイ印刷株式会社、株式会社スミセイビルマネージメントであります。 非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。	1. 連結の範囲に関する事項 連結子会社及び子法人等数　4社 連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、スミセイ情報システム株式会社、いずみライフデザイナーズ株式会社、Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.です。 主要な非連結子会社及び子法人等は、スミセイ印刷株式会社、株式会社スミセイビルマネージメントです。 なお、当連結会計年度より、メディケア生命保険株式会社は営業を開始したため、連結の範囲に含めております。 当連結会計年度に重要性が低下したと認められるスミセイ損害保険株式会社並びに非連結子会社及び子法人等については、総資産、経常収益、当期純損益及び剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社であります。 なお、保険デザイナーズ株式会社は、当連結会計年度に子会社になったため、持分法適用関連法人等から除いております。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等（ジャパン・ペンション・サービス株式会社 他）については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社であります。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等（ジャパン・ペンション・サービス株式会社 他）については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。	2. 持分法の適用に関する事項 持分法適用関連法人等数　3社 持分法適用関連法人等は、三井住友アセットマネジメント株式会社、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社です。 持分法を適用していない非連結子会社及び子法人等並びに関連法人等（日本企業年金サービス株式会社（平成23年1月1日付でジャパン・ペンション・サービス株式会社が社名変更）他）については、それぞれ連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項 連結子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。	4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。	
5. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	5. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。	4. のれんの償却に関する事項 のれんについては、発生連結会計年度に全額償却しております。

重要な会計方針

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりであります。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外のものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりであります。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外のものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	1. 有価証券等の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。 (1) 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については3月中の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のあるそれ以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険等に設定した小区分（保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 責任準備金対応債券の当連結会計年度末における貸借対照表計上額は、6,388,640百万円、時価は6,530,354百万円であります。	(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 なお、資産負債の総合的な管理の高度化に伴い、個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）全体でのデュレーション・コントロールを行うこととしたことから、当連結会計年度より、一定期間までの残存年数に応じて複数設定していた個人保険・個人年金保険（ただし、一部保険種類を除く）に係る小区分を統合のうえ、全期間のキャッシュ・フローを対象とする小区分に変更しております。 この変更による損益への影響はありません。	(2) 親会社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日　日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。	(3) 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 リース資産 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。	2. 有形固定資産の減価償却の方法 親会社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。 建物 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 リース資産 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。 その他の有形固定資産 (1)平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 (2)平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。	3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 親会社の保有する外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。 なお、その他有価証券のうち為替相場等の著しい変動がある外貨建債券については、3月中の平均為替相場により円換算しております。

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、20,990百万円であります。
連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。
親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりであります。

①退職給付債務及びその内訳
イ. 退職給付債務 △323,183百万円
ロ. 年金資産 191,116百万円
うち、退職給付信託 79,429百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ） △132,067百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異 131,925百万円
ホ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ） △142百万円
ヘ. 前払年金費用 13,670百万円
ト. 退職給付引当金（ホ－ヘ） △13,813百万円

②退職給付債務等の計算基礎
イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
ロ. 割引率 2.0％
ハ. 期待運用収益率
適格退職年金 4.4％
退職給付信託 0.0％
ニ. 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から8年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、22,037百万円であります。
連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行なっております。

(2) 退職給付引当金

親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。
なお、当連結会計年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（平成20年7月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準第19号）を適用しておりますが、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度末の退職給付債務への影響はありません。
親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりであります。

①退職給付債務及びその内訳
イ. 退職給付債務 △316,779百万円
ロ. 年金資産 212,931百万円
うち、退職給付信託 93,174百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ） △103,848百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異 96,638百万円
ホ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ） △7,210百万円
ヘ. 前払年金費用 14,026百万円
ト. 退職給付引当金（ホ－ヘ） △21,237百万円

②退職給付債務等の計算基礎
イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
ロ. 割引率 2.0％
ハ. 期待運用収益率
適格退職年金 0.6％
退職給付信託 0.0％
ニ. 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から8年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、226百万円です。
連結子会社及び子法人等については、親会社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、引当を行なっております。

(2) 退職給付引当金

親会社の退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会）に基づき当連結会計年度末において必要と認める額を計上しております。
親会社の退職給付債務に関する事項は、次のとおりです。

①退職給付債務及びその内訳
イ. 退職給付債務 △316,356百万円
ロ. 年金資産 207,825百万円
うち、退職給付信託 84,547百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ） △108,531百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異 103,178百万円
ホ. 未認識過去勤務債務 △206百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ） △5,559百万円
ト. 前払年金費用 14,918百万円
チ. 退職給付引当金（ヘ－ト） △20,478百万円

②退職給付債務等の計算基礎
イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
ロ. 割引率 2.0％
ハ. 期待運用収益率
確定給付企業年金 2.0％
退職給付信託 0.0％
ニ. 数理計算上の差異の処理年数 翌連結会計年度から8年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数 3年

5. 価格変動準備金の計上基準

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）の適用に伴い、当連結会計年度より、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更いたしました。 ただし、当連結会計年度において通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っているリース取引はありません。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の親会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュフロー変動を比較する比率分析によっております。	7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。	7. ヘッジ会計の方法 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券等に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。 なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
8. 消費税等の会計処理 親会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。	8. 消費税等の会計処理 親会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。	8. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。	9. 責任準備金の積立方法 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式 なお、親会社は、平成18年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、平成18年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。	10. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法 親会社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 11. 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日　企業会計基準委員会　企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成20年3月31日　企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。 これに伴い、有形固定資産が1,148百万円増加し、その他の負債が1,978百万円増加しております。また、経常利益が117百万円減少し、税金等調整前当期純剰余が830百万円減少しております。

注記事項（連結貸借対照表関係）

20年度（21年3月31日現在）	**21年度**（22年3月31日現在）	**22年度**（23年3月31日現在）
1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,237百万円であります。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は、ありません。 延滞債権額は、2,230百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、20,905百万円、延滞債権額、72百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものであります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、6百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、11,074百万円であります。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は、1,747百万円、延滞債権額は、9,326百万円であります。 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額、21,801百万円、延滞債権額、64百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものであります。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、ありません。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。	1. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、7,318百万円です。なお、それぞれの内訳は、以下のとおりです。 貸付金のうち、破綻先債権額は、7百万円、延滞債権額は、6,943百万円です。 上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、54百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は、6百万円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、361百万円です。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
2. 有形固定資産の減価償却累計額は、445,074百万円であります。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、463,250百万円であります。	2. 有形固定資産の減価償却累計額は、481,419百万円です。
3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、2,612,125百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,276,905百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	3. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、3,087,203百万円です。なお、負債の額も同額です。
4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前連結会計年度末現在高 398,782百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 51,043百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 84,265百万円 利息による増加等 1,898百万円 当連結会計年度末現在高 367,459百万円	4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 前連結会計年度末現在高 367,459百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 44,758百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 76,994百万円 利息による増加等 1,049百万円 当連結会計年度末現在高 336,273百万円	4. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。 前連結会計年度末現在高 336,273百万円 前連結会計年度剰余金よりの繰入額 61,602百万円 当連結会計年度社員配当金支払額 76,896百万円 利息による増加等 744百万円 当連結会計年度末現在高 321,724百万円
5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、13,532百万円であります。	5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、16,410百万円であります。	5. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式の総額は、14,420百万円です。
6. 担保に提供している資産の額は、有価証券565,079百万円であります。	6. 担保に提供している資産の額は、有価証券508,354百万円であります。	6. 担保に提供している資産の額は、有価証券498,774百万円です。
		7. 親会社は、保険業法第60条の規定により基金を70,000百万円新たに募集いたしました。
		8. 親会社は、基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定により基金償却積立金へ振り替えております。
7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法	9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、親会社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成13年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

20年度(21年3月31日現在)	21年度(22年3月31日現在)	22年度(23年3月31日現在)
8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,352,997百万円であります。	8. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、612,818百万円であります。	10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、476,429百万円です。
9. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,436百万円であります。	9. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、2,936百万円であります。	11. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、3,602百万円です。
10. その他負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金445,000百万円を含んでおります。	10. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金407,500百万円を含んでおります。	12. その他の負債には、親会社の他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金407,500百万円を含んでおります。
11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は、47,815百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。	11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は、46,540百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。	13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社及び生命保険子会社の今後の負担見積額は、46,210百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
12. 繰延税金資産の総額は、469,661百万円、繰延税金負債の総額は、15,004百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、10,608百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金124,845百万円、税務上の繰越欠損金97,744百万円、その他有価証券の評価差額92,069百万円、価格変動準備金44,662百万円及び退職給付引当金42,402百万円であります。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15％であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は31.1％であります。	12. 繰延税金資産の総額は、356,370百万円、繰延税金負債の総額は、40,344百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,956百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 154,622百万円、価格変動準備金 51,680百万円、退職給付引当金 44,999百万円及び有価証券評価損 37,002百万円であります。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15％であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は16.1％であります。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 16.4％であります。	14. 繰延税金資産の総額は、350,453百万円、繰延税金負債の総額は、20,503百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、9,587百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 176,461百万円、価格変動準備金58,363百万円、退職給付引当金44,475百万円及び有価証券評価損 28,541百万円です。 なお、当連結会計年度における税効果会計適用の法定実効税率は36.15％であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 17.5％です。その差異の主要な内訳は、社員配当準備金繰入額 16.0％です。
	13. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル等(土地を含む)を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は746,311百万円、時価は753,809百万円であります。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。	15. 親会社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は709,540百万円、時価は686,813百万円です。 なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。 また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,556百万円をその他の負債に計上しております。

注記事項(金融商品関係)

21年度(自 21年4月 1日 至 22年3月31日)

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりであります。

(1)金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット(含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。
なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク(VaR)を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	106,117	106,117	—
うち、その他有価証券	11,999	11,999	—
コールローン	252,500	252,500	—
買入金銭債権	462,598	463,625	1,026
うち、その他有価証券	317,613	317,613	—
有価証券※1	16,482,171	16,603,089	120,917
売買目的有価証券	3,115,510	3,115,510	—
満期保有目的の債券	2,228,854	2,216,999	△11,855
責任準備金対応債券	7,039,142	7,171,915	132,772
その他有価証券	4,098,663	4,098,663	—
貸付金	3,443,939		
貸倒引当金※2	△7,481		
	3,436,457	3,528,243	91,786
債券貸借取引受入担保金	628,242	628,242	—
借入金	407,500	429,219	21,719
デリバティブ取引※3	39,083	39,083	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,789	12,789	—
ヘッジ会計が適用されているもの	26,293	26,293	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における貸借対照表計上額は666,220百万円であります。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（　）で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負 債

① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	400,487	413,319	12,832
	外国証券（公社債）	649,795	657,986	8,191
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	18,916	18,811	△104
	外国証券（公社債）	1,159,655	1,126,881	△32,774
合計		2,228,854	2,216,999	△11,855

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	5,125,416	5,276,300	150,884
	外国証券（公社債）	112,378	114,612	2,233
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,715,397	1,697,851	△17,546
	外国証券（公社債）	85,951	83,151	△2,799
合計		7,039,142	7,171,915	132,772

21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	238,175	243,098	4,922
	公社債	519,548	529,957	10,408
	株式	488,962	656,192	167,230
	外国証券	1,238,184	1,277,774	39,589
	公社債	1,238,101	1,277,632	39,530
	株式等	83	142	58
	その他の証券	11,940	15,449	3,509
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	12,000	11,999	△0
	買入金銭債権	74,854	74,514	△340
	公社債	355,665	347,018	△8,647
	株式	616,939	507,981	△108,957
	外国証券	782,224	748,515	△33,709
	公社債	734,582	705,564	△29,018
	株式等	47,641	42,951	△4,690
	その他の証券	19,502	15,773	△3,728
合計		4,357,997	4,428,276	70,278

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	105,124	184	—	—
コールローン	252,500	—	—	—
買入金銭債権	53,501	57,555	16,051	332,082
有価証券	688,046	2,522,366	2,808,815	6,017,305
満期保有目的の債券	65,537	526,974	229,969	1,389,662
責任準備金対応債券	315,390	1,135,186	1,306,770	4,277,602
その他有価証券	307,119	860,204	1,272,076	350,039
貸付金※	380,858	1,241,854	1,178,453	122,455
債券貸借取引受入担保金	628,242	—	—	—
借入金※	—	20,000	50,000	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

（1）金融商品の状況に関する事項

親会社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

親会社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。
貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。借入金のうち変動金利のものについては、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション取引、株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・オプション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。
為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
金利スワップ取引については、これらをヘッジ手段とし、主に変動金利の貸付金をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。
なお、会計基準等に基づき、為替予約の振当処理を行っているもの及び金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

親会社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理規程」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、関連する諸規程において、金融商品に関する資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行なっております。
市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。なお、資産・負債ポートフォリオの価値は日々変動するため、モニタリングは日次ベースで行っております。
信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	121,444	121,444	—
うち、その他有価証券	19,999	19,999	—
コールローン	433,800	433,800	—
買入金銭債権	390,037	391,312	1,274
うち、その他有価証券	287,134	287,134	—
有価証券※1	17,421,836	17,627,020	205,184
売買目的有価証券	2,926,647	2,926,647	—
満期保有目的の債券	2,097,116	2,091,441	△5,674
責任準備金対応債券	8,333,155	8,544,014	210,859
その他有価証券	4,064,915	4,064,915	—
貸付金	3,171,361		
貸倒引当金※2	△7,358		
	3,164,002	3,264,959	100,956
債券貸借取引受入担保金	488,275	488,275	—
借入金	407,500	427,676	20,176
デリバティブ取引※3	(31,327)	(31,327)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,347	4,347	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(35,675)	(35,675)	—

※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は648,566百万円です。
※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、(　)で示しております。

(注1) 親会社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金・コールローン
帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

② 買入金銭債権
3月末日の市場価格等によっております。

③ 有価証券
その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均（ただし当連結会計年度においては、一部、東日本大震災の影響等に鑑み3月末日の市場価格）によっております。
それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。
為替予約の振当処理の対象とされた債券は、円貨建てとみて時価算定を行っております。

④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸付金は当該金利スワップと一体として時価算定を行っております。
破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負 債

① 債券貸借取引受入担保金
時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

② 借入金
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価としております。

デリバティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。
なお、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」(平成18年8月11日　企業会計基準委員会　企業会計基準第10号) に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	382,032	394,207	12,175
	外国証券(公社債)	746,127	758,384	12,256
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	135,742	134,366	△1,375
	外国証券(公社債)	833,214	804,482	△28,731
合計		2,097,116	2,091,441	△5,674

②責任準備金対応債券

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,848,288	7,077,215	228,926
	外国証券(公社債)	116,499	119,827	3,327
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,324,063	1,304,669	△19,394
	外国証券(公社債)	44,303	42,303	△2,000
合計		8,333,155	8,544,014	210,859

22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	275,518	284,842	9,323
	公社債	511,726	522,098	10,371
	株式	387,507	519,288	131,780
	外国証券	1,002,172	1,024,139	21,966
	公社債	991,774	1,013,361	21,587
	株式等	10,398	10,777	378
	その他の証券	15,899	19,798	3,899
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	譲渡性預金	20,000	19,999	△0
	買入金銭債権	2,300	2,291	△8
	公社債	208,941	205,182	△3,758
	株式	591,975	456,994	△134,980
	外国証券	1,347,933	1,299,468	△48,465
	公社債	1,331,653	1,284,913	△46,740
	株式等	16,280	14,555	△1,725
	その他の証券	22,502	17,945	△4,556
合計		4,386,479	4,372,049	△14,429

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、その他負債の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	120,414	205	—	—
コールローン	433,800	—	—	—
買入金銭債権	31,002	30,951	6,211	313,495
有価証券	412,463	2,681,869	3,097,890	7,164,856
満期保有目的の債券	108,740	506,016	298,545	1,167,000
責任準備金対応債券	171,186	1,329,478	1,002,456	5,809,547
その他有価証券	132,536	846,374	1,796,888	188,308
貸付金※	398,881	1,155,777	993,149	124,780
債券貸借取引受入担保金	488,275	—	—	—
借入金※	—	20,000	50,000	—

※ 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

注記事項（連結損益計算書関係）

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券22,512百万円、株式等14,347百万円、外国証券5,211百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券637百万円、株式等28,074百万円、外国証券90,220百万円であります。 有価証券評価損の内訳は、株式等105,580百万円、外国証券22,400百万円であります。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券9,961百万円、株式等 10,415百万円、外国証券6,153百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 2,625百万円、株式等 11,732百万円、外国証券 45,264百万円であります。 有価証券評価損の内訳は、国債等債券 3,016百万円、株式等 37,426百万円、外国証券 4,018百万円であります。	1. 親会社の有価証券売却益の内訳は、国債等債券11,974百万円、株式等 14,027百万円、外国証券 2,721百万円です。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 1,115百万円、株式等 15,604百万円、外国証券 40,918百万円です。 有価証券評価損の内訳は、株式等 22,586百万円、外国証券 27,040百万円です。
2. 親会社の売買目的有価証券運用益の内訳は、利息及び配当金等収入399百万円、売却益94百万円、評価損5百万円であります。	2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 24百万円、評価損 390百万円であります。	2. 親会社の売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 528百万円、評価益 378百万円です。
3. 親会社の金融派生商品費用には、評価損が56,948百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品費用には、評価益が10,044百万円含まれております。	3. 親会社の金融派生商品収益には、評価益が7,758百万円含まれております。
4. 親会社の退職給付費用の総額は、26,912百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。 イ. 勤務費用 11,950百万円 ロ. 利息費用 6,629百万円 ハ. 期待運用収益 △5,579百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 13,912百万円	4. 親会社の退職給付費用の総額は、35,111百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。 イ. 勤務費用 11,526百万円 ロ. 利息費用 6,463百万円 ハ. 期待運用収益 △670百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 17,791百万円	4. 親会社の退職給付費用の総額は、29,814百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ. 勤務費用 11,342百万円 ロ. 利息費用 6,329百万円 ハ. 期待運用収益 △2,395百万円 ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 14,641百万円 ホ. 過去勤務債務の費用処理額 △103百万円
5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について、保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 10,173百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 1,126百万円 計 11,299百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については、物件により使用価値または、正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、または公示価格を基準とした評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 3,780百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 616百万円 計 4,396百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。	5. 親会社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。 (1) 資産をグルーピングした方法 保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。 (2) 減損損失の認識に至った経緯 地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 (3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳 主な用途 種類 減損損失 賃貸不動産等 土地及び建物等 7,517百万円 遊休不動産等 土地及び建物等 511百万円 計 8,029百万円 (4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。 なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。 また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0％で割り引いて算定しております。

注記事項（連結包括利益計算書関係）

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
		1. 当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（平成22年6月30日　企業会計基準委員会　企業会計基準第25号）を適用しております。なお、前連結会計年度の包括利益は319,067百万円であり、少数株主に係る包括利益はありません。また、前連結会計年度のその他の包括利益の内訳は以下のとおりです。 その他有価証券評価差額金 207,055百万円 繰延ヘッジ損益 92百万円 為替換算調整勘定 10百万円 持分法適用会社に対する持分相当額 35百万円

4 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　目	20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）金額	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）金額	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	151,513	133,355	131,589
賃貸用不動産等減価償却費	18,768	18,452	18,463
減価償却費	16,007	15,407	14,404
減損損失	11,299	4,399	8,089
のれん償却額	△8	—	—
支払備金の増減額（△は減少）	△18,039	△4,205	19,403
責任準備金の増減額（△は減少）	△383,816	1,078,454	785,070
社員配当準備金積立利息繰入額	1,898	1,049	744
貸倒引当金の増減額（△は減少）	647	5,690	203
退職給付引当金の増減額（△は減少）	4,500	7,426	△638
価格変動準備金の増減額（△は減少）	△59,884	19,415	18,805
利息及び配当金等収入	△473,782	△479,119	△486,392
有価証券関係損益（△は益）	627,312	△212,306	155,325
支払利息	16,690	14,168	12,978
為替差損益（△は益）	△1,877	904	△185
有形固定資産関係損益（△は益）	△90	2,274	△1,614
持分法による投資損益（△は益）	363	△1,334	△1,355
代理店貸の増減額（△は増加）	5	150	△94
再保険貸の増減額（△は増加）	△127	14	80
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△119,208	173,369	69,167
再保険借の増減額（△は減少）	0	△414	22
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	134,607	△101,247	13,527
その他	63,124	△57,435	4,666
小　計	△10,093	618,468	762,262
利息及び配当金等の受取額	538,339	531,847	540,041
利息の支払額	△17,175	△16,110	△13,232
社員配当金の支払額	△84,265	△76,994	△76,896
その他	△670	△657	△646
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△26,246	15,981	△2,970
営業活動によるキャッシュ・フロー	399,887	1,072,536	1,208,559
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）	124,968	△12,204	△2,936
買入金銭債権の取得による支出	△753,113	△185,745	△49,342
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,196,247	164,833	126,686
有価証券の取得による支出	△8,577,418	△5,064,671	△4,642,489
有価証券の売却・償還による収入	7,391,302	4,298,817	3,431,018
貸付けによる支出	△452,643	△240,515	△138,001
貸付金の回収による収入	599,128	640,748	394,429
その他	16,654	△637,203	△321,076
資産運用活動計	△454,872	△1,035,941	△1,201,710
（営業活動及び資産運用活動計）	（△54,985）	（36,594）	（6,848）
有形固定資産の取得による支出	△30,378	△13,125	△16,420
有形固定資産の売却による収入	4,035	8,246	20,839
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△1,550	—	—
その他	△4,657	△4,078	△6,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	△487,423	△1,044,898	△1,203,771
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入	100,040	102,500	—
借入金の返済による支出	—	△140,040	—
基金の募集による収入	—	—	70,000
基金の償却による支出	—	—	△59,000
基金利息の支払額	△5,123	△5,263	△4,910
その他	—	—	4,279
財務活動によるキャッシュ・フロー	94,917	△42,803	10,368
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4	△1	△9
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,377	△15,168	15,146
現金及び現金同等物期首残高	52,797	60,174	45,006
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	—	—	△392
現金及び現金同等物期末残高	60,174	45,006	59,760

注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

20年度（自 20年4月 1日 至 21年3月31日）	21年度（自 21年4月 1日 至 22年3月31日）	22年度（自 22年4月 1日 至 23年3月31日）
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び無利息の預貯金であります。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び無利息の預貯金であります。	1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、現金及び無利息の預貯金です。
2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりであります。	2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりであります。	2. 資金（現金及び現金同等物）の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。
現金及び預貯金　109,071百万円	現金及び預貯金　106,117百万円	現金及び預貯金　121,444百万円
有利息の預貯金　△48,896百万円	有利息の預貯金　△61,110百万円	有利息の預貯金　△61,683百万円
資金（現金及び現金同等物）　60,174百万円	資金（現金及び現金同等物）　45,006百万円	資金（現金及び現金同等物）　59,760百万円

連結財務諸表の適正性を確保するための体制の評価

当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として実施した財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果は以下のとおりです。

内部統制報告書

平成23年5月20日

住友生命保険相互会社

取締役社長 佐藤義雄

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長佐藤義雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

全社的な内部統制及び全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告に係る業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を対象とし、連結子会社4社及び持分法適用関連法人等3社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、対象に含めていません。

業務プロセス（全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告に係る業務プロセスを除く）に係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益（連結会社間取引消去後）が、連結経常収益の概ね2／3を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」（直接的に関連する損益項目を含む）の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以　上

（注）なお、当誌では、内部統制報告書の評価対象とした連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しております。

連結財務諸表及び内部統制報告書についての監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成した平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書並びに平成23年3月31日を基準日として作成した内部統制報告書について、あずさ監査法人の監査を受けており、その監査報告書は以下のとおりです。

■監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２３年５月２０日

住友生命保険相互会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河合利治

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木敏夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳幸久

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、保険業法第 110 条第２項の規定に基づき作成された住友生命保険相互会社の平成 22 年４月１日から平成 23 年３月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の平成 23 年３月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、保険業法第 110 条第２項の規定に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告とした住友生命保険相互会社の平成 23 年３月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準じて財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が平成 23 年３月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）なお、当誌では、監査報告書及び内部統制監査報告書の監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更しております。

連結財務諸表の適正性に関する確認書

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書）の適正性について、以下のとおり、確認しております。

確　認　書

平成 23 年 5 月 20 日

住友生命保険相互会社

取締役社長　佐藤義雄

1．取締役社長佐藤義雄は、当社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの平成 22 年度に係る連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書）に記載した内容が、保険業法等の関係諸法令に準拠し、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

以上

5 連結リスク管理債権の状況

（単位：百万円、%）

区　分	20年度末	21年度末	22年度末
破綻先債権額 ①	—	1,747	7
延滞債権額 ②	2,230	9,326	6,943
３カ月以上延滞債権額 ③	—	—	6
貸付条件緩和債権額 ④	6	—	361
合計（①+②+③+④）	2,237	11,074	7,318
（貸付金残高に対する比率）	(0.06)	(0.32)	(0.23)
（総資産に対する比率）	(0.01)	(0.05)	(0.03)

（注）1. 破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は20年度末が破綻先債権額20,905百万円、延滞債権額72百万円、21年度末が破綻先債権額21,801百万円、延滞債権額64百万円、22年度末が延滞債権額54百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. ３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

メディケア生命保険株式会社

（単位：百万円）

項　目	22年度末
ソルベンシー・マージン総額　(A)	22,636
資本金等	22,475
価格変動準備金	5
危険準備金	15
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額×90％（マイナスの場合100％）	138
土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1
持込資本金等	—
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	—
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　(B)	215
保険リスク相当額　R_1	0
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	11
予定利率リスク相当額　R_2	0
資産運用リスク相当額　R_3	207
経営管理リスク相当額　R_4	6
最低保証リスク相当額　R_7	—
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	21,052.6%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条及び第87条、並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（全期チルメル式責任準備金相当額超過額は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

（ご参考）子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（新基準によるソルベンシー・マージン比率）

メディケア生命保険株式会社

（単位：百万円）

項　目	22年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	22,634
資本金等	22,475
価格変動準備金	5
危険準備金	15
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額×90％（マイナスの場合100％）	138
土地の含み損益×85％（マイナスの場合100％）	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—
負債性資本調達手段等	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
持込資本金等	—
控除項目	—
その他	—
リスクの合計額　$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$　（B）	558
保険リスク相当額　R_1	0
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	11
予定利率リスク相当額　R_2	0
資産運用リスク相当額　R_3	540
経営管理リスク相当額　R_4	16
最低保証リスク相当額　R_7	—
ソルベンシー・マージン比率　$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	8,105.6％

（注）平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされています。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

7 セグメント情報

20年度（自 20年4月1日 至 21年3月31日）及び21年度（自 21年4月1日 至 22年3月31日）において、当社及び連結子会社は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。
22年度（自 22年4月1日 至 23年3月31日）において、当社及び連結子会社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

組織の概要

総代 …… 176
総代候補者選考委員 …… 177
審議員 …… 177
総代の構成 …… 178
審議員の構成 …… 178
社員の構成 …… 178
組織図 …… 179
組織の概況 …… 180
取締役及び監査役 …… 181
執行役員 …… 181
沿革 …… 182
住友生命サービス網 …… 183
生命保険協会統一開示項目索引 …… 186
五十音索引 …… 188
保険業法施行規則に基づく索引 …… 190

◆総代〈都道府県別五十音順、敬称略　平成23年7月5日現在〉

都道府県	氏　名	職　業
北海道	井深七七子	北翔会デイサービスセンター翔勤務
同	佐野　博	佐野自動車工業社長
同	堰八義博	北海道銀行頭取
同	田中一弘	すみれ商事社長
同	増田正二	帯広信用金庫理事長
同	山角浩司	北海電気工事監査役
青森県	白崎理喜	医師(芙蓉会村上病院勤務)
同	三上正子	青森入浴ケアサービス代表取締役
岩手県	阿部久子	寿広社主
同	菅野　冥	岩手銀行専務
宮城県	後藤賢彦	ＪＴＢ東北勤務
同	四竈亜衣	旅館かつらや取締役
同	鈴木　勇	七十七銀行常務
秋田県	西村幸彦	山二専務
山形県	長谷川吉茂	山形銀行頭取
福島県	熊田英記	東北アンリツ勤務
同	佐藤文隆	倉島商店専務
茨城県	千葉良和	税理士
同	平井勝子	平井製作所専務
栃木県	磯美枝子	塩那エンジニアリング専務
同	早乙女哲	下野新聞印刷センター社長
群馬県	齋藤一雄	群馬銀行頭取
埼玉県	栗原正巳	武蔵野銀行取締役副頭取
同	滝田公一	駒澤大学経営学部教授
同	山本阿津子	中央三井信託銀行勤務
千葉県	伊東　正	千葉銀行取締役専務執行役員
同	大山智子	アサツー ディ・ケイ勤務
同	小西吉郎	東京セキスイファミエス勤務
同	玉井雅俊	野村信託銀行勤務
同	那波明夫	歯科医師
同	山本和貫	千葉大学大学院融合科学研究科准教授
同	吉野圭子	ケイジー物流勤務
東京都	有馬利男	富士ゼロックス相談役特別顧問
同	飯森範親	指揮者
同	伊藤良則	アビームコンサルティング監査役
同	大塚義治	日本赤十字社副社長
同	大橋　仁	鹿島建設勤務
同	岡橋通恵	トッパン・フォームズ勤務
同	菊池真子	日立キャピタル勤務
同	北山禎介	三井住友銀行会長
同	桐井　隆	桐井製作所社長
同	古賀あや	新開トランスポートシステムズ会長
同	後藤恵子	エーザイ勤務
同	柴　照子	商船三井勤務
同	柴原　一	税理士
同	下舞　浩	日経映像常務
同	田口伊津子	トキハソース社長
同	徳永浩雄	首都大学東京大学院理工学研究科教授
同	中戸靖子	森 武内 社会保険労務士法人勤務
同	楢﨑礼仁	弁護士
同	野島信明	東京ビジネスサービス会長
同	肥口ふみ枝	司法書士
同	久野浩一	東レ勤務
同	村井利彰	ニチレイ社長
同	矢代隆義	日本道路交通情報センター理事長
同	矢野　薫	日本電気会長
同	山川敦子	野村證券勤務
同	湯浅紀佳	弁護士
神奈川県	池田典義	アイネット会長
同	石井利文	興生会相模台病院勤務
同	上野　元	上野トランステック専務
同	宇山知成	タウンニュース社社長
同	大久保千行	横浜銀行副頭取

都道府県	氏　名	職　業
神奈川県	小山陽子	主婦
同	土屋知里	川本工業勤務
同	春田　薫	アマノ会長
同	結城恵美	結城商事輸送代表取締役
同	渡部祐子	明電舎勤務
新潟県	岡村　繁	リンコーコーポレーション顧問
同	鈴木邦子	北越代表取締役
同	目崎雅江	やまと食品取締役
同	矢澤健一	第四銀行副頭取
富山県	片口　巌	立山化成取締役
石川県	広崎邦夫	北國銀行監査役
福井県	吉田哲也	福井新聞社社長
山梨県	野口英一	山梨日日新聞社会長兼社長
長野県	田中英子	主婦
同	中條　功	長野銀行頭取
同	宮澤さと子	宮澤木材産業取締役
岐阜県	遠藤宏治	貝印社長
同	小野泰代	ヤマ食取締役
同	片岡信恒	弁護士
静岡県	梅村　充	ヤマハ社長
同	漆畑真弓	東海木材専務
同	大滝浩右	メンテックカンザイ社長
同	宮城島安宏	元静岡新聞社顧問
愛知県	小原新一	司法書士
同	松原　武	日本空調サービス相談役
同	宮澤勝己	東海旅客鉄道常務
同	宮田昌彦	朝日インテック社長
同	簗瀬悠紀夫	名古屋銀行頭取
同	山口真紀子	獣医師
同	渡辺　修	アイカ工業会長
三重県	井上　正	三重銀行会長
同	木村敦子	医療法人こだま理事
同	中舍慶子	主婦
同	堀江幸恵	主婦
滋賀県	田村康広	滋賀トヨペット勤務
同	宮部里美	恒仁会近江温泉病院勤務
京都府	衛藤照夫	ゆう建築設計専務
同	岡　博章	日立製作所勤務
同	栗和田榮一	ＳＧホールディングス会長兼社長
同	洲崎博史	京都大学大学院法学研究科教授
同	武田厚子	武田病院グループ常務理事
同	徳永実代	中信ナイスカード勤務
同	実成尚子	キャリア総研代表取締役
同	薮内美樹	ファイナンシャル・プランナー
大阪府	赤崎弘美	川村義肢勤務
同	上田成之助	京阪電気鉄道相談役
同	大川雅也	ヤンマー勤務
同	大坪文雄	パナソニック社長
同	岡野幸義	ダイキン工業相談役
同	桑山レイ子	主婦
同	西條なおみ	南祥勤務
同	塩野元三	塩野義製薬会長
同	志賀　理	同志社大学商学部教授
同	重田朋代	エムアイティージャパン社長
同	下妻　博	住友金属工業会長
同	髙山完圭	司法書士
同	竹中統一	竹中工務店社長
同	玉木信也	玉木技術士事務所代表
同	富山まどか	済生会吹田病院勤務
同	中西竜雄	中西金属工業社長
同	橋本妙子	大丸松坂屋百貨店勤務
同	馬場良一	日本ペイント取締役専務執行役員
同	林　誠一	司法書士・行政書士

都道府県	氏　名	職　業
大阪府	藤 澤 まり	丸紅勤務
同	古 川 夫 恵	イセトー勤務
同	村 井 謙 一	不二製油勤務
同	村 上 健 治	大和ハウス工業副会長
同	森　　詳 介	関西電力会長
同	山 内 直 人	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
同	山岡あかね	山岡歯科医院勤務
同	山 根 弘 子	ヤマネ執行役員
同	横 谷　　薫	外務省勤務
兵庫県	賀 屋 知 行	神戸製鋼所副社長
同	備　　順 子	税理士
同	中 川 丈 久	神戸大学大学院法学研究科教授
同	宝 官 優 佳	大阪ガス勤務
同	増 田 恵 一	パナホーム兵庫勤務
同	山 本 啓 史	日建設計勤務
奈良県	植 野 康 夫	南都銀行頭取
和歌山県	三 原　　勝	和島興産常務
鳥取県	杉原弘一郎	東京印刷会長
同	水 野 治 郎	水野商事専務
島根県	有 澤　　寛	山陰中央テレビジョン放送社長
岡山県	野 瀬 洋 輔	カワニシホールディングス社長
同	原田満理子	主婦
同	三 宅　　馨	医療法人緑風会理事長
広島県	川 西 祐 二	トータテ社長
同	小 林 宏 明	日東製網社長
同	中 西 正 則	公認会計士

都道府県	氏　名	職　業
広島県	中 本 祐 昌	ウッドワン社長
山口県	青 木 淑 子	扇屋取締役
同	国 可 京 子	国可取締役
徳島県	漆 原 完 次	四国放送社長
同	近 藤 宏 章	総合ビル・メンテム社長
香川県	遠 山 誠 司	香川銀行取締役頭取
愛媛県	陶 山 啓 子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻教授
同	中山紘治郎	愛媛銀行頭取
同	畑 田 達 志	ハタダ会長
高知県	稲 田 良 吉	弁護士
同	川 﨑 浩 美	かわさき予備校専務
同	四ノ宮宏昭	蔵一社長
福岡県	忍 田　　勉	カンサイ社長
同	片 山 修 造	九電産業社長
同	重 松　　香	司法書士
同	渋 田 一 典	福岡銀行顧問
同	本 多 裕 二	梅の花専務
佐賀県	秋 田 勝 次	元佐賀商工会館勤務
長崎県	中 川 安 英	文明堂総本店社長
熊本県	上 田 裕 子	AZUMA社長
同	橋 本 康 子	金山本店代表社員
同	本 松　　賢	テレビ熊本社長
大分県	吉田祐一郎	吉伴社長
宮崎県	小 池 光 一	宮崎銀行頭取
鹿児島県	島 津 公 保	島津興業顧問
沖縄県	辺 野 喜 信	沖縄銀行専務

◆総代候補者選考委員〈五十音順、敬称略　平成23年7月5日現在〉

井邉　博行　大建工業名誉理事
井村　守宏　イムラ封筒社長
勝井　良光　弁護士
金井美智子　弁護士
北村　雅史　京都大学大学院法学研究科教授
島田　京子　公益財団法人横浜市芸術文化振興財団専務理事
田畑　彰守　名古屋大学大学院工学研究科准教授
長谷川　卓　凸版物流取締役
槇山　愛湖　大阪商工会議所勤務
森本　佳樹　立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科教授

◆審議員〈五十音順、敬称略　平成23年7月5日現在〉

池田　守男　資生堂相談役
岡　　素之　住友商事会長
奥　　正之　三井住友フィナンシャルグループ会長
奥村萬壽雄　全日本交通安全協会理事長
加藤　隆俊　国際金融情報センター理事長
清田　　瞭　大和証券グループ本社名誉会長
河野　栄子　元リクルート社長・会長
橋木　俊詔　同志社大学経済学部教授
田村能里子　画家
徳川　恒孝　WWFジャパン会長
中尾　一和　京都大学大学院医学研究科教授
中村　紘子　ピアニスト
林　　良博　山階鳥類研究所所長
堀田　　力　公益財団法人さわやか福祉財団理事長・弁護士
松下　正幸　パナソニック副会長
宮原　　明　国際大学副理事長
山田　隆持　NTTドコモ代表取締役社長
米倉　弘昌　住友化学会長
米沢富美子　慶應義塾大学名誉教授・物理学者
米山　高生　一橋大学大学院商学研究科教授

◆総代の構成（平成23年7月5日現在）

① 年齢別構成

年　齢	人　数	構成比率
～29（歳）	0（名）	0.0（%）
30～39	19	10.7
40～49	42	23.6
50～59	54	30.3
60～69	55	30.9
70～	8	4.5
合　計	178（名）	
（平均年齢）	54.4（歳）	

② 地域別構成

地　域	人　数	構成比率
北海道	6（名）	3.4（%）
東　北	11	6.2
関　東	51	28.7
中　部	25	14.0
近　畿	50	28.1
中　国	12	6.7
四　国	9	5.1
九　州	14	7.9
合　計	178（名）	

③ 保険種類別構成（契約件数）

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	17.2（%）
		定期付終身保険	6.1
		利率変動型積立終身保険	34.5
		定期保険	1.0
		その他	0.0
	生死混合保険	養老保険	5.4
		定期付養老保険	1.0
		生存給付金付定期保険	3.0
		その他	5.4
	生存保険	保障付積立保険	0.3
		その他	0.0
個人年金保険			26.0

（注）剰余金の分配（社員配当金）のない保険契約を除いています。

④ 職業別構成

職　業	人　数	構成比率
会社員	36（名）	20.2（%）
主婦	6	3.4
大学教授	8	4.5
言論界・ジャーナリスト	8	4.5
弁護士・医師	8	4.5
自営業者	35	19.7
会社役員	53	29.8
その他	24	13.5
合　計	178（名）	

⑤ 社員資格取得時期別構成

社員資格取得時期	人　数	構成比率
～平成 2年度	58（名）	32.6（%）
平成 3年度～平成 7年度	38	21.3
平成 8年度～平成12年度	24	13.5
平成13年度～平成17年度	40	22.5
平成18年度～	18	10.1
合　計	178（名）	

◆審議員の構成（平成23年7月5日現在）

年齢別構成

年　齢	人　数
～59（歳）	1（名）
60～69	12
70～	7
合　計	20（名）
（平均年齢）	67.4（歳）

◆社員の構成（平成23年3月31日現在）

① 年齢別構成

年　齢	構成比率
～29（歳）	5.8（%）
30～39	16.5
40～49	23.1
50～59	21.3
60～69	20.3
70～	13.0

② 地域別構成

地　域	構成比率
北海道	3.2（%）
東　北	7.7
関　東	28.0
中　部	17.3
近　畿	22.9
中　国	6.5
四　国	4.4
九　州	10.0

③ 保険種類別構成（契約件数）

保険種類			構成比率
個人保険	死亡保険	終身保険	8.0（%）
		定期付終身保険	13.4
		利率変動型積立終身保険	34.7
		定期保険	1.8
		その他	0.6
	生死混合保険	養老保険	6.8
		定期付養老保険	2.3
		生存給付金付定期保険	2.4
		その他	3.5
	生存保険	保障付積立保険	0.3
		その他	0.2
個人年金保険			25.9

（注）剰余金の分配（社員配当金）のない保険契約を除いています。

※社員の職業別構成及び社員資格取得時期別構成に関するデータは保有していません。

◆組織図（平成23年7月5日現在）

●経営組織

●本社

●支社・海外駐在員事務所

◇支社73

◇海外駐在員事務所3（ニューヨーク、ロンドン、北京）

◆組織の概況

支社・支部・海外駐在員事務所の状況

区分	20年度末	21年度末	22年度末
支社	80	73	73
支部	1,895	1,782	1,679
海外駐在員事務所	3	3	3
合計	1,978	1,858	1,755

(注)上記の他、販売機能に重点を置いた組織として、本社組織である事業部を9店、支社傘下の組織である営業支社を6店設置しています。

従業員の在籍・採用状況

区分	20年度末在籍数	21年度末在籍数	22年度末在籍数	20年度採用数	21年度採用数	22年度採用数	22年度末	
							平均年齢	平均勤務年数
職　　員	9,220名	9,612名	9,790名	861名	794名	438名	44歳 2ヵ月	16年 4ヵ月
(男　子)	4,283	4,433	4,564	187	250	217	45歳 1ヵ月	19年 6ヵ月
(女　子)	4,937	5,179	5,226	674	544	221	43歳 3ヵ月	13年 7ヵ月
(総合職)	3,707	3,805	3,895	185	279	210	41歳 6ヵ月	18年 1ヵ月
(一般職・アソシエイト)	4,356	4,058	4,411	604	431	154	42歳 9ヵ月	13年 0ヵ月
営業職員	35,326	35,669	32,576	7,954	8,382	5,335	48歳 7ヵ月	12年 6ヵ月
(男　子)	989	946	888	56	60	37	50歳10ヵ月	19年 1ヵ月
(女　子)	34,337	34,723	31,688	7,898	8,322	5,298	48歳 7ヵ月	12年 4ヵ月

(注)アソシエイト：一般職への任用制度のある有期雇用職種です。

平均給与(職員)

(単位：千円)

区分	21年3月	22年3月	23年3月
職　　員	391	382	379

(注)平均給与月額は、各年3月中税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区分	20年度	21年度	22年度
営業職員	232	235	237

(注)平均給与月額は、各年度の税込定例給与であり、賞与は含みません。

◆取締役及び監査役（平成23年7月5日現在）

◇取締役

代表取締役会長
横山進一（よこやま しんいち）（昭和17年9月10日生）

昭和41年 4月　住友生命入社
平成 4年 7月　取締役
平成 7年 4月　常務取締役
平成10年 7月　専務取締役
平成12年 4月　取締役副社長
平成13年 7月　取締役社長
平成14年 4月　取締役社長嘱代表執行役員
平成19年 7月　取締役会長

代表取締役社長 社長執行役員
佐藤義雄（さとう よしお）（昭和24年8月25日生）

昭和48年 4月　住友生命入社
平成12年 7月　取締役
平成14年 4月　常務取締役嘱常務執行役員
平成19年 7月　取締役社長嘱代表執行役員

代表取締役 専務執行役員
加藤育徳（かとう いくのり）（昭和26年4月20日生）

昭和50年 4月　住友生命入社
平成14年 4月　執行役員
平成17年 4月　常務執行役員
平成17年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成21年 7月　専務取締役 嘱専務執行役員

代表取締役 専務執行役員
高松則雄（たかまつ のりお）（昭和27年6月3日生）

昭和51年 4月　住友生命入社
平成14年 4月　執行役員
平成17年 4月　常務執行役員
平成17年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成22年 4月　専務取締役 嘱専務執行役員

代表取締役 専務執行役員
須崎晃一（すざき こういち）（昭和28年3月28日生）

昭和50年 4月　住友生命入社
平成16年 4月　執行役員
平成19年 7月　常務執行役員
平成21年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成23年 4月　専務取締役 嘱専務執行役員

取締役 常務執行役員
浦田治男（うらた はるお）（昭和28年2月12日生）

昭和51年 4月　住友生命入社
平成16年10月　執行役員
平成19年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役 常務執行役員
谷本道久（たにもと みちひさ）（昭和27年6月2日生）

昭和52年 4月　住友生命入社
平成18年 4月　執行役員
平成19年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役 常務執行役員
橋本雅博（はしもと まさひろ）（昭和31年2月21日生）

昭和54年 4月　住友生命入社
平成18年 4月　執行役員
平成19年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役 常務執行役員
阿比野裕（あみの ゆたか）（昭和26年9月23日生）

昭和50年 4月　住友生命入社
平成16年 4月　執行役員
平成20年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役 常務執行役員
野呂幸雄（のろ ゆきお）（昭和32年7月20日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成19年 4月　執行役員
平成21年 4月　常務執行役員
平成21年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役 常務執行役員
本城正哉（ほんじょう まさや）（昭和32年11月5日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成19年 4月　執行役員
平成21年 4月　常務執行役員
平成21年 7月　常務取締役嘱常務執行役員

取締役（社外取締役）
藤　洋作（ふじ ようさく）（昭和12年9月14日生）

昭和35年 4月　関西電力入社
平成13年 6月　同社代表取締役社長
平成17年 6月　同社取締役
平成18年 6月　同社取締役相談役
平成19年 6月　同社相談役
平成19年 7月　住友生命取締役

取締役（社外取締役）
蒲野宏之（かまの ひろゆき）（昭和20年7月21日生）

昭和46年 4月　外務省入省
昭和54年 4月　最高裁判所司法修習生
昭和63年10月　蒲野綜合法律事務所代表弁護士
平成19年 7月　住友生命取締役

取締役（社外取締役）
藤沼亜起（ふじぬま つぐおき）（昭和19年11月21日生）

平成 5年 6月　太田昭和監査法人代表社員
平成16年 7月　日本公認会計士協会会長
平成20年 4月　中央大学大学院戦略経営研究科特任教授
平成20年 7月　住友生命取締役

◇監査役

常任監査役
花岡浩二（はなおか こうじ）（昭和27年2月9日生）

昭和49年 4月　住友生命入社
平成12年 7月　取締役
平成14年 4月　執行役員
平成15年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成20年 7月　常任監査役

常任監査役
三勢光俊（みせ みつとし）（昭和29年5月13日生）

昭和53年 4月　住友生命入社
平成17年 4月　執行役員
平成20年 4月　常務執行役員
平成20年 7月　常務取締役嘱常務執行役員
平成21年 7月　常任監査役

監査役（社外監査役）
本林　徹（もとばやし とおる）（昭和13年1月5日生）

昭和38年 4月　弁護士登録
昭和46年 7月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー
平成14年 4月　日本弁護士連合会会長
平成20年 4月　井原・本林法律事務所 パートナー
平成20年 7月　住友生命監査役

監査役（社外監査役）
大日向雅美（おおひなた まさみ）（昭和25年9月30日生）

平成 3年 4月　恵泉女学園大学人文学部教授
平成13年 3月　恵泉女学園大学大学院人文学研究科（現平和学研究科）教授
平成16年 8月　特定非営利活動法人あい・ぽーとステーション代表理事
平成21年 7月　住友生命監査役

監査役（社外監査役）
杉山武彦（すぎやま たけひこ）（昭和19年11月26日生）

昭和61年 4月　一橋大学商学部教授
平成16年12月　一橋大学学長
平成22年12月　成城大学社会イノベーション学部教授
平成23年 7月　住友生命監査役

平成23年7月5日をもって、取締役社長の執行役員としての役付を「代表執行役員」から「社長執行役員」に変更しています。また、社長を除き、執行役員を委嘱される取締役に対しては、取締役としての役付を付与しないこととし、執行役員の役付に統一しています。

◆執行役員（平成23年7月5日現在）

常務執行役員
山口　博（やまぐち ひろし）（昭和30年10月1日生）

昭和53年 4月　住友生命入社
平成17年 4月　執行役員 兼 商品部長
平成19年 1月　執行役員 兼 北海道東北営業局長
平成30年 3月　執行役員 兼 代理店事業部長
平成21年 4月　常務執行役員 兼 代理店事業部長
平成21年 7月　常務執行役員

常務執行役員 兼（東京本社）総合法人第2本部長
春原伸二（はるはら しんじ）（昭和31年12月23日生）

昭和54年 4月　住友生命入社
平成17年 4月　執行役員 兼 都心市場支援本部長
平成17年10月　執行役員 兼 首都圏営業副局長
平成20年 3月　執行役員 兼 福岡総支社長 兼 九州総合法人部長
平成21年 3月　執行役員 兼（東京本社）総合法人第2本部長
平成22年 4月　常務執行役員 兼（東京本社）総合法人第2本部長

常務執行役員
酒井広信（さかい ひろのぶ）（昭和28年3月11日生）

昭和50年 4月　住友生命入社
平成19年 4月　執行役員 兼 販売技術研修所長
平成20年 3月　執行役員 兼 大阪神戸営業総局長
平成21年 3月　執行役員 兼 大阪神戸営業総局長 兼 大阪神戸人材開発部長
平成22年 4月　常務執行役員 兼 大阪神戸営業総局長
平成23年 3月　常務執行役員

常務執行役員
篠原秀典（しのはら ひでのり）（昭和33年12月3日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成20年 4月　執行役員 兼 コンプライアンス統括部長
平成21年 3月　執行役員 兼 経理部長
平成22年 4月　常務執行役員 兼 経理部長
平成23年 3月　常務執行役員

常務執行役員 兼 営業総括部長
下村弘之（しもむら ひろゆき）（昭和30年10月24日生）

昭和54年 4月　住友生命入社
平成20年 4月　執行役員 兼 東京事業部長
平成21年 9月　執行役員 兼 営業企画部長
平成23年 4月　常務執行役員 兼 営業総括部長

常務執行役員
乾　真人（いぬい まさと）（昭和34年9月27日生）

昭和57年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員 兼 人事部長
平成22年 9月　執行役員 兼 契約サービス部長
平成23年 7月　常務執行役員

執行役員 兼 大阪神戸営業総局長
藤井裕嗣（ふじい ひろし）（昭和33年12月14日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員 兼 営業総括部長
平成23年 3月　執行役員 兼 大阪神戸営業総局長

執行役員 兼 金融法人部長
古河久人（こがわ ひさと）（昭和34年1月14日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員 兼 調査広報部長
平成22年 9月　執行役員 兼 金融法人部長

執行役員 兼 都心営業総局長
荒木登志松（あらき としまつ）（昭和35年6月11日生）

昭和58年 4月　住友生命入社
平成21年 4月　執行役員 兼 営業企画部長
平成21年 9月　執行役員 兼 都心営業総局長 兼 都心人材開発部長
平成22年 3月　執行役員 兼 都心営業総局長

執行役員 兼（東京本社）総合法人第1本部長
大下　亮（おおした りょう）（昭和31年3月30日生）

昭和53年 4月　住友生命入社
平成21年 9月　執行役員 兼 仙台総支社長 兼 東北総合法人部長
平成22年 3月　執行役員 兼 仙台総支社長
平成23年 5月　執行役員 兼（東京本社）総合法人第1本部長

執行役員 兼 勤労部長
田辺恭久（たなべ やすひさ）（昭和32年9月15日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成22年 4月　執行役員 兼 勤労部長

執行役員 兼 総務部長
青戸雅之（あおと まさゆき）（昭和33年12月23日生）

昭和56年 4月　住友生命入社
平成22年 4月　執行役員 兼 総務部長

執行役員 兼 契約審査部長
藤戸方人（ふじと まさひと）（昭和34年4月10日生）

昭和58年 4月　住友生命入社
平成23年 4月　執行役員 兼 商品部長
平成23年 5月　執行役員 兼 契約審査部長

執行役員 兼 リスク管理統括部長
荒巻晋（あらまき すすむ）（昭和35年3月11日生）

昭和58年 4月　住友生命入社
平成23年 4月　執行役員 兼 リスク管理統括部長

執行役員 兼 企画部長
河野伸三（こうの しんぞう）（昭和35年4月13日生）

昭和58年 4月　住友生命入社
平成23年 4月　執行役員 兼 企画部長

◆沿革

大正2（1913）年12月に完成した日之出生命の本店社屋

明治40（1907）年	5月	日之出生命保険株式会社設立 （当社の創業年月）
大正15（1926）年	5月	住友生命保険株式会社に社名変更
昭和22（1947）年	8月	国民生命保険相互会社設立
昭和27（1952）年	6月	住友生命保険相互会社に社名変更
昭和35（1960）年	10月	住友生命社会福祉事業団設立
昭和48（1973）年	3月	全国総合オンラインシステム稼働
昭和52（1977）年	12月	「スミセイ絵画コンクール」がスタート
昭和60（1985）年	6月	住友生命健康財団設立
昭和61（1986）年	2月	「スミセイ安心だより」送付開始
	4月	「全国縦断チャリティコンサート」がスタート
平成2（1990）年	4月	「いずみホール」をオープン
	12月	「創作四字熟語」スタート
平成5（1993）年	11月	「リガード」（特定疾病保障保険）発売
平成6（1994）年	2月	「リビング・ニーズ特約」発売
平成8（1996）年	2月	「Vガード」（重度慢性疾患保障保険）発売
平成9（1997）年	4月	新全国オンラインネットワークシステム「あいネット21」全面稼働
平成11（1999）年	4月	「ご契約重要事項のお知らせ」作成
平成12（2000）年	4月	「クラブスミセイ」スタート
	9月	三井グループ・住友グループの金融各社による確定拠出年金の運営管理機関「ジャパン・ペンション・ナビゲーター」設立
	11月	住友海上（現三井住友海上）との全面提携
平成13（2001）年	3月	三井生命と有価証券管理事務における共同事業会社「総合証券事務サービス」営業開始
	4月	「LIVE ONE」発売
	7月	新本社ビル竣工
	10月	生保8社による企業年金事務・システム受託会社「ジャパン・ペンション・サービス」設立
平成13（2001）年	11月	三井住友銀行・三井住友海上・三井生命との全面提携について合意
平成14（2002）年	10月	銀行等の窓口にて年金商品の販売開始
	12月	三井住友銀行・三井住友海上・三井生命との全面提携に基づく、運用子会社5社合併による新会社「三井住友アセットマネジメント」営業開始
平成15（2003）年	9月	「Qパック」発売
平成16（2004）年	10月	アリコジャパン（現メットライフアリコ）との業務提携について合意
平成17（2005）年	4月	「スミセイの千客万頼」発売
	11月	中国生命保険事業への進出
平成18（2006）年	4月	「指定代理請求特約」発売
	6月	外部専門家で構成する「保険金等支払審議会」設置
	8月	新携帯端末「Vite（ビット）」稼働
	9月	スミセイダイレクトサービスの創設
	12月	保険金等の支払に関する「相談窓口」および「社外弁護士による無料相談制度」開設
平成19（2007）年	5月	創業100周年
	6月	「未来を築く子育てプロジェクト」開始
	8月	保険料入金のキャッシュレス化
	11月	「がん長期サポート特約」発売
平成20（2008）年	3月	社外有識者で構成する「CS向上アドバイザー会議」設置
	5月	社外取締役等で構成する「コーポレートガバナンス委員会」設置
	10月	保険約款のCD-ROM化開始
平成21（2009）年	2月	「入院保障充実特約」発売
	6月	「たのしみFA 3つの納得」発売
	10月	「救Q隊KING」「ドクターKING」発売
	10月	三井住友海上の個人向け・企業向け損保商品の全面販売開始
	10月	ベトナム農業農村開発銀行（アグリバンク）と保険事業での業務提携について基本合意
平成22（2010）年	4月	三井生命との共同出資による生命保険子会社「メディケア生命」営業開始
	7月	資産運用システムにクラウドコンピューティングの採用を決定
	10月	エンベディッド・バリューを開示
平成23（2011）年	3月	新コーポレートブランドを展開
	3月	新主力商品「Wステージ」発売
	3月	スミセイ未来応援活動をスタート

◆住友生命サービス網(平成23年7月5日現在)

本社・東京本社

	所　在　地	電話番号
本　　社	〒540-8512　大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1435
東　京　本　社	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-1100

法人取引関係部門

	所　在　地	電話番号
(本社) 総合法人本部	〒540-8512　大阪府大阪市中央区城見1-4-35	(06) 6937-1852
(東京本社)総合法人第1本部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
(東京本社)総合法人第2本部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4700
法　人　総　括　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4690
法人総合サービス部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4701
公　法　人　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4788
金　融　法　人　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-6179
年　金　事　業　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4766
代　理　店　事　業　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-4980
代　理　店　営　業　部	〒104-8430　東京都中央区築地7-18-24	(03) 5550-5866

コールセンター

スミセイコールセンター	0120-307506

支社・事業部・サポートセンター・ご来店サービスセンター(SC)・営業総局・すみれい営業部・海外駐在員事務所

※ご加入の生命保険に関するお問合わせ、お手続きは183ページおよび最終ページに記載のスミセイコールセンターへお願いします。

支社・事業部・サポートセンター・ご来店サービスセンター(SC)

名称	〒	所在地	電話番号
＊北海道サポートセンター	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル5F	(011) 222-3995
札幌支社	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル9F	(011) 222-3379
北海道CS事業部	060-8528	札幌市中央区南2条東1-1-14 住友生命札幌中央ビル3F	(011) 241-3860
＊釧路支社	085-0015	釧路市北大通10-1-4 北陸銀行住友生命ビル4F	(0154) 23-6382
＊旭川支社	070-0033	旭川市三条通9-1704-1 住友生命旭川ビル4F	(0166) 23-4778
＊北見支社	090-8722	北見市大通西4-4-1 住友生命北見ビル2F	(0157) 24-8032
＊青森支社	030-0823	青森市橋本1-9-22 住友生命青森ビル8F	(017) 723-1513
＊盛岡支社	020-0021	盛岡市中央通2-2-5 住友生命盛岡ビル4F	(019) 651-6713
＊仙台総支社	980-6088	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル13F	(022) 222-3982
＊秋田支社	010-0001	秋田市中通2-2-32 住友生命秋田ビル1F	(018) 833-4179
＊山形支社	990-0031	山形市十日町2-4-19 住友生命山形第2ビル4F	(023) 622-1444
＊福島支社	963-8513	郡山市清水台1-4-7 住友生命郡山清水台ビル4F	(024) 922-5802
＊栃木支社	320-0811	宇都宮市大通り1-4-24 住友生命宇都宮ビル7F	(028) 622-6545
＊小山支社	323-0022	小山市駅東通り2-37-3 住友生命小山ビル4F	(0285) 25-9984
＊群馬支社	371-8539	前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル5F	(027) 221-9190
＊水戸支社	310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル4F	(029) 224-9113
＊新潟支社	950-8505	新潟市中央区東大通1-2-30 新潟第3マルカビル8F	(025) 243-1143
＊長岡支社	940-8511	長岡市東坂之上町2-5-11 長岡STビル6F	(0258) 33-5518
＊都心サポートセンター	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル18F	(03) 5323-0601
＊東京事業部	104-0028	中央区八重洲2-2-1 住友生命八重洲ビル8F	(03) 3272-8022
東京南事業部	108-0014	港区芝4-10-3 住友生命三田ビル5F	(03) 5232-1314
東東京事業部	101-0033	千代田区神田岩本町1 住友生命千代田ビル6F	(03) 5296-2052
新都心事業部	163-0209	新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル9F	(03) 3348-6833
東京北事業部	170-0013	豊島区東池袋3-4-3 池袋イーストビル3F	(03) 5992-5670
千住支社	120-0036	足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル5F	(03) 3882-1072
＊東京西支社	190-0022	立川市錦町2-4-6 住友生命立川ビル3F	(042) 529-4505
武蔵野支社	180-0006	武蔵野市中町2-2-3 住友生命武蔵野ビル9F	(0422) 55-9677
＊山梨支社	400-0031	甲府市丸の内3-32-11 住友生命甲府丸の内ビル7F	(055) 224-4313
＊千葉支社	260-8621	千葉市中央区中央1-1-3 住生りそな千葉ビル6F	(043) 227-3299
＊北千葉支社	277-8507	柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル2F	(04) 7167-3533
＊埼玉中央支社	330-0845	さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル4F	(048) 641-2223
熊谷支社	360-0044	熊谷市弥生2-44 住友生命熊谷ビル5F	(048) 521-4045
＊埼玉西支社	350-1193	川越市脇田本町23-1 住友生命川越ビル6F	(049) 247-0501
＊越谷支社	343-0816	越谷市弥生町14-22 住友生命越谷ビル5F	(048) 963-0703
＊町田支社	194-0013	町田市原町田5-5-11 住友生命町田ビル5F	(042) 726-4314
＊横浜支社	220-8530	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル13F	(045) 325-0012
川崎支社	210-8552	川崎市川崎区東田町11-28 住友生命川崎ビル3F	(044) 244-8473
＊南神奈川支社	244-0805	横浜市戸塚区川上町85-1 N&Fビル2　5F	(045) 823-5049
湘南支社	254-0035	平塚市宮の前1-13 住友生命平塚ビル4F	(0463) 21-1624
＊長野支社	380-8557	長野市中御所岡田180-2 住友生命長野岡田町ビル5F	(026) 228-7194
＊松本支社	390-0811	松本市中央2-6-1 住友生命松本ビル4F	(0263) 32-0355
＊岐阜支社	500-8524	岐阜市金町5-24 住友生命岐阜ビル4F	(058) 265-1423
＊静岡支社	420-0837	静岡市葵区日出町1-2 静岡住友ビル2F	(054) 254-5496
＊浜松支社	430-0946	浜松市中区元城町115-1 住友生命浜松元城町ビル2F	(053) 454-4463
＊沼津支社	410-0801	沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル4F	(055) 962-7324
＊名古屋支社	450-8615	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル18F	(052) 582-4863
＊愛知中央支社	461-8602	名古屋市東区葵3-15-31 住友生命千種ビル4F	(052) 936-2527
＊愛知東支社	444-8517	岡崎市康生通南3-5 住友生命岡崎第2ビル4F	(0564) 21-2143
＊三重支社	514-8566	津市栄町2-309 津ビル1F	(059) 227-0113
＊富山支社	930-8504	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル2F	(076) 441-2373
＊金沢支社	920-8632	金沢市南町4-55 住友生命金沢ビル6F	(076) 231-1283
＊福井支社	910-0005	福井市大手3-4-7 住友生命福井ビル4F	(0776) 22-7469
＊滋賀支社	520-0055	大津市春日町1-4 平和堂大津ビル5F	(077) 522-5303
＊京都支社	600-8492	京都市下京区四条通新町東入ル 月鉾町62住友生命京都ビル5F	(075) 221-1845
＊舞鶴SC	624-0924	舞鶴市職人11 住友生命舞鶴ビル2F	(0773) 75-4321
＊大阪神戸サポートセンター	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル9F	(06) 6223-9773

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

名称	〒	所在地	電話番号
大阪中央事業部	541-0053	大阪市中央区本町4-4-24 住友生命本町第2ビル 4F	(06) 6244-9066
大阪団体事業部	542-0073	大阪市中央区日本橋2-9-16 日本橋センタービル3F	(06) 6632-3162
＊大阪南事業部	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-1-17 住友生命川崎阿倍野ビル 7F	(06) 6647-7733
＊神戸事業部	651-0185	神戸市中央区東町126 神戸シルクセンタービル7F	(078) 391-3229
南大阪支社	583-0024	藤井寺市藤井寺1-5-26 住友生命藤井寺ビル 4F	(072) 952-3660
新大阪支社	532-0003	大阪市淀川区宮原4-1-14 新大阪北ビル4F	(06) 6395-8356
＊茨木支社	567-0829	茨木市双葉町2-25 住友生命茨木ビル3F	(072) 633-1442
＊京阪支社	573-8533	枚方市大垣内町1-4-5 住友生命枚方ビル3F	(072) 843-7807
＊堺支社	590-0076	堺市堺区北瓦町1-3-17 NBF堺東ビル7F	(072) 238-7062
＊岸和田CS事業部	596-8567	岸和田市沼町35-22 住友生命岸和田ビル4F	(072) 423-4142
＊東大阪支社	577-0056	東大阪市長堂1-11-22 住友生命布施ビル3F	(06) 6787-0232
＊奈良支社	630-8543	奈良市油阪町出口1-14 住友生命奈良ビル2F	(0742) 26-5013
＊和歌山支社	640-8540	和歌山市本町4-61 住友生命和歌山ビル3F	(073) 431-3474
＊姫路支社	670-8552	姫路市東延末1-1 住友生命姫路南ビル2F	(079) 224-1883
＊明石支社	673-0898	明石市樽屋町1-29 日工住友生命ビル8F	(078) 917-1495
＊鳥取支社	680-8510	鳥取市今町1-103 住友生命鳥取ビル4F	(0857) 23-1823
＊松江支社	690-0003	松江市朝日町484-16 住友生命松江ビル4F	(0852) 22-2257
＊岡山支社	700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル12F	(086) 225-3210
＊広島総支社	732-0827	広島市南区稲荷町4-1 住友生命広島ビル8F	(082) 261-5283

名称	〒	所在地	電話番号
福山支社	720-0812	福山市霞町1-1-24 住友生命福山ビル8F	(084) 924-1168
＊山口支社	750-8502	下関市細江町1-2-7 住友生命下関ビル5F	(083) 231-3445
＊徳島支社	770-0911	徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル5F	(088) 654-1503
＊高松支社	760-8566	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル7F	(087) 821-4443
＊松山支社	790-0003	松山市三番町4-11-1 住友生命松山三番町ビル6F	(089) 941-4423
＊新居浜支社	792-8575	新居浜市北新町9-16 住友生命新居浜ビル2F	(0897) 37-1133
＊高知支社	780-8559	高知市本町4-2-52 住友生命高知ビル8F	(088) 822-2103
＊福岡総支社	810-8572	福岡市中央区天神2-8-34 住友生命福岡ビル6F	(092) 721-5123
久留米支社	830-8540	久留米市日吉町14-33 住友生命久留米ビル2F	(0942) 33-9582
＊北九州支社	802-8550	北九州市小倉北区堺町1-9-10 住友生命北九州ビル9F	(093) 531-2883
＊佐賀支社	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル7F	(0952) 24-2373
＊長崎支社	850-8518	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル9F	(095) 826-3276
＊佐世保SC	857-0053	佐世保市常盤町3-2 住友生命佐世保ビル5F	(0956) 23-5361
＊熊本支社	860-8587	熊本市花畑町9-24 住友生命熊本ビル8F	(096) 355-2303
＊大分支社	870-0034	大分市都町1-1-23 住友生命大分ビル9F	(097) 535-1779
＊宮崎支社	880-8508	宮崎市高千穂通1-6-35 住友生命宮崎ビル4F	(0985) 26-1613
＊鹿児島支社	892-8546	鹿児島市山之口町3-31 住友生命鹿児島ビル5F	(099) 226-7268
＊沖縄支社	900-8513	那覇市久茂地2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル4F	(098) 866-3023

＊にはお客さまサービスカウンターがございます。

営業総局

都心営業総局	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル17F	(03) 5323-6101
大阪神戸営業総局	541-0041	大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル1F	(06) 4707-2149

すみれい営業部

すみれい営業部	160-0023	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル13F	(03) 3349-7762
大阪すみれい営業部	541-0053	大阪市中央区本町2-1-6 堺筋本町センタービル14F	(06) 6262-5345

海外駐在員事務所

ニューヨーク駐在員事務所	565 Fifth Avenue 5th Floor New York,NY 10017,U.S.A.	(212) 521-8340
ロンドン駐在員事務所	1st Floor,Dashwood House,69 Old Broad Street,London EC2M 1QS,U.K.	(20) 7256-7630
北京事務所	100005 中華人民共和国北京市東城区建国門北大街8号華潤大厦1205室	(10) 85192501

◆生命保険協会統一開示項目索引

このディスクロージャー資料は、保険業法第111条に基づき、また（社）生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。その基準における各項目は以下のページに掲載しています。
（注）＊印は保険業法で開示することが定められている項目

Ⅰ. 保険会社の概況及び組織＊
1.沿革 …… 182
2.経営の組織＊ …… 179
3.店舗網一覧 …… 183
4.基金の状況＊ …… 16、130
5.総代氏名 …… 176
（総代の役割） …… 58
（選考方法） …… 59
（主な保険種類別・職業別・年齢別・社員資格取得時期別・地域別による構成）… 178
6.社員構成 …… 178
7.審議員氏名 …… 177
（制度の趣旨） …… 59
（審議員の役割） …… 59
（職業・年齢） …… 177～178
8.取締役及び監査役（役職名・氏名）＊ … 181
9.会計参与の氏名又は名称＊ ……該当せず
10.従業員の在籍・採用状況 …… 180
11.平均給与（内勤職員） …… 180
12.平均給与（営業職員） …… 180
13.総代会傍聴制度 …… 58
（議事録） …… 61～63

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容＊
1.主要な業務の内容＊ …… 77
2.経営方針 …… 4

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況＊
1.直近事業年度における事業の概況＊… 75～76
2.契約者懇談会開催の概況 …… 60
3.相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例 … 26～29
4.契約者に対する情報提供の実態 …… 40、72
5.商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …… 38～40
6.営業職員・代理店教育・研修の概略 …… 51
7.新規開発商品の状況 …… 34～35
8.保険商品一覧 …… 36～37
9.情報システムに関する状況 …… 43
10.公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 …… 24～25、52～56

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標＊ …… 3

Ⅴ. 財産の状況＊
1.貸借対照表＊ …… 86～87
2.損益計算書＊ …… 88
3.キャッシュ・フロー計算書＊ ……該当せず
4.基金等変動計算書＊ …… 89～90
5.剰余金処分又は損失処理に関する書面＊ … 90
6.債務者区分による債権の状況＊
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権）＊ … 119
（危険債権）＊ …… 119
（要管理債権）＊ …… 119
（正常債権）＊ …… 119
7.リスク管理債権の状況＊
（破綻先債権）＊ …… 118
（延滞債権）＊ …… 118
（3カ月以上延滞債権）＊ …… 118
（貸付条件緩和債権）＊ …… 118
8.元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況＊ …… 119
9.保険金等の支払能力の充実の状況＊
（ソルベンシー・マージン比率）＊ …… 119
参考：保険金等の支払能力の充実の状況（新基準によるソルベンシー・マージン比率）… 121
10.有価証券等の時価情報（会社計）＊
（有価証券）＊ …… 103
（金銭の信託）＊ …… 105
（デリバティブ取引）＊ …… 105～108
11.経常利益等の明細（基礎利益） …… 101
12.計算書類等について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨＊… 102
13.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨＊ …該当せず
14.代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨… 該当せず
15.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容＊ ……該当せず

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等＊
1.主要な業務の状況を示す指標等
（1）決算業績の概況 …… 75～76
（2）保有契約高及び新契約高＊ …… 141
（3）年換算保険料 …… 141
（4）保障機能別保有契約高＊ …… 140
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高＊ …… 142
（6）異動状況の推移 …… 145～146
（7）社員配当の状況＊ …… 14、81～85
2.保険契約に関する指標等
（1）保有契約増加率＊ …… 142
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）＊ …… 152
（3）新契約率（対年度始） …… 152
（4）解約失効率（対年度始）＊ …… 152
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）＊… 152
（6）死亡率（個人保険主契約） …… 152
（7）特約発生率（個人保険） …… 153
（8）事業費率（対収入保険料） …… 153
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数＊ … 153
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合＊ …… 153
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合＊ …… 153
（12）未収受再保険金の額＊ …… 154
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合＊…… 154
3.経理に関する指標等
（1）支払備金明細表 …… 126
（2）責任準備金明細表＊ …… 126
（3）責任準備金残高の内訳＊ …… 126
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）＊ … 127
（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数＊ …… 128
（6）社員配当準備金明細表＊ …… 128
（7）引当金明細表＊ …… 129
（8）特定海外債権引当勘定の状況＊
（特定海外債権引当勘定）＊ …… 129

（対象債権額国別残高）* …… 129
(9)保険料明細表…… 131
(10)保険金明細表 …… 131～132
(11)年金明細表 …… 132～133
(12)給付金明細表 …… 133～134
(13)解約返戻金明細表 …… 134
(14)減価償却費明細表 …… 138
(15)事業費明細表* …… 138
(16)税金明細表 …… 139
(17)リース取引 …… 139
(18)借入金残存期間別残高 …… 129
4.資産運用に関する指標等
(1)資産運用の概況
（年度の資産の運用概況）…… 18
（ポートフォリオの推移
〈資産の構成及び資産の増減〉）* … 109
(2)運用利回り* …… 110
(3)主要資産の平均残高* …… 109
(4)資産運用収益明細表* …… 135
(5)資産運用費用明細表* …… 135
(6)利息及び配当金等収入明細表* …… 135
(7)有価証券売却益明細表…… 136
(8)有価証券売却損明細表…… 136
(9)有価証券評価損明細表…… 136
(10)商品有価証券明細表* …… 110
(11)商品有価証券売買高 …… 110
(12)有価証券明細表* …… 110
(13)有価証券残存期間別残高*… 110～111
(14)保有公社債の期末残高利回り …… 111
(15)業種別株式保有明細表* …… 112
(16)貸付金明細表* …… 116
(17)貸付金残存期間別残高 …… 116
(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳* … 117
(19)貸付金業種別内訳* …… 117
(20)貸付金使途別内訳* …… 118
(21)貸付金地域別内訳 …… 118
(22)貸付金担保別内訳* …… 118
(23)有形固定資産明細表*
（有形固定資産の明細）* …… 122
（不動産残高及び賃貸用ビル保有数）*… 122
(24)固定資産等処分益明細表* …… 136
(25)固定資産等処分損明細表* …… 137
(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表 … 137
(27)海外投融資の状況
（資産別明細）* …… 123～124
（地域別構成）* …… 124
（外貨建資産の通貨別構成） …… 125
(28)海外投融資利回り* …… 110
(29)公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）… 123
(30)各種ローン金利 …… 154
(31)その他の資産明細表 …… 123
5.有価証券等の時価情報（一般勘定）
（有価証券） …… 113
（金銭の信託） …… 114
（デリバティブ取引） …… 115

Ⅶ. 保険会社の運営*
1.リスク管理の体制* …… 68～71
2.法令遵守の体制* …… 65～66
3.法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性*… 127
4.指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合、当該生命保険会社が法第百五条の二第一項第一号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合、当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* …… 30
5.個人データ保護について …… 67
6.反社会的勢力の排除のための基本方針 … 66

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等*
1.特別勘定資産残高の状況* …… 147
2.個人変額保険及び個人変額年金保険
特別勘定資産の運用の経過 …… 147
3.個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*
(1)保有契約高…… 147
(2)年度末資産の内訳* …… 147～148
(3)運用収支状況* …… 148
(4)有価証券等の時価情報…… 149
（有価証券） …… 149
（金銭の信託） …… 149
（デリバティブ取引）…… 149～150

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況*
1.保険会社及びその子会社等の概況*
(1)主要な事業の内容及び組織の構成* … 78～79
(2)子会社等に関する事項*
（名称）* …… 80
（主たる営業所又は事務所の所在地）* … 80
（資本金又は出資金の額）* …… 80
（事業の内容）* …… 80
（設立年月日）* …… 80
（保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）* …… 80
（保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合）* …… 80
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務*
(1)直近事業年度における事業の概況* …… 78
(2)主要な業務の状況を示す指標*
（経常収益）* …… 78
（経常利益又は経常損失）* …… 78
（当期純剰余又は当期純損失）* …… 78
（包括利益）* …… 78
（総資産）* …… 78
3.保険会社及びその子会社等の財産の状況*
(1)連結貸借対照表* …… 155
(2)連結損益計算書及び連結包括利益計算書*
（連結損益計算書）* …… 156
（連結包括利益計算書）* …… 156
(3)連結キャッシュ・フロー計算書* …… 169
(4)連結基金等変動計算書* …… 157～158
(5)リスク管理債権の状況*
（破綻先債権）* …… 173
（延滞債権）* …… 173
（3カ月以上延滞債権）* …… 173
（貸付条件緩和債権）* …… 173
(6)子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）* … 173
参考：子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（新基準によるソルベンシー・マージン比率） … 174
(7)セグメント情報* …… 174
(8)連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨* ……該当せず
(9)代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨 ……170、172
(10)事業年度の末日において、子会社等が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他子会社等の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容* ……該当せず

◆五十音索引

（あ行）

いずみホール …… 54
インターネットによるサービス ……42,72
WELL'S（ウェルズ） …… 42
運用環境（一般勘定） …… 18
運用状況（一般勘定） …… 18
運用方針（一般勘定） …… 18
運用利回り（一般勘定） ……110
ALM …… 69
営業拠点数 ……180
沿革 ……182
エンベディッド・バリュー …… 17
お客さまの声（苦情・お褒め・ご満足）…… 27
お客さまへの情報提供 ……40,72
お客さま満足度アンケート …… 28
オペレーショナル・リスク …… 71
お役に立った保険金・給付金 …… 12,131～134

（か行）

海外事業への取組み …… 49
会社概要 …… 3
解約＋失効の状況 …… 12
格付の状況 …… 15
確定給付企業年金 …… 45
確定拠出年金（日本版401k） …… 46
監査役（会） …… 64,181
がん長期サポート特約 …… 35
がんへの取組み …… 53
勧誘方針 …… 65
基金の状況 …… 16,130
基金拠出者 ……130
基金償却準備金 ……130
基金償却積立金 ……130
基金等変動計算書 …… 89
基礎利益 …… 3,13,101
逆ざや …… 14
教育制度 …… 51
金融機関窓販への取組み …… 49
クラブスミセイ …… 41
クーリング・オフ制度 …… 38
経営管理体制 …… 64
経営政策会議 …… 64
経営の要旨 …… 2
経営方針 …… 4
経常利益 …… 3,13,88,101
携帯用端末（Vite） …… 40
コーポレートガバナンス委員会 …… 64
コールセンター ……183
告知義務 …… 38
ご契約者懇談会 …… 28,59～60
個人情報保護に関する基本方針 …… 67
個人情報保護 …… 67
こども絵画コンクール …… 9,54
コンプライアンス（法令等順守） …… 65

（さ行）

サービス網 …… 183～185
災害疾病特約 …… 37
財団・事業団の活動 …… 55
三利源 …… 13
サンゴ礁保全プロジェクト …… 24
CSR経営方針 …… 2
CSR体系 …… 14
CS向上アドバイザー会議 …… 27
CS向上委員会 …… 26
資産運用リスク …… 70
支社等所在地 …… 184～185
市場リスク …… 70
システムリスク …… 71
執行役員 ……181
実質資産負債差額 …… 15
指定代理請求特約 …… 35
支払管理態勢 ……31～33
事務リスク …… 71
社員の構成 ……178
社会貢献活動 …… 24～25,52～56
新先進医療特約 …… 20
主要な業務の内容 …… 77
従業員数 ……3,180
少子化対策 …… 52
情報技術の活用 …… 43
情報リスク …… 71
剰余金処分に関する決議 …… 90
審議員 ……177
審議員会 …… 59
新契約価値 …… 17
新契約の状況 …… 12,141
信用リスク …… 70
ストレステスト …… 69
スミセイ環境方針 …… 24
スミセイダイレクトサービス ……42,72
スミセイハーモニー …… 51
スミセイ・ヒューマニー活動 …… 54
スミセイベルポイントクラブ …… 41

スミセイ未来応援活動 …… 41
住友財団 …… 55
住友生命グループ行動憲章 …… 10
住友生命健康財団 …… 55
住友生命社会福祉事業団 …… 55
生命保険契約者保護機構 …… 47
生前給付特約 …… 37
生命保険協会統一開示項目索引 …… 186～187
生命保険の知識と制度 ……38～39
生命保険料控除 …… 39
責任準備金 …… 3,16,126～127
千客万頼 …… 35
全国縦断チャリティコンサート …… 55
相互会社のしくみ …… 58
総資産 …… 3, 16, 86
総代会 …… 58
総代会開催結果、質疑応答(要旨) ……61～63
総代名簿 …… 176～177
組織図 ……179
ソルベンシー・マージン比率 … 3,15,119～121
損益計算書 …… 88

(た行)
大規模災害等への対策 …… 71
貸借対照表 ……86～87
Wステージ未来デザイン ……20,34
団体年金保険特別勘定の状況 ……151
注意喚起情報 …… 40
中期経営計画 …… 5
直近事業年度における事業の概況 ……75～76
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 … 3
ディスクロージャー …… 72
デメリット情報の提供 ……38～40
当期純剰余 ……3,13,88
ドクターKING …… 35
特別勘定に関する指標等 …… 147～151
取締役 ……181
取締役会 …… 64

(な行)
内部監査体制 …… 66
内部統制システムの整備 …… 64
内部留保 …… 15
日本郵政グループへの取組み …… 49
認知症ケア分野への支援 …… 53
年換算保険料 …… 12,141

(は行)
配当金(社員配当金) …… 14,81～85
バラ色人生 …… 35
反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針 … 66
東日本大震災への対応 …… 8
Vite(ビット)<スミセイの携帯端末> …… 40
不動産投資リスク …… 70
ブランドビジョン …… 2
ブランド戦略 …… 6
不良債権 …… 16,118
紛争解決機関 …… 30
法人向け商品ラインアップ …… 44
保険業法施行規則に基づく索引 ……190
保険金等支払管理態勢 ……31～33
保険種類一覧 …… 36
保険の森 …… 42
保険引受リスク …… 69
ほけん百花 …… 42
保有契約価値 …… 17
保有契約の状況 …… 12,141～142
ボランティア活動(スミセイ・ヒューマニー活動) 54
本社等所在地 ……183

(ま行)
未来を築く子育てプロジェクト …… 52
メディケア生命 …… 42
モバイル決済端末(スパットくん) …… 43

(や行)
有価証券残高 …… 3, 16, 110～111
ユニバーサルデザインカレンダー …… 54
4つの先進の価値 …… 7

(ら行)
来店型保険ショップ …… 42
リスク管理体制 ……68～71
流動性リスク …… 70
連結貸借対照表 ……155
連結損益計算書 ……156
連結基金等変動計算書 …… 157～158
連結キャッシュ・フロー計算書 ……169

(わ行)
ワーク・ライフ・バランス…… 50

◆保険業法施行規則に基づく索引

※下記の項目は条文及び別表を要約したものです。

保険業法施行規則　第59条の2　第1項(単体決算関係)

1.保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ.経営の組織 ……179
ロ.(株式会社に関する条文につき省略)
ハ.基金拠出額の多い順に5以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項……130
(1)氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)
(2)各基金拠出者の基金拠出額
(3)基金の総額に占める各基金拠出額の割合
ニ.取締役及び監査役の氏名及び役職名 ……181
ホ.(会計参与設置会社に関する条文につき省略)
2.保険会社の主要な業務の内容 …… 77
3.保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項
イ.直近の事業年度における事業の概況 …… 75～76
ロ.直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 3
(1)経常収益
(2)経常利益又は経常損失
(3)当期純剰余又は当期純損失
(4)基金(保険業法第56条の基金償却積立金を含む。)の総額
(5)(株式会社に関する条文につき省略)
(6)総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
(7)責任準備金残高
(8)貸付金残高
(9)有価証券残高
(10)保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率
(ソルベンシー・マージン比率)
(11)(株式会社に関する条文につき省略)
(12)保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
(13)従業員数
(14)保有契約高
(15)～(18)〈保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略〉
ハ.直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
(別表)

■主要な業務の状況を示す指標等
1.新契約高及び保有契約高 …… 141
2.保障機能別保有契約高 …… 140
3.個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高 … 142
■保険契約に関する指標等
1.保有契約増加率 …… 142
2.個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 … 152
3.解約失効率 …… 152
4.月払契約の個人保険新契約平均保険料 …… 152
5.社員配当の状況 …… 14,81～85
6.再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …… 153
7.再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合 …… 153
8.再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 …… 153
9.未収受再保険金の額 …… 154
10.第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの発生保険金額の経過保険料に対する割合 …… 154
■経理に関する指標等
1.責任準備金明細表 …… 126
2.個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率 … 127
2の2.特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法及びその計算の基礎となる係数 …… 128
3.社員配当準備金明細 …… 128
4.引当金明細 …… 129
5.特定海外債権引当勘定 …… 129
6.国別特定海外債権残高 …… 129
7.固定資産等処分益及び固定資産等処分損 …… 136,137
8.事業費明細 …… 138
■資産運用に関する指標等
1.主要資産の平均残高 …… 109
2.資産の構成及び資産の増減 …… 109
3.運用利回り …… 110
4.資産運用収益明細 …… 135
5.資産運用費用明細 …… 135
6.利息及び配当金等収入明細 …… 135
7.有価証券残高 …… 110
8.有価証券残存期間別残高 …… 110
9.商品有価証券残高 …… 110
10.業種別保有株式の額 …… 112
11.貸付金残高 …… 116
12.国内企業向け企業規模別貸付金残高 …… 117
13.業種別貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合 … 117
14.使途別貸付金残高の合計に対する割合 …… 118
15.担保別貸付金残高 …… 118
16.有形固定資産の残高 …… 122
17.不動産残高及び賃貸用ビル保有数 …… 122
18.海外投融資残高 …… 123～124
19.海外投融資の地域別構成 …… 124
20.海外投融資利回り …… 110
■特別勘定に関する指標等
1.特別勘定資産残高 …… 147
2.個人変額保険特別勘定資産 …… 147
3.個人変額保険特別勘定の運用収支 …… 148
■保険金信託業務に関する指標
〈保険金信託業務を行なう場合に関する条文につき省略〉

ニ.責任準備金の残高として別表に掲げる事項
(別表)

契約年度別責任準備金残高 …… 127
責任準備金残高の内訳 …… 126

ホ.〈損害保険会社に関する条文につき省略〉
4.保険会社の運営に関する次に掲げる事項
イ.リスク管理の体制 …… 68～71
ロ.法令遵守の体制 …… 65～66
ハ.法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 ……127
ニ.次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項…… 30
(1)指定生命保険業務紛争解決機関が存在する場合　生命保険会社が生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称
(2)(指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合に関する条文につき省略)
ホ.(損害保険会社に関する条文につき省略)
5.保険会社の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ.貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成しない場合に限る。)及び剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書 …… 86～90
ロ.貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……118
(1)破綻先債権に該当する貸付金
(2)延滞債権に該当する貸付金
(3)3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)貸付条件緩和債権に該当する貸付金
ハ.元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 ……119
ニ.債権について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額 ……119
(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
(2)危険債権
(3)要管理債権
(4)正常債権
ホ.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)……119
ヘ.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益… 103～108
(1)有価証券
(2)金銭の信託
(3)デリバティブ取引
(4)金融等デリバティブ取引
(5)先物外国為替取引
(6)有価証券関連デリバティブ取引
(7)金融商品取引法第28条第8項第3号イ若しくは第4号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第3号イに掲げる取引と類似の取引
ト.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……129
チ.貸付金償却の額 ……136
リ.公衆の縦覧に供する書類について保険業法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……102
ヌ.貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …… 該当せず
6.事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当せず

保険業法施行規則　第59条の3　第1項(連結決算関係)

1.保険会社及びその子会社等(保険業法第111条第2項に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。以下この条において同じ。)の概況に関する次に掲げる事項
イ.保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 … 78～79
ロ.保険会社の子会社等に関する次に掲げる事項 …… 80
(1)名称
(2)主たる営業所又は事務所の所在地
(3)資本金又は出資金の額
(4)事業の内容
(5)設立年月日
(6)保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
(7)保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合
2.保険会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
イ.直近の事業年度における事業の概況 …… 78
ロ.直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 …… 78
(1)経常収益
(2)経常利益又は経常損失
(3)当期純剰余又は当期純損失
(4)包括利益
(5)(株式会社に関する条文につき省略)
(6)総資産額
3.保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ.連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書 …… 155～158,169
ロ.貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ……173
(1)破綻先債権に該当する貸付金
(2)延滞債権に該当する貸付金
(3)3カ月以上延滞債権に該当する貸付金
(4)貸付条件緩和債権に該当する貸付金
ハ.保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) ……173
ニ.保険会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ……174
ホ.保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結基金等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …… 該当せず
4.事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当せず

お手続き・お問合わせ先一覧

詳細は当社ホームページ(http://www.sumitomolife.co.jp)でご確認いただけます。

(平成23年6月現在)

			契約者貸付 保険ファンド 配当金などのご利用	住所変更 口座変更	名義変更	入院給付金 手術給付金 のご請求	契約内容の ご照会 等
スミセイダイレクトサービス	インターネット	パソコン	○	○	○	○	○
		携帯電話	○	—	—	—	○
	スミセイカンタッチアンサー (電話による自動応答取引)		○	スミセイカンタッチアンサー 0120-834914 携帯電話・PHSからは 06-6612-8349			
ATMネットワーク 住友生命のカードをお持ちのお客さまは、全国約74,000台の提携ATMの利用が可能!(提携先は右記参照)			○	<ATM提携先金融機関> ゆうちょ銀行、三井住友銀行、セブン銀行、全国265の信用金庫、京都中央信用金庫、大垣共立銀行、沖縄銀行、四国銀行、常陽銀行、東京都民銀行、南都銀行、北越銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、武蔵野銀行			
スミセイコールセンター			○	○	○	○	○
ご来店窓口							

スミセイダイレクトサービス

月～土曜日　午前8時～午後11時45分　日曜日　午前8時～午後8時(祝日・年末年始除く)

■インターネット(パソコン・携帯電話)

http://www.sumitomolife.co.jp　住友生命　検　索

■スミセイカンタッチアンサー(電話による自動応答取引)

0120-834914〔携帯・PHSからは(06)6612-8349〕

iモード・EZweb・Yahoo!ケータイは公式メニューまたはQRコードからアクセス!

スミセイコールセンター

0120-307506

月～金曜日　午前9時～午後6時　土曜日　午前9時～午後5時　(日・祝日・年末年始を除く)

まずコンピューター音声でご用件の番号をご案内いたします。ご用件の番号を入力いただきますと、担当者が応対させていただきます。

※証券番号をあらかじめお確かめのうえお電話願います。
※プライバシー保護のため、契約者等ご本人さまからのお電話をお願いします。
※担当者の応対途中に自動音声とプッシュホン操作による本人確認を実施させていただく場合がございます。

※金融機関を通じてご加入のお客さまは、下記番号をご利用ください。担当者が直接対応させていただきます。
0120-506154
※郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命を通じてご加入のお客さまは、下記の番号をご利用ください。
0120-506873

ご来店窓口

月～金曜日　午前9時～午後3時30分(土日・祝日・年末年始除く)

※店頭でお手続きいただく際は、ご本人と確認できる運転免許証などの証明書をご持参ください。
※お手続きの内容によっては事前にご用意いただく書類が必要な場合がございます。ご来店前にスミセイコールセンター宛にお電話でご確認ください。
※最寄のご来店窓口については、P.184～185をご覧ください。

住友生命保険相互会社
本　　社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
〈ホームページ〉 http://www.sumitomolife.co.jp
住友生命　検索

営承P291　2011年7月調査広報部作成

ecology
VEGETABLE OIL INK